平成28年度

年　次　報　告

公正取引委員会

本書は再生紙を使用しております

この報告書は，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第44条第１項の規定に基づき，公正取引委員会の平成28年度におけるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

平成29年９月

凡 例

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
独占禁止法施行令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）

目　次

第１部　総　論…… 1
第２部　各　論…… 19
第１章　独占禁止法制等の動き…… 21
第１　独占禁止法の改正…… 21
第２　その他の所管政令等の改正等…… 22
第３　独占禁止法と他の経済法令等の調整…… 23
第４　独占禁止法研究会報告書の公表…… 23
第２章　違反被疑事件の審査及び処理…… 27
第１　違反被疑事件の審査及び処理の状況…… 27
第２　法的措置等…… 38
第３　警　告…… 62
第４　告　発…… 63
第３章　審　判…… 65
第１　概　説…… 65
第２　審　決…… 69
第４章　訴　訟…… 81
第１　審決取消請求訴訟…… 81
第２　排除措置命令等取消請求訴訟…… 90
第３　その他の公正取引委員会関係訴訟…… 92
第４　独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟…… 93
第５　独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟…… 94
第５章　競争環境の整備…… 97
第１　ガイドラインの策定・公表等…… 97
第２　実態調査…… 103
第３　独占禁止法適用除外の見直し等…… 120
第４　競争評価に関する取組…… 128
第５　入札談合の防止への取組…… 129
第６　独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組…… 130
第７　独占的状態調査…… 133
第６章　競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備…… 135
第７章　株式取得，合併等に関する業務…… 151
第１　概　説…… 151
第２　独占禁止法第９条の規定による報告・届出…… 151
第３　銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有…… 151
第４　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等…… 152
第５　主要な事例…… 164

第８章　不公正な取引方法への取組 201
第１　概　説 201
第２　不当廉売に対する取組 201
第３　優越的地位の濫用に対する取組 203
第９章　下請法に関する業務 225
第１　概　説 225
第２　違反事件の処理 225
第３　下請法の普及・啓発 236
第４　中小企業等の取引条件の改善に向けた取組 239
第10章　消費税転嫁対策特別措置法に関する業務 241
第１　概　説 241
第２　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置 241
第３　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置 245
第４　消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発 247
第11章　国際関係業務 249
第１　独占禁止協力協定等 249
第２　競争当局間協議 250
第３　経済連携協定への取組 250
第４　多国間関係 251
第５　海外の競争当局等に対する技術支援 257
第６　海外調査 258
第７　海外への情報発信 258
第12章　広報・広聴等に関する業務 261
第１　広報・広聴 261
第２　政策評価 264
第13章　景品表示法に関する業務 265
第１　概　説 265
第２　景品表示法違反事件の調査 266
第３　公正競争規約の認定 269
第14章　相談その他の業務 271
第１　独占禁止法及び関係法令に関する相談等 271
第２　事業活動に関する相談状況 271

第 1 部

総　　論

公正取引委員会は，平成28年度において，次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

1　独占禁止法改正等

⑴　環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（独占禁止法の一部改正を含む。）の成立等

平成28年２月４日に我が国を含む12か国により署名された環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定には「各締約国は、自国の国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。」とする規定が含まれているところ（第16．２条５），同規定は，現行の独占禁止法上担保されていないことから，同規定を担保するため，独占禁止法を改正し，「合意により自主的に解決する」制度である確約手続を導入することとした。確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は，同年12月９日に，可決・成立し，同月16日に公布された（施行期日は，環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日）。環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「ＴＰＰ協定整備法」という。）により，確約手続が導入されることに伴い，公正取引委員会の確約手続に関する規則（平成29年公正取引委員会規則第１号。平成29年１月25日公布。施行日はＴＰＰ協定整備法の施行の日）を制定するなど，関係法令について所要の整備を行った。

⑵　独占禁止法研究会報告書の公表

独占禁止法における課徴金制度は，違反行為者に対して金銭的不利益処分を課すことによって違反行為を抑止するための行政上の措置として，昭和52年に導入された後，約40年が経過し，その間，数次の改正が行われてきた。しかし，近年，事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており，硬直的な現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため，経済・社会環境の不断の変化にも対応できる制度の在り方について検討する必要性が高まってきた。公正取引委員会は，このような認識の下，平成28年２月以降，課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として，各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催してきた。同研究会は，平成29年３月までの間，15回の会合を重ね，検討結果を踏まえ，報告書を取りまとめ，公正取引委員会は，同年４月25日にこれを公表した。

2　厳正・的確な法運用

⑴　独占禁止法違反行為の積極的排除

ア　公正取引委員会は，迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下，国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売など，社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

イ　独占禁止法違反被疑事件として平成28年度に審査を行った事件は149件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは128件であった。

ウ　平成28年度においては，11件の排除措置命令を行った（詳細は第２部第２章第２を参照）。これを行為類型別にみると，価格カルテルが１件，入札談合（官公需）が５件，受注調整（民需）が３件，不公正な取引方法が２件となっている（第１図参照）。また，延べ33名に対し総額97億9696万円の課徴金納付命令を行った。このうち，課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した９名の事業者に対して，独占禁止法第63条第１項の規定に基づき，課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を，また，１名の事業者に対して，同条第２項に基づき，課徴金納付命令を取り消す決定を行った（以下「罰金調整」という。）。罰金調整の結果，平成28年度における課徴金額は，延べ32名に対して，総額91億4301万円となった（第２図参照）。

なお，平成28年度においては，課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は124件であった。

エ　また，平成28年度においては，違反行為は認定したが，特に排除措置を命ずる必要があるとは認められないとして審査を終了し，公表した事例が１件あった。

＜平成28年度における法的措置事件＞	
価格カルテル	○　壁紙の販売業者による価格カルテル事件
入札談合（官公需）	○　東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者による入札談合事件 ○　東日本高速道路㈱関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者による入札談合事件 ○　消防救急デジタル無線機器の製造販売業者による入札談合事件 ○　地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の工事業者による入札談合事件 ○　防衛装備庁が発注するビニロン又は難燃ビニロンを材料として使用する繊維製品の入札参加業者による入札談合事件
受注調整（民需）	○　東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者による受注調整事件 ○　中部電力㈱が発注するハイブリッド光通信装置の製造販売業者による受注調整事件 ○　中部電力㈱が発注する伝送路用装置の製造販売業者による受注調整事件
再販売価格の拘束	○　コールマンジャパン㈱による再販売価格の拘束事件
拘束条件付取引	○　土佐あき農業協同組合による拘束条件付取引事件

第１図　排除措置命令件数等の推移

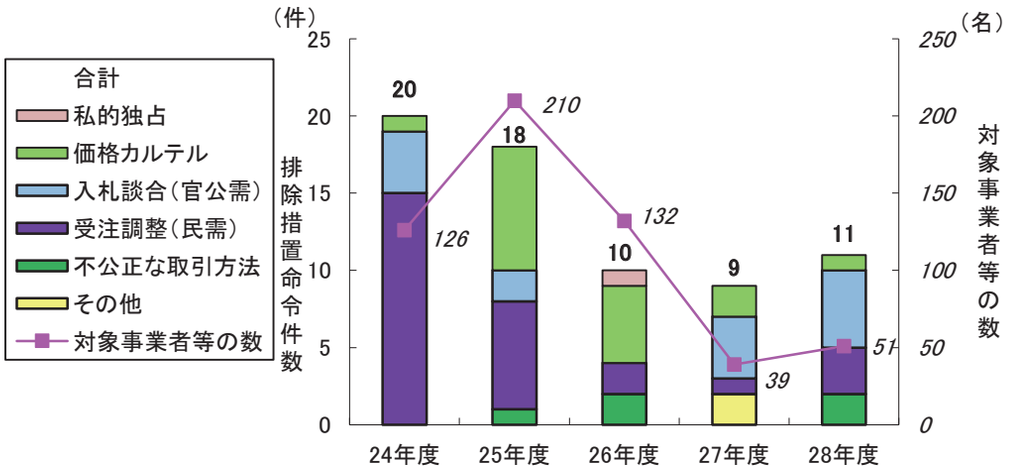

内容（注1）＼年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
私的独占	0	0	1	0	0
価格カルテル（注2）	1	8	5	2	1
入札談合（官公需）	4	2	0	4	5
受注調整（民需）	15	7	2	1	3
不公正な取引方法	0	1	2	0	2
その他（注3）	0	0	0	2	0
合計	20	18	10	9	11

（注１）複数の行為類型に係る事件は，主たる行為に即して分類している。
（注２）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注３）「その他」とは，事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第２図　課徴金額等の推移

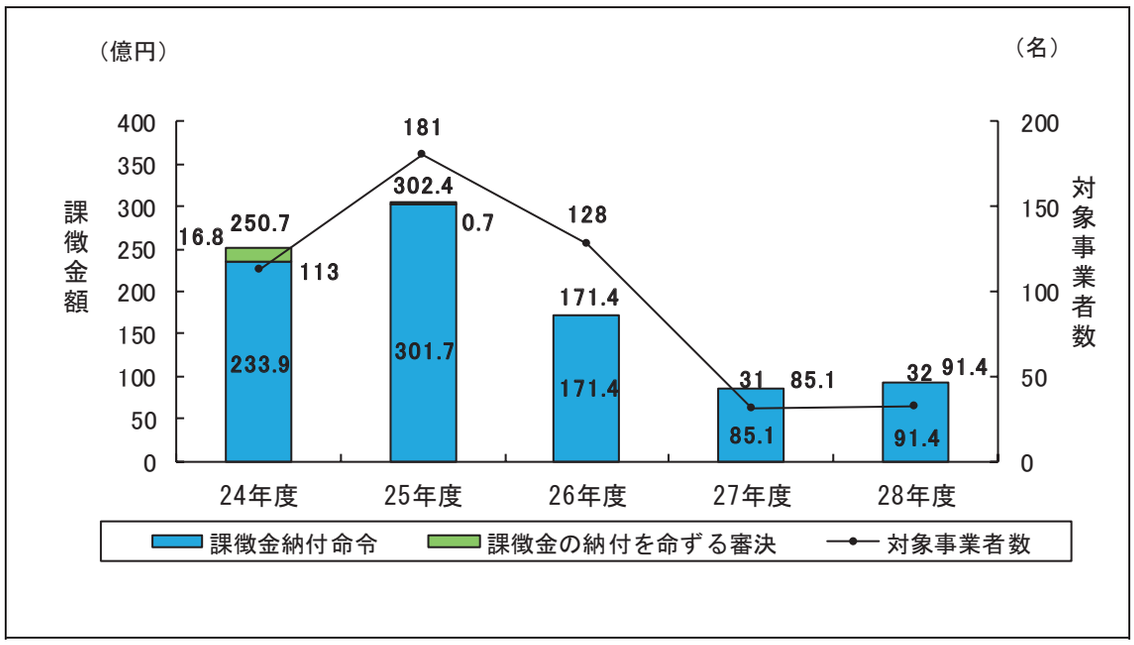

（注）平成17年独占禁止法改正法（独占禁止法の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含む。

オ　このほか，違反するおそれのある行為に対する警告10件（詳細は第２部第２章第３を参照），違反につながるおそれのある行為に対する注意1,239件（不当廉売事案について迅速処理による注意を行った1,155件を含む。）を行うなど，適切かつ迅速な法運用に努めた。

カ　公正取引委員会は，独占禁止法違反行為についての審査の過程において，競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について，事業者団体・発注者等に要請や申入れ等を行っている。

　平成28年度においては，一般社団法人教科書協会に対して要請を，消防救急デジタル無線機器の発注者に対して連絡を，公益社団法人みやぎ農業振興公社に対して申入れを，それぞれ行った。

キ　平成28年度における審判件数は260件（排除措置命令に係るものが130件，課徴金納付命令に係るものが130件）であった（第３図参照）。これらのうち，平成28年度中に平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決を14件（排除措置命令に係る審決６件，課徴金納付命令に係る審決８件）行ったほか，被審人による審判請求の取下げが１件あった。この結果，平成28年度末における審判件数（平成29年度に繰り越すもの）は245件となった。

第３図　審判件数の推移

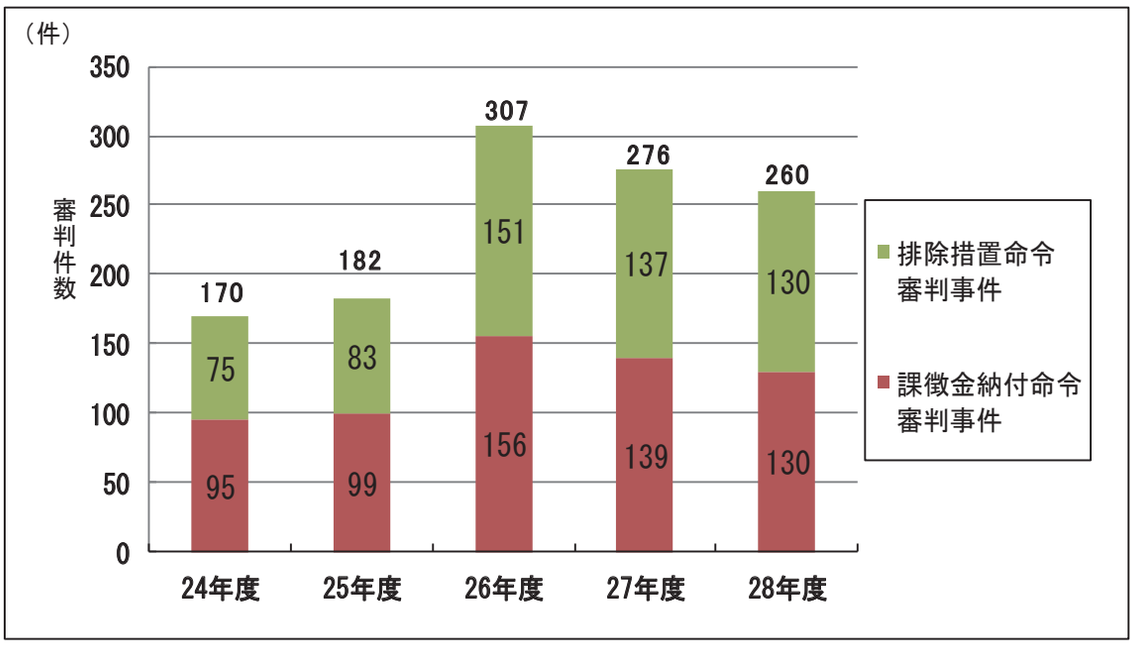

（注１）審判件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。
（注２）「課徴金納付命令審判事件」には，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判事件を含む。

⑵　公正な取引慣行の推進

ア　優越的地位の濫用に対する取組

(ｱ)　公正取引委員会は，以前から，独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用行為が行われないよう監視を行うとともに，独占禁止法に違反する行為については厳正に対処している。

また，優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い，必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し，審査を行っている。

平成28年度においては，優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして48件の注意を行った。

(ｲ)　公正取引委員会は，中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について，実態調査等を実施し，普及・啓発に努めている。

平成28年度においては，「ブライダルの取引に関する実態調査報告書」及び「葬儀の取引に関する実態調査報告書」を平成29年３月22日に公表した（詳細は第２部第８章第３ 5 及び 6 を参照）。

(ｳ)　公正取引委員会は，過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種，各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として，業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成28年度においては，荷主・物流事業者向けに10回の講習会を実施した。

(ｴ)　公正取引委員会は，下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，当委員会事務総局の職員が出向いて，下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成28年度においては，「中小事業者のための移動相談会」を全国45か所で実施した。このほか，事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として10回派遣した。

イ　不当廉売に対する取組

公正取引委員会は，小売業における不当廉売について，迅速に処理を行うとともに，大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって，周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては，周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い，問題がみられた事案については，法的措置を採るなど厳正に対処している。

平成28年度においては，酒類，石油製品，家庭用電気製品等の小売業において，不当廉売につながるおそれがあるとして1,155件（酒類420件，石油製品732件，家庭用電気製品１件，その他２件）の事案に対して注意を行った。

ウ　下請法違反行為の積極的排除等

(ｱ)　公正取引委員会は，下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという下請取引の実態に鑑み，中小企業庁と協力し，親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている。また，中小事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況において，中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう，下請法の迅速かつ効果的な運用により，下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護に努めている。

平成28年度においては，親事業者39,150名及びこれらと取引している下請事業者214,500名を対象に書面調査を行い，書面調査等の結果，下請法に基づき11件の勧告を行い，6,302件の指導を行った（第４図参照。詳細は第２部第９章第２ 6 を参照）。

＜平成28年度における勧告事件＞

○　冠婚葬祭式の施行等を行う事業者（親事業者）による下請事業者に対する購入・利用強制事件

○　フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件

○　食料品，日用品等の卸売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額及び不当な経済上の利益の提供要請事件

○　衣料品等の小売業者（通信販売業者）（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額，返品及び不当な経済上の利益の提供要請事件

○　自動車部品等の製造業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件

○　旅行業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
○　医薬品，日用品，化粧品等の卸売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
○　フランチャイズ・システムによる弁当等の販売事業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額及び返品事件
○　化粧品，日用品，家庭用品，ペット用品等の卸売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
○　宗教用品の製造業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
○　内装金物の製造業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件

第４図　下請法の事件処理件数の推移

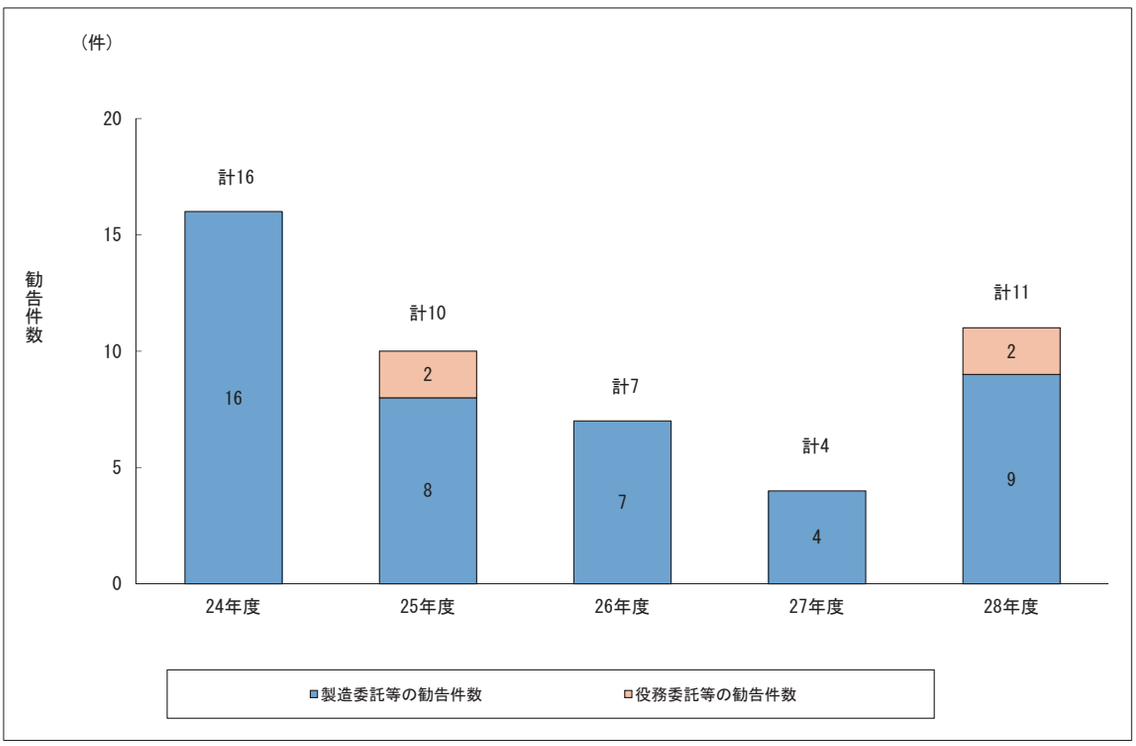

（注１）勧告を行った事件の中には，製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本図においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。
（注２）「製造委託等」とは，製造委託及び修理委託をいい，「役務委託等」とは，情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

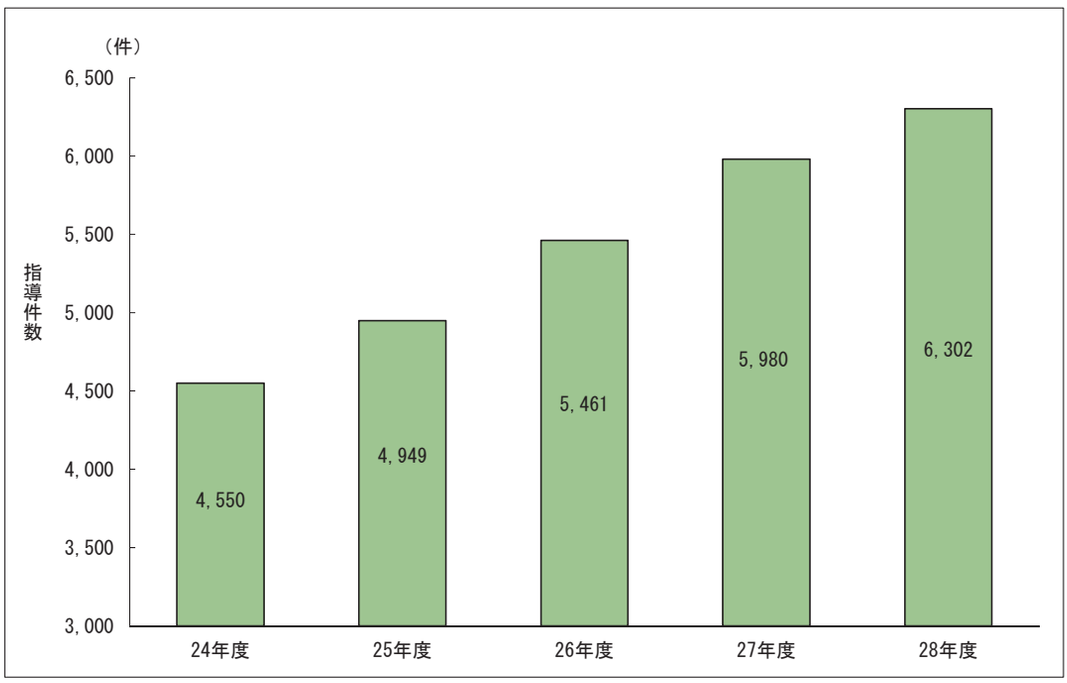

(ｲ)　平成28年度においては，下請事業者が被った不利益について，親事業者302名から，下請事業者6,514名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額23億9931万円相当の原状回復が行われた（第５図参照）。このうち，主なものとしては，①下請代金の減額事件においては，親事業者は総額18億4452万円を下請事業者に返還し，②返品事件においては，親事業者は下請事業者から総額３億3957万円相当の商品を引き取り，③買いたたき事件においては，親事業者は総額8411万円を下請事業者に支払い，④下請代金の支払遅延事件においては，親事業者は遅延利息として総額6958万円を下請事業者に支払った。

第５図　原状回復の状況

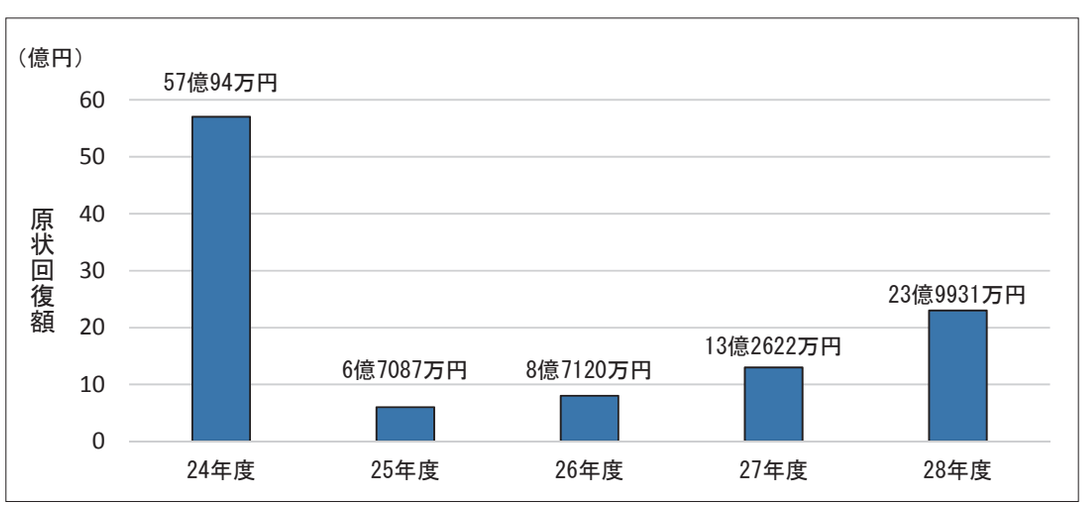

(ｳ) 公正取引委員会は，親事業者の自発的な改善措置が，下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み，当委員会が調査に着手する前に，違反行為を自発的に申し出，かつ，自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については，親事業者の法令遵守を促す観点から，下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし，この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。

平成28年度においては，上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は61件であった。また，同年度に処理した自発的な申出は86件であり，そのうちの10件については，違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。

(ｴ) 公正取引委員会は，下請代金の支払遅延，下請代金の減額，買いたたき等の行為が行われることのないよう，平成28年11月25日，約33,000名の親事業者及び約650の関係事業者団体に対し，下請法の遵守の徹底等について，公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請を行った。

(ｵ) 公正取引委員会は，「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年６月２日），「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年８月２日）等の閣議決定や下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議等の議論を踏まえ，中小企業等の取引条件の改善に向け，下請法・独占禁止法の運用強化に向けた取組を進めていくこととした。その取組の一環として，平成28年12月14日に，親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう違反行為事例の充実等を内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年12月公表。以下「下請法運用基準」という。）の改正を行ったほか，下請代金の支払はできる限り現金によるものとすること等について，公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官連名の文書をもって関係事業者団体への要請を行った。

エ　消費税転嫁対策に関する取組

(ｱ) 公正取引委員会は，様々な情報収集活動によって把握した消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）に関する情報を踏まえ，立入検査等の調査を積極的に実施している。これらの調査の結果，転嫁拒否行為が認められた事業者に対しては，転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善指導を迅速に行っている。

平成28年度においては，中小企業庁と合同で，中小企業・小規模事業者等（売手側。約285万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。また，中小企業庁と合同で，個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。書面調査等の結果，消費税転嫁対策特別措置法に基づき勧告を行ったものは６件，指導を行ったものは362件であった。

(ｲ) 公正取引委員会は，転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置し，平成28年度においては，444件の相談に対応した。また，事業者にとって，より一層相談しやすい環境を整備するため，平

成28年度においては，移動相談会を36回実施した。

(ｳ)　公正取引委員会は，転嫁拒否行為を受けた事業者にとって，自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから，転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけではなく，中小企業庁と合同で書面調査を実施し，転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行った。また，様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため，平成28年度においては，2,385名の事業者及び581の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(ｴ)　公正取引委員会は，平成28年度においては，消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為11件の届出を受け付けたほか，事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談に対応した。

(ｵ)　公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため，事業者及び事業者団体を対象として，当委員会主催の説明会を実施している。

平成28年度においては，36回の説明会を実施した。また，商工会議所，商工会及び事業者団体等が開催する説明会等に公正取引委員会事務総局の職員を講師として73回派遣した。

(3)　企業結合審査の充実

独占禁止法は，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有，合併等を禁止している。公正取引委員会は，我が国における競争的な市場構造が確保されるよう，企業結合規制の的確な運用に努めている。個別事案の審査に当たっては，必要に応じ，経済分析を積極的に活用している。

平成28年度においては，独占禁止法第９条から第16条までの規定に基づく企業結合規制に関する業務として，銀行又は保険会社の議決権取得・保有について２件の認可を行い，持株会社等について108件の報告，会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について319件の届出をそれぞれ受理し，必要な審査を行った。

また，平成28年度においては次のような企業結合事案について，的確に処理するとともに，その内容を公表した（詳細は第２部第７章第５を参照）。

＜平成28年度における主な企業結合事案＞

○　出光興産㈱による昭和シェル石油㈱の株式取得
○　ＪＸホールディングス㈱による東燃ゼネラル石油㈱の株式取得
○　新日鐵住金㈱による日新製鋼㈱の株式取得

3　競争環境の整備に向けた調査等

(1)　「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定

公正取引委員会は，電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していく観点から，総務省と共同して，独占禁止法及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用に当たっての基本的考え方及び問題となる行為等を明らかにした「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を作成・公表している。

電気通信事業分野における最近の市場実態の変化等を踏まえ，平成28年５月20日に本指針を改定した。

同改定において，各分野ごとに独占禁止法上問題となり得る事例を追加した（詳細は第２部第５章第１ 1 を参照）。

⑵ 「適正なガス取引についての指針」の改定

公正取引委員会は，通商産業省（現経済産業省）と共同して，ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為等を明らかにした「適正なガス取引についての指針」を平成12年３月に作成・公表している。

平成29年４月にガスの小売業への参入が全面自由化されること等に伴い，平成29年２月６日に本指針を改定した。

同改定において，今般の制度改正に伴い想定される独占禁止法上の問題点について，事例を追加した（詳細は第２部第５章第１ 2 を参照）。

⑶ 「適正な電力取引についての指針」の改定

公正取引委員会は，通商産業省（現経済産業省）と共同して，電力市場における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に作成・公表している。

平成29年４月に需要家が需要を抑制することにより得られる電気を転売することができる「ネガワット取引（特定卸供給）」が制度化されること等に伴い，平成29年２月６日に本指針を改定した。

同改定により，区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又は区域において一般電気事業者であった発電事業者の行為のうち，想定される独占禁止法上の問題点について事例を追加した（詳細は第２部第５章第１ 3 を参照）。

⑷ 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正

公正取引委員会は，「規制改革に関する第３次答申～多様で活力ある日本へ～」（平成27年６月16日規制改革会議）を受けて策定された「規制改革実施計画」（平成27年６月30日閣議決定）を踏まえ，「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成３年７月11日公表。以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。）に関し同実施計画において検討することとされたいわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について所要の検討を行い，流通・取引慣行ガイドラインを一部改正し，平成28年５月27日に公表した。同改正では，いわゆるセーフ・ハーバーの基準を，改正前の「市場におけるシェアが10％未満であり，かつ，その順位が上位４位以下」から「市場におけるシェアが20％以下」（順位基準は廃止）に改めた。

また，流通・取引慣行ガイドラインが制定されてから約25年が経過しており，我が国における流通・取引慣行の実態が大きく変化していることから，そうした実態に即したガイドラインの見直しに関して必要な検討を行うことを目的として，各界の有識者からなる「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」を開催した。同研究会により取りまとめられた報告書（平成28年12月16日公表）において，「最近の実態を踏まえ

つつ，分かりやすく，汎用性のある，事業者及び事業者団体にとって利便性の高い流通・取引慣行ガイドラインを目指すべき」とされたことを受け，公正取引委員会は流通・取引慣行ガイドラインを改正し，平成29年６月16日に公表した。同改正では，全体の構成について，適法・違法性判断基準が同一の行為類型を統合するなどして，改正前の流通・取引慣行ガイドラインの第２部「流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針」を中心として再構築するなどの構成変更を行うとともに，適法・違法性判断基準について，①分析プロセスの明確化，②オンライン取引に関連する垂直的制限行為に係る考え方の明記，③審判決例や相談事例の積極的な活用による具体例の追加等，更なる明確化を行っている（詳細は第２部第５章第１ 4 を参照）。

⑸　携帯電話市場における競争政策上の課題に関する調査

公正取引委員会は，携帯電話市場におけるＭＶＮＯ（Mobile Virtual Network Operator）の新規参入の促進の観点を中心に，同市場に関する取引慣行について，関係事業者等からヒアリングを行い，携帯電話市場における競争政策上の課題について，総務省による一連の取組を踏まえつつ，調査・検討を行い，平成28年８月２日，「携帯電話市場における競争政策上の課題について」を公表した（詳細は第２部第５章第２ 1 を参照）。

⑹　介護分野に関する調査・提言

現在，我が国では，少子高齢化が進行し，社会保障制度の改革が最重要課題となっている。とりわけ，介護については，高齢化が進む中で，仕事との両立をいかに図っていくかが喫緊の課題となっている。

公正取引委員会では，事業者の公正かつ自由な競争を促進し，サービス等の質の向上も含めた消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から，介護分野の現状について調査・検討を行い，平成28年９月５日，競争政策上の考え方や提言を取りまとめた「介護分野に関する調査報告書」を公表した（詳細は第２部第５章第２ 2 を参照）。

⑺　ガソリンの取引に関するフォローアップ調査

公正取引委員会は，平成25年７月，「ガソリンの取引に関する調査報告書」を公表している。その後，ガソリン販売業者に対するガソリンの仕切価格の決定方法に変更があったことなどガソリンの流通市場における競争環境に変化がうかがわれることから，改めてガソリンの流通実態を把握するためにフォローアップ調査を実施し，平成28年４月28日，「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査報告書」を公表した（詳細は平成27年度年次報告第２部第５章第12を参照）。

⑻　外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の見直し

外航海運については，海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づき，船社による運賃及び料金その他の運送条件，航路，配船等を内容とする協定の締結について，国土交通大臣への事前届出を前提として，独占禁止法適用除外制度が設けられている。同制度

の見直しに関しては，「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年６月18日閣議決定）を踏まえて平成22年度に行った検討の結果，国土交通省は，公正取引委員会と協議しつつ，平成27年度に再度検討を行うこととなっていた。これを踏まえ，公正取引委員会は実態調査を行い，外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持する理由が存在するかどうかについて検討し，平成28年２月４日にその結果を取りまとめた報告書「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について」を公表した。

国土交通省は，同月以降実施した公正取引委員会との協議を踏まえ，平成28年６月14日に，「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に関する再検討の結果について」を公表し，運賃同盟（注）については，届出に係る行為の存在が確認できない運賃同盟の加盟船社に対し，速やかな脱退を求めることなどにより，運賃同盟の締結件数が減少し，国際海上輸送サービスの安定的供給に支障がないと判断される場合には，運賃同盟に係る適用除外制度を廃止する方向で見直す旨，また，運賃同盟以外の船社間協定については，その類型ごとの状況や荷主の利益への影響等を踏まえ，必要と認められる場合には，当委員会と協議しつつ見直しを行っていく旨を示した（詳細は第２部第５章第３ 2 を参照）。

（注）運賃又は料金について加盟船社を拘束する船社間協定。

⑼ 競争評価に関する取組

平成19年10月以後，各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際，原則として，規制の事前評価の実施が義務付けられ，その際，規制による競争状況への影響分析（以下「競争評価」という。）についても行うこととされ，平成22年４月から試行的に実施されている。競争評価については，各府省は，規制等に関して，競争状況への影響・分析に関するチェックリスト（以下「競争評価チェックリスト」という。）の記入を行い，評価書と共に総務省に提出し，総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

平成28年度においては，総務省から113件の競争評価チェックリストを受領し，内容を精査した。

⑽ 入札談合の防止への取組

入札談合の防止を徹底するためには，発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から，公正取引委員会は，地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに，国，地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。

平成28年度においては，研修会を全国で29回開催するとともに，国，地方公共団体等に対して258件の講師の派遣を行った。

⑾ 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

独占禁止法コンプライアンスの向上に関連した企業の取組を促していく観点から，公正取引委員会では，企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し，改善のための方策等と併せて，報告書の取りまとめ・公表を行うとともに，その

周知に努めている。

平成28年度においては，事業者団体に関連する独占禁止法違反事件が依然として数多く存在する現状を踏まえ，事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組の現状を把握し，課題を明らかにすることにより，事業者団体における独占禁止法コンプライアンス体制の強化に資することを目的として，事業者団体1,041団体に調査を行い，独占禁止法コンプライアンスの取組を推進するために有効と考えられる方策や留意点を取りまとめた報告書「事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」を平成28年12月21日に公表した（詳細は第２部第５章第６を参照）。

4　競争政策の運営基盤の強化

⑴　競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは，平成15年６月の発足以降，独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。平成28年度においては，国際シンポジウムを１回，公開セミナーを３回開催したほか，以下の２テーマについて検討会を開催し，それぞれ報告書を取りまとめ公表した。

ア　「バンドル・ディスカウントに関する検討会」

電力小売の自由化を一つの契機として，バンドル・ディスカウント（いわゆるセット割引）が急速に増加しつつある状況を踏まえ，どのような場合に，バンドル・ディスカウントによって，競争者が排除される可能性が生じ，独占禁止法上の問題となり得るかについて検討を行い，平成28年12月14日，「バンドル・ディスカウントに関する独占禁止法上の論点」を公表した。

イ　「データと競争政策に関する検討会」

ＩｏＴ（Internet of Things）の普及や人工知能関連技術の高度化を背景として，「ビッグデータ」の解析等を通じて，データを事業活動に生かすことの重要性が高まる中で，データの利活用を促すことに資するような競争政策上の課題について検討を行うことが必要となっている状況を踏まえ，データの収集及び利活用に関連する競争政策及び独占禁止法上の論点を整理するための検討を行い，平成29年６月６日，「データと競争政策に関する検討会」報告書を公表した。

⑵　経済のグローバル化への対応

近年，複数の国・地域の競争法に抵触する事案，複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど，競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ，公正取引委員会は，二国間独占禁止協力協定，経済連携協定等に基づき，関係国の競争当局と連携して執行活動を行うなど，外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

また，公正取引委員会は，国際競争ネットワーク（ＩＣＮ），経済協力開発機構（ＯＥＣＤ），アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ），国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）等と

いった多国間会議にも積極的に参加している。

さらに，発展途上国において，既存の競争法制を強化する動きや新たに競争法制を導入する動きが活発になっていることを受け，公正取引委員会は，これら諸国の競争当局等に対し，当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による技術支援活動を行っている。

このほか，我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため，英文ウェブサイトに掲載する報道発表資料の一層の充実，海外の弁護士会等が主催するセミナー等へのスピーカーの派遣等を行っている。

平成28年度においては，主に以下の事項に取り組んだ。

ア　競争当局間における連携強化

公正取引委員会は，中華人民共和国の商務部及びケニア共和国の競争当局との間においてそれぞれ二国間の協力に関する覚書を締結した。また，モンゴル国の公正競争・消費者保護庁との間における協力に関する取決めを締結した。

イ　多国間協議への参加

国際競争ネットワーク（ＩＣＮ）においては，その設立以来，運営委員会メンバーを務めるとともに，平成23年５月から平成26年４月までカルテル作業部会の共同議長を，平成26年４月から平成29年５月まで同作業部会サブグループ（ＳＧ１）の共同議長を務め，平成29年５月からは企業結合作業部会の共同議長を務めている。また，公正取引委員会主導の下で設立された「（カルテルに関する）非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」及び「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」を運用するなど各作業部会の取組に参画している。

経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）においては，競争委員会の本会合，各作業部会等に参加し，忠誠リベート，価格差別等のテーマに即して，公正取引委員会の過去の経験，取組について紹介するなど，議論に参画した。このほか，平成28年９月に韓国・ソウルにおいて韓国競争当局等との共催により，第12回東アジア競争政策トップ会合を開催した。

ウ　経済連携協定への取組

我が国は，現在，ＥＵ，中国・韓国，トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行っており，また，東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ：Regional Comprehensive Economic Partnership）の締結交渉を行っている。

公正取引委員会は，経済連携協定等において競争政策を重要な要素と位置付け，競争分野における協力枠組みに係る条項等を盛り込む方向で交渉に参加している。

エ　技術支援

インドネシアの競争当局に公正取引委員会事務総局の職員を派遣するとともに，インドネシア，モンゴル等の競争当局職員を招いて研修を行う等により，競争政策

に関する技術支援を実施している。

また，平成28年９月から，ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下，日・ＡＳＥＡＮ統合基金（ＪＡＩＦ）を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており，ＡＳＥＡＮ加盟国の競争当局職員を招いて研修を行ったほか，ベトナムにおいてワークショップを開催した。

⑶　競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見・要望等を聴取して施策の実施の参考とし，併せて競争政策への理解の促進に資するため，独占禁止政策協力委員から意見聴取を行った。

また，経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため，公正取引委員会が広く有識者と意見を交換し，併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として，独占禁止懇話会を開催しており，平成28年度においては，３回開催した。

さらに，全国８都市において，公正取引委員会委員と各地の有識者との懇談会を，また，全国各地区において，地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と各地区の有識者との懇談会を，全国８都市において，公正取引委員会委員等による弁護士会等に対する講演会等を，それぞれ開催した。

前記以外の活動として，本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため，「一日公正取引委員会」を開催するとともに，一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて，中学校，高等学校及び大学（短期大学等を含む。）に職員を講師として派遣し，経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など，学校教育等を通じた競争政策の普及啓発に努めた。

＜平成28年度における主な取組＞

○　独占禁止政策協力委員150名に対する意見聴取の実施
○　独占禁止懇話会の開催（３回）
○　地方有識者との懇談会の開催（帯広市，青森市，甲府市，金沢市，神戸市，岡山市，高松市及び佐賀市）
○　その他の地方有識者との懇談会の開催（78回）
○　弁護士会等に対する講演会等の開催（13回）
○　一日公正取引委員会の開催（帯広市，秋田市，さいたま市，浜松市，神戸市，下関市，徳島市及び宮崎市）
○　消費者セミナーの開催（77回）
○　独占禁止法教室の開催（中学生向け54回，高校生向け33回，大学生等向け109回）

第 2 部

各　　論

第１章　独占禁止法制等の動き

第１　独占禁止法の改正

1　環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（独占禁止法の一部改正を含む。）の成立

⑴　改正の経緯

平成28年２月４日に我が国を含む12か国により署名された環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定には「各締約国は、自国の国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者との間の合意により自主的に解決する権限を与える。」とする規定が含まれているところ（第16．２条５），同規定は，現行の独占禁止法上担保されていないことから，同規定を担保するため，独占禁止法を改正し，「合意により自主的に解決する」制度である確約手続を導入することとした。確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は，平成28年３月８日に第190回通常国会へ提出され，継続審議とされた後，同年12月９日，第192回臨時国会において可決・成立し，同月16日に公布された（施行期日は，環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日）。

⑵　改正の内容

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「ＴＰＰ協定整備法」という。）により導入される確約手続の概要は以下のとおりである。

ア　通知

公正取引委員会は，私的独占の禁止等の規定に違反する事実があると思料する場合において，その疑いの理由となった行為について，公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは，当該行為をしている者に対し，当該行為の概要，違反する疑いのある法令の条項及び後記イの申請をすることができる旨を書面により通知することができる。

イ　申請

前記アの通知を受けた者は，疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置を自ら策定し，実施しようとするときは，その実施しようとする措置（以下「排除措置」という。）に関する計画（以下「排除措置計画」という。）を作成し，これを当該通知の日から60日以内に公正取引委員会に提出して，その認定を申請することができる。

ウ　認定

公正取引委員会は，前記イの申請があった場合において，当該排除措置が，疑いの

理由となった行為を排除するために十分なものであり，かつ，確実に実施されると見込まれるものであると認めるときは，当該排除措置計画の認定をする。

エ　却下

公正取引委員会は，前記イの申請があった場合において，当該排除措置計画が前記ウの要件のいずれかに適合しないと認めるときは，決定でこれを却下しなければならない。

オ　変更

前記ウの認定を受けた者は，当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは，公正取引委員会の認定を受けなければならない。

カ　認定の効果

前記ウ又はオの認定をした場合において，当該認定に係る疑いの理由となった行為及び排除措置に係る行為については，排除措置命令及び課徴金納付命令は行われない。

キ　認定の取消し

公正取引委員会は，前記ウ若しくはオの認定を受けた排除措置計画に従って排除措置が実施されていないと認めるとき又は前記ウ若しくはオの認定を受けた者が虚偽若しくは不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したときは，認定を取り消さなければならない。

第２　その他の所管政令等の改正等

1　ＴＰＰ協定整備法による確約手続の導入に伴う公正取引委員会規則の制定及び改正

独占禁止法の一部改正を含むＴＰＰ協定整備法により，確約手続が導入されることに伴い，排除措置計画の認定の申請方法，認定書の送達等の手続を定めるため，「公正取引委員会の確約手続に関する規則」（平成29年公正取引委員会規則第１号。平成29年１月25日公布）を制定するとともに，「公正取引委員会の審査に関する規則」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請，報告及び届出等に関する規則」について所要の改正を行った。

2　消費税転嫁対策特別措置法の適用期限の延長に伴う消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部改正等

(1)　消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部改正

世界経済の不透明感が増す中，新たな危機に陥ることを回避するため，消費税率の10％への引上げ時期を変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行う必要があるため，「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案」が第192回臨時国会

に提出された。同法律案は，消費税転嫁対策特別措置法の一部改正（消費税転嫁対策特別措置法の適用期限の平成30年９月30日から平成33年３月31日への延長等）を含むものであるところ，平成28年11月18日に可決・成立し，同月28日に公布・施行された（平成28年法律第85号）。

消費税転嫁対策特別措置法の適用期限が平成30年９月30日から平成33年３月31日に延長されたことを踏まえ，平成28年11月28日より前に公正取引委員会に消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出をした者の事務負担の軽減を図るため，「消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則」について所要の改正を行った（平成29年公正取引委員会規則第４号。平成29年１月31日公布・施行）。

⑵　消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法及び下請法上の考え方の改正

消費税転嫁対策特別措置法の改正に伴い，「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成25年９月10日公表）について所要の改正を行った（平成28年11月28日改正）。

3　公正取引委員会事務総局組織令の改正

官房に期限を限って置かれる参事官の設置期間を平成33年３月31日まで延長すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（平成29年政令第69号。平成29年３月31日公布，同年４月１日施行））。

第３　独占禁止法と他の経済法令等の調整

1　法令協議

公正取引委員会は，関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に，これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には，その企画・立案の段階で，当該行政機関からの協議を受け，独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2　行政調整

公正取引委員会は，関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について，独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないよう，当該行政機関と調整を行っている。

第４　独占禁止法研究会報告書の公表

1　経緯

独占禁止法における課徴金制度は，違反行為者に対して金銭的不利益処分を課すことによって違反行為を抑止するための行政上の措置として，昭和52年に導入された後，約40年

が経過し，その間，数次の改正が行われてきた。しかし，近年，事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており，硬直的な現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため，経済・社会環境の不断の変化にも対応できる制度の在り方について検討する必要性が高まってきた。公正取引委員会は，このような認識の下，平成28年２月以降，課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として，各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催してきた。同研究会は，平成29年３月までの間，15回の会合を重ね，検討結果を踏まえ，報告書を取りまとめ，公正取引委員会は，同年４月25日にこれを公表した。

2　報告書の概要

報告書における主要な論点は後記⑴から⑸であり，各論点についての結論の概要は以下のとおりである。

⑴　課徴金制度の見直しの方向性

ア　一層進展する事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化や，経済・社会環境の不断の変化に対応するためには，また，事業者に調査協力インセンティブを与えるためには，課徴金制度に一定の柔軟性を認めることが適当である。

イ　上記のような制度は，一定の範囲で公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度となるが，①過去の違反行為に対する道義的責任・非難ではなく，将来の違反行為の抑止という展望的な行政目的を達成するために合理的であること，②違反行為に対して刑事罰に加えて課徴金を賦課することが著しく均衡を失して過重となり比例性を欠かないこと，③行政の恣意が実体要件と手続により排除されること等の原則を満たす限り，そのような制度の導入により憲法第39条（二重処罰の禁止）などの憲法問題は生じない。

ウ　上記①から③を踏まえると，少なくとも，諸外国のように当局の広範な裁量に問題の解消を委ねる方法ではなく，可能な限り問題を解消するための対処規定を個別に設け，公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量は，それによらなければ解消できない範囲に限定して認める方法を採る限り，憲法問題が生じることはない。

エ　具体的な制度設計に当たっては，上記①から③のような点に配慮しながら，現行課徴金制度の問題を解消できるよう，また，違反被疑事業者の従業員等が供述聴取に応じる負担を軽減する等の観点から，過剰な要件や立証負担の見直し及び手続保障の整備も含め，事業者と公正取引委員会が協力して効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大できるよう，留意する。

⑵　現行課徴金制度の法的位置付け

ア　現行課徴金制度は，「違反行為を抑止するために行政庁が違反行為者等に対して不当利得相当額以上の金銭的不利益を課すもの」であり，報告書で示された見直しの方向性は現行制度の趣旨・目的の範囲内での改正と評価できる。

イ　違反行為の抑止という行政目的を達成する観点から，違反行為の抑止に不十分と認

められるような事態が生じた場合には，制度設計の見直しを含めて必要な措置が講じられるべきである。

⑶　課徴金の算定・賦課方式の基本的な枠組み

ア　課徴金の算定基礎となる売上額の見直し

- 機動的・効率的な運用を確保するための売上高の規定の見直し（例：カルテル，談合事案の「当該商品又は役務」の売上額に係る相互拘束・具体的競争制限効果要件の撤廃等）
- 売上額がない場合（国際市場分割カルテル等）の算定基礎を，利得を観念できる類型ごとに法定化（事前に想定し切れないものについては，一般的規定や政令への委任で対応）
- 売上額が課徴金制度の趣旨・性格に照らして必要な範囲を超えると認められる場合（例：諸外国の制裁金等の対象となる商品の売上額と重複する場合等），公正取引委員会が必要と認める範囲で売上額を控除

イ　算定期間の上限（３年間）撤廃又は延長，必要に応じて基本算定率の見直し

ウ　業種別算定率の廃止，中小企業算定率の適用対象の適正化

エ　繰り返し違反・主導的役割への加算は原則維持，早期離脱の減算は課徴金減免制度に取り込んで廃止

オ　課徴金納付命令の義務的賦課は原則維持

⑷　調査協力インセンティブを高める制度

ア　現行課徴金減免制度の拡充

- 課徴金減免制度の適用事業者数の限定（最大５名）や申請期限（調査開始後20営業日まで）を撤廃
- 事業者が提出する証拠の価値等に応じて公正取引委員会が一定の幅の中で減算率を決定
- 継続協力義務（公正取引委員会に速やかに情報提供すること，公正取引委員会による供述聴取に応じるよう従業員等に命じること，減免申請した事実・内容を第三者に明らかにしないこと等）の導入

イ　調査妨害行為に対する課徴金の加算制度の新設，検査妨害罪の法人に対する罰金刑の引上げ

⑸　新制度の下での手続保障

新たな課徴金減免制度の利用に係る弁護士と事業者との間のコミュニケーションに限定して，実態解明機能を損なわない範囲において，証拠隠滅等の弊害防止措置を併せて整備することを前提に，運用により秘匿特権に配慮することが適当である。

第２章　違反被疑事件の審査及び処理

第１　違反被疑事件の審査及び処理の状況

1　排除措置命令等

独占禁止法は，事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること，不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は，一般から提供された情報，自ら探知した事実，違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し，これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは，独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

平成28年度においては，審査事件のうち必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（第47条），違反する事実があると認められ，排除措置命令等をしようとするときは，意見聴取を行い（第49条等），意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌し（第60条），排除措置命令等を行っている。

また，排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても，違反の疑いがあるときは，関係事業者等に対して警告を行い，是正措置を採るよう指導している（注）。

さらに，違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが，違反につながるおそれのある行為がみられた場合には，未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお，法的措置又は警告をしたときは，その旨公表している。また，注意及び打切りについては，競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり，かつ，関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は，公表している。

平成28年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第１－２表〕を除く。）は，前年度からの繰越しとなっていたもの15件及び年度内に新規に着手したもの134件の合計149件であり，このうち年度内に処理した件数は128件であった。128件の内訳は，排除措置命令が11件，違反行為は認定したが，特に排除措置を命ずる必要があるとは認められないとして審査を終了し，公表した事例が１件，警告が10件，注意が84件及び違反事実が認められなかったため審査を打ち切ったものが22件となっている（第１－１表参照）。

（注）公正取引委員会は，警告を行う場合にも，公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第５号）に基づき，事前手続を経ることとしている。

第１－１表　審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注１）を行ったものを除く。）

年　　度			24	25	26	27	28
審査件数	前年度からの繰越し		9	13	10	11	15
	年度内新規着手		266	137	118	127	134
	合　　計		275	150	128	138	149
処理件数	法的措置	排除措置命令	20	18	10	9	11
		対象事業者等の数	126	210	132	39	51
	その他	終　了（違反認定）	0	0	0	0	1
		警　　告	6	1	1	6	10
		注　　意	208	114	102	106	84
		打 切 り	28	7	4	2	22
		小　　計	242	122	107	114	117
	合　　計		262	140	117	123	128
次年度への繰越し			13	10	11	15	21
令等	課徴金納付命	対象事業者数	108	176	128	31	32（注3）
		課徴金の納付を命ずる審決	5	5	0	0	0
		課徴金額（円）（注2）	250億7644万	302億4283万	171億4303万	85億1076万	91億4301万（注3）
告　　発			1	1	0	1	0

（注１）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則２か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

（注２）平成17年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含む。

（注３）課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した９名の事業者に対して，独占禁止法第63条第１項の規定に基づき，課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を，また，１名の事業者に対して，同条第２項に基づき，課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果，課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第１－２表　不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年　　度	24	25	26	27	28
不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）	1,736	1,366	982	841	1,155

第１図　排除措置命令件数等の推移

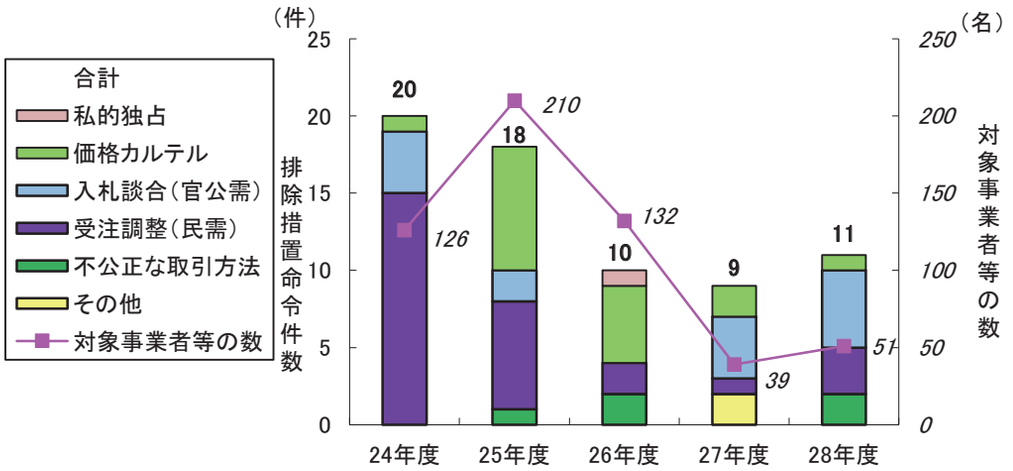

内容（注1）＼年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
私的独占	0	0	1	0	0
価格カルテル（注2）	1	8	5	2	1
入札談合（官公需）	4	2	0	4	5
受注調整（民需）	15	7	2	1	3
不公正な取引方法	0	1	2	0	2
その他（注3）	0	0	0	2	0
合計	20	18	10	9	11

（注１）複数の行為類型に係る事件は，主たる行為に即して分類している。
（注２）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注３）「その他」とは，事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

平成28年度における処理件数を行為類型別にみると，価格カルテル４件，入札談合（官公需）５件，受注調整（民需）４件，その他のカルテル２件，不公正な取引方法111件，その他２件となっている（第２表参照）。排除措置命令は11件であり，この内訳は，価格カルテル１件，入札談合（官公需）５件，受注調整（民需）３件，不公正な取引方法２件となっている（第２表及び第３表参照）。

第２表　平成28年度審査事件（行為類型別）一覧表

内容（注1） ＼ 処理別		法的措置	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	合計
私的独占		0	0	0	0	0	0
不当な取引制限	価格カルテル（注2）	1	0	0	3	0	4
	入札談合（官公需）	5	0	0	0	0	5
	受注調整（民需）	3	0	1	0	0	4
	その他のカルテル	0	0	0	2	0	2
	小　　計	9	0	1	5	0	15
不公正な取引方法（注３）	再販売価格の拘束	1	0	0	8	0	9
	その他の拘束・排他条件付取引	1	0	0	4	0	5
	取引妨害	0	1	0	1	0	2
	優越的地位の濫用	0	0	0	48	2	50
	不当廉売	0	0	0	15	20	35
	その他	0	0	9	1	0	10
	小　　計	2	1	9	77	22	111
そ　の　他（注4）		0	0	0	2	0	2
合　　計		11	1	10	84	22	128

（注１）複数の行為類型に係る事件は，主たる行為に即して分類している。
（注２）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注３）事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第８条第５号）は，不公正な取引方法に分類している。
（注４）「その他」とは，事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第３表　法的措置件数（行為類型別）の推移

内容（注1） ＼ 年度		24	25	26	27	28	合計
私的独占		0	0	1	0	0	1
不当な取引制限	価格カルテル（注2）	1	8	5	2	1	17
	入札談合（官公需）	4	2	0	4	5	15
	受注調整（民需）	15	7	2	1	3	28
	小　　計	20	17	7	7	9	60
不公正な取引方法	再販売価格の拘束	0	0	0	0	1	1
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	0	0	1	1
	取引妨害	0	0	1	0	0	1
	優越的地位の濫用	0	1	1	0	0	2
	小　　計	0	1	2	0	2	5
その他（注3）		0	0	0	2	0	2
合　　計		20	18	10	9	11	68

（注１）複数の行為類型に係る事件は，主たる行為に即して分類している。
（注２）価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は，価格カルテルに分類している。
（注３）「その他」とは，事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は，カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために，行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（第７条の２第１項，第２項及び第４項，第８条の３，第20条の２，第20条の３，第20条の４，第20条の５並びに第20条の６）。

課徴金の対象となる行為は，①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち，商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量，市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの，②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について，その対価に係るもの又は供給量，市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの，③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの，④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である，共同の取引拒絶，差別対価，不当廉売及び再販売価格の拘束のうち，一定の要件を満たしたもの並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

平成28年度においては，延べ33名に対し総額97億9696万円の課徴金納付命令を行った。このうち，課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した９名の事業者に対して，独占禁止法第63条第１項の規定に基づき，課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を，また，１名の事業者に対して，同条第２項に基づき，課徴金納付命令を取り消す決定を行った（以下「罰金調整」という。）。罰金調整の結果，平成28年度における課徴金額は，延べ32名に対して，総額91億4301万円となった（第５表参照）。このうち，違反を繰り返した場合の割増算定率が適用された事業者は４事件における延べ４名であり，主導的な役割を果たした場合の割増算定率が適用された事業者は２事件における延べ４名であった。また，早期に違反行為をやめた場合の軽減算定率が適用された事業者は３事件における延べ14名であった。

(2) 課徴金減免制度の運用状況

平成28年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は124件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年１月〕以降の件数は1,062件）。

なお，平成28年度においては，９事件延べ28名の課徴金減免申請事業者について，当該事業者からの申出により，これらの事業者の名称，免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注）公正取引委員会は，法運用の透明性等の観点から，課徴金減免制度が適用された事業者について，課徴金納付命令を行った際に，当委員会のウェブサイト（http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html）に，当該事業者の名称，所在地，代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし，平成28年５月31日以前に課徴金減免の申請を行った事業者については，当該事業者から公表の申出があった場合に，公表している。）。

第２図　課徴金額等の推移

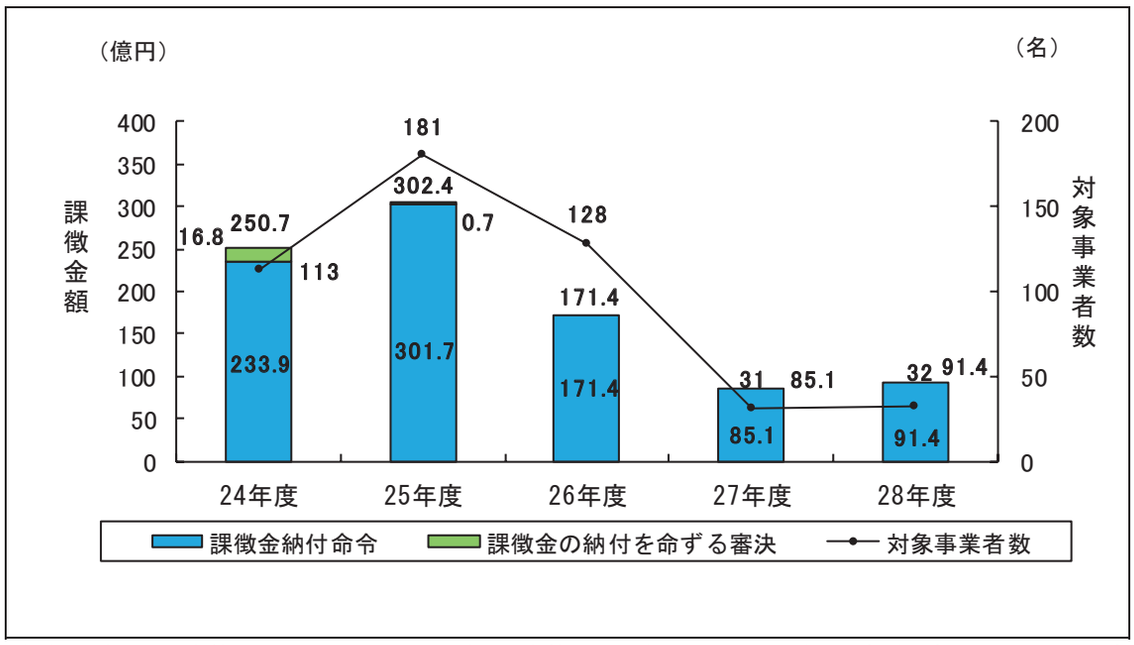

（注）平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含む。

3　申告等

平成28年度においては，独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ，公正取引委員会に報告（申告）された件数は7,224件であった（第３図参照）。この報告が書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には，当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（第45条第３項），平成28年度においては，7,064件の通知を行った。

また，公正取引委員会は，独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため，平成14年４月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ，平成28年度においては，同システムを利用した申告が1,150件あった。

さらに，平成28年度においては，電力分野に係る情報提供窓口（平成28年３月設置）に加え，農業分野，ＩＴ・デジタル関連分野に係る情報提供窓口を設置（同年４月，10月）し，これら分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第３図　申告件数の推移

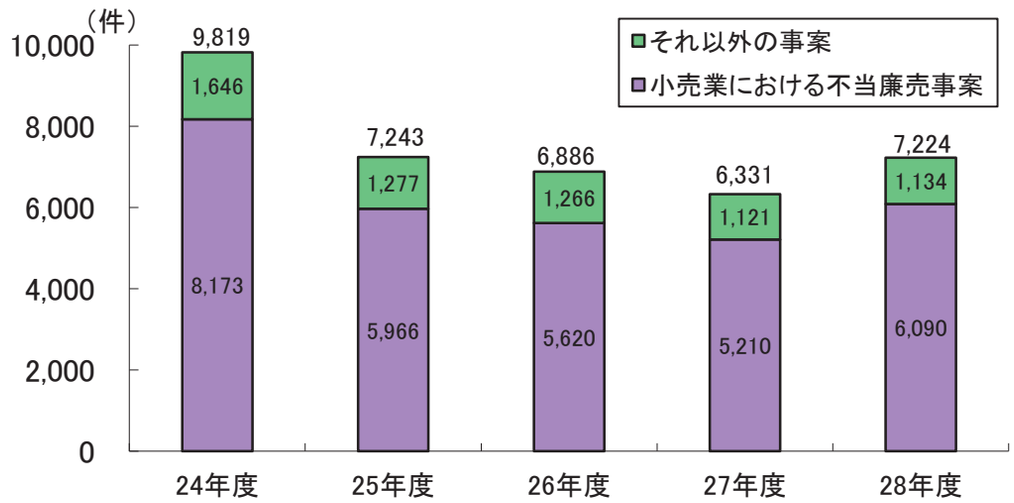

4　事業者団体・発注者等への要請・申入れ等

公正取引委員会は，独占禁止法違反行為についての審査の過程において，競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について，事業者団体・発注者等に要請や申入れ等を行っている。平成 28 年度においては，以下のとおり要請や申入れ等を行った。

⑴　教科書協会に対する要請（平成 28 年７月６日）（事件詳細については後記第３第９表参照）

公正取引委員会は，義務教育諸学校で使用する教科書の発行者による，不当な利益による顧客誘引事件について，今後，一般社団法人教科書協会の会員が同様の行為を行わないよう，同協会に対し，次の事項を要請した。

ア　同協会が策定中の「教科書発行者行動規範」の内容について，公正取引委員会と十分協議すること。

イ　同協会による「教科書発行者行動規範」の策定後の周知方法及び遵守状況に係る監査方法について，公正取引委員会と十分協議すること。

⑵　消防救急デジタル無線機器の発注者に対する連絡（平成 29 年２月２日）（事件詳細については後記第２ 1 ⑷参照）

消防救急デジタル無線機器の製造販売業者による入札談合事件の審査の過程において，消防救急デジタル無線機器の入札等の一部において，次のような疑いのある事実が認められた。

ア　特定の製造販売業者の仕様を発注仕様書等に記載している。

イ　特定の製造販売業者が，指名業者，入札参加資格条件，発注方法の選定等に関与しているほか，指名業者又は入札参加申請業者を把握している。

発注仕様書等に特定の製造販売業者の仕様が記載されている場合，契約の相手方となるべき者について発注者が意向をほのめかしていると受け取られるお

それがあり，また，特定の製造販売業者が，指名業者，入札参加資格条件，発注方法の選定等に関与したり，指名業者又は入札参加申請業者を把握できることは，入札談合等を行うことを容易にするおそれがあるため，公正取引委員会は，消防救急デジタル無線機器の発注者に対し，今後，消防救急デジタル無線機器を発注するに際しては，前記ア，イのようなことのないように留意するよう連絡した。

⑶　みやぎ農業振興公社に対する申入れ（平成 29 年２月 16 日）（事件詳細については後記第２　1　⑹参照）

公益社団法人みやぎ農業振興公社の担当者が，同公社が設計管理支援業務又は入札事務を受託した施設園芸用施設工事の入札の実施に当たり，入札の前に特定の工事業者に対し，工事の予定価格の基となる工事積算金額又は相指名業者の名称を教示した行為は，工事業者による独占禁止法違反行為を誘発し，又は助長していたものと認められることから，公正取引委員会は，公正かつ自由な競争を確保するため，同公社に対し，同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

5　審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第 47 条の規定に基づいて審査官がした立入検査，審尋等の処分を受けた者が，当該処分に不服があるときは，公正取引委員会の審査に関する規則（平成 17 年公正取引委員会規則第５号）第 22 条第１項の規定により，当該処分を受けた日から１週間以内に，その理由を記載した文書をもって，公正取引委員会に異議の申立てをすることができるところ，平成 28 年度において異議の申立てはなかった。

また，任意の供述聴取については，聴取対象者等が，聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成 27 年 12 月 25 日公正取引委員会決定。以下「指針」という。）第２の「２　供述聴取」に反する審査官等による言動等があったとする場合には，原則として，当該聴取を受けた日から１週間以内に，書面により，公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（指針第２の４）。

平成 28 年度において申立てがあった苦情に係る処理状況については第４表のとおりであり，いずれの苦情申立てについても，調査の結果，苦情申立制度が対象とする審査官等の言動等に関する苦情とは認められなかった，又は指針に反する審査官等の言動等があったとは認められなかったとして却下している。

第４表　任意の供述聴取に係る苦情申立ての処理状況

苦情申立ての類型 ＼ 処理結果	供述聴取時の手続・説明事項に関するもの（指針第２の２⑵）	威迫・強要など審査官等の言動等に関するもの（指針第２の２⑶ア）	聴取時間・休憩時間に関するもの（指針第２の２⑷）	供述調書の作成・署名押印の際の手続に関するもの（指針第２の２⑸）	合計
処理件数	0	3	0	0	3
却下したもの	0	3	0	0	3
必要な措置を講じたもの	0	0	0	0	0

第５表　平成28年度法的措置一覧表

一連番号	事件番号	件　名	内　容	課徴金の総額（最低額～最高額）	法的措置対象事業者等の数	違反法条	排除措置命令年月日
1	28（措）7	コールマンジャパン㈱に対する件	キャンプ用品の実店舗における販売又はインターネットを利用した販売に関し，自ら又は取引先卸売業者を通じて，小売業者に，次の販売ルールに従って販売するようにさせていた。 ① キャンプ用品ごとに定める下限の価格以上の価格で販売すること。 ② 割引販売は，他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実店舗における在庫処分を目的として，コールマンジャパン㈱が指定する日以降，チラシ広告を行わずに，一部の商品を除いて実施する場合に限り行うこと。	－	1	第19条（第2条第9項第4号）	28.6.15
2	28（措）8	東京電力が発注する電力保安通信用機器の製造販売業者に対する件	電力保安通信用機器の製造販売業者が，納入予定メーカーを決定し，納入予定メーカーが納入できるようにしていた。	4億291万円（1億1781万円～2億8510万円）	2	第3条後段	28.7.12
3	28（措）9	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件	東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	7億5556万円（426万円～2億452万円）（注1）	20	第3条後段	28.9.6
4	28（措）10	東日本高速道路㈱関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する件	東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者が，受注予定者及び受注予定者が受注できるように協力する旨を合意していた。	4億8029万円（4687万円～1億5379万円）	8	第3条後段	28.9.21
5	29（措）1	消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対する件	消防救急デジタル無線機器の製造販売業者が，納入予定メーカーを決定し，納入予定メーカー以外の者は，納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。	63億4490万円（1億4592万円～48億円）	5	第3条後段	29.2.2
6	29（措）2	中部電力㈱が発注するハイブリッド光通信装置の製造販売業者に対する件	ハイブリッド光通信装置の製造販売業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	2億3689万円（7856万円～1億5833万円）	2	第3条後段	29.2.15
7	29（措）3	中部電力㈱が発注する伝送路用装置の製造販売業者に対する件	伝送路用装置の製造販売業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	8232万円	1	第3条後段	29.2.15

一連番号	事件番号	件　名	内　容	課徴金の総額（最低額～最高額）	法的措置対象事業者等の数	違反法条	排除措置命令年月日
8	29（措）4	地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の工事業者に対する件	施設園芸用施設工事の工事業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	5億9253万円（3144万円～3億1581万円）	6	第3条後段	29.2.16
9	29（措）5	防衛装備庁が発注するビニロン又は難燃ビニロンを材料として使用する繊維製品の入札参加業者に対する件	防衛装備庁発注のビニロン製品の入札参加業者が，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。	2億2300万円	2	第3条後段	29.3.10
10	29（措）6	壁紙の販売業者に対する件	壁紙の販売業者が，価格を引き上げる旨を合意していた。	2461万円（350万円～2111万円）	3	第3条後段	29.3.13
11	29（措）7	土佐あき農業協同組合に対する件	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ，次のとおり，組合員からなすの販売を受託していた。 ①　自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして，なすの販売を受託していた。 ②　支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料（農協以外の事業者に対する販売金額の3.5％）について，自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③　支部園芸部の定めた罰金等を収受し，これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。	－	1	第19条（一般指定第12項）（注2）	29.3.29
合　　計				91億4301万円（注3）	32（注3）		

（注１）罰金調整の結果，課徴金納付命令の対象となった課徴金の総額並びに最低額及び最高額である。
（注２）一般指定とは，不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。
（注３）罰金調整の結果，課徴金納付命令の対象となった課徴金額及び事業者数の合計（延べ数）である。

第６表　平成28年度に違反認定したものの排除措置命令を行わなかった事例

件　名	内　容	違反法条	公表年月日
ワン・ブルー・エルエルシーに対する件	ワン・ブルー・エルエルシーは，ＦＲＡＮＤ条件でライセンスを受ける意思を有していた者と認められる記録型ブルーレイディスク（ＢＤ）の製造販売業者と，記録型ＢＤに係るＢＤ標準規格必須特許のライセンスについて交渉を行っていたが，ライセンス料について当事者間で合意できなかったことから，ライセンス交渉を促進させるため，当該製造販売業者の有力な取引先3社に対して，自社が管理するＢＤ標準規格必須特許の特許権者が当該取引先の特許権侵害行為について差止請求権を有していること等を内容とする通知書を送付し，自己と我が国における記録型ＢＤの取引において競争関係にある事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害していた。	第19条（一般指定第14項）	28.11.18

第７表　課徴金制度の運用状況（注１）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	（注2）28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	（注3）38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	（注4）270億2546万円
21年度	106	360億7471万円
22年度	156	720億8706万円
23年度	277	（注5，6）411億9965万円
24年度	113	250億7644万円
25年度	181	302億4283万円
26年度	128	171億4303万円
27年度	31	85億1076万円
28年度	32	91億4301万円
合計	8,778	3988億2190万円

（注１）平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み，同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

（注２）平成15年９月12日，協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について，審決認定（平成10年３月11日，課徴金額1934万円）の課徴金額のうち967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

（注３）平成16年２月20日，土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について，審決認定（平成15年６月13日，課徴金額586万円）の課徴金額のうち302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が出された（同判決は確

定した。)。
（注４）三菱樹脂㈱に対する審判事件について，平成28年２月24日，課徴金納付命令（平成21年２月18日，課徴金額37億2137万円）のうち，37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
（注５）エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について，審決を取り消す旨の判決が出され，同判決が確定したことを受け，平成26年10月14日，課徴金納付命令（平成23年５月26日，課徴金額36億3911万円）のうち，７億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
（注６）日本トイザらス㈱に対する審判事件について，平成27年６月４日，課徴金納付命令（平成23年12月13日，課徴金額３億6908万円）のうち，２億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

第２　法的措置等

平成28年度においては，11件について法的措置を採った。また，違反行為は認定したが，特に排除措置を命ずる必要があるとは認められないとして審査を終了し，公表した事例が１件あった。これら12件の違反法条をみると，独占禁止法第３条後段（不当な取引制限の禁止）違反９件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反３件となっている。

これら12件の概要は次のとおりである。

1　独占禁止法第３条後段違反事件

⑴　東京電力（注１）が発注する電力保安通信用機器（注２）の製造販売業者に対する件（平成28年（措）第８号）

排除措置年月日	違　反　法　条
28.7.12	独占禁止法第3条後段

（注１）「東京電力」とは，東京電力ホールディングス㈱（平成28年４月１日に東京電力㈱から商号変更）をいう。
（注２）「電力保安通信用機器」とは，電力を安全に，安定かつ効率的に供給するために発電所，変電所等の施設間を結ぶ東京電力の自営通信網を構成する一連の機器をいう。

ア　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	富士通㈱	川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	代表取締役 田中　達也	○	2億8510万円
2	大井電気㈱	横浜市港北区菊名七丁目3番16号	代表取締役 石田　　甲	○	1億1781万円
3	日本電気㈱	東京都港区芝五丁目7番1号	代表取締役 新野　　隆	―	―
合計				2社	4億291万円

（注３）表中の「○」は，その事業者が排除措置命令の対象であることを示す。
（注４）表中の「－」は，その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示す。

イ　違反行為の概要

前記アの表記載の３社（以下⑴において「３社」という。）は，遅くとも平成23年４月１日以降，特定電力保安通信用機器（注５）について，納入価格の低落防止を図るため

㈠ a　納入予定メーカー（注６）を決定する

b　納入予定メーカー以外の者は，納入予定メーカーが納入できるよう協力する

旨の合意の下に，東京電力から引き合いを受けた者（販売特約店を通じて引き合いを

受けた場合を含む。）の間で

(イ) a　機器の種類ごとに，過去の納入物件の見積価格を積み上げた金額が最も低い者を納入予定メーカーとするほか，納入場所の「エリア」（注７）又は入替え対象機器の「既設メーカー」（注８）がいずれであるかなどにより納入予定メーカーを決定する

b　発注方法に応じて，納入予定メーカーが提示する見積価格が最も低い額になるように見積価格を設定するなどし，東京電力に，自ら提示する又は販売特約店に指示して提示させる

などにより，納入予定メーカーを決定し，納入予定メーカーが納入できるようにすることにより，公共の利益に反して，第８表に記載の機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注５）「特定電力保安通信用機器」とは，電力保安通信用機器のうち，東京電力が，３社又はそのうち２社のみを選定して（販売特約店を選定する場合を含む。），競争見積等（競争見積，コストダウン率競争又は総合評価）の方法により発注する機器（据付工事，除却工事等が併せて発注される場合には当該工事等を含む。）をいう。

（注６）「納入予定メーカー」とは，発注物件を自ら受注し，又は販売特約店に受注させ，もって自ら製造した，又は自社の子会社等に委託して製造させた機器を納入すべき者をいう。

（注７）「エリア」とは，富士通㈱と日本電気㈱が分け合った，それぞれ優先的に納入することができる東京電力の支店又は電力所の事業区域をいう。

（注８）「既設メーカー」とは，納入場所に設置されている入替え対象機器を過去に納入した，富士通㈱又は日本電気㈱のいずれかをいう。

第８表　機器一覧

東京電力が，電力を安全に，安定かつ効率的に供給するために発電所，変電所等の施設間を結ぶ自営通信網を構成する一連の電力保安通信用機器として競争見積等の方法により発注する次の機器（据付工事，除却工事等が併せて発注される場合には当該工事等を含む。）

150M光複合型多重端局装置，6M多重光端局装置，基幹系ディジタル専用線光伝送装置，150M回線用超長距離アンプ装置，波長分割多重装置短距離タイプ（ＣＷＤＭ），波長分割多重装置長距離タイプ（ＤＷＤＭ），6.5ＧＨｚ帯4ＰＳＫ方式ディジタル多重無線装置（狭帯域），6.5ＧＨｚ帯16ＱＡＭ方式デジタル多重無線装置（狭帯域），6.5ＧＨｚ帯128ＱＡＭ方式デジタル多重無線機（狭帯域），7.5ＧＨｚ帯4ＰＳＫ方式ディジタル多重無線装置（狭帯域），12ＧＨｚ帯4ＰＳＫ方式ディジタル多重無線装置（狭帯域），12ＧＨｚ帯16ＱＡＭ方式ディジタル多重無線装置（狭帯域），12ＧＨｚ帯128ＱＡＭ方式デジタル多重無線機（狭帯域），複合型多重端局装置，1.5M光対応6M多重変換装置（ＴＹＰＥ2），キャリア信号変換装置，6M多重変換装置，網同期装置，イーサネットコンバータ，保安電話用交換機，新給電情報伝送装置，お客さま情報伝送用携帯電話連携装置，154ｋＶ／66ｋＶＤＤＣＲシステム用情報伝送装置，都心系統安定化リレーシステム用情報伝送装置，各端判定方式超高圧系統ＤＤＣＲシステム用情報伝送装置，イーサネット型ＯＬＲ情報伝送装置（検出端），イーサネット型ＯＬＲ情報伝送装置（受信端），ＨＤＬＣ型サイクリック給電情報伝送装置，イーサネット型給電情報サイクリック伝送装置（大容量タイプ），イーサネット型給電情報サイクリック伝送装置（編集タイプ）及び音声用ＩＳＤＮ搬送延長装置

ウ　排除措置命令の概要

㈠　排除措置命令の対象事業者（以下(1)において「名宛人」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

ａ　前記イの行為を取りやめていることを確認すること。

ｂ　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，東京電力又は東京電力パワーグリッド㈱（注９）（以下「東京電力パワーグリッド」という。）が発注する電力保安通信用機器について，納入予定メーカーを決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

㈡　名宛人は，それぞれ，前記㈠に基づいて採った措置を，相互に通知するとともに，東京電力及び東京電力パワーグリッドに通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

㈢　名宛人は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，東京電力又は東京電力パワーグリッドが発注する電力保安通信用機器について，納入予定メーカーを決定してはならない。

（注９）「東京電力パワーグリッド㈱」は，平成28年４月１日に東京電力から電力保安通信用機器（発電所に係るものを除く。）の発注を含む一般送配電事業を承継した東京電力の子会社である。

エ　課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，平成29年２月13日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額４億291万円）を支払わなければならない。

(2)　東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事（注１）の入札参加業者に対する件（平成28年（措）第９号）

排除措置年月日	違　反　法　条
28. 9. 6	独占禁止法第3条後段

（注１）「東日本大震災に係る舗装災害復旧工事」とは，東日本高速道路㈱（以下(2)において「ＮＥＸＣＯ東日本」という。）東北支社が平成23年７月15日及び同年８月10日に入札公告をした，東日本大震災により被災した高速道路の舗装本復旧工事を内容とする舗装工事をいう。

ア　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	前田道路㈱※	東京都品川区大崎一丁目11番3号	代表取締役 今枝　良三	○	2億9452万円
2	㈱ＮＩＰＰＯ※	東京都中央区八重洲一丁目2番16号	代表取締役 岩田　裕美	○	2億1917万円
3	日本道路㈱※	東京都港区新橋一丁目6番5号	代表取締役 山口　宣男	○	1億8963万円
4	大成ロテック㈱※	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	代表取締役 西田　義則	○	1億3104万円
5	㈱佐藤渡辺※	東京都港区南麻布一丁目18番4号	代表取締役 上河　　忍	○	1億2264万円
6	大林道路㈱※	東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号	代表取締役 長谷川　仁	○	1億483万円
7	㈱ガイアートＴ・Ｋ※	東京都新宿区新小川町8番27号	代表取締役 前山　俊彦	○	1億332万円

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
8	東亜道路工業㈱※	東京都港区六本木七丁目3番7号	代表取締役 新谷　　章	○	1億71万円
9	三井住建道路㈱※	東京都新宿区余丁町13番27号	代表取締役 松井　隆幸	○	6426万円
10	常盤工業㈱	東京都千代田区九段北四丁目2番38号	代表取締役 大窪　利昭	○	5544万円
11	北川ヒューテック㈱※	金沢市神田一丁目13番1号	代表取締役 北川　隆明	○	2395万円
12	㈱伊藤組	岩手県花巻市山の神797番地1	代表取締役 伊藤　智仁	○	—
13	奥村組土木興業㈱	大阪市港区三先一丁目11番18号	代表取締役 奥村　安正	○	—
14	鹿島道路㈱	東京都文京区後楽一丁目7番27号	代表取締役 増永　修平	○	—
15	世紀東急工業㈱	東京都港区芝公園二丁目9番3号	代表取締役 佐藤　俊昭	○	—
16	大有建設㈱	名古屋市中区金山五丁目14番2号	代表取締役 川中　喜雄	○	—
17	㈱竹中道路	東京都江東区木場二丁目14番16号	代表取締役 藤本　庄二	○	—
18	地崎道路㈱	東京都港区港南二丁目13番31号	代表取締役 丹野　義明	○	—
19	東京鋪装工業㈱	東京都千代田区外神田二丁目4番4号	代表取締役 横田　博道	○	—
20	福田道路㈱	新潟市中央区川岸町一丁目53番地1	代表取締役 河江　芳久	○	—
合計				20社	14億951万円

（注２）表中の「○」は，その事業者が排除措置命令の対象であることを示す。
（注３）表中の「—」は，その事業者が課徴金納付命令の対象ではないことを示す。
（注４）表中の「※」を付した10名の事業者については，課徴金納付命令後に本件刑事事件裁判が確定したことから，独占禁止法第63条第１項及び第２項の規定に基づき，課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定及び課徴金納付命令を取り消す決定により課徴金額が変更された（詳細については後記 3 参照）が，表中では変更前の課徴金額を記載している。

イ　違反行為の概要

前記アの表記載の20社（以下(2)において「20社」という。）は，平成23年７月中旬頃以降（㈱伊藤組，奥村組土木興業㈱，大有建設㈱，㈱竹中道路，地崎道路㈱及び東京鋪装工業㈱にあっては，それぞれ，遅くとも同年８月下旬頃以降），東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注価格の低落防止等を図るため

(ｱ) a　受注すべき者（以下(2)において「受注予定者」という。）を決定する

b　受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に

(ｲ) a　調整役（注５）が各社の受注希望を勘案するなどして，それぞれの工事の受注予定者を指定する

b　受注予定者として指定されていない工事についても競争参加資格確認申請（注６）を行う

ｃ　競争参加資格確認申請を行った場合は，いずれの工事について当該申請を行ったのかを直接又は常盤工業㈱を通じて調整役に連絡する

ｄ　受注予定者以外の者は，調整役又は受注予定者から連絡を受けた価格で入札する又は入札を辞退する

などにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注５）東北地区では，かねてから，ＮＥＸＣＯ東日本東北支社等が発注する舗装工事について，調整役と呼ばれる舗装工事業者が他の舗装工事業者の受注希望を聴取するなどして受注に関する調整を行っていた。平成23年７月中旬頃から同年９月20日までの間において，調整役を担っていたのは，前田道路㈱，㈱ＮＩＰＰＯ，日本道路㈱及び世紀東急工業㈱である。

（注６）「競争参加資格確認申請」とは，ＮＥＸＣＯ東日本東北支社が発注する工事の入札手続に参加するために必要な資格の有無を確認する手続をいう。

ウ　排除措置命令の概要

㈠　20社は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

ａ　前記イの行為を行っていないことを確認すること。

ｂ　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，ＮＥＸＣＯ東日本東北支社が発注する舗装工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

㈡　20社は，それぞれ，前記㈠に基づいて採った措置を，自社を除く19社及びＮＥＸＣＯ東日本東北支社に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

㈢　20社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，ＮＥＸＣＯ東日本東北支社が発注する舗装工事について，受注予定者を決定してはならない。

㈣　20社のうち常盤工業㈱及び大有建設㈱は，次のａからｄまでの事項を行うために必要な措置を，前田道路㈱，㈱ＮＩＰＰＯ，㈱佐藤渡辺及び奥村組土木興業㈱は，次のａ，ｂ及びｃの事項を行うために必要な措置を，㈱伊藤組は，次のａ，ｂ及びｄの事項を行うために必要な措置を，日本道路㈱，大成ロテック㈱，大林道路㈱，㈱ガイアートＴ・Ｋ，東亜道路工業㈱，三井住建道路㈱，北川ヒューテック㈱，鹿島道路㈱，世紀東急工業㈱，㈱竹中道路，地崎道路㈱，東京舗装工業㈱及び福田道路㈱は，次のａ及びｂの事項を行うために必要な措置を，それぞれ，講じなければならない。

ａ　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の従業員に対する周知徹底（㈱佐藤渡辺，東亜道路工業㈱，常盤工業㈱，奥村組土木興業㈱，大有建設㈱，地崎道路㈱及び福田道路㈱にあっては当該行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底）

ｂ　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての，ＮＥＸＣＯ東日本東北支社が発注する舗装工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

ｃ　独占禁止法違反行為に関与した従業員に対する処分に関する規程の作成又は改

定

d　独占禁止法違反行為に係る通報又は調査への協力を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成又は改定

エ　課徴金納付命令の概要

(ア)　課徴金納付命令の対象事業者は，平成29年４月７日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額14億951万円〔注７〕）を支払わなければならない。

(イ)　前田道路㈱，㈱ＮＩＰＰＯ及び日本道路㈱（以下(2)において「３社」という。）は，世紀東急工業㈱と共同して，他の事業者に対し，取引の相手方及び前記イの違反行為の実行としての事業活動について指定していたものであり，この行為は独占禁止法第７条の２第８項第３号ロに該当するものであって，当該違反行為を容易にすべき重要なものであると認められた。このため，３社は同号に該当する者であることから，同項の規定に基づき，３社に対して５割加算した算定率を適用している。

(ウ)　大成ロテック㈱，㈱佐藤渡辺，大林道路㈱，㈱ガイアートＴ・Ｋ，東亜道路工業㈱，三井住建道路㈱，常盤工業㈱及び北川ヒューテック㈱（以下(2)において「８社」という。）は，調査開始日の１月前の日までに前記イの違反行為をやめており，当該違反行為に係る実行期間が２年未満である。このため，独占禁止法第７条の２第６項の規定に基づき，８社に対して２割減算した算定率を適用している。

（注７）課徴金額については，課徴金納付命令後に罰金の刑に処する裁判が確定したため，独占禁止法第63条の規定に基づく罰金調整により，14億951万円から7億5556万円に変更された（詳細については後記 3 参照）。

(3)　東日本高速道路㈱関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事（注１）の入札参加業者に対する件（平成28年（措）第10号）

排除措置年月日	違　反　法　条
28. 9. 21	独占禁止法第3条後段

（注１）「東日本大震災に係る舗装災害復旧工事」とは，東日本高速道路㈱（以下(3)において「ＮＥＸＣＯ東日本」という。）関東支社が平成23年７月22日，同年８月31日及び同年９月30日に入札公告をした，東日本大震災により被災した高速道路の舗装本復旧工事を内容とする舗装工事をいう。

ア　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	日本道路㈱	東京都港区新橋一丁目6番5号	代表取締役 山口　宣男	○	1億5379万円
2	前田道路㈱	東京都品川区大崎一丁目11番3号	代表取締役 今枝　良三	○	1億4910万円
3	鹿島道路㈱	東京都文京区後楽一丁目7番27号	代表取締役 増永　修平	○	6879万円
4	大林道路㈱	東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号	代表取締役 長谷川　仁	○	6174万円
5	大成ロテック㈱	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	代表取締役 西田　義則	○	4687万円
6	世紀東急工業㈱	東京都港区芝公園二丁目9番3号	代表取締役 佐藤　俊昭	○	—

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
7	東亜道路工業㈱	東京都港区六本木七丁目3番7号	代表取締役 新谷　　章	○	―
8	㈱ＮＩＰＰＯ	東京都中央区八重洲一丁目2番16号	代表取締役 岩田　裕美	○	―
合計				8社	4億8029万円

（注２）表中の「○」は，その事業者が排除措置命令の対象であることを示す。
（注３）表中の「－」は，その事業者が課徴金納付命令の対象ではないことを示す。

イ　違反行為の概要

前記アの表記載の８社（以下(3)において「８社」という。）は，平成23年９月７日，さいたま市内の飲食店において，東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注機会の確保等を図るため

(ｱ)　各工事（平成23年７月22日に入札公告された「東関東自動車道　千葉管内舗装災害復旧工事」を除く。後記(ｲ)において同じ。）の受注予定者

(ｲ)　各工事における受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるように協力すること

を合意することにより，公共の利益に反して，東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ　排除措置命令の概要

(ｱ)　８社は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

a　前記イの合意が消滅していることを確認すること。

b　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，ＮＥＸＣＯ東日本関東支社が発注する舗装工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

(ｲ)　８社は，それぞれ，前記(ｱ)に基づいて採った措置を，自社を除く７社及びＮＥＸＣＯ東日本関東支社に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ｳ)　８社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，ＮＥＸＣＯ東日本関東支社が発注する舗装工事について，受注予定者を決定してはならない。

エ　課徴金納付命令の概要

(ｱ)　課徴金納付命令の対象事業者は，平成29年４月24日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額４億8029万円）を支払わなければならない。

(ｲ)　日本道路㈱は，単独で，前記イの違反行為をすることを企て，かつ，８社のうち自社を除く７社に対し当該違反行為をすることを唆すことにより，当該違反行為をさせたことが認められたため，独占禁止法第７条の２第８項第１号に該当する者であることから，同項の規定に基づき，同社に対して５割加算した算定率を適用している。

(ｳ)　前田道路㈱，鹿島道路㈱，大林道路㈱及び大成ロテック㈱（以下(3)において「４

社」という。）は，調査開始日の１月前の日までに前記イの違反行為をやめており，当該違反行為に係る実行期間が２年未満であることから，独占禁止法第７条の２第６項の規定に基づき，４社に対して２割減算した算定率を適用している。

⑷　消防救急デジタル無線機器（注１）の製造販売業者に対する件（平成29年（措）第１号）

排除措置年月日	違　反　法　条
29. 2. 2	独占禁止法第3条後段

（注１）「消防救急デジタル無線機器」とは，ＳＣＰＣ方式のデジタル通信方式（１の搬送波当たりのチャネル数が１の方式のデジタル通信方式をいう。）により，260MＨｚ帯の周波数帯を使用する「消防救急無線」（注２）のためのシステムを構成する基地局無線装置，無線回線制御装置，車載型無線装置，卓上型無線装置，携帯型無線装置，可搬型無線装置，遠隔制御装置及び管理監視制御装置をいう。

（注２）「消防救急無線」とは，電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の別紙２第２の２（４）で定められた審査を受けた無線局を利用した無線通信であって，消防職員が消防業務及び救急業務の活動を行うためのものをいう。

ア　関係人

番号	違反事業者名	本店又は本社の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱富士通ゼネラル	川崎市高津区末長三丁目3番17号	代表取締役 斎藤　悦郎	○	48億円
2	日本電気㈱	東京都港区芝五丁目7番1号	代表取締役 新野　　隆	○	11億5517万円
3	沖電気工業㈱	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号	代表取締役 鎌上　信也	○	2億4381万円
4	日本無線㈱	東京都中野区中野四丁目10番1号	代表取締役 荒　　健次	○	1億4592万円
5	㈱日立国際電気	東京都港区西新橋二丁目15番12号	代表執行役 佐久間　嘉一郎	○	―
合計				5社	63億4490万円

（注３）表中の「○」は，その事業者が排除措置命令の対象であることを示す。

（注４）表中の「－」は，その事業者が課徴金納付命令の対象ではないことを示す。

イ　違反行為の概要

㈠　前記アの表記載の５社（以下⑷において「５社」という。）は，遅くとも平成21年12月21日頃までに（㈱日立国際電気にあっては遅くとも平成22年５月24日頃までに，日本無線㈱にあっては遅くとも同年９月15日頃までに参加），特定消防救急デジタル無線機器（注５）について，受注価格の低落防止等を図るため

ａ　納入予定メーカー（注６）を決定する

ｂ　納入予定メーカー以外の者は，納入予定メーカーが納入できるように協力する

旨合意した。

㈡　５社は，当該合意の下に，５社の営業部課長級の者らが参加する会合を平成23年12月頃までおおむね毎月開催し，特に平成22年12月頃から平成23年12月頃には，同会合において，全国の消防本部等ごとに納入予定メーカーを記載した「ちず」と称する一覧表を作成し，特定消防救急デジタル無線機器の発注が本格化する平成24年４月頃以降は，おおむね３か月ごとに会合を開催し，前記「ちず」と称する一覧表

と類似の一覧表を作成して，納入予定メーカーが納入できているか等を確認するなどして

a　納入を希望する者（以下(4)において「納入希望者」という。）が１社のときは，その者を納入予定メーカーとするほか，納入希望者が複数社のときは，既設の状況，営業活動の状況，発注者の意向等を勘案して，納入希望者間の話合いにより納入予定メーカーを決定する

b　入札等において落札すべき価格は，納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め，代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし，納入予定メーカー以外の者は，納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しない

などにより，納入予定メーカーを決定し，納入予定メーカーが納入できるようにしていた。

(ｳ)　５社は，特定消防救急デジタル無線機器について，納入予定メーカーを決定し，納入予定メーカー以外の者は，納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意することにより，公共の利益に反して，特定消防救急デジタル無線機器の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注５）「特定消防救急デジタル無線機器」とは，消防救急デジタル無線機器（多重無線装置，空中線，電源装置，冷暖房装置，印刷機器等の機器のほか，据付工事，鉄塔の建設工事等の工事を含めて発注される場合には当該機器等を含む。）をいう。

（注６）「納入予定メーカー」とは，発注物件を自ら落札し，又は代理店等に落札させるなどして，もって自ら製造した又は自社の子会社等に委託して製造させた消防救急デジタル無線機器（㈱富士通ゼネラルが富士通㈱から委託を受けて製造した消防救急デジタル無線機器を含む。）を納入すべき者をいう。

ウ　排除措置命令の概要

(ｱ)　５社は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

a　前記イの合意が消滅していることを確認すること。

b　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，特定消防救急デジタル無線機器について，納入予定メーカーを決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

(ｲ)　５社は，それぞれ，前記(ｱ)に基づいて採った措置を，自社を除く４社に通知するとともに，特定消防救急デジタル無線機器を発注する市町村等に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ｳ)　５社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，市町村等が発注する特定消防救急デジタル無線機器について，納入予定メーカーを決定してはならない。

(ｴ)　５社は，それぞれ，特定消防救急デジタル無線機器の納入に関する独占禁止法の遵守について，特定消防救急デジタル無線機器の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。

エ　課徴金納付命令の概要

(ｱ) 課徴金納付命令の対象事業者は，平成29年９月４日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額63億4490万円）を支払わなければならない。

(ｲ) 日本電気㈱は，独占禁止法第７条の２第７項第１号に該当する者であることから，同項の規定に基づき，５割加算した算定率を適用している。

オ　消防救急デジタル無線機器の発注者に対する連絡について

(ｱ) 本件審査の過程において，特定消防救急デジタル無線機器の入札等の一部において，次のような疑いのある事実が認められた。

a　特定の製造販売業者の仕様を発注仕様書等に記載している。

b　特定の製造販売業者が，指名業者，入札参加資格条件，発注方法の選定等に関与しているほか，指名業者又は入札参加申請業者を把握している。

(ｲ) 発注仕様書等に特定の製造販売業者の仕様が記載されている場合，契約の相手方となるべき者について発注者が意向をほのめかしていると受け取られるおそれがあり，また，特定の製造販売業者が，指名業者，入札参加資格条件，発注方法の選定等に関与したり，指名業者又は入札参加申請業者を把握できることは，入札談合等を行うことを容易にするおそれがあるため，公正取引委員会は，消防救急デジタル無線機器の発注者に対し，排除措置命令を行った旨を連絡するとともに，今後，特定消防救急デジタル無線機器を発注するに際しては，前記(ｱ)のようなことのないように留意するよう連絡した。

(5) 中部電力㈱が発注するハイブリッド光通信装置及び伝送路用装置の製造販売業者に対する件（平成29年（措）第２号・第３号）

排除措置年月日	違　反　法　条
29. 2. 15	独占禁止法第3条後段

ア　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令及び課徴金額（上段：排除措置命令，下段：課徴金額）		合計
				特定ハイブリッド光通信装置（注1）	特定伝送路用装置（注2）	
1	日本電気㈱	東京都港区芝五丁目7番1号	代表取締役 新野　隆	○	○	2件
				1億5833万円	8232万円	2億4065万円
2	大井電気㈱	横浜市港北区菊名七丁目3番16号	代表取締役 石田　甲	○		1件
				7856万円		7856万円
3	富士通㈱	川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	代表取締役 田中　達也	—	—	—
				—	—	—
違反事業者数				3社	2社	延べ5社（実数3社）
排除措置命令対象事業者数				2社	1社	延べ3社（実数2社）
課徴金納付命令対象事業者数				2社	1社	延べ3社（実数2社）
課徴金額				2億3689万円	8232万円	3億1921万円

（注１）「特定ハイブリッド光通信装置」とは，中部電力㈱（以下「中部電力」という。）が指名競争見積の方法により発注するハイブリッド光通信装置をいう。
（注２）「特定伝送路用装置」とは，中部電力が指名競争見積の方法により発注する1.5M多重変換装置（1.5M　MUX），デジタル多重無線装置，対向型光通信装置，複合型多重化装置（SMT・OCE）及び網同期装置（NSE）をいう。
（注３）表中の「○」は，その事業者が排除措置命令の対象であることを示す。
（注４）表中の「－」は，その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示す。
（注５）表中の「／」は，その事業者が当該取引分野における違反事業者ではないことを示す。

イ　違反行為の概要

㈦　特定ハイブリッド光通信装置

前記アの表記載の３社は，遅くとも平成22年７月13日以降，特定ハイブリッド光通信装置について，受注金額の低落防止を図るため

a ㈠　受注すべき者（以下⑸において「受注予定者」という。）を決定する

㈡　受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるよう協力する

旨の合意の下に，

b ㈠　次のいずれかの方法により受注予定者を決定する

i　受注実績が均等になるように，過去の受注物件の見積金額を積み上げた一覧表を用いて，受注予定者を決定する

ii　装置の引渡場所について，日本電気㈱と富士通㈱がそれぞれ優先的に受注できる「エリア」として分け合った中部電力各支店の供給区域のいずれに属するかによることを基本として，話合いにより受注予定者を決定する

㈡　受注予定者は，自ら見積金額を定め，中部電力に，自ら提示し又は販売代理店に指示して提示させ，受注予定者以外の者は，受注予定者が定めた金額よりも高い金額を自ら提示する又は販売代理店に指示して提示させる

などにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，特定ハイブリッド光通信装置の取引分野における競争を実質的に制限していた。

㈧　特定伝送路用装置

前記アの表記載の２社（番号１及び３記載の事業者）は，遅くとも平成24年６月８日以降，特定伝送路用装置について，受注金額の低落防止を図るため

a ㈠　受注予定者を決定する

㈡　受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるよう協力する

旨の合意の下に，

b ㈠　装置の種類ごとに，次のいずれかの方法により受注予定者を決定する

i　受注実績が均等になるように，過去の受注物件の見積金額を積み上げた一覧表を用いて，当該金額を積み上げた金額がより低い者を受注予定者とする

ii　装置の引渡場所について，日本電気㈱と富士通㈱がそれぞれ優先的に受注できる「エリア」として分け合った中部電力各支店の供給区域のいずれに属するかなどにより，受注予定者を決定する

㈡　受注予定者は，自ら見積金額を定め，中部電力に提示し，受注予定者以外の者は，受注予定者が定めた金額よりも高い金額を提示する

などにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，特定伝送路用装置の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ　排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに，次のとおり排除措置命令を行った。

(ｱ)　排除措置命令の対象事業者（以下(5)において「名宛人」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

a　前記イの行為を取りやめていることを確認すること。

b　今後，他の事業者と共同して，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

(ｲ)　名宛人は，それぞれ，前記(ｱ)に基づいて採った措置を，中部電力等に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ｳ)　名宛人は，今後，それぞれ，他の事業者と共同して，受注予定者を決定してはならない。

エ　課徴金納付命令の概要

(ｱ)　課徴金納付命令の対象事業者は，平成29年９月19日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額３億1921万円）を支払わなければならない。

(ｲ)　日本電気㈱は，独占禁止法第７条の２第７項第１号に該当する者であることから，同項の規定に基づき，５割加算した算定率を適用している。

(6)　地方公共団体等（注１）が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設（注２）の建設工事（注３）の工事業者に対する件（平成29年（措）第４号）

排除措置年月日	違　反　法　条
29. 2. 16	独占禁止法第3条後段

（注１）「地方公共団体等」とは，地方公共団体，営利法人，農事組合法人，個人の農業者及び任意組合をいう。

（注２）「施設園芸用施設」とは，施設園芸の用に供する施設であって，温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（基礎工事を行わず，地面に丸型鋼管を差し込むことにより設置されるものを除く。）をいう。

（注３）「施設園芸用施設の建設工事」には，施設園芸用施設に附帯する設備又は施設の建設工事が併せて発注されるものを含む。

ア　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	井関農機㈱	松山市馬木町700番地	代表取締役 木下　榮一郎	○	3億1581万円
2	㈱大仙	愛知県豊橋市下地町字柳目8番地	代表取締役 鈴木　健嗣	○	1億369万円
3	イノチオアグリ㈱	愛知県豊橋市若松町字若松146番地	代表取締役 萱生　義幸	○	9014万円
4	サンキンＢ＆Ｇ㈱	大阪市西区新町二丁目15番27号	代表取締役 濵岡　哲夫	○	5145万円
5	渡辺パイプ㈱	東京都中央区築地五丁目6番10号	代表取締役 渡辺　　元	○	3144万円
6	三菱マヒンドラ農機㈱	松江市東出雲町揖屋667番地1	代表取締役 末松　正之	○	―
7	ヤンマーグリーンシステム㈱	大阪市北区鶴野町1番9号	代表取締役 森山　弘寿	―	―
合計				6社	5億9253万円

（注４）表中の「○」は，その事業者が排除措置命令の対象であることを示す。
（注５）表中の「－」は，その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示す。

イ　違反行為の概要

前記アの表記載の７社（以下(6)において「７社」という。）は，遅くとも平成24年８月８日以降（渡辺パイプ㈱にあっては平成25年５月14日以降），特定施設園芸用施設工事（注６）について，受注価格の低落防止等を図るため

(ｱ) a　受注すべき者（以下(6)において「受注予定者」という。）を決定する

b　受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(ｲ)　営業担当者による会合を開催するなどして，当該工事それぞれについて，受注を希望する者（以下(6)において「受注希望者」という。）は，受注を希望する旨を表明し

a (a)　受注希望者が１社のときは，その者を受注予定者とする

(b)　受注希望者が複数社のときは，施主である地方公共団体等に対する設計等への協力状況等を勘案して，受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する

b　受注予定者が提示する入札価格又は見積価格（以下(6)において「入札価格等」という。）は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者が連絡した入札価格等以上の入札価格等を提示する

などにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，特定施設園芸用施設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注６）「特定施設園芸用施設工事」とは，地方公共団体等が，宮城県又は福島県の区域を施工場所として，一般競争入札，指名競争入札又は指名競争見積の方法により発注する施設園芸用施設の建設工事をいう。

ウ　排除措置命令の概要

(ｱ)　排除措置命令の対象事業者（以下(6)において「名宛人」という。）は，それぞれ，

次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

a　前記イの行為を取りやめていることを確認すること。

b　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，地方公共団体等が，宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

(ｲ)　名宛人は，それぞれ，前記(ｱ)に基づいて採った措置を，自社を除く名宛人に通知するとともに，特定施設園芸用施設工事の施主である地方公共団体等に周知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ｳ)　名宛人は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，前記(ｱ)ｂ記載の工事について，受注予定者を決定してはならない。

(ｴ)　渡辺パイプ㈱は，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

a　自社の工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底

b　前記(ｱ)ｂ記載の工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての，当該工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

エ　課徴金納付命令の概要

(ｱ)　課徴金納付命令の対象事業者は，平成29年９月19日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額５億9253万円）を支払わなければならない。

(ｲ)　井関農機㈱は，調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けており，独占禁止法第７条の２第７項第１号に該当する者であることから，同項の規定に基づき，５割加算した算定率を適用している。

オ　みやぎ農業振興公社に対する申入れについて

(ｱ)　本件審査の過程において認められた事実

みやぎ農業振興公社の担当者は，同公社が設計管理支援業務又は入札事務を受託した特定施設園芸用施設工事の入札の実施に当たり，入札の前に特定の工事業者に対し，工事の予定価格の基となる工事積算金額又は相指名業者の名称を教示することがあった。

(ｲ)　申入れの概要

前記(ｱ)の行為は，前記イの違反行為を誘発し，又は助長していたものと認められることから，公正取引委員会は，公正かつ自由な競争を確保するため，みやぎ農業振興公社に対し，前記(ｱ)と同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

⑺　防衛装備庁（注１）が発注するビニロン（注２）又は難燃ビニロン（注３）を材料として使用する繊維製品の入札参加業者に対する件（平成29年（措）第５号）

排除措置年月日	違　反　法　条
29. 3. 10	独占禁止法第3条後段

（注１）平成27年９月30日以前は防衛省装備施設本部をいう。
（注２）「ビニロン」とは，ポリビニルアルコールを原料とする合成繊維をいう。
（注３）「難燃ビニロン」とは，ビニロンを難燃化させたものをいう。

ア　関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	ユニチカ㈱	兵庫県尼崎市東本町一丁目50番地	代表取締役 注連　浩行	○	2億2300万円
2	㈱クラレ	岡山県倉敷市酒津1621番地	代表取締役 伊藤　正明	○	―
合計				2社	2億2300万円

（注４）表中の「○」は，その事業者が排除措置命令の対象であることを示す。
（注５）表中の「－」は，その事業者が課徴金納付命令の対象ではないことを示す。

イ　違反行為の概要

前記アの表記載の２社（以下⑺において「２社」という。）は，遅くとも平成22年７月８日以降，防衛装備庁発注の特定ビニロン製品（注６）について，受注価格の低落防止等を図るため

㈠ a　受注すべき者（以下⑺において「受注予定者」という。）を決定する

b　受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

㈡ a　次の方法等により受注予定者を決定する

ⓐ　特定の複数の製品について，ユニチカ㈱（以下「ユニチカ」という。）が受注する製品の製造に必要な生地量（注７）の合計と㈱クラレ（以下「クラレ」という。）が受注する製品の製造に必要な生地量の合計の比が，おおむね一定になるように受注予定者を決定する

ⓑ　特定の製品について，２社のうちいずれか１社が，常に受注予定者となるように受注予定者を決定する

b　受注予定者は，２社が入札に参加する場合にあっては，自社の入札価格を自社の代行商社（注８）及び受注予定者以外の者の代行商社を介して受注予定者以外の者に連絡する

c　前記ｂの連絡を受けた受注予定者以外の者は，受注予定者の入札価格よりも高い入札価格で入札する又は入札を辞退する

などにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，防衛装備庁発注の特定ビニロン製品の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注６）「防衛装備庁発注の特定ビニロン製品」とは，防衛装備庁が，ビニロン又は難燃ビニロンを材料として使用することを仕様書で要求する繊維製品のうち，作業服，戦闘服等として一般競争入札の方法により防衛装備庁が発注するものをいう。
（注７）「生地量」とは，難燃ビニロンを材料として使用する生地の量をいう。

（注８）「代行商社」とは，ユニチカ又はクラレの防衛装備庁発注の特定ビニロン製品の入札に係る業務（仕様書の受領，見積書，契約書，検品のための書類等の作成・提出等）を代行していた２社以外の事業者をいう。

ウ　排除措置命令の概要

(ｱ)　２社は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

a　前記イの行為を取りやめていることを確認すること。

b　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，防衛装備庁発注の特定ビニロン製品について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

(ｲ)　２社は，それぞれ，前記(ｱ)に基づいて採った措置を，相互に通知するとともに，防衛装備庁に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ｳ)　２社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，防衛装備庁発注の特定ビニロン製品について，受注予定者を決定してはならない。

(ｴ)　２社は，それぞれ，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

a　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底（クラレにあっては当該行動指針の自社の従業員に対する周知徹底）

b　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての，防衛装備庁発注の特定ビニロン製品の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

エ　課徴金納付命令の概要

ユニチカは，平成29年10月11日までに，２億2300万円を支払わなければならない。

(8)　壁紙（注１）の販売業者に対する件（平成29年（措）第６号）

排除措置年月日	違　反　法　条
29. 3. 13	独占禁止法第3条後段

（注１）「壁紙」とは，主に建築物の壁，天井等の内装仕上げとして張り付ける，紙，繊維，無機質材又はプラスチックを利用した壁装用の製品のうち裏打ち材を有するものをいう。

ア　関係人

番号	違反事業者等	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	リリカラ㈱	東京都新宿区西新宿七丁目5番20号	代表取締役 山田　俊之	○	2111万円
2	シンコール㈱	金沢市直江町イ12番地	代表取締役 緩詰　良彦	○	350万円
3	㈱サンゲツ	名古屋市西区幅下一丁目4番1号	代表取締役 安田　正介	―	―
4	シンコールアイル㈱（注2）	金沢市直江町イ12番地	代表取締役 緩詰　良彦	●	
合計				3社	2461万円

（注２）シンコールアイル㈱（以下「シンコールアイル」という。）は，平成27年１月20日，シンコール㈱（以下「シンコール」という。）による新設分割により設立され，同年３月21日付けで，シンコールか

ら吸収分割により壁紙の販売に係る事業の一部を承継した者である。シンコールアイルは，違反事業者ではないが，違反行為に係る事業を承継した者として，排除措置命令の対象となっている。
（注３）表中の「○」は，その事業者が排除措置命令の対象であることを示す。
（注４）表中の「－」は，その事業者が違反事業者であるが，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象ではないことを示す。
（注５）表中の「●」は，その事業者が違反事業者ではないが，排除措置命令の対象であることを示す。
（注６）表中の「／」は，その事業者が違反事業者ではなく，課徴金納付命令の対象ではないことを示す。

イ　違反行為の概要

(ｱ)　リリカラ㈱（以下「リリカラ」という。），シンコール及び㈱サンゲツ（以下「サンゲツ」という。）は，平成25年２月以降，リリカラ及びサンゲツ，リリカラ及びシンコール，シンコール及びサンゲツのそれぞれの間で営業責任者等による面談を行い，壁紙の販売価格の改定の検討状況等について情報交換を行っていた。

(ｲ)　そして，リリカラ，シンコール及びサンゲツは，平成26年３月５日，営業責任者による面談を実施し，同年の秋以降になると消費税率の引上げによる壁紙の需要の減少が見込まれることから，それまでに壁紙の仕入価格の上昇を転嫁するため壁紙の販売価格を引き上げることとし，サンゲツによる壁紙の販売価格の引上げの内容に合わせて，リリカラ及びシンコールが壁紙の販売価格を引き上げることを合意した。

(ｳ)　リリカラ，シンコール及びサンゲツは，前記(ｲ)の合意をすることにより，公共の利益に反して，我が国における壁紙の販売分野における競争を実質的に制限していた。

ウ　排除措置命令の概要

(ｱ)　リリカラ，シンコール及びシンコールアイル（以下(8)において「３社」という。）は，それぞれ，次の事項（シンコールアイルにあっては次のｂ及びｃの事項）を，取締役会において決議しなければならない。

ａ　前記イ(ｲ)の合意が消滅していることを確認すること。

ｂ　今後，相互（シンコールにあってはシンコールアイルを，シンコールアイルにあってはシンコールを除く。以下同じ。）の間において，又は他の事業者と共同して，壁紙の販売価格を決定せず，各社がそれぞれ自主的に決めること。

ｃ　今後，相互に，又は他の事業者と，壁紙の販売価格の改定に関する情報交換を行わないこと。

(ｲ)　３社は，それぞれ，前項に基づいて採った措置を，リリカラにあってはシンコール，シンコールアイル及びサンゲツに，シンコール及びシンコールアイルにあってはリリカラ及びサンゲツに通知するとともに，自社の壁紙の取引先に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ｳ)　３社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，壁紙の販売価格を決定してはならない。

(ｴ)　３社は，今後，それぞれ，相互に，又は他の事業者と，壁紙の販売価格の改定に関する情報交換を行ってはならない。

(ｵ)　リリカラは，壁紙の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての，壁紙の営業

に関わる役員及び従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。

エ　課徴金納付命令の概要

(ア)　リリカラ及びシンコール（以下(8)において「２社」という。）は，平成29年10月16日までに，それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額2461万円）を支払わなければならない。

(イ)　２社は，調査開始日の１月前の日までに前記イ(イ)及び(ウ)の違反行為をやめており，当該違反行為に係る実行期間が２年未満であることから，独占禁止法第７条の２第６項の規定に基づき，２社に対して２割減算した算定率を適用している。

2　独占禁止法第19条違反事件

(1)　コールマンジャパン株式会社に対する件（平成28年（措）第７号）

排除措置年月日	違　反　法　条
28. 6. 15	独占禁止法第19条（第2条第9項第4号）

ア　関係人

名称	所在地	代表者	事業の概要
コールマンジャパン㈱	東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル	代表取締役　中里　豊	キャンプ用品（注1）等の輸入業，販売業等

（注１）「キャンプ用品」とは，テント，タープ，シュラフ，照明器具，調理器具，燃料，テーブル，チェア，クーラー，ジャグ等，主としてキャンプで用いる商品をいう。

イ　違反行為の概要

(ア)　コールマンジャパン㈱（以下「コールマンジャパン」という。）は，コールマンのキャンプ用品（注２）について，遅くとも平成22年以降，毎年８月頃に，翌シーズンに小売業者が販売を行うに当たっての販売ルール（以下(1)において「販売ルール」という。）を次のとおり定めていた。

a　販売価格は，コールマンのキャンプ用品ごとにコールマンジャパンが定める下限の価格以上の価格とする。

b　割引販売は，他社の商品を含めた全ての商品を対象として実施する場合又は実店舗における在庫処分を目的として，コールマンジャパンが指定する日以降，チラシ広告を行わずに実施する場合に限り認める。

(イ)　コールマンジャパンは，コールマンのキャンプ用品について，自ら又は取引先卸売業者を通じて

a　継続して取引を行う小売業者に対しては，翌シーズンの取引について商談を行うに当たり，販売ルールに従って販売するよう要請し

b　新たにコールマンのキャンプ用品の取引を希望する小売業者に対しては，取引開始に当たり，販売ルールに従って販売するよう要請し

コールマンジャパンが他の小売業者にも販売ルールに従って販売させることを前提に，小売業者から販売ルールに従って販売する旨の同意を得て，当該小売業者に販売ルールに従って販売するようにさせていた。

（注２）「コールマンのキャンプ用品」とは，コールマンジャパンが販売する「Ｃｏｌｅｍａｎ」の商標が付されたキャンプ用品をいう。

ウ　排除措置命令の概要

(ｱ)　コールマンジャパンは，前記イの行為を行っていないことを確認すること及び今後コールマンのキャンプ用品の販売に関し当該行為と同様の行為を行わないことを，取締役会において決議しなければならない。

(ｲ)　コールマンジャパンは，前記(ｱ)に基づいて採った措置を，取引先卸売業者及び小売業者に通知するとともに，一般消費者に周知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ｳ)　コールマンジャパンは，今後，コールマンのキャンプ用品の販売に関し，前記イの行為と同様の行為を行ってはならない。

(ｴ)　コールマンジャパンは，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ａ　卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成

ｂ　卸売業者及び小売業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての，コールマンのキャンプ用品の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

⑵　土佐あき農業協同組合に対する件（平成29年（措）第７号）

排除措置年月日	違　反　法　条
29.3.29	独占禁止法第19条（一般指定第12項）

ア　関係人

名称	所在地	代表者	組合員	事業の概要
土佐あき農業協同組合	高知県安芸市幸町1番16号	代表理事 長野　隆	高知県室戸市，安芸市及び安芸郡（馬路村を除く。）において農業を営む者等	園芸農産物の共同販売等

イ　違反行為の概要

土佐あき農業協同組合（以下「土佐あき農協」という。）は，かねてから，なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ，遅くとも平成24年４月以降，次のとおり，組合員からなすの販売を受託していた。

(ｱ)　土佐あき農協は，自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして，なすの販売を受託していた。

(ｲ)　土佐あき農協は，支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料（農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%）について，自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。

(ｳ)　土佐あき農協は，支部園芸部の定めた罰金等を収受し，これを系統出荷が行われ

たなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。

ウ　排除措置命令の概要

(ア)　土佐あき農協は，次の事項を理事会において決議しなければならない。

a　自ら以外の者になすを出荷することを制限する次の条件を付けて，組合員からなすの販売を受託している行為を行っていない旨を確認すること。

(a)　自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者から，なすの販売を受託しないこと。

(b)　支部園芸部が定めた系統外出荷手数料等及び罰金等を収受すること。

b　今後，組合員からのなすの販売の受託に関し，前記aと同様の行為を行わないこと。

(イ)　土佐あき農協は，前記(ア)に基づいて採った措置を，組合員に通知しなければならない。

(ウ)　土佐あき農協は，今後，組合員からのなすの販売の受託に関し，前記(ア)aの行為と同様の行為を行ってはならない。

(エ)　土佐あき農協は，今後，自らに農産物を出荷する組合員との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び当該取引に係る事業に関わる役職員に対する周知徹底を行うために必要な措置を講じなければならない。

(3)　ワン・ブルー・エルエルシーに対する件（平成28年度に違反認定したものの排除措置命令を行わなかった事例）

公表年月日	違　反　法　条
28. 11. 18	独占禁止法第19条（一般指定第14項）

ア　関係人

名称	所在地	代表者
ワン・ブルー・エルエルシー	アメリカ合衆国　ニューヨーク州ニューヨーク市ブロードウェイ1350番地	ロエロフ・ピーター・クレイマー

イ　違反行為等の概要

(ア)　ワン・ブルー・エルエルシー（以下「ワン・ブルー」という。）は，平成24年頃から，我が国に所在し，記録型ブルーレイディスク（以下「ＢＤ」という。）（注）を製造販売するイメーション㈱（以下「イメーション」という。）及びその親会社であり米国に所在するイメーション・コーポレーション（以下「米イメーション」という。）と，記録型ＢＤに係るＢＤ規格の実施に当たり必須となる特許（以下「ＢＤ標準規格必須特許」という。）のライセンスについて交渉を行っていたが，ライセンス料について当事者間で合意することができなかった。

当該交渉において，イメーション及び米イメーションは，ワン・ブルーに対し，公正で妥当なライセンス料を支払う意思があることの表明，公正で妥当と考えるラ

イセンス料の提案，ワン・ブルーが提示するライセンス料の設定根拠の説明の要請等を行っていたが，ワン・ブルーは，非差別的な条件を提供するためにライセンス料について交渉はできないとして，当該設定根拠の説明も行わなかった。

(ｲ)　ワン・ブルーは，前記(ｱ)のライセンスについての交渉を促進させるため，平成25年６月頃，イメーションが製造販売する記録型ＢＤの販売を行っていた取引先小売業者のうち，我が国における有力な取引先３社に対して，ＢＤ標準規格必須特許の特許権者（以下「ワン・ブルーの特許権者」という。）が当該取引先の特許権侵害行為について差止請求権を有していること等を内容とする通知書を送付した（以下，当該通知書の送付を「本件告知」という。）。

(ｳ)　当該取引先小売業者のうち１社は，本件告知を受けて，平成25年６月中旬頃から平成27年３月頃までの約１年９か月間，イメーションが製造販売する記録型ＢＤの販売を停止した。

(ｴ)　イメーションは，平成25年８月，ワン・ブルーによる本件告知と同様の行為の差止め等を求めて，東京地方裁判所に訴訟を提起したところ，同裁判所は，平成26年５月16日の知的財産高等裁判所大合議決定で示された差止請求権の行使の制限に関する法的見解を踏まえて，平成27年２月18日，ワン・ブルーの特許権者が前記(ｲ)の差止請求権を行使することは「権利の濫用」として許されず，これを行使できるかのように告知することは虚偽の事実を告知したものというべきであり，不正競争防止法上の不正競争に該当する旨の判決をし，その後，当該判決は確定している。

(ｵ)　前記(ｴ)の判決が確定したことを受け，イメーションが製造販売する記録型ＢＤの販売を停止していた前記(ｳ)の小売業者は，平成27年４月頃，その販売を再開した。

(ｶ)　イメーションは，平成27年12月頃，記録型ＢＤ市場等の今後の成長が困難な見通しであるなどの理由から，記録型ＢＤの製造販売事業から撤退している。

（注）記録型ＢＤとは，使用者においてデータの記録ができるもの。

ウ　公正取引委員会の対応

(ｱ)　イメーションは，前記イ(ｱ)の事実によれば，記録型ＢＤに係るＢＤ標準規格必須特許について，公正，妥当かつ無差別な条件（ＦＲＡＮＤ〔fair, reasonable and non-discriminatory〕条件）でライセンスを受ける意思を有していた者と認められるところ，前記イ(ｱ)から(ｳ)までの事実等によれば，ワン・ブルーは，自己と我が国における記録型ＢＤの取引において競争関係にある事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害していたものであって，この行為は，不公正な取引方法の第14項（競争者に対する取引妨害）に該当し，独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

(ｲ)　前記イ(ｵ)のとおり，イメーションが製造販売する記録型ＢＤの販売を停止していた小売業者が，平成27年４月頃，その販売を再開したことから，遅くとも同月頃以降，ワン・ブルーの違反行為は行われていないと認められる。

(ｳ)　前記(ｱ)のとおり，ワン・ブルーの行為は，不公正な取引方法の第14項（競争者に対する取引妨害）に該当し，独占禁止法第19条に違反するものであるが，

ａ　前記イ(ｴ)から(ｶ)までの事実及びワン・ブルーが本件告知後，同様の行為を行っ

ていないこと

b　ワン・ブルーは，前記イ㈾の判決，独占禁止法，「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（ＦＲＡＮＤ条件でライセンスを受ける意思を有する者に対する差止請求訴訟の提起等に係る考え方）等を遵守すること，本件告知と同様の行為を行わないことについて確認しており，さらに，本件告知等の業務上の意思決定及び遂行が数名で行われていることを踏まえれば，同社における法令遵守体制が確保されていること

c　近年，記録型ＢＤの市場規模はほぼ横ばいであり，記録型ＢＤの製造販売事業から撤退した事業者が存在するなど，今後，当該市場への新規参入が活発に行われる可能性は低いところ，現在，我が国で販売されている記録型ＢＤのほとんど全ての製造販売業者は，ワン・ブルーと記録型ＢＤに係るＢＤ標準規格必須特許のライセンス契約を締結していること

等の諸事情を総合的に勘案すれば，違反行為が繰り返されるおそれはなく，かつ，違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分であるとは認められなかったことから，特に排除措置を命ずる必要があるとは認められないと判断し，本件審査を終了することとした。

㈿　当委員会としては，今後とも，知的財産の利用における公正かつ自由な競争の促進の観点から，知的財産に関する技術・製品分野における競争の状況を注視するとともに，事業者又は事業者団体による知的財産の利用に関する独占禁止法上問題となる行為があった場合には厳正に対処していくこととする。

3　東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する決定（課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定及び課徴金納付命令を取り消す決定）

決定年月日
28. 12. 13

(1)　関係人

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	課徴金納付命令		確定した罰金額（控除される額）	課徴金納付命令に係る決定	
				課徴金納付命令	課徴金額		決定	決定後の課徴金額
1	前田道路㈱	東京都品川区大崎一丁目11番3号	代表取締役 今枝　良三	平成28年（納）第27号	2億9452万円	1億8000万円（9000万円）	平成28年（納決）第1号	2億452万円
2	㈱ＮＩＰＰＯ	東京都中央区八重洲一丁目2番16号	代表取締役 岩田　裕美	平成28年（納）第28号	2億1917万円	1億8000万円（9000万円）	平成28年（納決）第2号	1億2917万円

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	課徴金納付命令		確定した罰金額（控除される額）	課徴金納付命令に係る決定	
				課徴金納付命令	課徴金額		決定	決定後の課徴金額
3	日本道路㈱	東京都港区新橋一丁目6番5号	代表取締役 山口　宣男	平成28年（納）第29号	1億8963万円	1億8000万円（9000万円）	平成28年（納決）第3号	9963万円
4	大成ロテック㈱	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	代表取締役 西田　義則	平成28年（納）第30号	1億3104万円	1億2000万円（6000万円）	平成28年（納決）第4号	7104万円
5	㈱佐藤渡辺	東京都港区南麻布一丁目18番4号	代表取締役 上河　　忍	平成28年（納）第31号	1億2264万円	1億2000万円（6000万円）	平成28年（納決）第5号	6264万円
6	大林道路㈱	東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号	代表取締役 長谷川　仁	平成28年（納）第32号	1億483万円	1億2000万円（6000万円）	平成28年（納決）第6号	4483万円
7	㈱ガイアート（注1）	東京都新宿区新小川町8番27号	代表取締役 前山　俊彦	平成28年（納）第33号	1億332万円	1億2000万円（6000万円）	平成28年（納決）第7号	4332万円
8	東亜道路工業㈱	東京都港区六本木七丁目3番7号	代表取締役 新谷　　章	平成28年（納）第34号	1億71万円	1億2000万円（6000万円）	平成28年（納決）第8号	4071万円
9	三井住建道路㈱	東京都新宿区余丁町13番27号	代表取締役 松井　隆幸	平成28年（納）第35号	6426万円	1億2000万円（6000万円）	平成28年（納決）第9号	426万円
10	北川ヒューテック㈱	金沢市神田一丁目13番１号	代表取締役 北川　隆明	平成28年（納）第37号	2395万円	1億2000万円（6000万円）	平成28年（納決）第10号	―（注2）

（注１）㈱ガイアートは，平成28年10月１日，㈱ガイアートＴ・Ｋから現商号に変更している。
（注２）北川ヒューテック㈱に対する課徴金納付命令に係る課徴金の額が，罰金額の２分の１に相当する金額を超えないことから，同社に対しては当該課徴金納付命令を取り消す決定を行った。

⑵　概要

ア　公正取引委員会は，東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件について犯則調査を行った結果，独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して，平成28年２月29日，同法の規定に基づき，前記⑴の表記載の９社（番号１ないし９記載の事業者）及び北川ヒューテック㈱の10社（以下 3 において「10社」という。）並びにその従業者11名を検事総長に告発した。

イ　また，東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，10社を含む20社（以下 3 において「20社」という。）が，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反

して，当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していたとして，平成28年９月６日，20社に対して排除措置命令を，10社を含む11社に対して課徴金納付命令を行った。

ウ　前記アの刑事事件について，平成28年９月７日から同年11月１日にかけて，東京地方裁判所において10社を罰金の刑に処する裁判があり，同裁判は同年９月22日から同年11月16日にかけて確定した。

エ　９社に対する決定は，独占禁止法第63条第１項に基づき，９社に対する課徴金納付命令（平成28年（納）第27号ないし第35号）に係る課徴金の額を，その額から裁判において命じられた罰金額の２分の１に相当する金額を控除した額に変更するものである。

オ　北川ヒューテック㈱に対する決定は，同社に対する課徴金納付命令（平成28年（納）第37号）に係る課徴金の額が，裁判において命じられた罰金額の２分の１に相当する金額を超えないことから，独占禁止法第63条第１項ただし書及び第２項に基づき，当該課徴金納付命令を取り消すものである。

第３　警告

平成28年度において警告を行ったものの概要は，次のとおりである。

第９表　平成28年度警告事件一覧表

一連番号	件　　名	内　　容	関係法条	警告年月日
1	東京書籍㈱に対する件	平成27年度から使用されている小学校用教科書又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して，その採択に関与する可能性のある教員等に対し，金銭を提供することにより，正常な商慣習に照らして不当な利益をもって，競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。	第19条（一般指定第9項）	28.7.6
2	光村図書出版㈱に対する件	平成27年度から使用されている小学校用教科書又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して，その採択に関与する可能性のある教員等に対し，金銭を提供し，また，懇親会を催して酒類・料理等を提供することにより，正常な商慣習に照らして不当な利益をもって，競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。	第19条（一般指定第9項）	28.7.6
3	教育出版㈱に対する件	平成27年度から使用されている小学校用教科書又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して，その採択に関与する可能性のある教員等に対し，金銭を提供することにより，正常な商慣習に照らして不当な利益をもって，競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。	第19条（一般指定第9項）	28.7.6
4	大日本図書㈱に対する件	平成27年度から使用されている小学校用教科書又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して，その採択に関与する可能性のある教員等に対し，金銭や中元・歳暮等を提供することにより，正常な商慣習に照らして不当な利益をもって，競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。	第19条（一般指定第9項）	28.7.6
5	㈱教育芸術社に対する件	平成27年度から使用されている小学校用教科書又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して，その採択に関与する可能性のある教員等に対し，金銭や中元・歳暮等を提供し，また，懇親会を催して酒類・料理等を提供することにより，正常な商慣習に照らして不当な利益をもって，競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。	第19条（一般指定第9項）	28.7.6
6	㈱三省堂に対する件	平成27年度から使用されている小学校用教科書又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して，その採択に関与する可能性のある教員等に対し，金銭を提供し，また，懇親会を催して酒類・料理等を提供することにより，正常な商慣習に照らして不当な利益をもって，競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。	第19条（一般指定第9項）	28.7.6
7	数研出版㈱に対する件	平成27年度から使用されている小学校用教科書又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して，その採択に関与する可能性のある教員等に対し，金銭や中元・歳暮等を提供することにより，正常な商慣習に照らして不当な利益をもって，競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。	第19条（一般指定第9項）	28.7.6

一連番号	件　　名	内　　容	関係法条	警告年月日
8	学校図書㈱に対する件	平成27年度から使用されている小学校用教科書又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して，その採択に関与する可能性のある教員等に対し，金銭を提供することにより，正常な商慣習に照らして不当な利益をもって，競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。	第19条（一般指定第9項）	28.7.6
9	㈱新興出版社啓林館に対する件	平成27年度から使用されている小学校用教科書又は平成28年度から使用されている中学校用教科書に関して，その採択に関与する可能性のある教員等に対し，金銭を提供することにより，正常な商慣習に照らして不当な利益をもって，競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。	第19条（一般指定第9項）	28.7.6
10	ドイツ証券㈱に対する件	他の証券会社との間で，欧州国債について，継続して，我が国に所在する顧客からの引き合いに関する情報，価格に関する情報等を交換するなどし，また，他の証券会社と共同して，欧州国債のうち我が国に所在する顧客が電話取引により複数銘柄に対する見積価格の提示を求める方法で売買の発注を行うものについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた疑い。	第3条後段	29.3.15

第４　告発

私的独占，カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については，排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ，これらについては公正取引委員会による告発を待って論ずることとされている（第96条及び第74条第１項）。

公正取引委員会は，平成17年10月，平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ，「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し，独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から，積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

平成28年度においては，検事総長に告発した事件はなかった。

第３章　審　判

第１　概説

平成28年度当初における審判件数は，前年度から繰り越されたもの260件（排除措置命令に係るものが130件，課徴金納付命令に係るものが130件）であった。平成28年度においては，審判開始を行った事件はなく，平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）による改正前の独占禁止法（以下，特段の断りがない限り第３章において単に「独占禁止法」という。）に基づく審決を14件（排除措置命令に係る審決６件，課徴金納付命令に係る審決８件）行ったほか，被審人による審判請求の取下げが１件あった。この結果，平成28年度末における審判件数（平成29年度に繰り越すもの）は245件となった。

図　審判件数の推移

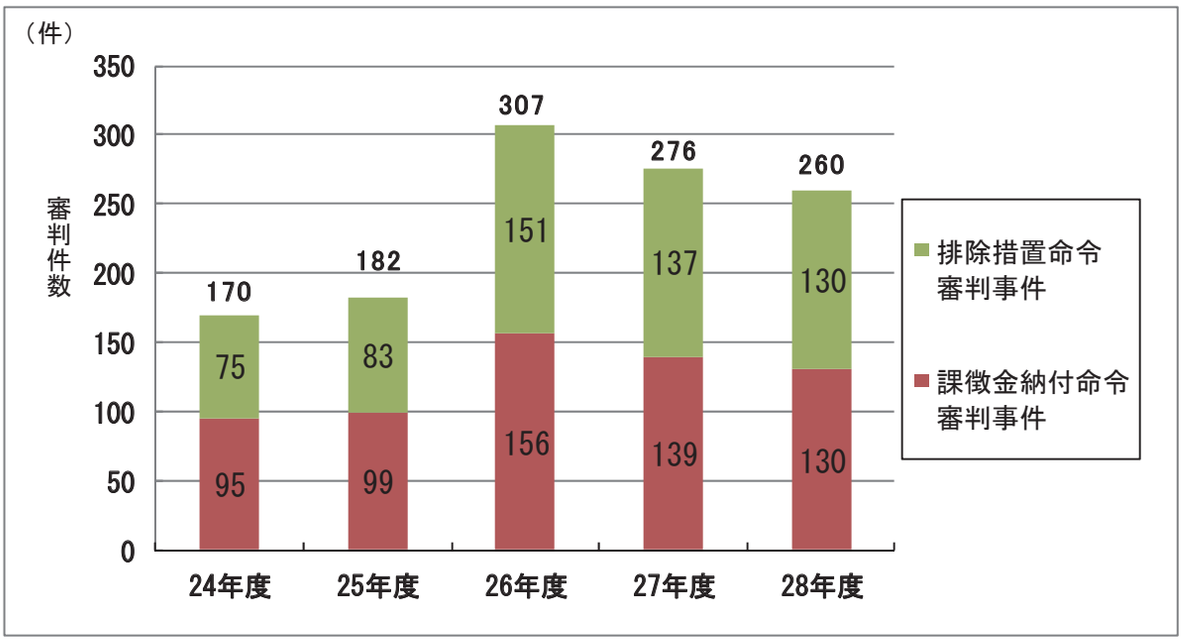

（注１）審判件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。
（注２）「課徴金納付命令審判事件」には，平成17年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。）による改正前の独占禁止法に基づく審判事件を含む。

表　平成28年度末における係属中の審判事件一覧

一連番号	事件番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続開始年月日	審判開催状況（29.3.31現在）
1	22（判）1	クアルコム・インコーポレイテッド	クアルコム・インコーポレイテッド等が保有し又は保有することとなるＣＤＭＡ携帯無線通信に係る知的財産権について，国内端末等製造販売業者等に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり，国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等を無償で許諾することを余儀なくさせ，かつ，国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせていた。（排除措置命令審判事件）	独占禁止法第19条（一般指定第12項（注1））	22.1.5	29回開催
2～13	22（判）17～28	三和シヤッター工業㈱ほか3名	共同して全国におけるシャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。近畿地区におけるシャッターについて，共同して受注予定者を決定していた。（22（判）17ないし21につき排除措置命令審判事件，22（判）22ないし28につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	22.10.4	30回開催
14～58	23（判）8～52	植野興業㈱ほか22名	山梨県発注の塩山地区土木一式工事について，共同して受注予定者を決定していた。（23（判）8ないし29につき排除措置命令審判事件，23（判）30ないし52につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	23.7.27	20回開催
59～79	23（判）53～57・59～69・71～75	㈱飯塚工業ほか10名	山梨県発注の石和地区土木一式工事について，共同して受注予定者を決定していた。（23（判）53ないし57及び59ないし64につき排除措置命令審判事件，23（判）65ないし69及び71ないし75につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	23.7.27	25回開催

一連番号	事件番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続開始年月日	審判開催状況（29.3.31現在）
80・81	23（判）82・83	㈱山陽マルナカ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して，新規開店，全面改装，棚替え等に際し，当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について，当該納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動，陳列，補充，接客等の作業を行わせるため，あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，かつ，その費用を自社が負担することなく，当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 （23（判）82につき排除措置命令審判事件，23（判）83につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号（注2））及び第20条の6	23.10.19	14回開催
82・83	24（判）40・41	㈱エディオン	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して，当該納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しない作業を行わせるため，あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，かつ，その費用を自社が負担することなく，当該納入業者の従業員等を派遣させる行為を行っていた。 （24（判）40につき排除措置命令審判事件，24（判）41につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号（注2））及び第20条の6	24.4.24	27回開催
84～93	25（判）11～20	㈱小糸製作所	自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて，共同して受注予定者を決定していた。 （25（判）11，13，15，17及び19につき排除措置命令審判事件，25（判）12，14，16，18及び20につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	25.7.17	14回開催
94・95	25（判）21・22	ＮＴＮ㈱	産業機械用軸受及び自動車用軸受について，共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 （25（判）21につき排除措置命令審判事件，25（判）22につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	25.7.17	6回開催

一連番号	事件番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続開始年月日	審判開催状況（29.3.31現在）
96・97	25（判）28・29	㈱ラルズ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して，新規開店又は改装開店に際し，当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列，補充，撤去等の作業を行わせるため，あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，派遣のために必要な費用のほとんど全てを負担せずに，当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 （25（判）28につき排除措置命令審判事件，25（判）29につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号（注2））及び第20条の6	25.10.17	12回開催
98～103	25（判）30～35	王子コーンスターチ㈱ほか2名	段ボール用でん粉について，共同して需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。 （25（判）30ないし32につき排除措置命令審判事件，25（判）33ないし35につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	25.11.7	12回開催
104・105	26（判）1・2	ダイレックス㈱	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して，新規開店又は改装開店に際し，当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動，陳列等の作業を開店前に行わせるため，あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく，かつ，派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく，当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 （26（判）1につき排除措置命令審判事件，26（判）2につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号（注2））及び第20条の6	26.8.27	5回開催
106～245	26（判）3～142	レンゴー㈱ほか36名	特定段ボールシート，特定段ボールケース又は特定ユーザー向け段ボールケースについて，共同して販売価格等を引き上げる旨を合意していた。 （26（判）3ないし34，65ないし101，139及び140につき排除措置命令審判事件，26（判）35ないし64，102ないし138，141及び142につき課徴金納付命令審判事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	26.11.7	5回開催

（注１）平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前は，一般指定（不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕をいう。以下同じ。）第13項

（注２）平成21年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成21年法律第51号〕をいう。以下同じ。）施行日前の行為については，平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項

第２　審決

1　加藤化学㈱に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第24号及び第25号	25.10.9	13	28.4.15	2億2284万
平成25年（判）第26号及び第27号	25.10.9	13	28.4.15	1億6552万

⑴　被審人

名　　称	代　表　者	所　　在　　地
加藤化学㈱	加藤　栄一	愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田18番地

⑵　事件の経過

本件は，平成25年６月13日，公正取引委員会が，加藤化学㈱（以下⑵及び⑶において「被審人」という。）に対し，独占禁止法第７条第２項の規定に基づき排除措置命令を，同法第７条の２第１項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ，被審人は，両命令に対して審判請求を行ったので，被審人に対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

⑶　判断の概要等

ア　原処分の原因となる事実

被審人は，９社（注１）と共同して，特定異性化糖（注２）（注３）の販売価格を引き上げる旨を合意することにより，公共の利益に反して，我が国における特定異性化糖の販売分野における競争を実質的に制限していた。また，被審人は，９社と共同して，特定水あめ・ぶどう糖（注４）の販売価格を引き上げる旨を合意することにより，公共の利益に反して，我が国における特定水あめ・ぶどう糖の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下，特定異性化糖と特定水あめ・ぶどう糖を併せて「本件各製品」といい，特定異性化糖に係る合意と特定水あめ・ぶどう糖に係る合意を併せて「本件違反行為」という。）。

被審人の本件違反行為の実行期間は，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，平成23年３月１日から平成24年１月30日までであり，同法第７条の２の規定により算出された課徴金の額は，特定異性化糖の取引に係る２億2284万円及び特定水あめ・ぶどう糖の取引に係る１億6552万円である。

（注１）昭和産業㈱，日本食品化工㈱，日本コーンスターチ㈱，日本澱粉工業㈱，サンエイ糖化㈱，三和

澱粉工業㈱，群栄化学工業㈱，王子コーンスターチ㈱及び敷島スターチ㈱の９社をいう。

（注２）「異性化糖」とは，糖化製品（とうもろこしから生成されたでん粉をアミラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られたものをいう。）のうち，とうもろこしから生成されたでん粉をアミラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られたグルコース１分子の糖を，グルコースイソメラーゼ又はアルカリにより異性化して得られた果糖を含むものをいう。

（注３）「特定異性化糖」とは，異性化糖のうち，ジャン決め（需要者との間で，あらかじめ価格の計算式，交渉時期，適用期間等を定めずに，原料価格の変動等を理由として，必要な都度，需要者と相対で交渉して価格を定める方式をいう。）によって価格を定める条件で取引する需要者向けに販売されるものをいう。

（注４）「特定水あめ・ぶどう糖」とは，水あめ・ぶどう糖（糖化製品のうち，異性化糖を除いたものをいう。）のうち，ジャン決めによって価格を定める条件で取引する需要者向けに販売されるものをいう。

イ　主要な争点及びそれに対する判断

⑺　被審人及び９社（以下，併せて「10社」という。）は，本件当初値上げ（注５）に当たり，本件各製品の販売価格を引き上げる旨を合意（以下「本件各当初合意」という。）したか（争点１）

認定した事実関係によれば，本件当初値上げの前後の事情は，次のとおりである。

ａ　10社は，シカゴ商品取引所のとうもろこし先物相場（以下「とうもろこしのシカゴ相場」という。）の高騰を背景に，平成22年10月，同年11月及び同年12月の糖化委員会（注６）において，本件各製品の販売価格を年明けから１キログラム当たり10円引き上げること等に関する情報交換や，当該値上げのための日経対策（注７）に関する協議を行った。

ｂ　平成22年11月の糖化委員会での協議結果を踏まえて日経記者との懇談会が行われ，同年12月22日付けの日本経済新聞に，王子コーンスターチ㈱ほか２社が糖化製品の販売価格を１キログラム当たり10円値上げする旨の記事が掲載された。

ｃ　10社ではそれぞれ，平成23年１月下旬までには，糖化委員会の会合の出席者又は当該出席者から糖化委員会の会合における情報交換の内容について報告を受けた者が中心となり，本件各製品の販売価格を１キログラム当たり10円引き上げる旨を決定し，同年１月から同年２月にかけて，その旨を需要者や商社に申し入れた。

ｄ　平成23年１月以降の糖化委員会において，出席者の間で，本件各製品の販売価格引上げの交渉の進捗状況について情報交換が行われた。

ｅ　糖化委員会の場以外でも，10社の間では，個別の需要者に対する販売価格引上げの交渉の時期，販売価格引上げ幅及び交渉の進捗状況等について，他の入れ合い先と連絡を取り合って足並みをそろえるなどしていた。

他方で，被審人における本件当初値上げが９社の行動と無関係に独自の判断によって行われたことをうかがわせる事情はない。

これらの事情に鑑みると，遅くとも平成22年12月の糖化委員会が開催された同月28日までには，10社は相互に，本件各製品の販売価格を１キログラム当たり10円引き上げることを認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思を有していたものであり，本件各当初合意が存在したものと認められる。

（注５）平成23年１月から同年２月にかけて開始した販売価格の引上げを求める申入れをいう。

（注６）日本スターチ・糖化工業会内に設けられていた10社をもって構成される委員会であり，砂糖及

びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づき農林水産省が公表する価格等について，各社の共通する諸問題に関する意見及び情報の交換，需要分析，売戻価格の分析等を行っていた。

（注７）値上げが必要な事情や各社の値上げの方針，値上げの状況を説明し，これを記事にしてもらうよう働きかけるなどの目的で日本経済新聞社の記者（以下「日経記者」という。）に対して懇談会の開催を申し入れることや，日経記者から糖化製品の価格に関して取材を受けた場合の対応の総称。

(ｲ) 10社は，本件追加値上げ（注８）に当たり，本件各製品の販売価格を更に引き上げる旨を合意（以下「本件各修正合意」という。）したか（争点２）

認定した事実関係によれば，本件追加値上げの前後の事情は，以下のとおりである。

a　10社は，とうもろこしのシカゴ相場が平成23年１月以降も高騰を続けたことを背景に，同年１月から同年６月までの各糖化委員会において，本件各当初値上げによる本件各製品の販売価格の引上げ額を１キログラム当たり15円ないし20円と修正することなどに関する情報交換や，当該値上げのための日経対策に関する協議を行った。

b　平成23年２月及び同年５月の糖化委員会での協議結果を踏まえて，日経記者との懇談会が行われ，同年６月２日付けの日本経済新聞に，日本食品化工㈱等の糖化メーカーが異性化糖の販売価格を１キログラム当たり10円値上げする，値上げが浸透すれば昨年末に比べ20円の上昇となる旨の記事が掲載された。

c　10社ではそれぞれ，平成23年６月29日までには，糖化委員会の会合の出席者又は当該出席者から糖化委員会の会合における情報交換の内容について報告を受けた者が中心となり，本件各当初値上げにより１キログラム当たり10円引き上げることとした本件各製品の販売価格を更に引き上げ，引上げ額を１キログラム当たり15円ないし20円とする旨を決定し，その旨を需要者や商社に申し入れた。

d　平成23年７月以降の糖化委員会において，出席者の間で，追加分を含めた本件各製品の販売価格引上げの交渉の進捗状況に関する情報交換や，同年９月以降のとうもろこしのシカゴ相場の下落を踏まえた需要者からの本件各製品の販売価格の引下げ要請に対する対応の検討が行われた。

e　糖化委員会の場以外でも，10社の間では，個別の需要者に対する販売価格引上げの交渉の時期，販売価格引上げ幅及び交渉の進捗状況等について，他の入れ合い先と連絡を取り合って足並みをそろえるなどしていた。

他方で，被審人における本件追加値上げが９社の行動と無関係に独自の判断によって行われたことをうかがわせる事情はない。

これらの事情に鑑みると，遅くとも平成23年６月の糖化委員会が開催された同月29日までには，10社は相互に，本件当初合意により合意した本件各製品の引上げ額を１キログラム当たり15円ないし20円に引き上げることを認識ないし予測し，これと歩調をそろえる意思を有していたものであり，本件各修正合意が存在したものと認められる。

（注８）本件当初値上げの後に行われた販売価格の追加引上げを求める申入れをいう。

(ｳ) 争点１及び争点２に係る合意の対象に純果糖（注９）は含まれるか（争点３）

異性化糖を「糖化製品のうち，とうもろこしから生成されたでん粉をアミラーゼ

等の酵素又は酸により加水分解して得られたグルコース１分子の糖を，グルコースイソメラーゼ又はアルカリにより異性化して得られた果糖を含むもの」と定義する場合，純果糖も異性化糖に含まれることについては，当事者間に争いがない。したがって，ジャン決めによって価格を定める条件で取引する需要者向けに販売される純果糖は，特定異性化糖に該当する。

また，本件各合意がなされた背景には，糖化製品の原料価格（とうもろこしのシカゴ相場）の高騰により値上げの必要が生じたという事情があるところ，同事情は，純果糖にも当てはまるものであり，10社が糖化委員会の会合の場等において特定異性化糖の販売価格の引上げに関する情報交換や日経対策に関する協議を行った際にも，値上げの対象から純果糖が除外されていたことをうかがわせる証拠はなく，実際，被審人は，ジャン決めに係る純果糖についても，他の特定異性化糖と同様に，特定異性化糖に係る当初合意及び修正合意の内容に即した販売価格の引上げを申し入れている。

これに加えて，①砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律は，異性化糖について前記定義と同旨の定義をしており（同法第２条第４項），液糖か結晶かという性状は問われていないこと，②純果糖と異性化液糖（液糖である異性化糖のこと）は多くの用途において共通し，需要者においても，純果糖を水に溶かして異性化液糖の代替品を製造することが可能であると認識され，実際にも，それまでの純果糖の使用から異性化液糖の使用に切り替わった商品も存在すること，③純果糖の需要者の中には異性化液糖も購入している者が多数存在することなどを併せ考えると，純果糖と他の異性化糖の性状の相違など，被審人の主張する事情を考慮してもなお，特定異性化糖の当初合意及び修正合意の対象には純果糖も含まれていたと認めるのが相当である。

（注９）被審人が製造している無水結晶果糖（結晶・粉末化した異性化糖のうち，果糖100パーセントのもの）の商品名をいう。

⑷　法令の適用

独占禁止法第66条第２項

2　積水化成品工業㈱ほか４名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（ＥＰＳブロックの製造業者及び販売業者による受注調整）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第1号及び第5号	25.1.21	15	29.2.8	7618万
平成25年（判）第3号及び第8号	25.1.21	15	29.2.8	649万
平成25年（判）第2号及び第6号	25.1.21	15	29.2.8	2740万
平成25年（判）第4号及び第9号	25.1.21	15	29.2.8	349万
平成25年（判）第7号	25.1.21	15	29.2.8	2524万

⑴　被審人

事件番号	名　　称	略　　称	代　表　者	所　　在　　地
平成25年（判）第1号及び第5号	積水化成品工業㈱	積水化成品工業	柏原　正人	大阪市北区西天満二丁目4番4号
平成25年（判）第3号及び第8号	㈱積水化成品北海道	積水化成品北海道	藤井　雅敏	北海道千歳市北信濃779番3
平成25年（判）第2号及び第6号	㈱ジェイエスピー	ジェイエスピー	塚本　耕三	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
平成25年（判）第4号及び第9号	カネカケンテック㈱	カネカケンテック	堀江　康則	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号
平成25年（判）第7号	カネカフォームプラスチックス㈱	カネカフォームプラスチックス	金谷　拓亮	大阪市西区江戸堀一丁目10番8号

⑵　事件の経過

本件は，平成24年９月24日，公正取引委員会が，前記⑴の被審人５社（以下⑵及び⑶において「被審人ら」という。）のうち積水化成品工業，積水化成品北海道，ジェイエスピー及びカネカケンテックに対し，独占禁止法第７条第２項の規定に基づき排除措置命令を，被審人らに対し，同法第７条の２第１項の規定に基づき課徴金納付命令をそれぞれ行ったところ，被審人らは，両命令に対して審判請求を行ったので，被審人らに対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録並びに被審人らから提出された異議の申立書及び被審人らから聴取した陳述に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人らに対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

⑶　判断の概要等

ア　原処分の原因となる事実

被審人ら並びにダウ化工㈱，太陽工業㈱，アキレス㈱及び北海道カネパール㈱（以下，併せて「９社」という。）は，共同して，特定ＥＰＳブロック（注１）（注２）について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，特定ＥＰＳブロックの取引分野における競争を実質的に制限していた（以下「本件違反行為」という。）。

被審人らの本件違反行為の実行期間は，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，積水化成品工業，積水化成品北海道及びジェイエスピーについては平成20年５月31日から平成23年５月30日まで，カネカケンテックについては平成22年10月１日から平成23年５月30日まで，カネカフォームプラスチックスについては平成19年10月１日から平成22年９月30日までであり，同法第７条の２の規定により算出された課徴金の額は，積水化成品工業については7618万円，積水化成品北海道については649万円，

ジェイエスピーについては2740万円，カネカケンテックについては349万円，カネカフォームプラスチックスについては2524万円である。

（注１）「ＥＰＳブロック」とは，ＥＰＳ工法（発泡スチロール土木工法開発機構〔総合建設業者，専門工事業者，発泡スチロールブロックの材料製造業者等を会員とする任意の事業者団体。以下「ＥＤＯ」という。〕が策定した「ＥＰＳ工法　設計・施工基準書（案）」〔以下「ＥＰＳ工法基準書」という。〕に基づき，発泡スチロールブロックを，主として，軟弱地盤上の盛土，擁壁，橋台背面の裏込め材としての盛土，地滑り地の盛土，道路拡幅盛土としての盛土，両直型の盛土及び埋設構造物の埋め戻しの盛土として建設工事に使用する工法）において使用される発泡スチロールブロックをいう。

（注２）「特定ＥＰＳブロック」とは，９社のうち一又は複数の者が，ＥＰＳ工法採用工事に係る設計図書の作成を含む設計業務を請け負った建設コンサルタント業者に対し，当該工事が発注される前に，自ら又は建設資材商社を通じ，当該設計図書のうちＥＰＳブロックの使用に係る部分の図面をＥＰＳ工法基準書に基づいて作成し提供したＥＰＳ工法採用工事に使用されるＥＰＳブロックをいう。

イ　主要な争点及びそれに対する判断

⑺　９社の間に，特定ＥＰＳブロックについて，受注予定者を決定し，その者が受注できるように協力する旨の合意が存在したか（争点１）

被審人らは，平成元年頃から，ＥＰＳ工法採用工事に係る設計協力を行ったＥＰＳブロック業者（注３）が当該工事に使用されるＥＰＳブロックを他社に優先して販売すべきであるという考え方に基づいて行動するようになり，物件登録（注４）が行われるようになった平成２年４月頃以降は，自社が物件登録を行った物件についてはそれを根拠にＥＰＳブロックを販売する「権利」があると主張し，他社が物件登録を行った物件については営業活動を行わないようにするなど，ＥＰＳブロックの受注について協調関係にあったことが認められる。

そして，平成16年１月７日及び同月19日に開催された広報委員会（注５）において，物件登録の廃止及びその後のルールについて話合いが行われ，①平成16年２月末日をもって物件登録を廃止すること，及び②物件登録の廃止後は，最終図面（注６）を作成した詳細設計協力業者（注７）（注８）（注９）が特定ＥＰＳブロックを優先して販売できることとし，互いに協力し合っていく旨確認されたことが認められる。

さらに，９社は，物件登録の廃止後も，自社が詳細設計協力した物件については当該物件を受注した建設業者に対する営業活動を積極的に行う一方，自社が詳細設計協力した物件ではないと判別できた場合等には営業活動の自粛等をすることで，詳細設計協力業者が特定ＥＰＳブロックを受注できるように協力し合っていたものであり，９社が平成19年１月以降に，自社が詳細設計協力したことを根拠に他社に営業活動の自粛を求めた事例，見積価格に関する連絡を取り合うなどして詳細設計協力業者が特定ＥＰＳブロックを受注できるように協力した事例，及び最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定ＥＰＳブロックを受注するという前提の下に利益配分のための調整等を行った事例も多数存在することが認められる。

以上の事情に鑑みれば，９社の間には，遅くとも平成19年１月以降，特定ＥＰＳブロックについて，詳細設計協力業者のうち最終図面を作成した者を受注予定者とし，受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する旨の合意（以下「本件合意」という。）が存在していたものと認められる。

（注３）「ＥＰＳブロック業者」とは，ＥＰＳブロックの製造業者又は販売業者をいう。
（注４）「物件登録」とは，ＥＤＯの事務局において行われていた，ＥＰＳ工法採用工事に係る情報をデータベース化していた行為をいう。ＥＰＳブロックの材料製造業者を会員とする材料部会（ＥＤＯに設けられていた技術委員会内の組織）の会員事業者等は，遅くとも平成２年４月頃以降，ＥＰＳ工法が採用されそうな物件の情報を入手したり，建設コンサルタント業者から設計業務に対する協力の依頼を受けたりした場合には，その物件名，発注者名，施工場所，建設コンサルタント業者名等の情報をＥＤＯの事務局に連絡していた。
（注５）「広報委員会」とは，材料部会の会員が，ＥＰＳ工法の普及を目的として，建設コンサルタント業者に対する説明会の日時の決定や講習会の開催場所の選定等を行うため，各社のＥＰＳブロックの営業担当者が定期的に行っていた会合をいう。
（注６）「最終図面」とは，発注されたＥＰＳ工法採用工事に採用されたＥＰＳブロック図面をいう。
（注７）「詳細設計」とは，官公庁等の発注者がＥＰＳ工法採用工事を建設業者に発注する前に行う，ＥＰＳ工法採用工事の具体的内容を決めるための設計をいう。発注者は，通常，建設コンサルタント業者に対し，詳細設計を発注している。
（注８）「詳細設計協力」とは，ＥＰＳブロック業者が詳細設計を受注した建設コンサルタント業者に対して行う，ＥＰＳ工法採用工事の設計図書のうちＥＰＳブロックの使用に係る部分の図面の作成及び無償提供をいう。建設コンサルタント業者は，自社で独自に詳細設計を行うこともあるが，通常は，ＥＰＳブロック業者の協力を得て，詳細設計を行っている。
（注９）「詳細設計協力業者」とは，詳細設計協力を行う者をいう。

(ｲ)　以下の各場合に係る特定ＥＰＳブロックは，前記(ｱ)の合意の対象に含まれるか（争点２）

ａ　詳細設計協力を行っていないＥＰＳブロック業者に対する見積依頼がない場合

ｂ　受注したＥＰＳブロック業者以外のＥＰＳブロック業者が当該物件の存在を認識していない場合

ｃ　被審人らの主張する自社独自の工法が採用された場合

ｄ　建設資材商社が，同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ，当該業者に特定ＥＰＳブロックを発注した場合

前記(ｱ)のとおり，９社はいずれも，特定ＥＰＳブロックについて，最終図面を作成した詳細設計協力業者を受注予定者とし，受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する意思を有していたものであり，その対象である特定ＥＰＳブロックについて，特段の限定を付したり，一部を除外したりするなどした事実は認められない。

したがって，本件合意の対象は，前記ａないしｄを含む全ての特定ＥＰＳブロックであると認めるのが相当である。

(ｳ)　前記(ｱ)の合意は，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当するか（争点３）

前記(ｱ)及び(ｲ)のとおり，９社の間には，遅くとも平成19年１月以降，本件合意が存在したことが認められる。

このような取決めは，本来的には自由に特定ＥＰＳブロックの受注活動を行うことができるはずの９社が，これに制約された意思決定を行うことになるという意味において，各社の事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから，本件合意は，独占禁止法第２条第６項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。また，本件合意の成立により，９社の間に，前記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるという意思の連絡が形成されたものといえるから，本件合意は，同項にいう「共同して・・・相互に」の要件

も充足する。

そして，本件合意は，特定ＥＰＳブロックの販売に係るものであるところ，９社は，特定ＥＰＳブロックのほとんど全てを受注していたことからすれば，本件合意により，９社がその意思で特定ＥＰＳブロックの販売分野における販売者及び販売価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたと認められる。したがって，本件合意は，独占禁止法第２条第６項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

また，以上のような本件合意が，独占禁止法第２条第６項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであることも明らかである。

よって，本件合意は，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当する。

(ｴ)　審決案別紙３の１ないし３の５（課徴金対象物件一覧）記載の被審人らが受注した各工事に係る特定ＥＰＳブロックは，独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該商品」に該当するか（争点４）

独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該商品」とは，違反行為である相互拘束の対象である商品，すなわち，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって，違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが，違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については，一定の商品につき，違反行為を行った事業者又は事業者団体が，明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情が認められない限り，違反行為による拘束が及んでいるものとして，課徴金算定の対象となる当該商品に含まれると解すべきである。

被審人らは，前記(ｲ) a ないし d の各場合に係る特定ＥＰＳブロックは「当該商品」に該当しないと主張するところ，これらはいずれも特定ＥＰＳブロックである以上，本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であることは明らかである。

また，前記(ｲ)のとおり，前記特定ＥＰＳブロックについて，本件合意による相互拘束から除外されていることを示す事情は認められない。

したがって，前記特定ＥＰＳブロックは，いずれも独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該商品」に含まれるものであり，被審人らの主張は採用できない。

(ｵ)　カネカケンテック及びカネカフォームプラスチックスの本件違反行為の実行期間を連続して捉えるべきか（争点５）

独占禁止法第７条の２第１項本文にいう「当該行為の実行としての事業活動を行つた日」及び「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日」は，個別の事業者ごとに異なることからすれば，この「実行期間」は個別の事業者ごとに判断すると解するのが相当である。

また，違反行為をした事業者について，合併又は違反行為に係る事業の分割若しくは譲渡がなされた場合でも，当該違反行為をした事業者が消滅していない限り，当該違反事業者に対して課徴金の納付を命じればよく，違反行為に係る事業の分割又は譲渡を受けた事業者に対して，当該違反行為に係る課徴金の納付を命じる必要

はない。

これを本件についてみると，カネカフォームプラスチックスは，平成22年10月１日，カネカケンテックに対し，吸収分割によりＥＰＳブロックに係る事業を承継させたが，カネカフォームプラスチックスはその後も消滅していないから，同社の違反行為に係る課徴金は，同社が違反行為の実行としての事業活動を行った日から，同社による違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間における売上額を基礎として計算するのが相当である。

⑷　法令の適用

独占禁止法第66条第２項

3　日本精工㈱に対する課徴金納付命令に係る審決について（軸受製造販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第23号	25.7.17	9	29.3.29	56億2541万

⑴　被審人

名　　称	代　表　者	所　　在　　地
日本精工㈱	内山　俊弘	東京都品川区大崎一丁目6番3号

⑵　事件の経過

本件は，平成25年３月29日，公正取引委員会が，日本精工㈱（以下⑵及び⑶において「被審人」という。）に対し，独占禁止法第７条第２項の規定に基づき排除措置命令を，同法第７条の２第１項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ，被審人は，課徴金納付命令に対して審判請求を行ったので（注１），被審人に対し，同法第52条第３項の規定に基づき審判手続を開始し，審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は，担当審判官から提出された事件記録及び被審人から提出された異議の申立書に基づいて，同審判官から提出された審決案を調査の上，被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

（注１）被審人は，排除措置命令に対しては審判請求を行わず，同命令は確定している。

⑶　判断の概要等

ア　原処分の原因となる事実

被審人は，他の事業者と共同して，産業機械用軸受（注２）の販売価格を引き上げることを合意することにより，公共の利益に反して，我が国における産業機械用軸受の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下「産業機械用軸受に係る本件違反行為」という。）。また，被審人は，他の事業者と共同して，自動車用軸受（注３）の販売価格を引き上げることを合意することにより，公共の利益に反して，我が国における自動車用軸受の販売分野における競争を実質的に制限していた（以下「自動車用軸受に係る本件違反行為」という。）。

独占禁止法第７条の２第１項の規定により，被審人の産業機械用軸受に係る本件違

反行為の実行期間は平成22年８月24日から平成23年７月25日まで，自動車用軸受に係る本件違反行為の実行期間は平成22年７月30日から平成23年７月25日までであり，同法第７条の２の規定により算出された課徴金の額は56億2541万円である。

（注２）「産業機械用軸受」とは，軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店（代理店契約を締結していない販売業者を含む。以下同じ。）が自動車及び自動車部品の製造販売業者等の需要者を除く需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。）をいう。

（注３）「自動車用軸受」とは，軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店が自動車又は自動車部品の製造販売業者等の需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受（ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。）をいう。

イ　主要な争点及びそれに対する判断

(ｱ)　被審人が自動車又は自動車部品の製造販売業者（以下「自動車メーカー等」という。）から自動車用軸受の構成部品の一部を購入し（以下，自動車メーカー等から購入した自動車用軸受の構成部品の一部を「本件有償支給品」という。），本件有償支給品を組み込んだ自動車用軸受の完成品（以下「本件完成品」という。）を製造して，これを本件有償支給品の供給元へ販売している場合，本件完成品の販売代金のうち本件有償支給品の購入代金相当額は，独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額」（以下「当該商品の売上額」という。）に当たるか（争点１）

自動車用軸受に係る本件違反行為の対象商品は自動車用軸受であるところ，本件完成品は，本件有償支給品と本件有償支給品以外の部分が組み合わされて一体となった商品であり，被審人が需要者である自動車メーカー等との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受又はころ軸受であることから，前記違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当する。

そのため，本件完成品は，当該商品該当性を否定する特段の事情が認められない限り当該商品に含まれるところ，かかる事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって，当該商品に該当するのは本件完成品である。

また，課徴金算定の基礎となる売上額に該当するのは，違反行為者が実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額であり，本件完成品の対価は本件有償支給品の購入代金相当額を含んだ価格として設定されていることから，被審人が前記違反行為の実行期間中に本件完成品を引き渡して得た対価の額が売上額となる。

(ｲ)　産業機械用軸受のうち，被審人が「特殊品取引」，「スポット取引」及び「コード流用取引」と呼称する取引（以下「３取引」という。）により販売される製品（以下「３取引により販売される製品」という。）の売上げは，当該商品の売上額に当たるか（争点２）

産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は産業機械用軸受であるところ，３取引は，いずれも被審人又は被審人の販売代理店が自動車及び自動車部品の製造販売業者等の需要者を除く需要者との間で交渉の上販売価格を決定するものであることから，３取引により販売される製品は，前記違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当する。

そのため，３取引により販売される製品は，当該商品該当性を否定する特段の事情が認められない限り当該商品に含まれるところ，かかる事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって，３取引により販売される製品は当該商品に該当し，被審人が前記違反行為の実行期間中に前記製品を引き渡して得た対価の額が売上額となる。

⑷　法令の適用

独占禁止法第66条第２項

第４章　訴　訟

第１　審決取消請求訴訟

1　概説

平成28年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は６件であったところ，同年度中に新たに３件の審決取消請求訴訟が提起された。

これら平成28年度の係属事件９件のうち，同年度中に東京高等裁判所が請求を棄却した判決が５件あり，そのうち上訴期間の経過をもって確定したものが２件あった（その余の３件は上訴された。）。また，同年度中に最高裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが１件（当該１件は，同年度中に東京高等裁判所において判決がなされたもの）あった。

この結果，平成28年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は６件となった。

第１表　平成28年度係属事件一覧

一連番号	件　名	審決の内容	判決等
1	都タクシー㈱ほか11名による件	小型車，中型車，大型車及び特定大型車の距離制運賃，時間制運賃，時間距離併用制運賃及び待料金を平成21年10月1日付けで改定された新潟交通圏に係る自動認可運賃における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし，かつ，小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた（課徴金額　1億4813万円〔15名合計〕）。	審決年月日　平成27年 2月27日 提訴年月日　平成27年 3月30日 判決年月日　平成28年 9月 2日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成28年 9月15日 （上告及び上告受理申立て，原審原告らのうち8名） 決定年月日　平成29年 3月16日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
2	サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッドによる件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について，我が国独占禁止法第3条後段を適用することができることを認めた。	審決年月日　平成27年 5月22日 提訴年月日　平成27年 6月19日 判決年月日　平成28年 4月22日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成28年 5月 6日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
3	サムスン・エスディーアイ（マレーシア）・ビーイーアールエイチエーディーによる件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について，我が国独占禁止法第3条後段を適用することができ，その売上額が課徴金の対象となることを認めた（課徴金額　13億7362万円）。	審決年月日　平成27年 5月22日 提訴年月日　平成27年 6月19日 判決年月日　平成28年 1月29日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成28年 2月10日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）

一連番号	件　名	審決の内容	判決等
4	ＭＴ映像ディスプレイ㈱ほか3名による件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管（我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの）の価格カルテル事件について，我が国独占禁止法第3条後段を適用することができ，その売上額が課徴金の対象となることを認めた（課徴金額　17億9724万円〔課徴金納付命令の対象である3名の合計額〕）。	審決年月日　平成27年 5月22日 提訴年月日　平成27年 6月19日 判決年月日　平成28年 4月13日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日　平成28年 4月26日 （上告受理申立て，原審原告ら）
5	日本エア・リキード㈱による件	被審人が，他の事業者と共同して，エアセパレートガスの販売価格を引き上げる旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人が違反行為により販売したエアセパレートガスの売上高について，製造業に対する課徴金算定率（10パーセント）を適用することが相当であるとした（課徴金額　48億2216万円）。	審決年月日　平成27年 9月30日 提訴年月日　平成27年10月30日 判決年月日　平成28年 5月25日 （請求棄却，東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）
6	積水化学工業㈱による件	被審人が，他の事業者と共同して，塩化ビニル管等の販売価格を引き上げる旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた（課徴金額　79億6532万円）。	審決年月日　平成28年 2月24日 提訴年月日　平成28年 3月24日
7	加藤化学㈱による件	被審人が，他の事業者と共同して，異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め，被審人が違反行為により販売した異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額　2億2284万円〔特定異性化糖〕，1億6552万円〔特定水あめ・ぶどう糖〕）。	審決年月日　平成28年 4月15日 提訴年月日　平成28年 5月18日 判決年月日　平成29年 1月13日 （請求棄却，東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）
8	積水化成品工業㈱ほか1名による件	被審人らが，他の事業者と共同して，ＥＰＳブロックについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，ＥＰＳブロックの取引分野における競争を実質的に制限していたと認め，被審人らが違反行為により販売したＥＰＳブロックの売上額をそれぞれ課徴金の対象として認めた（課徴金額　7618万円〔積水化成品工業㈱〕，649万円〔㈱積水化成品北海道〕）。	審決年月日　平成29年 2月 8日 提訴年月日　平成29年 3月10日

一連番号	件　名	審決の内容	判決等
9	カネカケンテック㈱ほか1名による件	被審人らが，他の事業者と共同して，ＥＰＳブロックについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，ＥＰＳブロックの取引分野における競争を実質的に制限していたと認め，被審人らが違反行為により販売したＥＰＳブロックの売上額をそれぞれ課徴金の対象として認めた（課徴金額　2524万円〔カネカフォームプラスチックス㈱〕，349万円〔カネカケンテック㈱〕）。	審決年月日　平成29年 2月 8日 提訴年月日　平成29年 3月10日

2　東京高等裁判所における判決

(1)　ＭＴ映像ディスプレイ㈱ほか３名による審決取消請求事件（平成27年（行ケ）第38号）（第１表一連番号４）

ア　主な争点及び判決の概要

本件に独占禁止法３条後段を適用することができるか否か

原告らは，本件ブラウン管を用いてブラウン管テレビを製造するという本件ブラウン管の使用収益活動を行ったのは，いずれも現地製造子会社等であって，我が国ブラウン管テレビ製造販売業者ではなく，よって，本件ブラウン管の需要者は我が国には所在せず，本件合意は「一定の取引分野」における競争を実質的に制限するものとは認められないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

独占禁止法が，我が国における自由競争経済秩序の維持をその直接の目的としていることに照らせば，事業者が，日本国外において，他の事業者と共同して同法２条６項に該当する行為（不当な取引制限）に及んだ場合であっても，当該行為が一定の取引分野における我が国に所在する需要者（同条４項１号にいう需要者）をめぐって行われるものであるときには，同法３条後段が適用されると解するのが相当である。

需要者は，供給を受けるに当たっては，①供給者と取引交渉をして意思決定をし，②上記意思決定に基づき，対価を支払って商品等の供給を受け，これを使用収益するという過程を経ることになる。

独占禁止法３条後段は，二以上の事業者による同一の需要者に対する供給行為を，事業者間で対価を決定するなどして実質的に制限することを禁じているものであるから，当該需要者は供給を受ける者と評価し得ることが必要となると解せられる。

一方，自由競争経済秩序の維持は，供給者と需要者の双方が，それぞれ自主的な判断により取引交渉をして意思決定をするという過程が，不当な行為により制限されないことが保障されることによって図られるものであり，自由競争経済秩序の維持を図る上で保護されるべき需要者の属性として重要なのは，意思決定者としての面と解せられる。

以上を総合すると，意思決定者と，供給を受けこれを使用収益する者とが異なる場

合であっても，両者が一体不可分となって供給を受けたと評価できる場合は，意思決定者についても需要者として認めることができ，我が国に所在する当該需要者について，独占禁止法３条後段の適用が可能となると解するのが相当である。

本件審決は，我が国ブラウン管テレビ製造販売業者全体に関する事実として，下記①ないし③の事実を認めているところ，この認定も合理的であって，何ら経験則に反するものではない。

① 我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は，現地製造子会社等が製造したブラウン管テレビを自社又は販売子会社を通じて販売していたほか，現地製造子会社等が製造するブラウン管テレビの生産，販売及び在庫等の管理等を行うとともにブラウン管テレビの基幹部品であるテレビ用ブラウン管について調達業務等を行い，自社グループが行うブラウン管テレビに係る事業を統括するなどしていた。

② 我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は，必要に応じて現地製造子会社等の意向を踏まえながらも，原告ＭＴほか４社との間で交渉し，本件ブラウン管の購入先及び本件ブラウン管の購入価格，購入数量等の重要な取引条件を決定した上で，現地製造子会社等に対して上記決定に沿った購入を指示して，本件ブラウン管を購入させていた。

③ 現地製造子会社等は，我が国ブラウン管テレビ製造販売業者による交渉・決定及びそれに基づく指示なくしては，本件ブラウン管を購入し，受領することはできなかった。

上記の認定事実に照らせば，本件ブラウン管の取引条件を決定していた我が国ブラウン管テレビ製造販売業者とその供給を受けた現地製造子会社等とは，両者が一体不可分となって本件ブラウン管の供給を受けたものと合理的に評価することができ，以上を総合すれば，我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が需要者に該当するとした本件審決の認定は，実質的証拠に基づくものということができる。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告らによる上告受理申立てにつき，平成28年度末現在，最高裁判所に係属中である。

⑵　サムスン･エスディーアイ･カンパニー･リミテッドによる審決取消請求事件（平成27年（行ケ）第36号）（第１表一連番号２）

ア　主な争点及び判決の概要

本件に独占禁止法３条後段を適用することができるか否か

原告は，法の適用範囲については効果主義によるべきところ，本件審決は，日本の領域外において行われた本件ブラウン管の購入に対する日本のテレビ製造販売業者の関与について述べるだけで，日本の領域内における効果については何ら認定しておらず，基礎となる証拠も示されていない，商品の供給を受けていない日本のテレビ製造販売業者が「需要者」に該当する余地はない，仮に「需要者」に該当するとしても，日本に本店ないし購買機能を有する需要者が，あえて外国におけるビジネスに参入したのであれば，当該法域の独占禁止法が適用されるべきであり，日本の法を適用する

ことはできない，一定の取引分野に日本は含まれないという点に加え，日本国内で競争の実質的制限は生じていないなどと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

独占禁止法は，「公正且つ自由な競争を促進し，事業者の創意を発揮させ，事業活動を盛んにし，雇用及び国民実所得の水準を高め，以て，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」と定めて（１条），我が国における自由競争経済秩序を維持確保することを目的としているから，同法３条後段（不当な取引制限の禁止）についていえば，我が国における「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為に適用されるものと解するのが相当である。

以下，この見地に立って検討する。

商品等受領者が自らはどの供給者から当該商品又は役務の供給を受けるか及び価格等の取引条件を実質的には決定せず，商品等受領者と親子会社関係等一定の関係にある別の事業者がこれを決定し，商品等受領者は決定権者のした決定に従ってその決定に係る供給者からその決定に係る価格等の取引条件により商品又は役務の供給を受けるという関係が成立している場合の「売る競争」は，誰から供給を受けるか等につき実質的な決定権を有する決定権者に向けて行われるのであり，そこに独占禁止法が保護しようとしている「公正且つ自由な競争」（同法１条），すなわち，自由競争経済秩序が成立するから，上記のような関係が成立している場合には，商品等受領者のみならず決定権者も「一定の取引分野における競争」における「需要者」に当たると解するのが相当である。

本件の場合，本件ブラウン管の取引の実態によれば，現地製造子会社等が購入する本件ブラウン管については，その購入先，購入価格，購入数量等を実質的に決定していたのは我が国ブラウン管テレビ製造販売業者であるから，現地製造子会社等に対する本件ブラウン管の販売という一定の取引分野における競争においては，我が国ブラウン管テレビ製造販売業者も需要者に当たると認められる。

そして，我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が行っていたブラウン管テレビの製造販売事業は，日本国内にある本社に置かれた同事業の担当部署がこれを担当し，原告ほか４社等とのテレビ用ブラウン管の購入価格等の交渉は，同部署との間で直接行われていたことなどを踏まえると，「需要者」である我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は日本に所在していたというべきである。そして，原告ほか４社は，我が国ブラウン管テレビ製造販売業者との交渉により，当該業者から，その現地製造子会社等が自社からテレビ用ブラウン管を購入するとの決定を得ることをめぐって競争していたものであり，その競争は我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が所在する我が国において行われたものである。

そうすると，現地製造子会社等に対し本件ブラウン管を販売するという一定の取引分野における競争は，需要者である我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が所在する我が国において行われていたものと認められる。

本件合意は，現地製造子会社等がテレビ用ブラウン管製造販売業者からテレビ用ブラウン管を購入するという市場において，本件合意の当事者である原告ら11社がその

意思で販売価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすものであり，この状態は，当該販売価格が我が国に所在する我が国ブラウン管テレビ製造販売業者との交渉によって決定されていたから，日本国内で生じていたということができる。

したがって，本件合意は，我が国における「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものと認められる。

以上によれば，本件に独占禁止法３条後段を適用することができ，原告が本件合意をしたことは，同法２条６項の不当な取引制限に該当し，同法３条に違反するものである。

本件合意は，我が国における「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものと認定判断することができるから，本件においては，原告が主張する，効果主義における「効果」の有無・程度を判断する必要はない。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告による上告及び上告受理申立てにつき，平成28年度末現在，最高裁判所に係属中である。

⑶　日本エア･リキード㈱による審決取消請求事件（平成27年（行ケ）第50号）（第１表一連番号５）

ア　主な争点及び判決の概要

⑺　本件合意の有無及びその対象範囲について

原告は，特定エアセパレートガスの販売価格を引き上げる旨の本件合意はなく，仮に何らかの合意があったとしても，その合意の対象は限定されており，①エレクトロニクス産業向け及び大規模顧客向け，②バックアップ並びに③超高純度ガスに係る各特定エアセパレートガスは，合意の対象外であると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

本件審決が認定した事実によれば，４社の間において，遅くとも，平成20年１月23日までに本件合意が成立したことは，優に認められる。

①　エレクトロニクス産業向けのもの及び大規模顧客向けのものについて

原告の営業本部長や営業部長は，エレクトロニクス産業向けのガスや大規模顧客向けのガスを取り扱う事業本部において扱われる特定エアセパレートガスの販売価格についても，影響力を行使できる立場にあったというべきであるし，同本部長が原案の作成に関与した特定エアセパレートガスを含むガス種の販売価格の引上げに関するプレスリリースにおいても，値上げの対象となる製品については，事業本部の所管による限定は示されていなかったことからすれば，各部門の所管の違いを強調する原告の主張は当を得ない。

②　バックアップに係るものについて

原告が平成17年に実施した「リカバリー2000」と称する値上げキャンペーンにおいては，バックアップに係るものについて，値上げ交渉を行っており，本件合意に係る今般の部長級会合においても，バックアップに係るものかどうかを特に区別することなく，本件合意の成立に向けて話をしていたことなどをみても，

バックアップに係るものが値上げの対象から除外されていたとはみられないことなどからすれば，原告の主張は理由がない。

③　超高純度ガスたる酸素，窒素及びアルゴンについて

用途，製造工程，出荷・運搬方法，取引形態，価格などの相違は，本件合意の成立につき本件審決掲記の証拠により認定される事実関係によれば，４社の部長級の者がローリー供給に係る超高純度ガスを特定エアセパレートガスから除外して認識したり，異なる取引分野と認定するほどの相違であるとはいえない。

(ｲ)　本件合意による実質的な競争制限の有無について

原告は，特定エアセパレートガスである酸素，窒素，アルゴンの相互間に競争がないことは疑いがないにもかかわらず，特定エアセパレートガス全体を１個の取引分野として画定することは，独占禁止法２条６項の条文に反すると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，次のとおり判示した。

「一定の取引分野」とは，そこにおける競争が共同行為によって実質的に制限されているか否かを判断するために画定されるものであるが，価格カルテル等の不当な取引制限における共同行為は，特定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすことを目的及び内容としていることや，行政処分の対象として必要な範囲で市場を画定するという観点からは，共同行為の対象外の商品役務との代替性や対象である商品役務の相互の代替性等について厳密な検証を行う実益は乏しいことからすれば，通常の場合には，その共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して，一定の取引分野を画定すれば足りるものと解される。

本件合意は，タンクローリーによって供給される液化酸素，液化窒素及び液化アルゴンの総称である特定エアセパレートガスの販売価格の引上げに関するものであることからすれば，本件合意において，特定エアセパレートガスの販売分野という一定の取引分野が画定され，このような取引分野において競争が実質的に制限されているかを検討することが相当であり，かつ，それで足りるというべきである。

(ｳ)　課徴金の算定対象及びその算定方法について

原告は，前記(ｱ)の①ないし③等の特定エアセパレートガスは本件合意の対象ではないから，課徴金の算定の基礎となる「当該商品」に含まれないとし，また，課徴金の算定につき，事業者の行った違反行為に係る取引につき，小売業又は卸売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方が行われている場合には，それぞれの業種の算定率をそれぞれの売上高に乗じて算定すべきであると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，以下のとおり判示した。

本件においては，特定エアセパレートガスが，本件違反行為の対象商品の範疇に属することになるから，特定エアセパレートガスであるものについてはそれが違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情が認められない限り，違反行為による拘束が及んでいるものとして，課徴金算定の対象となる当該商品に該当する。前記(ｱ)の①ないし③等の特定エアセパレートガスにはいずれも特段の事情はない。

また，課徴金の算定に係る業種認定においては，独占禁止法の定める課徴金の制度趣旨や，課徴金の額の算定方式に係る考え方に照らせば，単一の業種を決定する

ことが相当であり，その決定に当たっては，実行期間における違反行為に係る取引において過半を占めていたと認められる事業活動に基づいて決定することが相当であると解される。

イ　訴訟手続の経過

本件は，上訴期間の経過をもって確定した。

⑷　都タクシー㈱ほか11名による審決取消請求事件（平成27年（行ケ）第31号）（第１表一連番号１）

ア　主な争点及び判決の概要

㈠　本件合意の成否及び共同行為該当性について

原告らは，本件審決が認定した「本件合意」は，新潟地域協議会に臨むに当たって法人タクシー事業者の一般的な意見を取りまとめたものにすぎず，仮に本件合意が成立したとしても，原告らを含む26社を相互に拘束するような強い内容の合意ではなく，共同行為には該当しないと主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，以下のとおり判示した。

認定事実，すなわち各社の運賃値上げに向けての話合いの経緯，話合いの取りまとめ内容及び取りまとめ後の各社の行動に照らして，原告らを含む26社が遅くとも平成22年２月20日までに，特定タクシー運賃の値上げについて，共同歩調をとる趣旨で，本件合意を行ったことを優に認めることができ，これが「共同行為」に該当することは明らかである。

㈡　本件合意が行政指導によって強制されたものか否か

原告らは，本件合意は，行政指導により意思決定の自由が失われた状態でなされた共同行為として正当化されると主張した。

これに対し東京高等裁判所は，以下のとおり判示した。

新潟運輸支局等の担当官が，新潟交通圏のタクシー事業者又はそれを構成員とする事業者団体に対し，新自動認可運賃へ移行することを促す方向で働きかけを行ったことがうかがわれるが，新自動認可運賃への移行を促す方向での要望ないし一般的指導の範囲を超えて，監査や行政処分を背景に，収支に関わりなく全社一律に新自動認可運賃への移行を強制するようなものであったとは認めることができない。

原告らが本件合意をするにあたり，調査報告や監査の負担が１つの考慮要素となったことは否めないものの，むしろ，新自動認可運賃への移行の有無，移行の時期及び移行する運賃区分についての選択の自由があることを前提として，自らが競争上不利な立場とならないために，相互拘束を目的として本件合意を行ったものと認められる。

したがって，本件合意は行政指導によって強制されたものとは認められない。

㈢　本件合意が専門的な政策判断を体現する行政指導に従ったものか否か

原告らは，本件合意は，組織的に行われた行政指導の結果であって，専門的な政策判断に従ったものとして正当化されると主張した。

これに対し東京高等裁判所は，以下のとおり判示した。

新潟運輸支局等が新潟交通圏のタクシー事業者に対して行った行政指導は，新自動認可運賃への移行を促す要望ないし一般的な指導に止まることは既に認定したとおりであり，これを超えて新自動認可運賃の枠内の特定の運賃区分に移行することを求めたり，小型車について初乗距離短縮運賃を設定しないことを求めるといった行政指導を行ったことを認めるに足りる証拠はないから，26社が全ての車種について新自動認可運賃の枠内の特定の運賃区分に移行すること及び小型車について初乗距離短縮運賃を設定しないことまで合意したことは，本件指導の範囲を明らかに超え，そもそも行政指導に従った行為とはいえない。

したがって，原告らが行政指導に従って本件合意を行ったことは認められない。

イ　訴訟手続の経過

本件は，原告らのうち８名が上告及び上告受理申立てを行ったところ，最高裁判所は，後記 3 のとおり決定を行った。

⑸　加藤化学㈱による審決取消請求事件（平成28年（行ケ）第５号）（第１表一連番号７）

ア　主な争点及び判決の概要

㈠　「対価引上げがなされるに至った前後の諸事情」について

原告は，本件審決が指摘する本件各合意に関する「対価引上げがなされるに至った前後の諸事情」は実質的な証拠を欠くものであると主張した。

これに対し，東京高等裁判所は，以下のとおり判示した。

本件審決が認定した事前情報交換及び進捗状況情報交換の各事実については，糖化委員会の出席者の具体的な供述やこれを裏付ける当時作成のメモ等の記載があり，これらは，不自然な点はなく，相互にその信用性を補完し合っている上，糖化委員会の出席者の供述は，いずれも供述者が所属する会社にとって，本件各違反行為の存在を基礎付ける不利益な内容の陳述であることに照らし，信用することができるから，実質的な証拠があるものと認められる。

また，本件日経対策の各事実についても，糖化委員会の出席者の各供述調書等によれば，本件各合意に沿った販売価格の引上げ交渉を円滑に実施するため，日経対策を行ったとの具体的な経緯に係る供述等が存在し，これらに不自然な点はなく，また，日経記者との懇談会の直後に本件審決が認定した記事が日経新聞に掲載されているのであって，実質的な証拠があるものと認められる。

㈡　本件合意の対象に結晶果糖が含まれるか否か

原告は純果糖（結晶果糖）と液状である他の異性化糖は異なる製品であるから，純果糖が本件各合意の対象に含まれていたとする本件審決の認定は実質的な証拠を欠くものであると主張した。

これに対し東京高等裁判所は，以下のとおり判示した。

一般に結晶果糖も異性化糖の一種であると理解されているところ，①結晶果糖は，液状である異性化糖のうち高果糖液糖を結晶化して固体と液体を分離し乾燥させたものであって，両者の製造過程は途中まで同一であり，②原告の製造する結晶果糖

の組成分と高果糖液糖の組成分は相当に近似しており，③結晶果糖の需要者である清涼飲料水製造業者，酒類製造業者や食料品製造業者においては，結晶果糖の購入・使用を高果糖液糖で代替していることがうかがえることに加え，④原告の営業本部長は，日本食品加工製造に係る高果糖液糖の販売価格を参照する目的で，同社に情報交換を申し入れるなど，原告において需要者側における結晶果糖と高果糖液糖の代替性の存在を前提とした行動をとっていると認められることを併せ考慮すれば，結晶果糖と異性化液糖（特に高果糖液糖）との間には相当の代替性があるものと認められる。

そうすると，そのような結晶果糖に関する事情を熟知している糖化製品の製造・販売業者間における本件各合意において結晶果糖を除外したとの事情がうかがえないこと，原告が本件各合意の後ジャン決め（需要者との間で，あらかじめ価格の計算式，交渉時期，適用期間等を定めずに，原料価格の変動等を理由として，必要な都度，需要者と相対で交渉して販売価格を定める方式をいう。）に係る結晶果糖についても他の特定異性化糖と同様に販売価格の引上げを申し入れたことも総合すれば，原告が国内で唯一の結晶果糖の製造業者であることを考慮しても，結晶果糖も本件各合意の対象であったと認めるのが相当である。

イ　訴訟手続の経過

本件は，上訴期間の経過をもって確定した。

3　最高裁判所における決定等

都タクシー㈱ほか７名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成29年（行ツ）第２号，平成29年（行ヒ）第２号）（第１表一連番号１）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第１項又は第２項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第１項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第２　排除措置命令等取消請求訴訟

1　概要

平成28年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注１）はなかったが，平成28年度中に新たに５件（注２）の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（このうち１件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

これら平成28年度の係属事件５件について，平成28年度に判決がなされたものはない（執行停止の申立て１件については，同年度中に東京地方裁判所において却下決定が出され，確定した。）。

この結果，平成28年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は５件となった。

（注１）平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

〔平成25年法律第100号〕をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い，平成27年度以降，独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は，東京地方裁判所に提起する制度となっている。
（注２）排除措置命令等取消請求訴訟の件数は，訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

第２表　平成28年度に係属していた排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件　名	事件の内容	関係法条	判決等
1	ルビコン㈱による件	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額　10億6774万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日　平成28年 3月29日 提訴年月日　平成28年 9月23日
2	ニチコン㈱による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額　36億4018万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日　平成28年 3月29日 提訴年月日　平成28年 9月26日
3	松尾電機㈱による件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額　4億2765万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日　平成28年 3月29日 提訴年月日　平成28年 9月27日
4	奥村組土木興業㈱による件	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第3条後段	措置年月日　平成28年 9月 6日 提訴年月日　平成28年 9月28日 申立年月日　平成28年 9月29日 決定年月日　平成28年12月14日 （執行停止の申立てについて，却下決定〔確定〕，東京地方裁判所）
5	常盤工業㈱による件	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた（課徴金額5544万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第7条の2（第3条後段）	措置年月日　平成28年 9月 6日 提訴年月日　平成29年 3月 3日

2　奥村組土木興業㈱による執行停止申立事件（平成28年（行ク）第279号）の決定

(1)　主な争点及び決定の概要

ア　本件排除措置命令により「重大な損害」が生ずるか，また，「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」に該当するか。

(ｱ)　受注機会の喪失，受注高の減少について

本件排除措置命令の発出に基づき，各発注機関において申立人に対する指名停止が行われ，受注機会や受注高に影響を及ぼす可能性は否定できないものの，申立人の主張する各事情を踏まえても，重大な損害を生じさせると認めるに足る疎明があったとは認められない。

(ｲ)　申立人の社会的及び業務上の信用の毀損について

同命令の履行は違反行為の自認を強いるものではなく，同命令につき違反行為の不存在を訴訟において争っていること等を別に関係者に説明したり，公表できるこ

となども踏まえれば，同命令を履行することにより，申立人の社会的及び業務上の信用が毀損され，重大な損害が発生するとは認められない。

(ｳ)　**過料の支払について**

同命令にあえて従わないために過料の支払が避けられないことを前提とする申立人の主張は前記(ｲ)と同様に理由がなく，採用できない。

(ｴ)　**執行免除の制度との均衡**

なお，申立人は，改正前独占禁止法における執行免除の制度との均衡から，「重大な損害」の要件について柔軟な対応をすべきであるとも主張するが，改正後の独占禁止法においては，あくまで行政事件訴訟法上の執行停止の要件を満たすか否かという観点から具体的な審理を行うべきところ，本件において「重大な損害」の要件に関する疎明がないことは，前記(ｱ)ないし(ｳ)に説示したとおりであるから，申立人の主張は採用できない。

イ　結論

以上によれば，本件申立ては，その余の点について判断するまでもなく理由がないから，これを却下することとし，主文のとおり決定する。

(2)　訴訟手続の経過

本件決定は，即時抗告期間の経過をもって確定した。

なお，本件申立ては取消訴訟に付随して申し立てられたものであり，取消訴訟は，平成28年度末現在，東京地方裁判所に係属中である。

第３　その他の公正取引委員会関係訴訟

1　概要

平成28年度当初において係属中のその他の公正取引委員会関係訴訟（審決取消請求訴訟及び排除措置命令等取消請求訴訟以外の訴訟で公正取引委員会が処分行政庁又は所管行政庁であるものをいう。以下同じ。）は１件であったところ，同年度中に新たに提起された事件はなかった。

この平成28年度の係属事件１件について平成28年度に判決はなされていない。

この結果，平成28年度末時点において係属中の訴訟は１件となった。

2　平成28年度に係属していたその他の公正取引委員会関係訴訟

(1)　事件の表示

損害賠償等請求事件

原告　X

被告　国

提訴年月日　平成26年７月22日

(2)　事案の概要

本件は，防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し，原

告が，防衛省の調査報告書等により名誉を棄損されたとして慰謝料の支払及び防衛省のホームページへの謝罪文の掲載を求めるとともに，防衛省による違法な損害賠償請求により損害を被ったとして損害賠償を求めるものである。

⑶　訴訟手続の経過

本件は，平成28年度末現在，東京地方裁判所に係属中である。

第４　独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

平成28年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は４件であったところ，同年度中に３件の訴えが提起された。

これら平成28年度の係属事件７件のうち，原告が東京地方裁判所に対し，訴えの取下げを行ったものが１件あった。

この結果，平成28年度末時点において係属中の訴訟は６件となった。

第３表　平成28年度に係属していた独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁　判　所 事件番号 提訴年月日	内　　容	判　決　等
東京地方裁判所 26（ワ）26330 平成26年10月7日	被告が製造するインクジェットプリンタについて，技術上の必要性等の合理的理由のない改変を行い，被告の特許権を侵害しなければ原告の製品が動作しないような構成とした上で，原告に対し，特許権侵害を理由に，インクカートリッジの互換品の販売の差止めを求めることは，取引妨害に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	平成28年4月5日 訴え取下げ
東京地方裁判所 27（ワ）9337 平成27年4月3日 ↓ 東京高等裁判所 28（ネ）5514 平成28年10月20日	太陽電池に用いられるポリシリコンの供給者である被告らが，優越的地位を利用して原告に対し一方的に，10年にわたり固定の長期契約価格で購入する旨や転売禁止の旨等を含む不利な契約を設定し実施している行為は，優越的地位の濫用に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	平成28年10月6日 訴え却下 （係属中）
東京地方裁判所 27（ワ）27595 平成27年10月1日 ↓ 東京高等裁判所 28（ネ）2359 平成28年5月2日 ↓ 最高裁判所 29（オ）284 29（受）348 平成28年11月7日	訴外Ａ学園は，同学園の顧問弁護士だった原告Ｘ1が，顧問契約解消後に，同学園の一部理事の利益相反行為を内部告発した原告Ｘ2の弁護を行ったことにつき，原告Ｘ1が所属する被告弁護士会に懲戒請求を行ったところ，これを受けて，被告弁護士会が，原告Ｘ1の上記行動を懲戒相当とした上で原告Ｘ2の弁護を受任してはならないと決定したことは，共同の取引拒絶，取引妨害に該当するものとして，当該行為の差止めを求めるもの。	平成28年4月14日 訴え却下及び請求棄却（独占禁止法第24条に基づく部分については却下） 平成28年10月27日 控訴棄却 （係属中）

裁　判　所 事件番号 提訴年月日	内　　容	判　決　等
大阪地方裁判所 28（ワ）229 平成28年1月13日	医薬部外品，化粧品の製造者である被告が，「定価」より低い価格で被告の商品をインターネットで販売している原告に対し，平成27年4月に発売された新商品の供給を行わなかったこと，及び平成28年4月以降従来品の供給も停止するとしていることは，再販売価格維持行為に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	（係属中）
東京地方裁判所 28（ワ）20683 平成28年6月23日	原告は，訴外Ａとの間で，ＬＰガス供給設備を無償で施工する代わりに，本件賃貸物件に継続的，安定的にＬＰガスを供給する覚書を交わした。それにも関わらず，原告と競争関係にある被告が，建物所有者である共同被告Ｙとの合意により，供給設備を交換し，本件建物へのＬＰガス供給を始めたことは，競争者に対する取引妨害に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	（係属中）
神戸地方裁判所 28（ワ）1708 平成28年9月1日	第一種旅行業者である被告が，被告との間で募集型企画旅行契約を締結する消費者に対し，当該契約締結後，優越的地位を利用して，旅行中に消費者に被害が発生した場合の被告に対する損害賠償請求権の一部免責を内容とする特約の締結をさせる行為は，優越的地位の濫用に該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	（係属中）
さいたま地方裁判所 川越支部 28（ワ）870 平成28年11月21日	被告は原告に対し，新車自動車を販売する際に，検査登録手続代行契約を伴わない新車自動車の販売はしないとの販売方法を採った。これが抱き合わせに該当するとして，当該行為の差止めを求めるもの。	（係属中）

第５　独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

平成28年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟は，２件であったところ，同年度中に新たに提起された事件はなかった。

これら平成28年度の係属事件２件のうち，和解で終了したものが１件あった。

この結果，平成28年度末時点において係属中の訴訟は１件となった（注）。

（注）独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟の件数は，公正取引委員会がその存在を把握したものについて記載したものである。

1　郵便番号自動読取区分機類の入札談合事件

⑴　事件の表示

東京高等裁判所平成25年（ワ）第８号　損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成25年（ワ）第8号	日本郵便㈱	㈱東芝ほか1名	平成25年11月28日

⑵　事案の概要

公正取引委員会は，郵政省が発注する郵便番号自動読取区分機類の入札談合について，平成15年６月27日，㈱東芝ほか１名に対し，当該行為の排除等を命ずる審判審決を行った。当該審決確定後，原告は，当該審決が認定した入札談合により郵政省が被った損害賠償請求権を承継したとして，㈱東芝ほか１名に対し，独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

⑶　訴訟手続の経過

本件については，平成28年4月19日までに和解が成立して終了した。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成25年（ワ）第8号	平成26年 2月17日	平成26年 3月24日	平成28年4月19日までに和解が成立して終了した

2　岡山県北生コンクリート協同組合による取引妨害事件

⑴　事件の表示

東京高等裁判所平成27年（ワ）第１号　損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成27年（ワ）第1号	X	岡山県北生コンクリート協同組合	平成27年7月14日

⑵　事案の概要

公正取引委員会は，岡山県北生コンクリート協同組合が，独占禁止法第19条（一般指定第14項〔競争者に対する取引妨害〕に該当）の規定に違反する行為を行っているとして，平成27年２月27日，岡山県北生コンクリート協同組合に対し，当該行為の排除等を命ずる排除措置命令を行った。当該命令確定後，原告は，岡山県北生コンクリート協同組合に対して，独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

⑶　訴訟手続の経過

本件については，東京高等裁判所から公正取引委員会に対し，平成27年８月12日，独占禁止法第84条第１項の規定に基づき，同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ，平成27年10月16日，当委員会は意見書を提出した。

本件については，平成28年度末現在，東京高等裁判所に係属中である。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成27年（ワ）第1号	平成27年 8月12日	平成27年10月16日	（係属中）

第５章　競争環境の整備

第１　ガイドラインの策定・公表等

1　「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定

⑴　経緯

公正取引委員会は，平成13年11月，電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していく観点から，総務省と共同して，独占禁止法及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用に当たっての基本的考え方及び問題となる行為等を明らかにした「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「電気通信ガイドライン」という。）を作成・公表し，これまで７回にわたり，改定を行ってきた。

今般，公正取引委員会は，電気通信事業分野における最近の市場実態の変化等を踏まえ，電気通信ガイドラインの独占禁止法部分について所要の改定を行い，平成28年５月20日に電気通信事業法部分の改定内容と併せて公表した。

⑵　電気通信ガイドラインの主な改定内容

以下の事項を電気通信ガイドラインの独占禁止法部分に追加した。

ア　電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が，移動体通信設備のうち特定の設備との接続拒否等をすることは，独占禁止法上問題となり得る。

イ　電気通信役務の提供に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が，他の事業者と業務提携を行う場合に，提携先事業者に対して，競争事業者とは業務提携を行わないこと等を条件とすることや，電気通信役務と他の商品・サービスをセットで提供する場合に，供給に要する費用を著しく下回る料金を設定することは，独占禁止法上問題となり得る。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が，端末に技術的な制限を設定して他の事業者の電気通信役務を利用できなくすることは，独占禁止法上問題となり得る。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が，卸電気通信役務の料金の過度な安値設定，卸電気通信役務の提供の拒否等をすることは，独占禁止法上問題となり得る。

ウ　コンテンツの提供に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者（コンテンツの提供・利用のためのシステムを運用している電気通信事業者をいう。）が，自己のメニューリストへのコンテンツ掲載において，自己又は自己の関係事業者と他のコンテ

ンツプロバイダーを差別的に取り扱うことは，独占禁止法上問題となり得る。

エ　電気通信設備の製造・販売に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が，端末製造業者に対して，競争事業者の端末を製造させないこと等は，独占禁止法上問題となり得る。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が，端末販売業者に対して，指定する事業者以外の商品・サービスを顧客に提供することを禁止すること等は，独占禁止法上問題となり得る。

2　「適正なガス取引についての指針」の改定

⑴　経緯

公正取引委員会は，通商産業省（現経済産業省）と共同して，ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為等を明らかにした「適正なガス取引についての指針」を平成12年３月に作成・公表している。

平成29年４月にガスの小売業への参入が全面自由化されること等に伴い，平成29年２月６日に本指針を改定した。

⑵　主な改定内容

今般の制度改正に伴い想定される独占禁止法上の問題点について，以下の事項を追加した。

ア　セット割引による不当な安値設定

ガス小売事業者が，自己のガスと併せて他の商品又は役務の供給を受けるとガスの料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において，供給に要する費用を著しく下回る料金でガスを小売供給することにより，他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには，私的独占，不当廉売等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

なお，ガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合，一般的には，ガスと他の商品又は役務それぞれについて，その供給に要する費用を著しく下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。

イ　他のガス小売事業者の業務提携に対する不当な介入

ガス小売事業者が，他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより自己のガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合において，当該業務提携を行う事業者に対して，他のガス小売事業者との業務提携を行わないこと又はその内容を自己との提携内容よりも不利なもの（例えば，自己との業務提携の際よりも他の商品又は役務の割引額を低く抑えるなど）とすることを条件とすることにより，他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには，私的独占，拘束条件付取引，排他条件付取引，取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

ウ　不当に高い解約補償料の徴収等

需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る補償料の設定をどのように行うかは，原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。しかしながら，ガス小売事業者が，需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を契約期間中に解約するに当たって，不当に高い解約補償料を徴収することにより，当該需要家が自己との小売供給契約を事実上解約できず，他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせ，他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には，私的独占，拘束条件付取引，排他条件付取引，取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

また，この行為には，ガス小売事業者が，需要家との間で小売供給契約を締結することを条件に消費機器のリースやメンテナンス等の契約を締結する場合において，需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を解約するに当たって，当該リースやメンテナンス等の契約を不当に高い解約補償料を徴収して解約することを含む。

なお，不当に高い解約補償料であるかどうかは，需要家が解約までに享受した割引総額，当該解約によるガス小売事業者の収支への影響の程度，割引額の設定根拠等を勘案して判断される。

エ　スイッチングにおける不当な取扱い

ガス小売事業者が，自己とガスの小売供給契約を締結している需要家が他のガス小売事業者との契約に切り替える場合において，当該需要家から解約の申出を受けたにもかかわらず，解約を拒絶し又は解約の手続を遅延させることにより，他のガス小売事業者への契約の切替えを不当に妨害することは，私的独占，取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

オ　消費機器調査等の受託の拒絶等

ガス小売事業者が，例えば以下のような行為を行うことにより，不当に他のガス小売事業者による消費機器調査等の保安業務の委託を妨げ，他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には，私的独占，取引拒絶，拘束条件付取引等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

- 消費機器調査等の保安業務の委託を希望する他のガス小売事業者に対して，不当に，当該業務の受託を拒絶し又は当該業務の受託料を高く設定し若しくは交渉期間を引き延ばすことにより事実上当該業務の受託を拒絶すること。
- 自己の消費機器調査等の保安業務を受託している事業者に対して，不当に，他のガス小売事業者からの消費機器調査等の保安業務の受託を拒絶させ又は当該業務の受託料を高く設定し若しくは交渉期間を引き延ばすことにより事実上当該業務の受託を拒絶させること。
- 自己の消費機器調査等の保安業務を受託する事業者に対して，他のガス小売事業者から消費機器調査等の保安業務を受託する場合に一定の地域を割り当て，地域外において実施する当該業務の受託を制限すること。

カ　卸供給の制限

卸売事業者が，他の卸売事業者と共同して，ガス小売事業者に対して，正当な理由なくガスの卸供給を拒絶し若しくは卸供給量を制限する行為又は卸供給料金を高く設定する行為は，当該ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから，私的独占，取引拒絶等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

また，卸売事業者が，他の卸売事業者と共同して，ガス小売事業者に対するガスの卸供給料金を設定し又は卸供給量を制限することにより，市場における競争を実質的に制限する場合には，私的独占又は不当な取引制限として独占禁止法上違法となる。

キ　託送供給業務を通じて知り得た情報の不当利用

ガス導管事業者が，託送供給業務を通じて知り得たガス製造事業者，ガス小売事業者やその顧客に関する情報を，自己の製造部門や小売部門においてその事業活動に不当に利用することにより，当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし，その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には，私的独占，取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

ク　託送供給業務における差別取扱い

ガス導管事業者が，託送供給業務を行うに当たり，例えば以下のように自己の製造部門や小売部門と他のガス製造事業者やガス小売事業者を差別的に取り扱うことにより，当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし，その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には，私的独占，取引拒絶，差別取扱い等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

・　自己の製造部門や小売部門に対して，不当に，託送供給の実施を優先し，導管ネットワークに係る情報を優先的に提供し又は提供するサービスの内容を優遇すること。
・　他のガス製造事業者やガス小売事業者に対して，不当に，託送供給の実施を劣後させ，導管ネットワークに係る情報を提供せず又は提供するサービスの種類を縮小すること。

3　「適正な電力取引についての指針」の改定

⑴　経緯

公正取引委員会は，通商産業省（現経済産業省）と共同して，電力市場における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に作成・公表している。

平成29年４月に需要家が需要を抑制することにより得られる電気を転売することができる「ネガワット取引（特定卸供給）」が制度化されること等に伴い，平成29年２月６日に本指針を改定した。

⑵　主な改定内容

今般の制度改正に伴い想定される独占禁止法上の問題点について，以下の事項を追加

した。

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又は区域において一般電気事業者であった発電事業者が，例えば以下のような行為を行うことにより，不当にネガワット取引の実施を妨げ，ネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には，私的独占，取引拒絶，差別対価，拘束条件付取引，排他条件付取引，取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が，不当にネガワット事業者とのネガワット調整契約の締結を拒絶すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が，ネガワット事業者と需要抑制契約を締結しようとする自己の需要家に対して，自己と締結している小売供給契約を解約する又は小売供給料金を引き上げるなど，不利益な取扱いを行う又は示唆すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が，自己の需要家に対して，ネガワット事業者と需要抑制契約を締結しないことを条件として，不当に低い料金で電気を小売供給すること。
- 区域において一般電気事業者であった発電事業者が，小売電気事業者に対して，不当にネガワット事業者とのネガワット調整契約の締結を拒絶させること。

4 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正

(1) 平成28年５月改正

ア 経緯

公正取引委員会は，「規制改革に関する第３次答申～多様で活力ある日本へ～」（平成27年６月16日規制改革会議）を受けて策定された「規制改革実施計画」（平成27年６月30日閣議決定）を踏まえ，「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成３年７月11日公表。以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。）に関し同実施計画において検討することとされたいわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について所要の検討を行い，流通・取引慣行ガイドラインを一部改正し，平成28年５月27日に公表した。

イ 改正内容

流通・取引慣行ガイドラインでは，特定の非価格制限行為について，「市場における有力な事業者」が行い，これによって，市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合には，不公正な取引方法に該当し，違法となる旨の考え方を示している。

「市場における有力な事業者」と認められるかどうかについては，従前，当該市場におけるシェアが10％以上，又はその順位が上位３位以内であることが一応の目安とされており，市場におけるシェアが10％未満であり，かつ，その順位が上位４位以下である事業者が特定の非価格制限行為を行う場合には，通常，市場閉鎖や価格維持のおそれはなく，違法とはならないとされていた（いわゆるセーフ・ハーバー）。

平成28年５月改正では，いわゆるセーフ・ハーバーの基準を，改正前の「市場におけるシェアが10％未満であり，かつ，その順位が上位４位以下」から「市場における

シェアが20％以下」（順位基準は廃止）に改めた。

⑵　平成29年６月改正

ア　経緯

公正取引委員会は，流通・取引慣行ガイドラインが制定されてから約25年が経過しており，我が国における流通・取引慣行の実態が大きく変化していることから，そうした実態に即したガイドラインの見直しに関して必要な検討を行うことを目的として，各界の有識者からなる「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」を開催した。

そして，同研究会により取りまとめられた報告書（平成28年12月16日公表）において，「最近の実態を踏まえつつ，分かりやすく，汎用性のある，事業者及び事業者団体にとって利便性の高い流通・取引慣行ガイドラインを目指すべき」とされたことを受け，公正取引委員会は流通・取引慣行ガイドラインを改正し，平成29年６月16日に公表した。

イ　改正内容

㈠　構成の変更

全体の構成について，適法・違法性判断基準が同一の行為類型を統合するなどして，改正前の流通・取引慣行ガイドラインの第２部「流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針」を中心として再構築し，「取引先事業者の事業活動に対する制限」といった，より一般的な整理の下で構成変更を行った。また，過去に問題となった審判決例等がない項目や他のガイドラインが存在する項目は原則として削除する一方，具体的措置事例や相談事例が複数ある「抱き合わせ販売」を項目として新たに記載した。

㈡　適法・違法性判断基準の更なる明確化

ａ　分析プロセスの明確化

「垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準の考え方」，「公正な競争を阻害するおそれ」といった分析プロセスについて，構成を整理し，その考え方を明確化した。また，ビジネスモデルの多様化に対応できるようにするために内容を更に明確化し，特に市場閉鎖効果の考え方について，経済学的な考え方を踏まえ，内容を充実化した。さらに，原則として違法となる行為類型の考え方及びセーフ・ハーバーの対象となる行為類型についてそれぞれ明確化した。

ｂ　オンライン取引に関連する垂直的制限行為

インターネットを利用した取引は，実店舗の場合と比べ，より広い地域や様々な顧客と取引することができるなど，事業者にとっても顧客にとっても有用な手段である旨，インターネットを利用した取引か実店舗を利用した取引かで基本的な考え方を異にするものではない旨明記した。また，プラットフォーム事業者に係る考え方を追記し，適法・違法性判断に当たっての基本的な考え方は同じである旨，その適法・違法性判断に当たっての考慮事項としてネットワーク効果を踏

まえた市場における地位等も含まれる旨明記した。

c　審判決例や相談事例の積極的な活用

相談事例において独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例等，可能な限り事業者の理解の助けになるようなものを追加した。

5　その他のガイドライン等の策定・公表

公正取引委員会は，事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動に役立てるため，事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示した「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成５年４月公表），「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成６年７月公表），「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成７年10月公表），「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年４月公表），「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月公表），「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月改定），「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月公表）等を策定・公表している。

また，個々の具体的な行為について事業者等からの相談に応じるとともに，独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため，事業者等から寄せられた相談のうち，他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ，公表している（平成27年度に寄せられた相談について，平成28年６月15日公表。平成28年度に寄せられた相談について，平成29年６月21日公表）。

第２　実態調査

1　携帯電話市場における競争政策上の課題に関する調査

公正取引委員会は，ＭＶＮＯ（Mobile Virtual Network Operator）の新規参入の促進の観点を中心に，携帯電話市場に関する取引慣行について，関係事業者等からヒアリングを行い，携帯電話市場における競争政策上の課題について，総務省による一連の取組を踏まえつつ，調査・検討を行い，平成28年８月２日，「携帯電話市場における競争政策上の課題について」を公表した。

(1)　検討の背景

携帯電話関連事業を始めとした電気通信事業は，生産性の向上や新たな事業の創出等をもたらす産業の基盤としての役割を有している。また，携帯電話の契約数は国民１人当たり１契約を超えるなど，通信役務は国民生活にとっても必要不可欠なサービスであり，近年は，フィーチャーフォンからスマートフォンへの移行が進んでいる。

携帯電話市場においては，市場メカニズムを通じて事業者が創意工夫を発揮することにより，通信役務の利用料金や端末価格の低廉化，サービス内容の多様化等による競争が促進されることが重要となっている。すなわち，活発な競争により，ユーザーがそのニーズに応じた端末や多様な通信役務を始めとしたサービス，料金プランを自由に選択することが可能となる。

一方で，携帯電話市場においては，電波の有限希少性などから，電波の割当てを受けることのできる事業者の数には限りがあるため，ＭＮＯ（Mobile Network Operator）の新規参入による競争促進は容易ではない。したがって，ＭＮＯが割当てを受けた電波を利用して移動体通信サービスを提供するＭＶＮＯが，市場においてプレーヤーとして競争することができるような競争環境の整備が特に重要である。

携帯電話市場における競争政策上の課題としては，ＭＶＮＯの新規参入を促進する観点等から，概括的には，ＭＮＯの販売手法を是正すること等による通信契約に関する競争の促進とともに，ＭＮＯや端末メーカーの取引慣行を是正すること等を通じた端末（アプリやＯＳを含む。）の製造・販売に係る競争の促進が挙げられる。

⑵　携帯電話市場における競争政策上の課題について

ア　通信役務市場における課題

㈦　通信契約と端末販売の分離

現在，販売代理店における端末の販売に当たっては，ＭＮＯの通信契約の締結（新規・継続）を前提としており，端末のみの販売は行われておらず，事実上，通信役務の提供と端末販売とが一体として行われている。このような一体的な販売は，当該端末価格の大部分を毎月の通信料金から値引きすることにより，ユーザーが通信契約を一定期間継続した場合には，実質的な端末価格が無償又は無償に近いものとなる販売手法を採用することによって行われており，ＭＮＯ，販売代理店，ユーザーの三者間による複雑な契約形態もあり，ユーザーにとって契約内容を正確に理解することは必ずしも容易ではない。

現状において，ＭＮＯ各社が端末価格を通信料金から大幅に割り引くといった販売方法を採ることは，ユーザーの端末選択において，ＳＩＭフリースマートフォン端末（ＭＶＮＯが提供する端末を含む。）に対し，ＭＮＯ各社が販売する端末を有利な状況に置くこととなり，この結果，通信役務の取引において，ＭＶＮＯに対し，ＭＮＯは競争上優位な地位を獲得することとなる。したがって，競争政策の観点からは前記販売方法は見直されることが望ましい。

なお，端末市場において，ＭＮＯ各社が販売する端末のシェアは９割を超え，また，前記販売方法がＭＮＯ各社によって並行して採られているという状況を踏まえれば，前記販売方法が，ＭＶＮＯの新規参入を阻害し，又はＭＶＮＯの事業活動を困難にさせる場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占等）。この場合，ＭＮＯ相互の意思の連絡が無く，ＭＮＯ各社の個別の判断に基づくものであったとしても，それぞれの行為が独占禁止法上問題となるおそれがある。

㈧　ＳＩＭロック

ＭＮＯは，その販売する端末に，特定のＳＩＭカードが差し込まれた場合にのみ特定の事業者の通信役務を利用できるよう設定することにより，当該端末を用いて他の通信役務を利用することを制限（ＳＩＭロック）している場合がほとんどである。

ＳＩＭロックは，ユーザーが既に所有する端末を利用して（新規に端末を購入せずに），新たにＭＶＮＯや他のＭＮＯと通信契約を締結すること等を妨げ，スイッ

チングコストを増加させるものであり，ＭＮＯ間やＭＮＯとＭＶＮＯとの間の競争を阻害する効果を有している。

したがって，競争政策の観点からは，ＭＮＯは，端末へのＳＩＭロックの設定をしないことが望ましい。また，ＳＩＭロックの設定をすることにより，競争事業者とユーザーとの契約の締結を妨害する場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占，取引妨害等）。

(ｳ) 期間拘束・自動更新付契約（いわゆる「２年縛り」）

ＭＮＯは，ユーザーに対し，２年間の通信契約の継続利用等を条件として，月々の基本使用料を毎月1,500円程度割引する料金プラン（以下「２年契約プラン」という。）を提供しており，ユーザーからの解約の申出がない限り，自動的に更新される。２年契約プランを解約する場合には，解約日が，①契約申込日から翌月末日までを１か月目として，24か月後の特定の期間である「更新月」では契約解除料が不要である一方，②「更新月」以外では契約解除料9,500円が必要となる。

一般に，契約期間の長短及び中途解約に伴う契約解除料の徴収の有無やその金額については，契約当事者が自由に決定すべきことである。一方で，長期の契約とそれに伴う中途解約時の不当に高い契約解除料等によりユーザーを囲い込むことは，競争政策の観点からは望ましくない。

したがって，中途解約に伴う契約解除料をユーザーから徴収しないこと，又は契約解除料を徴収する場合であっても，契約解除料を必要最小限にすること，契約解除に係る手続を明確かつ簡易にすることが，競争政策の観点から望ましい。

また，ＭＮＯが，ユーザーに対して長期契約の割安料金を提示し，ユーザーが中途解約することが困難な程度に契約解除料を不当に高く設定する場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占，取引妨害等）。

(ｴ) ＭＮＯの通信網等（ＨＬＲ／ＨＳＳ）に対するアクセス

携帯電話番号，端末の所在地，ユーザーの契約状況等の顧客情報を管理するために，ＭＮＯが保有・管理するデータベースであり，必須の設備であるＨＬＲ（Home Location Register）／ＨＳＳ（Home Subscriber Server）については，現時点において，ＭＮＯに開放義務は課されていない。

ＭＮＯが保有・管理するＨＬＲ／ＨＳＳが開放され，ＭＶＮＯが自ら機器を調達・保有・管理するＨＬＲ／ＨＳＳとＭＮＯのネットワークを連携できるようになれば，ＭＶＮＯは，独自のＳＩＭカードの発行等が可能になるとされている。独自のＳＩＭカードの発行等が可能となると，国内外の複数のＭＮＯに対応したり，ＩｏＴに対応するなどのサービスを提供することができるようになる。

ＭＶＮＯがＨＬＲ／ＨＳＳを自ら保有・管理することによって，新たなサービスの提供が可能になり，携帯電話市場におけるサービスの多様化により競争を促進することから，ＭＮＯによるＨＬＲ／ＨＳＳの開放は，競争政策の観点から望ましい。

ＭＮＯがＭＶＮＯに対し，ＨＬＲ／ＨＳＳを開放する条件として技術水準等の必要な制限を付すこと自体は，直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし，その条件の水準が実際の必要性を超えてＭＶＮＯの新規サービスの導入を阻害

することとなる場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（取引拒絶等）。

イ　端末市場における課題

⑺　端末購入に係る割賦契約

ユーザーが，ＭＮＯが販売する端末を販売代理店から購入する際には，法人による購入を除き，ＭＮＯの提供する割賦契約により支払う場合がほとんどとされている。

一方で，ＭＮＯは，自らが提供する割賦契約において，自らが直接ユーザーに提供するポイント値引き等を除き，ユーザーとの間で締結する割賦契約の総額を機種ごとに一つの金額に固定している。このため，端末をＭＮＯの提供する割賦契約を利用して購入することを希望する大多数のユーザーに対して，販売代理店は，自ら設定した販売価格に応じて，ＭＮＯの提供する割賦契約の総額を変動させたり，ユーザーから代金の一部の支払を受けて割賦契約の総額を減らしたりすることができず，機種ごとに固定された割賦契約の総額以外の価格で端末を販売することが困難なものとなっている。

ＭＮＯが割賦契約の総額を固定することにより，実質的に販売代理店の端末の販売価格を拘束する場合には，独占禁止法上問題となる（再販売価格の拘束，拘束条件付取引）。

また，ＭＮＯが，販売代理店に対し，販売価格や価格に関する広告・表示方法を拘束すること，又は端末メーカーがＭＮＯや販売代理店に対して同様の行為を行うことによって価格が維持されるおそれがある場合には，独占禁止法上問題となる（再販売価格の拘束，拘束条件付取引）。

⑴　中古端末の流通促進

中古スマートフォン端末の流通数は，平成26年度で227万台にとどまっており，新品スマートフォン端末の出荷台数に対する中古スマートフォン端末の販売実績は僅か８％程度となっている。

端末メーカーやＭＮＯを含め，中古端末購入者が，当該中古端末をどのように購入・処分するかは本来自由であるが，端末メーカー又はＭＮＯが，不当に高い価格で中古端末を購入する場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（不当高価購入，取引妨害等）。

また，中古端末の処分に関連して，後記の行為を行う場合，ＭＶＮＯの新規参入を阻害することにもつながり，独占禁止法上問題となるおそれがある。

- 端末メーカーが，ＭＮＯに対し，ＭＮＯが下取りを行った端末を国内で再び流通させることを禁止するなど，ＭＮＯによる中古端末の流通を制限する行為（拘束条件付取引，取引妨害等）
- ＭＮＯや端末メーカーが，自らが下取りした端末を第三者に販売するに当たり，第三者に対し国内市場での販売を制限する行為（拘束条件付取引等）

ウ　アプリケーション市場における課題（端末のＯＳとアプリケーション）

一般に，ＯＳには，ＯＳの基本機能の一部であるブラウザ等のアプリケーションが

あらかじめ導入されていることがあるが，端末には，端末メーカーやＭＮＯが，前記のアプリケーションに加え，その他のアプリケーションをプリインストールすることが多い。特に，アプリケーションストアなどのアプリケーションは，ユーザーがアプリケーションをダウンロードするために必須であることなどから，端末メーカーはそれらのアプリケーションをプリインストールすることが通常とされている。

ＯＳ提供事業者又はアプリケーション提供事業者が，訴求力のあるＯＳ又はアプリケーションを有償，無償を問わずライセンスするに当たり，端末メーカーやＭＮＯに対し，例えば，後記の行為を行うことにより，新規参入や技術革新を阻害するなどの場合には，独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占，抱き合わせ販売，排他条件付取引，拘束条件付取引，取引妨害等）。

- 競合するＯＳ又はアプリケーションの開発を禁止したり，これらを搭載した端末を製造することを禁止したりすること
- 他社のアプリケーションをプリインストールしないことを条件とすること
- 自社のアプリケーションをデフォルト設定（何もしなければ当該サービスが使用される設定）とさせる又は画面上の特定の場所に設置させること

⑶ 結語

以上のとおり，本調査においては，携帯電話市場に関して，ＭＶＮＯの新規参入を促進する観点等から，端末，通信役務及びアプリケーションの各市場にわたり，競争政策上の課題に関する考え方を示した。

これらの課題の中には，具体的行為態様やその効果によっては独占禁止法上の問題となり得るものと関係事業者において中期的に見直しを行うことが期待されるものの双方が含まれる。

公正取引委員会としては，本報告書が携帯電話市場の各レイヤー（階層）における競争の促進に寄与し，ひいては，多様で低廉な関連製品・サービスが消費者に提供されることを期待するとともに，同市場の今後の動向を注視していく。

また，独占禁止法に違反する疑いのある具体的な事実に接した場合には調査を行うとともに，違反する事実が認められたときには厳正に対処する。

2 介護分野に関する調査・提言

⑴ 経緯

現在，我が国では，少子高齢化が進行し，社会保障制度の改革が最重要課題となっている。とりわけ，介護については，高齢化が進む中で，仕事との両立をいかに図っていくかが喫緊の課題となっている。

介護分野については，平成26年に介護保険法が改正され，「地域包括ケアシステムの構築」に向けた改革が行われたほか，平成27年度にスタートした第６期介護保険事業計画では，平成37（2025）年を見据えた内容の計画が策定されるなど，平成37年を当面の目標に，地域医療介護提供体制の整備に関する種々の取組が行われてきている。

また，介護分野については，「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年６月２日閣議決定）において，「介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、

特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤を整備し、地域包括ケアを推進する」とされるなど，高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保への取組がなされている。加えて，「日本再興戦略2016」（平成28年６月２日閣議決定）において，介護分野について生産性向上が求められているほか，公的保険外の介護予防や生活支援等のサービス市場を創出・育成し，高齢者の選択肢を充実させていくことが求められている。

これらを踏まえ，公正取引委員会では，事業者の公正かつ自由な競争を促進し，サービス等の質の向上も含めた消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から，介護分野の現状について調査・検討を行い，平成28年９月５日，競争政策上の考え方や提言を取りまとめた「介護分野に関する調査報告書」を公表した。

競争政策は，事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境を整備することにより，事業者間の競争を促進し，これによって，消費者に良質な商品・サービスが提供されることを確保するとともに，消費者がそれを比較・選択することを通して，事業者に商品・サービスの質の更なる改善を促すことを目指すものである。

このような競争政策の観点から介護分野の考え方を整理することは，介護サービスの供給量の増加や質の向上が図られることにつながると考えられる。

公正取引委員会としては，前記のような競争政策の観点から介護分野について検討を行うに当たっては，①多様な事業者の新規参入が可能となる環境，②事業者が公平な条件の下で競争できる環境，③事業者の創意工夫が発揮され得る環境，④利用者の選択が適切に行われ得る環境が整っているかといった点が重要であると考えられることから，主にこれらの点について検討を行った。

⑵　調査方法

ア　介護サービスの提供の実態等を把握するため，株式会社等，社会福祉法人，自治体に対する書面アンケート調査を実施した（有効回答数：株式会社等483社，社会福祉法人469法人，自治体420団体）。

イ　介護サービスに関する意識等を把握するため，利用者等に対してウェブアンケート調査を実施した（回答者数：居宅サービス利用者等304名，居宅扱い施設介護サービス利用者等306名，施設サービス利用者等321名）。

ウ　株式会社等，社会福祉法人，自治体，学識経験者等の計42者に対して，ヒアリング調査を実施した（株式会社等21社，社会福祉法人４法人，自治体５団体，学識経験者等11名，事業者団体１団体）。

エ　有識者から介護分野の実態等に関する意見を聴取するため，全２回の意見交換会を開催した。

⑶　実態及び意見交換会における議論等

ア　参入規制

参入規制については，①提供主体等による規制，②需給調整を目的とした規制に分けられるところ，多様な事業者の新規参入が可能となる環境が整っているかとの視点から，参入に係る規制とその実態等について調査を行った。

⑺　提供主体等による規制

a　特別養護老人ホームへの参入規制

介護サービスのうち医療系のものを除けば，株式会社等の参入が制限されているのは，介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム〔小規模特別養護老人ホームを含む。〕）のみである。

特別養護老人ホームへの株式会社等の参入に関して，株式会社等に対するアンケートにより，特別養護老人ホームへの参入意欲を確認したところ，回答者の６割以上が「設立・運営を行う意欲がある」又は「条件次第で，設立・運営を検討したい」と回答しており，後者の具体的な条件の内容としては，「補助制度・融資制度の充実」，「税制面での優遇措置」等が挙げられている。一方，株式会社等による特別養護老人ホームへの参入に関して，社会福祉法人に対するアンケートでは，回答者の８割以上が「反対」又は「どちらかというと反対」と回答している。

また，意見交換会では，「営利法人は採算が合わなければ撤退することになり，利用者にとって不利益が大きい」との意見があったが，この懸念に対しては，「例えば，保証金を積み立てておくなど，簡単に撤退できないように担保するという方法がある」との意見があった。このほか，「特別養護老人ホームへの営利法人の参入は反対であるが，社会医療法人の参入は認めてよいと考える」等の意見があった。

b　指定管理者制度の運用

自治体が設置する特別養護老人ホームについては，株式会社等であっても指定管理者として管理を行うことができる取扱いとなっている。しかし，株式会社等が指定管理者になることができるかどうかについて，自治体に対するアンケートでは，８割以上が「できない」又は「取扱いが決まっていない又は分からない」と回答している。

この指定管理者制度に関連して，「規制改革実施計画」（平成26年６月24日閣議決定）において，「厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する」こととされ，これを受けて，同年９月29日に厚生労働省は，各自治体宛てに通知を発出した。

この点について，厚生労働省の通知等を踏まえた運用等の見直し状況を確認したところ，自治体に対するアンケートでは，回答者の約８割が「特に決まっていない（今後検討する）」又は「見直す予定はない」と回答している。

⑴　需給調整を目的とした規制

介護サービス事業者の指定等に当たって，サービスの提供が過剰とみなされた場

合に指定を拒否することができる，いわゆる「総量規制」と呼ばれる規制がある。

この総量規制の根拠となる介護保険事業計画等の策定に関連して，「規制改革実施計画」（平成26年６月24日閣議決定）において，「厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する」こととされた。これを受けて，厚生労働省は，第６期介護保険事業計画等の策定に向けて，平成26年７月３日に各自治体に通知を発出し，同月28日に全国介護保険担当課長会議において説明を行った。

この点について，厚生労働省の通知等を踏まえた運用等の見直し状況を確認したところ，自治体に対するアンケートでは，回答者の７割以上が「通知以前から適切であると考えるサービス量を見込んでいたため，対応は行っていない」と回答し，約２割が「適切なサービス量を見込むために全般的に算出方法等の見直しを行った」と回答している。

にもかかわらず，第６期介護保険事業計画等の策定に関し，株式会社等や社会福祉法人に対するアンケートでは，適切な介護サービス量が見込まれていないと考えられる事例があったとの運用面での問題点を指摘する回答が一定程度みられた。

また，特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム等の特定施設の設置に当たっては，市区町村においてこれらの施設の設置主体となる社会福祉法人や株式会社等の公募を行い，そこで選定された者が介護サービス事業者としての指定を受けることができるようになっている場合が多く，この場合，公募の段階で事実上設置者が決まる。自治体の公募における選定方法について，株式会社等や社会福祉法人に対するアンケートでは，公正な方法で選考が行われていないと考えられる不適切な事例があったとの回答が一定程度みられた。

イ　補助制度・税制

事業者が公平な条件の下で競争できる環境が整っているかとの視点から，補助制度・税制とその実態等について調査を行った。

⑺　補助制度

社会福祉法人が特別養護老人ホーム等の施設を整備する際に受けることのできる補助については，国から都道府県等に税源が移譲され，現在では，地方単独事業として補助が実施されている。したがって，補助率については，都道府県等ごとに異なっており，自治体によっては，依然として，相応の補助がなされている自治体もあるが，以前よりも補助率は下がっているとみられる。しかし，社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する場合の補助について，株式会社等に対するヒアリングでは，「特別養護老人ホームと有料老人ホームが提供するサービスに差はないし，介護報酬にも極端な差はないが，このような状況で利用料金に差がつくのは，やはり補助金が大きな要因であろう」等の意見があった。

また，都道府県や市区町村が設けている自治体独自の補助制度について，同一サービスであるにもかかわらず，対象を社会福祉法人に限定していたり，社会福祉

法人とそれ以外の法人とで交付条件等に差を設けていたりする事例が見受けられる。

⑷ **税制**

社会福祉法人と株式会社等では，同様に介護サービス事業を行っていても，税制上の取扱いに差があり，社会福祉法人の場合は，原則として，法人税，住民税及び事業税が非課税となっている（収益事業から生じた所得にのみ，法人税，住民税及び事業税が課税される。）。

税制については，株式会社等及び社会福祉法人に対するヒアリングでは，双方から「社会福祉法人が，訪問介護等の株式会社等が提供する介護サービスと同一のサービスを提供している場合については，当該サービスに係る収益について課税すべきである」との意見があったほか，意見交換会でも「税制に関して，営利法人と社会福祉法人の双方の条件を揃えるべきである」等の意見があった。

⑸ **イコールフッティング**

介護サービス事業を営む事業者間における当該事業を実施するための条件を公平なものとすること，すなわちイコールフッティングに関連して，株式会社等に対するアンケートでは，回答者の９割以上が介護サービス事業を行うに当たって「社会福祉法人の方が競争条件が有利であると思う」と回答しており，その理由としては，「社会福祉法人には施設の整備のための補助が大きいため」，「税制面での格差があるため」等が挙げられている。他方，社会福祉法人に対するアンケートでは，イコールフッティングについて，回答者の約８割が「反対」又は「どちらかというと反対」と回答している。

イコールフッティングについて，意見交換会では，参入規制の緩和等に関連して，「社会福祉法人が補助制度・税制により競争上優遇されているというイコールフッティングの問題を併せて議論することが必要である」等の意見があった。

⑹ **生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度**

介護サービスの利用者のうち，所得が低く，一定の要件を満たす者に対し，国，事業を実施する社会福祉法人等が利用者負担額の一部を助成し，負担の軽減を図る「社福軽減事業」について，都道府県や市区町村が，独自の補助により，上乗せ補助を行う又は事業実施者を営利法人等に拡大するなどといった制度を設けている場合がある。

ウ　介護サービス・価格の弾力化（混合介護の弾力化）

事業者の創意工夫が発揮され得る環境が整っているかとの視点から，介護サービス・価格の弾力化に関して，関連する制度とその実態等について調査を行った。

⑺ **現行制度の状況等**

介護サービス事業者によっては，介護保険給付の対象となる保険内サービスを提供しているほか，要介護者等のニーズに応じて，保険適用外の保険外サービスを提供している。

介護サービスの料金に関し，保険内サービスについては，国が定める公定価格（介護報酬）となっているが，居宅サービスのうち医療系サービス等一部の介護サービスを除いて，公定価格を下回る価格を設定することが認められている。他方，

現行制度下では，公定価格を上回る価格を設定することはできないとされている。

保険外サービスの料金については，介護サービス事業者が自由に設定できることになっているが，自治体による独自の補助等がなければ，その利用料は，基本的には利用者の全額自己負担となる。

また，介護サービス事業者は，保険内サービスである居宅サービスを提供するに当たり，保険外サービスを併せて提供する，いわゆる「混合介護」を提供することが可能であるとされている。ただし，現在認められている混合介護では，保険外サービスは，保険内サービスと明確に区分した上で，これを提供することが求められている。

⑴　現行制度に関する意見等

株式会社等に対するヒアリングでは，「保険内サービスと保険外サービスを一体的に提供できれば効率が上がり，その分料金を下げられる可能性がある」，「保険内サービスと保険外サービスを自由に組み合わせて提供することが可能であれば，サービス内容の差別化を図ることができ，料金を含めた競争が可能となる」との意見があった。

さらに，意見交換会では，「既存の混合介護は使いにくい制度となっており，混合介護の弾力化が認められれば，事業者の収益の増加により，介護職員の処遇改善，事業の維持可能性の確保ができるほか，新しい市場の創出，介護サービスの質の向上・効率化が期待できる」等の賛成意見があった。他方，「認知症高齢者や独居高齢者といった合理的な判断をすることが難しい利用者が増えていく中で，適切なアセスメントがなされないまま，保険外サービスを増やすことによって，無用な保険給付が生み出される場合があることから，混合介護の弾力化を拙速に認めることには反対である」等の反対意見があった。これらの懸念に対しては，「利用者が適切に介護サービスの質を評価し適切に事業者を選択できるための手当てが行われることを前提とすれば，不適切なサービスを提供する事業者は利用者から選択されずに淘汰されることになるため無用な保険給付が発生することにはならない」との意見もあった。

エ　情報公開・第三者評価

利用者の選択が適切に行われ得る環境が整っているかとの視点から，利用者の選択の基礎となる情報公開・第三者評価に係る制度とその実態等について調査を行った。

⑺　情報公開

現行制度では，介護保険法に基づき，介護サービスの利用者が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために，都道府県知事が介護サービス事業所の情報をインターネット等により公表する「介護サービス情報公表制度」という仕組みがある。

この介護サービス情報公表制度について，株式会社等，社会福祉法人及び自治体のいずれに対するアンケートでも「改善すべきである」又は「廃止すべきである」との回答が多く，また，利用者等に対するアンケートでも，回答者の９割以上が「利用したことがない」又は「利用したかどうか分からない」と回答している。

自治体における情報公開に関して，自治体に対するアンケートでは，回答者の約９割が，利用者がどのような情報を必要としているのかを把握する取組は「行っていない」と回答している。

また，情報公開に関する事業者や利用者に対するアンケートからは，介護サービス事業者にとって，利用者を獲得する上で広告活動が必ずしも効果的な手段となっていないこと，また，介護サービス事業者の中には，積極的に情報を公開しようとしている姿勢を有する者も多いことがうかがえるが，実際に事業者から公開されている情報では利用者等が必要とする情報としては必ずしも十分ではない実態が見受けられる。

⑴ 第三者評価

社会福祉法では，介護サービス事業を含む社会福祉事業において，事業者が提供するサービスの質を，事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価の受審が推進されている。

介護サービス事業は，社会福祉法上の社会福祉事業に該当するものと公益事業に該当するものに分かれることなどから，各都道府県において，必ずしも全ての介護サービス事業が第三者評価事業の対象になっていない。

また，介護サービス事業者における第三者評価の受審は事業者の任意となっており，受審数は，地域によって大きく偏りがあることが推測され，事業者に対するアンケートでも，株式会社等，社会福祉法人共に，受審していない事業者が多い。

第三者評価の意義について，株式会社等に対するヒアリングでは，「施設系のサービスは閉鎖的な環境であるので，公正な立場の第三者から客観的な意見を聞いて自らのサービスを振り返る機会を確保することが重要である」等との意見があった。しかし，現状は，その受審率は必ずしも高いとはいえず，その理由について，受審費用が高いことや第三者評価の認知度が低いこと，評価機関の公平性・信頼性を疑問視する意見があった。

⑷ 介護分野に対する競争政策上の考え方

ア 基本的な考え方

社会福祉分野においては，低所得者等を含め，福祉サービスを必要とする者に対し，適正な水準のサービスを提供するとの観点から，行政による公的な関与が広く行われてきた。特に，高齢者福祉分野については，従来の措置制度に基づき，行政がサービスの提供に責任を持ち，実際には行政からの委託を受けた社会福祉法人等がその担い手となることが多かった。

しかし，介護保険制度は，行政がサービスを提供する従来の措置制度ではなく，利用者が介護サービス事業者を選択することを基本として，多様な事業者が利用者と相対して契約を締結し，これに基づいてサービスを提供する制度として導入されたものである。すなわち，このように新たに登場した介護サービス市場では，限られた財源の下で，より良いサービスを選択する利用者を巡って，事業者間の競争が生じ，その結果として，サービスの供給量の増加，サービスの質の向上や事業の効率化が進むことが期待されていたものである。

このように，介護分野は，市場原理を通じたサービスの質の向上等が期待されている分野であり，多様な事業者による創意工夫の発揮や活発な競争を促すことによって消費者利益を確保することを目指す競争政策との親和性が相対的に高い分野であると考えられる。

このため，競争政策の観点から介護分野についての考え方を整理し，多様な事業者の新規参入や事業者による創意工夫の発揮等を通じ同分野における活発な競争を促すことが介護保険制度の本来の趣旨にかなうだけでなく，介護サービスの供給量の増加や質の向上につながるとともに，ひいては，我が国が現下に直面する介護分野における様々な課題の解決に資するものと考えられる。

当然ながら，特別養護老人ホーム等の一部の介護サービスについては，経営安定を通じて利用者を保護する必要性が高い事業として，「第一種社会福祉事業」に位置付けられており，そのサービスの特性等から一定の規制が必要であって，利用者の保護に強く配慮することを前提に競争が行われなければならないことにも留意する必要がある。

イ　競争政策の観点からの検討及び考え方

⑺　参入規制の緩和

競争政策の観点からは，多様な事業者の新規参入が可能となる環境の整備が重要であると考えられる。

ａ　提供主体等による規制（特別養護老人ホームへの参入規制）

⑻　検討

現行制度においては，特別養護老人ホームの開設主体となり得るのは社会福祉法人等に限られている。その理由として，①株式会社等は倒産等の理由により撤退する懸念があることや，株式会社等の場合は撤退時の利用者保護が図られにくいと考えられていること，②特別養護老人ホームの新規入所者が原則として要介護３以上の高齢者に限定されたことにより公的性格がより強まったものと考えられること，③株式会社等の参入希望がないと考えられていること等が挙げられる。しかし，①については，撤退時の残余財産に係る規制等により，別途，利用者保護策を採ること等が十分に考えられること，②については，介護付き有料老人ホーム等においても，要介護３以上の高齢者が入居しており，株式会社等が参入できない理由とはならないと考えられることから，株式会社等であることをもって参入を排除する合理性・必要性は乏しいと考えられること，また，③については，参入意欲がある事業者が一定程度存在することが認められる。

多様な事業者の新規参入を促進するという観点からは，指定管理者制度を積極的に活用していくことが考えられる。自治体が設置する特別養護老人ホームについて，国は株式会社が指定管理者になることを禁止しておらず，厚生労働省は，理由なく，指定管理者制度等の公募要件から株式会社を除外しないように求める通知を発出している。したがって，株式会社等を指定管理者制度の対象から除外することは不適切であると考えられる。

⑹　考え方

特別養護老人ホームの開設主体に係る参入規制については，多様な事業者の新規参入を図るためにこれを撤廃し，医療法人，株式会社等が社会福祉法人と対等の立場で参入できるようにすることが望ましいと考えられる。

特に，非営利性の高い社会医療法人が参入することを規制する理由は見当たらない。このように非営利性の高い法人から参入が可能となるようにし，順次株式会社等が参入できるように段階的に緩和することも考えられる。また，その途中の段階において，例えば，社会福祉法人と株式会社等の共同出資会社が開設主体となることができるようにすることも考えられる。

また，参入規制を緩和する場合にあっては，後記の補助制度・税制等に関するイコールフッティングについても併せて検討する必要がある。

さらに，多様な事業者の新規参入を図る観点から，自治体が設置する特別養護老人ホームにおいて，株式会社等を指定管理者とするように，指定管理者制度を積極的に活用していくべきであり，自治体においては，特定の法人形態の事業者を除外するような，競争制限的で不公平な運用を行うことがないようにすべきである。

b　需給調整を目的とした規制

⑹　検討

需給調整を目的とした規制（総量規制）そのものについては，介護給付費が過剰となることを抑制し，介護保険制度の維持を図るために設けられた趣旨に鑑みると，やむを得ない面がある。しかしながら，厚生労働省が地域の実情に即して適切なサービス量を見込むように総量規制に関する通知を発出しているにもかかわらず，一部の自治体において，適正な介護サービス量が見込まれていないといった事例があるとの指摘があり，利用者のニーズに見合った介護サービスの供給が十分に確保されていないと考えられる。また，一部の自治体において，具体的な事業者の選定に当たり，不適切な事例があるとの指摘があり，意欲ある事業者の参入の機会が十分に確保されていないと考えられる。

⑹　考え方

自治体は，介護保険事業計画等の本来の目的に立ち返り，適正な介護サービス量の増加を見込むなど規制の目的に照らして，総量規制を適切に運用すべきである。あわせて，意欲ある事業者の参入を排除することがないように，具体的な事業者の選定に当たっては，選定基準を明確化し，客観的な指標に基づいて選定を行うなど，恣意性の排除を図るとともに選定の透明性を高めるべきである。

⑷　補助制度・税制等の見直し

競争政策の観点からは，事業者が公平な条件の下で競争できる環境の整備が重要であると考えられる。

a　検討

多様な事業者の参入を促進するとともに，利用者が公平かつ十分に便益を享受することを可能とするためには，補助制度や税制のイコールフッティングを確保

し，事業者が公平な条件で介護サービスを提供できるようにすることが必要であると考えられる。公平な条件の下で事業者が切磋琢磨し，互いにサービスを競い合うことによって，より競争が活発化し，介護サービスの質を更に向上させることにもつながると考えられる。

補助制度について，実質的に同一サービスを提供している特別養護老人ホームと介護付き有料老人ホームとの間で，利用料金に差がつくのは高額な補助金が原因であるとの指摘がなされている。

このほか，自治体が独自に実施する補助制度について，一部の自治体においては，現在，法人形態により差がつけられているものが存在する。法人形態を理由にした不利な取扱い，例えば社会福祉法人以外の法人形態の事業者を補助対象としない場合には，補助金を得られない事業者がより良いサービスを提供する機会を減少させ，ひいては利用者が得られる便益を損なうことになる。

なお，株式会社等による社福軽減事業については，現に一部の自治体において導入済みであり，その実施を社会福祉法人等に限定する理由は見当たらない。

税制について，社会福祉法人の場合は，原則として法人税，住民税及び事業税が非課税である（収益事業から生じた所得にのみ，法人税，住民税及び事業税が課税される。）。そのため，株式会社等からは税制上のイコールフッティングが強く求められている。税制に関しては，介護分野だけの問題ではなく，社会福祉法人の制度上の問題であることから，慎重な検討が求められると考えられるものの，例えば，同一の介護サービスを提供する場合については，イコールフッティングを確保する方向で検討していくことが必要である。

b　考え方

自治体は，助成・補助に当たっては経営主体による差異を設けないように求める厚生労働省の通知の趣旨を踏まえ，独自に行う補助制度について，法人形態を問わず公平な補助制度とすべきである。また，特別養護老人ホームと介護付き有料老人ホーム等は市場において，一定程度競合しているといえることから，補助制度のイコールフッティングという観点からは，特別養護老人ホームに対する補助は，例えば，低所得者層の自己負担の軽減等といった公益的な役割を果たすために必要な範囲で行われるべきであり，それを超える過剰な補助は好ましくないものと考えられる。

社福軽減事業についても，導入していない自治体においては，法人形態を問わずに利用できるようにすることが望ましい。

また，社会福祉法人に対する税制上の優遇措置等については，優遇の差を狭める方向で検討することが望ましい。

なお，イコールフッティングという観点からは，社会福祉法人が株式会社等と競争しやすい環境を整備するという視点も重要であり，社会福祉法人が不利になっている点があれば，この点についても検討を行うことが求められる。

(ｳ)　介護サービス・価格の弾力化（混合介護の弾力化）等

競争政策の観点からは，事業者の創意工夫が発揮され得る環境の整備が重要であると考えられる。

a　検討

介護サービス事業者間の競争を通じて事業者の創意工夫の発揮を促すことで，介護サービスの質の向上を図り，利用者の選択肢が増えるようにするなど利用者の利便性の向上を図ることが必要であると考えられる。しかし，現行制度下では，原則として，保険内サービスと保険外サービスを同時一体的に提供することができない。また，介護報酬を下回る料金での介護サービスの提供は，可能ではあるもののほとんど行われておらず，現行制度下では，介護報酬を上回る料金での介護サービスの提供はできないとされている。このように，介護サービスの提供に当たって，多様なサービスの提供が可能となり，価格競争が有効に機能する環境は必ずしも整っていない。

他方，「混合介護の弾力化」を認めれば，例えば，保険内サービスの提供時間内に利用者の食事の支度をすることと併せて，帰宅が遅くなる同居家族の食事の支度もするといった保険外サービスを組み合わせたサービスを利用者が希望する場合には，追加料金を徴収した上でこれを提供することが可能となり，保険内外のサービスを同時一体的に提供することでより低料金で効率的にサービスを提供できるようになる可能性がある。また，利用者が特定の訪問介護員によるサービスを希望する場合には，指名料を徴収した上で派遣することも可能となる。すなわち，利用者の利便性が向上するとともに，保険外サービスの利用が促進され，事業者は提供するサービスの内容や質に応じた料金を徴収できることになり，事業者の採算性の向上が期待できると考えられる。現在の我が国の財政状況に鑑みれば，介護職員の処遇改善のための介護報酬の大幅な引上げは見込めないところ，そのような状況の下で，混合介護の弾力化を認めることは介護サービス事業者の収入の増加をもたらし，ひいては，介護職員の処遇改善につながる可能性もあるため，十分に検討に値するものと考えられる。

加えて，混合介護の弾力化が認められれば，介護職員の長期勤続意欲が高まるとともに，既存事業者の業務拡大の可能性が広がるほか，意欲ある事業者の新規参入の可能性を広げ，介護サービスの供給量が増加することだけでなく，その質が向上することにも資すると考えられる。

b　考え方

介護サービス事業者間の競争を促進し，介護サービスの効率性の向上や利用者の多様なニーズに応えるために，解決すべき課題は残るものの，混合介護の弾力化を認めることにより，事業者の創意工夫を促し，サービスの多様化を図ることが望ましいと考えられる。

なお，自治体によって制度の解釈や運用が異なると，事業者が十分に創意工夫を発揮できなくなる（特に，広域展開する事業者が全国的に消極的な事業活動を強いられる。）という問題があるため，国は，自治体により事業者の創意工夫を妨げるような運用が行われることがないよう，制度の解釈を明確化し，事業者の予見可能性や透明性を高めるべきである。

(ｴ)　情報公開の促進・第三者評価の活用

競争政策の観点からは，利用者の選択が適切に行われ得る環境の整備が重要であ

ると考えられる。

a　情報公開

⑵　検討

介護保険制度では，利用者が介護サービス事業者を選択することが基本とされている。しかし，急増する認知症高齢者や独居高齢者にとって，介護サービス事業者を適切に選択することは困難であり，より丁寧な情報提供が求められているとの指摘がされている。さらに，特に施設サービスや居宅扱い介護施設においては，利用者は，一旦，入所又は入居してしまうと，別の施設に移ることが容易ではないという特性もある。これらを踏まえると，利用者が，事業者の提供する介護サービスを十分に評価・判断し，適切な選択を行えるようにすることが重要である。そして，利用者が適切な選択を行えるようにするためには，利用者にとって有用な情報が広く提供されるとともに，容易に入手できることが必要であり，利用者による事業者の選択により，事業者間の競争が促進され，事業者に介護サービスの内容や質を向上させる取組を促すことにつながると考えられる。

事業者においては，積極的に情報を公開しようとしている姿勢がうかがえるが，実際に事業者から公開されている情報では利用者等が必要とする情報としては必ずしも十分ではない実態が見受けられる。また，利用者の介護サービス事業者を選択する際の情報入手手段の多くはケアマネジャーからの説明等によるものとなっており，事業者にとって，利用者を獲得する上で広告活動が必ずしも効果的な手段となっていないばかりか，ケアマネジャーが自分が所属する事業所を勧めることが多く，他社の事業所を使わせようとしないという苦情もみられる。さらに，保険者である自治体が独自に情報を発信している場合も見受けられるが，利用者がどのような情報を必要としているのかを把握する取組を実施していない自治体も多い。

利用者が介護サービスや事業所等を比較・検討して選択できるようにすることを目的として運用されている介護サービス情報公表制度は，これまでも改良が重ねられてきたところではあるが，現状では，更なる改善又は廃止を求める意見が多いことや利用者等による利用状況を踏まえると，その役割を果たしているとは言い難いと考えられる。

これらの状況を改善し，より競争を活発化させるためにも，事業者が利用者のニーズに合致した，更に積極的な情報公開を行うこと等により，利用者が複数の事業者のサービス内容を比較してサービスを選択する環境を整備することが重要である。また，利用者の保護等の観点から，苦情等を受け付ける窓口が存在することを広く周知すること，寄せられた苦情等が指定権者等の関係者間で共有され，当該苦情等に基づき介護サービス事業者への指導等が適正に行われること等が重要である。

なお，前記の混合介護の弾力化を認める場合，その利用を促進するためにも，情報公開や苦情処理の一層の充実を図る必要が生じる。

(b) 考え方

事業者には，利用者が入手しやすい方法により，更に積極的な情報公開を行うことを期待したい。

自治体には，利用者の選択に資するよう，利用者が求める情報を把握し，公開されている情報とのギャップをなくす仕組みを構築することや苦情等に対応する機関との一層の連携を期待したい。

国は，介護サービス情報公表制度の抜本的な見直しを含めて，その在り方について検討すべきである。

b 第三者評価

(a) 検討

介護サービスの特性等に鑑みると，情報公開に加えて，専門的な見地から行われる第三者評価の定期的な受審とその結果の公表を推進することは，事業者が，自己が提供する介護サービスについて振り返ることや，他の事業者が提供する介護サービスと比較することを可能とし，介護サービスの質を改善・向上させる有用な手段になるとともに，利用者が介護サービス事業者を比較・検討しやすくすることにも資する。また，第三者評価の受審を通じて，事業者が自ら公開している情報の適正性を検証・確認する効果もあると考えられる。

平成12年に第三者評価制度が確立し，その後，実施されてきたが，自治体ごとに第三者評価の受審が可能な評価対象サービスが限られており，また，評価対象サービスとなっていた場合であっても広く受審されているとは言い難いものとなっている。そのため，現状では利用者等の認知度や受審結果の利用率は低く，介護サービスの選択にはいかされていないと考えられる。

(b) 考え方

自治体においては，第三者評価の対象となるサービスをできるだけ拡大し，事業者が第三者評価を受審できる体制を整えるとともに，受審を促進するための積極的な施策を講じるべきである。自治体の中には，第三者評価の受審を促進するための積極的な施策を講じ，受審が比較的進んでいる地域も見受けられるので，そのような先進的な取組を参考にすることが望ましい。

事業者においては，第三者評価の必要性や意義を十分に認識し，積極的な受審や評価結果の公表に努めるべきである。

加えて，受審率が向上しない要因として，第三者評価の信頼性を疑問視する指摘があるので，信頼性を確保するため，評価機関の資質の向上や評価の公平性の確保等が図られる仕組みが構築されるべきである。

ウ 結語

以上，競争政策の観点から，介護分野についての考え方を整理した。前記イにおいて示した考え方に基づき，多様な事業者の新規参入や，公平な条件の下での競争，各事業者の創意工夫の発揮，利用者の適切な選択が可能となる環境を整備していくことが重要である。その結果，多様な事業者の新規参入が進み，必要な介護サービスの供給量が増加するとともに，事業者間の競争の促進や利用者の適切な選択を通じて，

利用者に提供される介護サービスの質の向上が図られ，ひいては，我が国が抱える介護人材の不足等，介護分野に係る課題の解決にも資すると考えられる。

公正取引委員会は，引き続き，介護分野における制度改革や運用の動向を注視するとともに，必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど，競争環境の整備に向けた競争唱導活動を行っていく方針である。

3　ガソリンの取引に関するフォローアップ調査

公正取引委員会は，平成25年７月，「ガソリンの取引に関する調査報告書」を公表している。その後，ガソリン販売業者に対するガソリンの仕切価格の決定方法に変更があったことなどガソリンの流通市場における競争環境に変化がうかがわれることから，改めてガソリンの流通実態を把握するためにフォローアップ調査を実施し，平成28年４月28日に「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査報告書」を公表した（詳細は平成27年度年次報告第２部第５章第12を参照）。

第３　独占禁止法適用除外の見直し等

1　独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は，市場における公正かつ自由な競争を促進することにより，一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし，これを達成するために，私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法等を禁止している。他方，他の政策目的を達成する観点から，特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は，その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

⑴　独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は，知的財産権の行使行為（同法第21条），一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）を，それぞれ同法の規定の適用除外としている。

⑵　個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において，特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては，平成28年度末現在，保険業法等16の法律がある。

2　適用除外の見直し等

⑴　これまでの見直し等

適用除外の多くは，昭和20年代から昭和30年代にかけて，産業の育成・強化，国際競争力強化のための企業経営の安定，合理化等を達成するため，各産業分野において創設されてきたが，個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず，事業活動にお

ける創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから，その見直しが行われてきた。

平成９年７月20日，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成９年法律第96号）が施行され，個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで，平成11年７月23日，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され，不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに，平成12年６月19日，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され，自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては，平成25年10月１日，消費税転嫁対策特別措置法が施行され，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また，平成26年１月27日，特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され，認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

これらの措置により，平成７年度末において30法律89制度存在した適用除外は，平成28年度末現在，17法律24制度となっている。

⑵　規制・制度改革における適用除外制度の見直し

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年７月22日閣議決定）において，「国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し」の項目が盛り込まれ，「国土交通省は，諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し，我が国の同制度の在り方について，公正取引委員会と協議しつつ，引き続き検討を行う。＜平成24年度検討＞」とされており，平成26年度末に同省に対し，当委員会と協議しつつ，引き続き検討を行うよう要請し，平成28年８月以降，同省との間で協議に向けた検討を進めるための論点整理等を行っているところ，平成28年度末現在，いまだ結論が得られていない。

また，「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年６月18日閣議決定）において，平成22年度に検討することとされた，外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の見直しについては，「国土交通省は，同制度に係る今後の諸外国の動き，荷主の利益，日本経済への影響等を踏まえ，同制度の見直しについて，公正取引委員会と協議しつつ，平成27年度に再度検討を行う」こととなっていた。

これを踏まえ，公正取引委員会は実態調査を行い，平成28年２月４日に，外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持すべき理由は存在しないとする報告書「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について」を公表し，同月以降，国土交通省と協議を行った。

国土交通省は，公正取引委員会との協議を踏まえ，平成28年６月14日に，「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に関する再検討の結果について」を公表し，運賃同盟

（注）については，届出に係る行為の存在が確認できない運賃同盟の加盟船社に対し，速やかな脱退を求めることなどにより，運賃同盟の締結件数が減少し，国際海上輸送サービスの安定的供給に支障がないと判断される場合には，運賃同盟に係る適用除外制度を廃止する方向で見直す旨，また，運賃同盟以外の船社間協定については，その類型ごとの状況や荷主の利益への影響等を踏まえ，必要と認められる場合には，当委員会と協議しつつ見直しを行っていく旨を示した。

（注）運賃又は料金について加盟船社を拘束する船社間協定。

3　適用除外カルテル

⑴　概要

価格，数量，販路等のカルテルは，公正かつ自由な競争を妨げるものとして，独占禁止法上禁止されているが，その一方で，他の政策目的を達成するなどの観点から，個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で，特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは，当該事業の特殊性のため（保険業法〔平成７年法律第105号〕に基づく保険カルテル），地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法〔昭和26年法律第183号〕等に基づく運輸カルテル）など，様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては，一般に，公正取引委員会の同意を得，又は当委員会へ協議若しくは通知を行って，主務大臣が認可を行うこととなっている。

また，適用除外カルテルの認可に当たっては，一般に，当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか，当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう，カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと，不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに，このような適用除外カルテルについては，不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする，いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し，又は当委員会の同意を得，若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は，昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律〔昭和32年法律第185号〕に基づくカルテルのように，同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に，同一業種についてのカルテルを１件として算定すると，件数は415件）をピークに減少傾向にあり，また，適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり，平成28年度末現在，36件となっている（内訳は附属資料３－２表を参照）。

⑵　個別法に基づく適用除外カルテルの動向

平成28年度において，個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得，又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテルの処理状況は第１表のとおりであり，このうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテルの動向は，第１表のとおりである。

第１表　平成28年度における適用除外カルテルの処理状況

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結　果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条第1項第1号，第102条	第101条	同意（第105条第1項）	1（変更1）	所要の検討を行った結果，同意した。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保険				0	
		地震保険				2（変更2）	
		船舶保険	第101条第1項第2号，第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険（対人賠償保険部分）				0	
		自動車保険（対人賠償，自損事故及び無保険車傷害保険部分）				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
損害保険料率算出団体に関する法律	基準料率の算出	自動車損害賠償責任保険	第7条の2第1項第2号，第9条の3	第7条の3	通知（第9条の3第3項）	1（変更1）	―
		地震保険				0	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設，容器その他の販売方法の規制		第42条第5号，第43条	第93条	協議（第94条第1項）	0	―
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め		第95条，第95条の3，第97条，第97条の3	第95条	通知（施行令第49条の2第2項）	12	―
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金，価格，営業方法の制限等		第8条，第9条	第10条	協議（第13条第1項）	0	―
輸出入取引法	輸出取引における価格，数量，品質，意匠その他の協定等		第5条，第11条第2項，同条第3項	第33条	通知（第34条第1項）	0	―
道路運送法	生活路線確保のための共同経営，旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営		第18条，第19条	第18条	協議（第19条の3第1項）	0	―

法律名	カルテルの内容	根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結　果
航空法	＜国内＞生活路線確保のための共同経営	第110条第1号，第111条	第110条	協議（第111条の3第1項）	0	－
	＜国際＞公衆の利便を増進するための連絡運輸，運賃その他の運輸に関する協定	第110条第2号，第111条	第110条	通知（第111条の3第2項）	12（締結0）（変更12）	－
海上運送法	＜内航＞生活航路確保のための共同経営，利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条第1～3号，第29条	第28条	協議（第29条の3第1項）	0	－
	＜外航＞運賃，料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号，第29条の2	第28条	通知（第29条の4第1項）	457（締結28）（変更429）	－
内航海運組合法	運賃，料金，運送条件，配船船腹，保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号，第10条，第12条	第18条	協議（第65条第1項）	0	－
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知（第8条の6第1項）	4	－

ア　保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

①　航空保険事業，原子力保険事業，自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

②　①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為

を行う場合には，金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は，認可をする際には，公正取引委員会の同意を得ることとされている。

平成28年度において，金融庁長官から同意を求められたものは３件（全て変更認可に係るもの）であった。また，平成28年度末における同法に基づくカルテルは９件である。

イ　損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は，自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合には，金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成28年度において，金融庁長官から通知を受けたものは１件であった。また，平成28年度末における同法に基づくカルテルは２件である。

ウ　著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については，毎年，その請求額を文化庁長官が指定する団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めることとされており，指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成28年度において，文化庁長官から通知を受けたものは12件であった。

エ　道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため，一般乗合旅客自動車運送事業者は，他の一般乗合旅客自動車運送事業者と，共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

平成28年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，平成28年度末における同法に基づくカルテルは３件である。

オ　航空法に基づくカルテル

㈦　国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，本邦航空運送事業者は，他の航空運送事業者と，共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

平成28年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，平成28年度末における同法に基づくカルテルはない。

㈠　国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため，本邦航空運送事業者は，他の航空運送事業者と，連絡運輸に関する契約，運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をしたときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成28年度において，国土交通大臣から通知を受けたものは12件であった。

カ　海上運送法に基づくカルテル

㈦　内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において，地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため，旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため，又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため，定期航路事業者は，他の定期航路事業者と，共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

平成28年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，平成28年度末における同法に基づくカルテルは５件である。

㈠　外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において，船舶運航事業者は，他の船舶運航事業者と，運賃及び料金その他の運送条件，航路，配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては，あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は，届出を受理したときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成28年度において，国土交通大臣から通知を受けたものは457件であった。

キ　内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には，調整規程又は団体協約を設定し，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をする際には，公正取引委員会に協議することとされている。

平成28年度において，国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また，平成28年度末における同法に基づくカルテルは１件である。

ク　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において，一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は，当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法等を定める特定地域計画を作成し，当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い，供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更に当たっては，国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は，認可をしたときは，公正取引委員会に通知することとされている。

平成28年度において，国土交通大臣から通知を受けたものは４件であった。また，平成28年度末における同法に基づくカルテルは４件である。

4　協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は，「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第１号）等同条各号に掲げる要件を備え，かつ，法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について，不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き，同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は，その組合員たる事業者が，①資本金の額又は出資の総額が３億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円，卸売業を主たる事業とする事業者については１億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人，卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合，独占禁止法の適用に際しては，同法第22条第１号の要件を備える組合とみなされる（中協法第７条第１項）。

一方，協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には，公正取引委員会は，その協同組合が独占禁止法第22条第１号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第７条第２項），これらの協同組合に対し，当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第７条第３項）。

この中協法第７条第３項の規定に基づく届出件数は，平成28年度において，273件であった（第２表及び附属資料３－10表参照）。

第２表　協同組合届出件数の推移

（単位：件）

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
協同組合届出件数	208	179	154	142	141	184	187	227	235	273

5　著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し，これを遵守させることは，原則として，独占禁止法第２条第９項第４号（再販売価格の拘束）に該当し，同法第19条に違反するものであるが，同法第23条第４項の規定に基づき，著作物６品目（書籍・雑誌，新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用ＣＤをいう。以下同じ。）については，例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は，著作物６品目の再販適用除外の取扱いについて，国民各層から意見を求めるなどして検討を進め，平成13年３月，当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えるとの結論を得るに至った（第３表参照）。

公正取引委員会は，著作物６品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう，著作物６品目の流通・取引慣行の実態を調査し，関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに，関係業界における運用の弾力化の取組等，著作物６品目の

流通についての意見交換を行うため，当委員会，関係事業者，消費者，学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け，平成13年12月から平成20年６月までの間に８回の会合を開催した。平成22年度からは，著作物再販協議会に代わって，関係業界に対する著作物再販ヒアリングを実施し，関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第３表　著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年３月23日）

⑴　著作物再販制度は，独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり，競争政策の観点からは同制度を廃止し，著作物の流通において競争が促進されるべきであると考える。

しかしながら，国民各層から寄せられた意見をみると，著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面，文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし，同制度の廃止に反対する意見も多く，なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって，現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず，当面同制度を存置することが相当であると考える。

⑵　著作物再販制度の下においても，可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう，関係業界に対し，非再販商品の発行・流通の拡大，各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し，その実施を要請する。また，これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し，より効果的な方途を検討するなど，著作物の流通について意見交換をする場として，公正取引委員会，関係事業者，消費者，学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては，今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに，当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないよう著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

⑶　また，著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については，従来公正取引委員会が解釈・運用してきた６品目（書籍・雑誌，新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用ＣＤ）に限ることとする。

第４　競争評価に関する取組

1　競争評価の実施に関する動向

平成19年10月以後，各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際，原則として，規制の事前評価の実施が義務付けられ，その際，規制による競争状況への影響分析（以下「競

争評価」という。）についても行うこととされ，平成22年４月から試行的に実施されている。競争評価については，各府省は，規制等に関して，競争状況への影響・分析に関するチェックリスト（以下「競争評価チェックリスト」という。）の記入を行い，評価書と共に総務省に提出し，総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

平成28年度においては，総務省から113件の競争評価チェックリストを受領し，内容を精査した。

2　競争評価の本格的実施に向けた取組

総務省の政策評価審議会において規制の事前評価の改善が検討されてきたところ，平成29年３月６日の同審議会で提言された「規制に係る政策評価の改善方策」において，競争評価を本格的実施に移行すべき旨が提言された。今後，同提言を踏まえ，競争評価の本格的実施へ向けて，引き続き検討を行う。

3　競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は，競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について，随時，相談を受け付けている。

第５　入札談合の防止への取組

公正取引委員会は，以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか，平成６年７月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し，入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって，入札談合の防止の徹底を図っている。

また，入札談合の防止を徹底するためには，発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から，独占禁止法違反の可能性のある行為に関し，発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう，各発注官庁等において，公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は，連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため，平成５年度以降，「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。平成28年度においては，国の本省庁との連絡担当官会議を平成28年12月１日に開催するとともに，国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国９か所で開催した。

また，公正取引委員会は，地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに，国，地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。平成28年度においては，研修会を全国で29回開催するとともに，国，地方公共団体及び特定法人（注）に対して258件の講師の派遣を行った。

（注）国又は地方公共団体が資本金の２分の１以上を出資している法人及び特別の法律により設立された法人のうち，国又は地方公共団体が法律により，常時，発行済株式の総数又は総株主の議決権の３分の１以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令で定めるもの等を除く。）をいう。

第６　独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

市場における公正かつ自由な競争を一層促進していくためには，独占禁止法の厳正な執行とともに，企業におけるコンプライアンスの向上が重要であり，これに関連した企業の取組を促していく必要があると考えられることから，公正取引委員会では，これまで，企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し，改善のための方策等と併せて，報告書の取りまとめ・公表を行うとともに，その周知に努めている。

平成28年度においては，事業者団体に関連する独占禁止法違反事件が依然として数多く存在する現状を踏まえ，事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組の現状を把握し，課題を明らかにすることにより，事業者団体における独占禁止法コンプライアンス体制の強化に資することを目的として，事業者団体1,041団体（注）に調査を行い，独占禁止法コンプライアンスの取組を推進するために有効と考えられる方策や留意点を取りまとめた報告書「事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」を平成28年12月21日に公表した。

調査結果によれば，独占禁止法違反の未然防止，取組の推進・強化のための方策は以下のとおりである。

（注）主として同じ業種に属する事業者により構成される事業者団体の中から，業種の限定を行わずに選定しアンケート調査を実施するとともに，アンケート調査の記述式回答において興味深い取組例を回答した事業者団体102団体を抽出してヒアリング調査を実施した。

⑴　事業者団体における独占禁止法コンプライアンス推進のための３ステップ

アンケート調査における多くの設問において取組を行っていない事業者団体が半数を超えており，取組を行っている事業者団体においても，必ずしもその取組内容が十分とはいえず，取組への意識も高いとはいえない状況が明らかとなった。

独占禁止法違反を未然に防止するために，前者においては，まずは次の３ステップの順に従って取組を始めることが必要である。また，後者においても，次の３ステップを参考に現状の課題を明らかにし，更なる取組を推進・強化することが望まれる。

ア　ステップ１：意識改革

→<u>事業者団体の代表者等による独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信</u>

事業者団体の代表者から団体役職員及び構成事業者に向けて，独占禁止法コンプライアンスの重要性を発信し，事業者団体の活動に独占禁止法上の固有のリスクがあること等を団体役職員及び構成事業者に認識してもらう。

なお，独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信は，事業者団体の代表者に限られず，常勤役員等の実質的な事務局の代表者が行うことも望まれる。

これにより，団体役職員と構成事業者が一丸となって独占禁止法コンプライアンスの取組を推進するための土壌を築くことが可能となる。

イ　ステップ２：課題の把握

→<u>構成事業者等による独占禁止法コンプライアンスの取組の情報収集</u>

構成事業者や他の事業者団体がどのような方法により独占禁止法コンプライアンス

に取り組んでいるか情報収集を行い，これにより自らが取り組むべき課題を明らかにする。

取組を行っていない事業者団体においては，人員やノウハウの不足を理由とするものが少なくなかったが，構成事業者等の企業の取組を参考にすることで，人員やノウハウの面で効率的に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことが有効と考えられる。

また，何らかの独占禁止法コンプライアンスの取組をしている事業者団体においても，構成事業者等が実施している独占禁止法コンプライアンスの取組を把握することで，自らと構成事業者の双方における課題や参考となる取組が発見でき，現状の取組の更なる推進や構成事業者への支援につなげることが可能となる。

取組を行っている企業や事業者団体の中には，その内容をウェブサイトに公表しているものや書籍として刊行しているものもあり，また，公正取引委員会においても事業者団体からの相談事例や平成24年11月に公表した報告書「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」等をウェブサイトに公表していることから，これらの情報を併せて活用するとより効果的であると考えられる。

ウ　ステップ３：態勢の整備

→事業者団体の活動実態に即した独占禁止法コンプライアンス態勢の構築と点検

ステップ２において情報収集を行った取組を参考とし，明らかとなった課題に対応した独占禁止法コンプライアンス態勢を構築し実施する。

構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を実効性のあるものとするためには，日頃の活動実態に即した内容とし，実施状況について点検を行うことが重要となる。また，構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を維持するためには，ステップ１及び２の内容も含めて繰り返し行い，必要に応じて取組内容の見直しを行うことも重要である。取組内容の見直しについては，公正取引委員会が発信する情報や外部専門家の意見を取り入れながら改善を行うことも有効と考えられる。

⑵　事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例

調査において事業者団体から寄せられた独占禁止法コンプライアンスを推進するために有効と思われる取組は，以下のとおりである。

ア　団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例

⑺　独占禁止法コンプライアンスに対する代表者等のコミットメント

・　コンプライアンスが重要であることを明確に，繰り返し周知することが大事であり，代表者（非常勤）が機会のある度に伝えている。また，事務局の代表である常勤役員においても内部ミーティング，研修等の際に同様のメッセージを伝えている。

⑷　独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

・　マニュアルの策定に当たっては，構成事業者が自社にて作成しているコンプライアンス・マニュアルや構成事業者が所属している他の事業者団体のコンプライ

アンス・マニュアルを参考にしたため，効率的に作成することができた。

・　独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に当たっては，事務局と構成事業者が一体となって，留意すべき事項は何かを検討したため，事務局と構成事業者の双方にとって独占禁止法に対する認識が深まる機会となった。

・　作成したマニュアルの内容に基づいて団体活動を実施するために，マニュアルの付属資料として，活動ごとに気を付けるべきチェックシートを作成した。

・　教科書的な文章だけのマニュアルでは十分に理解されるか懸念があったため，具体的事例を加えたＱ＆Ａ集を追加した。

(ｳ)　独占禁止法研修の実施

・　全団体役職員に対して原則年１回の研修の受講を義務付けるとともに，団体役職員の階層別研修のカリキュラムの一つとしても研修を組み込んでいる。また，構成事業者からの出向者の異動があった場合は個別に研修を実施している。

・　確実に団体役職員に対する研修を実施するため，担当部門は，年度当初に具体的な期日・対象者等を記載した研修計画を定めている。また，職員が実際に研修を受講しているか確認している。

イ　事業者団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組例

(ｱ)　会合の運営

・　会合が終わった後に，構成事業者のみが会議室に残って情報交換等を行わないよう，会議室から全員が退席したことを確認してから団体役職員は退室している。

・　構成事業者が参加する懇親会の席上においては，団体役職員は独占禁止法コンプライアンスの監視役として意識的に適度な位置で分散して座り，適宜移動して，独占禁止法コンプライアンス上問題となる発言や話題が出ていないか気を配っている。

・　会合には団体役職員が出席して，コンプライアンス上の問題が生じないよう出席者の発言等を注意している。やむを得ず団体役職員が出席できない場合は，議事内容を録音することを定めており，団体役職員が事後にその内容を確認している。

・　事業者団体の会合の場を利用して独占禁止法違反が行われないようにするため，会議室等を提供する場合は，独占禁止法に違反するおそれのあるような情報交換等は行わない旨の誓約書の提出を徹底している。

(ｲ)　統計業務

・　統計業務を第三者機関に委託し，第三者機関から概括的な統計情報のみの提供を受けることにした。その結果，構成事業者から安心して情報提供できるようになったと感謝する意見が寄せられただけでなく，集計の正確化・迅速化における効果も認められた。

・　統計に関する会合は，特に独占禁止法上問題がないかを重点的に確認する必要があるとの考えに基づき，資料・議事録について顧問弁護士のチェックを受けることとしている。

・　当団体における統計業務に独占禁止法コンプライアンス上の問題がないか監査

を行った結果，個社データの取扱いについて見直すとともに，独占禁止法違反の疑惑が生じることのないよう，真に需要者の利益になる統計以外は取りやめることとしたことにより業務の効率化が図られた。

ウ　構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組例

(ｱ)　構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

・　構成事業者に中小事業者が多いところ，個々に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことは難しいため，団体において独占禁止法遵守マニュアルの雛形を作成し，これを参考に各社で作成するよう説明会を開催した。このような団体による構成事業者への支援は業界全体の発展にもつながるものと考えて取組をしている。

・　過去に業界で独占禁止法違反事件が発生したため，違反が繰り返されないよう，コンプライアンス・マニュアルのモデル案を作成した。また，理解してもらう内容は，役職や担当部門によっても異なることから，別にして作成した。

(ｲ)　構成事業者向け独占禁止法研修の実施

・　独占禁止法に関する説明会を業界動向の説明会とセットにして開催するなど，参加者を増やすための工夫をしている。

・　団体の費用負担を少しでも抑える観点から，同業種の他の事業者団体と共同で研修会を開催している。これにより定期的な開催が可能となっている。

(ｳ)　構成事業者向け法務相談体制の整備

・　構成事業者のほとんどが中小零細企業であり，構成事業者が単独で法務相談体制を整えることは難しい面もあるため，当団体において相談窓口を整えたところ，多数の相談が寄せられるようになった。

第７　独占的状態調査

独占禁止法第８条の４は，独占的状態に対する措置について定めている。公正取引委員会は，独占禁止法第２条第７項に規定する独占的状態の定義規定のうち，事業分野に関する考え方についてガイドラインを公表しており，その別表には，独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件（国内総供給価額が1000億円超で，かつ，上位１社の事業分野占拠率が50％超又は上位２社の事業分野占拠率の合計が75％超）に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野を掲載している（第４表参照）。

別表については，生産・出荷集中度の調査結果等に応じ逐次改定してきている（直近では，平成28年10月11日に改定）。その中でも特に集中度の高い業種については，生産，販売，価格，製造原価，技術革新等の動向，分野別利益率等について，独占禁止法第２条第７項第２号（新規参入の困難性）及び第３号（価格の下方硬直性，かつ，過大な利益率又は販売管理費の支出）の各要件に即し，企業の動向の監視に努めている。

第４表　別表掲載事業分野（33事業分野）

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
ビール	発泡酒，ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ，きざみたばこ，パイプたばこ	たばこ製造業	
インクジェットカートリッジ		インクジェットカートリッジ製造業	
アスファルト		アスファルト製造業	
コークス		コークス製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
普通鋼冷延広幅帯鋼		普通鋼冷延広幅帯鋼製造業	
住宅用アルミニウム製サッシ		住宅用アルミニウム製サッシ製造業	
電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）		電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
タブレット		タブレット製造業	
二輪自動車		二輪自動車製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
ブロードバンドサービス	ブロードバンドサービス業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（ＯＳ）	パソコン用基本ソフト（ＯＳ）業
統合オフィスソフト	統合オフィスソフト業
セキュリティソフト	セキュリティソフト業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
宅配便運送	宅配便運送業
郵便（信書便を含む。）	郵便業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
ダストコントロール	ダストコントロール業
コンピュータチケッティング	コンピュータチケッティング業
通信教育	通信教育業
医療事務代行	医療事務代行業
機械警備（事業所向け）	機械警備（事業所向け）業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

（注１）本表は，公正取引委員会が行った平成26年の国内向け供給価額及び供給量に関する調査，その他現段階において利用し得る資料，統計等により，独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成26年の国内総供給価額が950億円を超え，かつ，上位１社の事業分野占拠率が45％を超え又は上位２社の事業分野占拠率の合計が70％を超えると認められるもの）を掲げたものである。

（注２）本表の商品順は「工業統計表」に，役務順は「日本標準産業分類」による。

第６章　競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1　はじめに

いわゆる経済の高度化，ボーダーレス化等が進展する中で，公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し，経済学的，あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中，公正取引委員会は，平成 15 年６月，事務総局内に「競争政策研究センター（ＣＰＲＣ）」を発足させた。同センターでは，中長期的観点から，独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的な基礎を強化するため，独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て，研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

2　検討会の開催

公正取引委員会は，競争政策研究センター内において，競争政策上の課題について議論を行うため，検討会委員として有識者等の，また，必要に応じてオブザーバーとして関係省庁の参画を得て，検討会を開催している。平成 28 年度においては，以下の２テーマについて検討会を開催し，それぞれ報告書を取りまとめ公表した。検討会報告書は競争政策研究センターのウェブサイト（http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html）上に全文を掲載している。

⑴　「バンドル・ディスカウントに関する検討会」

電力小売の自由化を一つの契機として，電力，ガス，電気通信等の多数の消費者が需要する生活関連の商品，特に，長期にわたって需要される商品に関連して，バンドル・ディスカウント（いわゆるセット割引）が急速に増加しつつある。バンドル・ディスカウントは，事業者間の価格競争を促進する面を有する。一方で，市場の状況によっては，バンドル・ディスカウント対象商品のうちの一商品のみを製造・販売する競争者の事業継続が困難となり，当該事業者が排除されるおそれがあるとの指摘が内外にみられる。

このため，我が国においても，どのような場合に，バンドル・ディスカウントによって，競争者が排除される可能性が生じ，独占禁止法上の問題となり得るかについて検討を行うため，公正取引委員会は，競争政策研究センター内において，「バンドル・ディスカウントに関する検討会」（第１表参照）を開催し，平成 28 年７月以降，４回の検討会を経て，報告書を取りまとめた（同年 12 月 14 日公表。詳細は後記 3 参照）。

⑵　「データと競争政策に関する検討会」

近年，ＩｏＴ（Internet of Things）の普及や人工知能関連技術の高度化を背景として，「ビッグデータ」の解析で得られる知見が，既存の業界の垣根を越えた新たな革新を

生むことが期待されている。データを事業活動に生かすことの重要性が高まる中で，データの利活用を促すことに資するような競争政策上の課題について検討を行うことが必要となっている。

このような状況を踏まえ，公正取引委員会は，競争政策研究センター内において，「データと競争政策に関する検討会」（第１表参照）を開催し，データの収集及び利活用に関連する競争政策及び独占禁止法上の論点を整理するため，平成 29 年１月以降，６回の検討会を経て，報告書を取りまとめた（同年６月６日公表。詳細は後記 4 参照）。

第１表　検討会（平成28年度開催）

	テーマ・検討会委員等
1	「バンドル・ディスカウントに関する検討会」 [検討会委員] 池田　千鶴　神戸大学大学院法学研究科教授 大橋　弘　東京大学大学院経済学研究科教授（ＣＰＲＣ主任研究官） 【座長】岡田　羊祐　一橋大学大学院経済学研究科教授（ＣＰＲＣ所長） 竹内　敬治　株式会社ＮＴＴデータ経営研究所　社会・環境戦略コンサルティングユニットシニアマネージャー 多田　敏明　日比谷総合法律事務所　弁護士 早川　雄一郎　京都大学法学研究科講師 和久井　理子　大阪市立大学大学院法学研究科特任教授（ＣＰＲＣ主任研究官） （注）検討会委員の役職は平成 28 年 7 月 29 日時点のものである。
2	「データと競争政策に関する検討会」（平成 29 年度に継続） [検討会委員] 石井　夏生利　筑波大学図書館情報メディア系准教授 宇都宮　秀樹　森・濱田松本法律事務所　弁護士 川濵　昇　京都大学大学院法学研究科教授 【座長】後藤　晃　東京大学名誉教授 鮫島　正洋　内田・鮫島法律事務所　弁護士 土佐　和生　甲南大学法科大学院教授 中林　純　近畿大学経済学部准教授（ＣＰＲＣ主任研究官） 西岡　靖之　法政大学デザイン工学部教授 松尾　豊　東京大学大学院工学系研究科特任准教授 森　亮二　英知法律事務所　弁護士 和久井　理子　大阪市立大学大学院法学研究科特任教授（ＣＰＲＣ主任研究官） [オブザーバー] 内閣官房　情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室 内閣府　知的財産戦略推進事務局 個人情報保護委員会事務局 総務省 経済産業省 [事務局] 公正取引委員会事務総局（経済取引局総務課経済調査室） （注）検討会委員の役職は平成 29 年 5 月 26 日時点のものである。

3　「バンドル・ディスカウントに関する検討会」報告書

⑴　検討の背景

電力小売の自由化を一つの契機として，電力，ガス，電気通信等の多数の消費者が需要する生活関連の商品，特に，長期にわたって需要される商品に関連して，バンドル・ディスカウント（いわゆるセット割引）が急速に増加しつつある。バンドル・ディスカウントは，事業者間の価格競争を促進する面を有する。一方で，市場の状況によっては，バンドル・ディスカウント対象商品のうちの一商品のみを製造・販売する競争者の事業継続が困難となり，当該事業者が排除されるおそれがあるとの指摘が内外にみられる。

このため，我が国においても，どのような場合に，バンドル・ディスカウントによって，競争者が排除される可能性が生じ，独占禁止法上の問題となり得るかについて検討を行うことが必要となっている。

第２表　我が国においてみられる代表的なバンドル・ディスカウントの事例

事業者	商品	割引内容
・ＭＮＯ（注１） ・ＭＶＮＯ（注２）	携帯電話サービス ＋光回線	月額数百円～数千円程度を携帯電話サービス料金や光回線料金から割引
・都市ガス事業者	電気＋ガス	月額数百円を電気料金から割引
・ＬＰガス事業者 ・小売電気事業者	電気＋ガス	家庭用電気販売についてバンドル・ディスカウントを今後導入予定

（注１）ＭＮＯ（Mobile Network Operator）：電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって，当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）又は運用している者。

（注２）ＭＶＮＯ（Mobile Virtual Network Operator）：①ＭＮＯの提供する移動体通信サービスを利用して，又はＭＮＯと接続して，移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって，②当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず，かつ，運用をしていない者。

⑵　バンドル・ディスカウントによる競争への影響及び違法性判断の要素

ア　バンドル・ディスカウントの競争促進効果

事業者が，範囲の経済の活用によって，共通費用（事務費用，料金回収費用等）を削減し効率性を向上させること（注３）などを通じて，バンドル・ディスカウントは，一般的には競争を促進する可能性が高い。

（注３）このほか，事業者が，新たな付加価値，新たな機能の創出等を行うことが可能となる場合があるとの指摘もある。

イ　バンドル・ディスカウントの競争制限効果の可能性

ある商品（主たる商品）について，競争的な価格水準よりも高い価格を設定する能力を有する事業者（以下「支配的事業者」という。）が，そのレント（競争的な価格水準よりも高い価格設定により得られる独占的利潤）を利用して，他の商品と大幅なバ

ンドル・ディスカウントを行う場合（注４）には，セット販売全体として費用割れにならなくとも（注５），当該他の商品を単体で販売する競争者の事業活動を困難にさせる可能性がある。

（注４）他の事業者と提携する場合を含む。

（注５）公正取引委員会の既存の指針（「適正な電力取引についての指針」〔平成11年12月20日　公正取引委員会・経済産業省〕及び「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」〔平成13年11月30日　公正取引委員会・総務省〕）は，一定の事業者が提供するバンドル・ディスカウントの違法性の判断に当たって，一般論として，単独商品の提供に要する費用を単独の販売価格と比較する，又はセット販売された商品全体の合計費用とセット販売価格を比較するものとしている。

第１図　バンドル・ディスカウントによる競争者排除メカニズム

（セット販売全体として費用割れでなくとも競争者を事業困難とさせる場合）

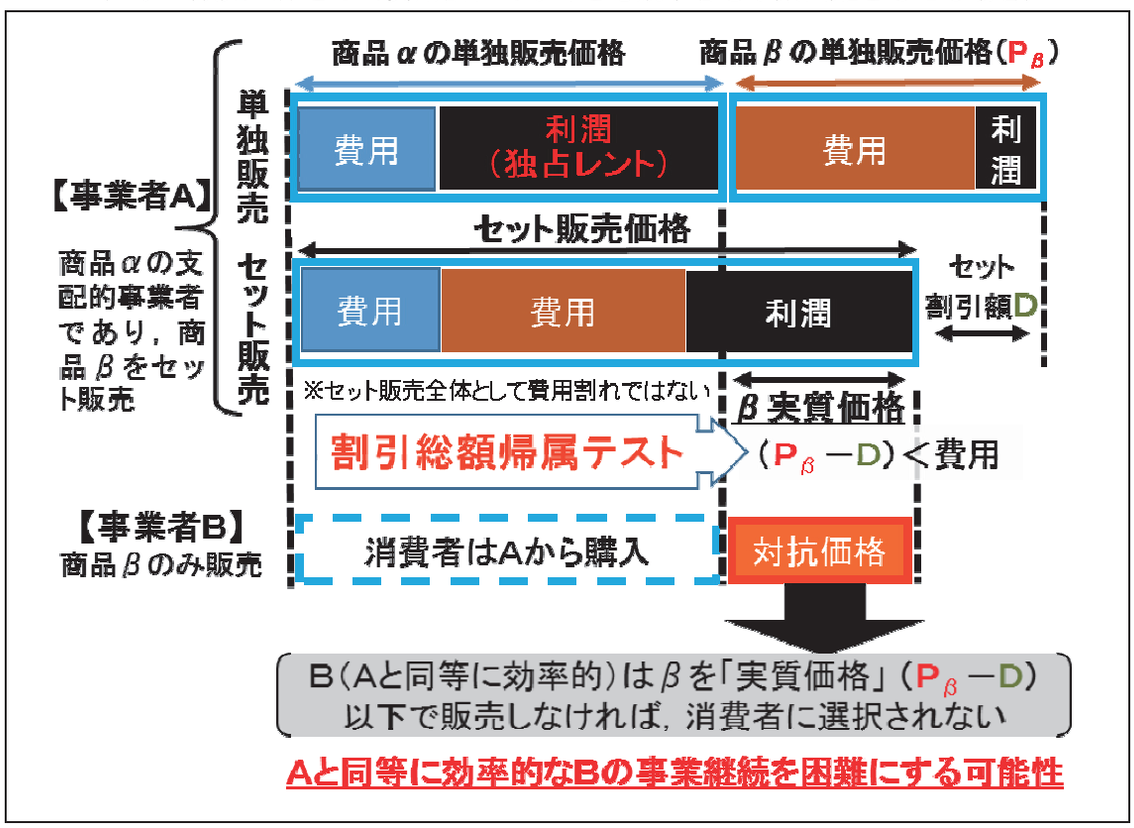

ウ　バンドル・ディスカウントの違法性判断のための考慮要素

（単独価格は値下げせず）あえて，セット販売の場合にのみ，当該セット販売による効率化に伴う費用削減幅を超えて，他の商品における競争者（注６）の事業継続を困難とし得る大幅なバンドル・ディスカウントを提供することは，抱き合わせ販売と同様に，特段の事情がない限り，経済合理性のない行為であり，正常な競争手段の範囲を逸脱すると考えられる。

割引総額帰属テストは，独占禁止法上問題となり得るバンドル・ディスカウントを絞り込むために重要な役割を果たし得る（注７）。ただし，当該テストを満たすことに

よって，直ちに違法性が推定されるわけではなく，行為者及び競争者の地位といった市場構造，行為の継続期間，競争者の顧客狙い撃ちか否か等によって，競争者が排除され（排除の蓋然性が生じる場合を含む。），市場における競争が制限されるおそれが生じる（注８）（当該テストを満たさない場合，それ自体では，通常，排除効果は生じないと考えられる。）。

支配的事業者によるバンドル・ディスカウントによって競争者が排除されやすくなる場合として，次のような場合が考えられる。

① セット販売を構成する２商品に補完関係（例：文書作成ソフトと表計算ソフト）がある，双方が必需品であるなど，双方を購入する消費者が多い場合

② 主たる商品市場での独占度が高い等，競争者がセット販売によって対抗できる可能性が乏しい場合

③ ２商品の両方の市場で市場支配力を有する場合（市場支配的事業者同士の提携の場合を含む。）等

割引総額帰属テストの実施に当たって，実質価格と対比するコストは，不当廉売における費用基準と同様に，原則として，（可変費用に加えて限定的に固定費用を加味する概念である）平均回避可能費用（注９）を採用することが妥当であると考えられる（注 10）。

（注６）行為者と同等に効率的な競争者を想定。ただし，非効率的な競争者の排除は問題にならないというものではない。なお，公正取引委員会の不当廉売ガイドラインでは，同等に効率的な競争者を排除する廉売行為が問題との立場で，本報告書とは異なる。

（注７）米国で当該テストを実施した複数の判例が存在。欧州でも実質的に当該テスト結果を競争当局による介入の基準とする。

（注８）適用法条としては，私的独占のほか，抱き合わせ販売等，差別対価，取引妨害，不当顧客誘引等に該当する可能性がある。

（注９）平均回避可能費用とは，行為者が，ある商品を追加で供給することをやめていれば生じなかった（サンクしていない）固定費用及び可変費用をその追加の供給量で除することによって得られる費用。

（注10）ソフトウェア，コンテンツ商品など，初期投資額が大きい一方で，供給に応じて追加的に要する増分費用は相対的に小さい商品が存在する。このような商品については，例えば，平均長期増分費用といった，（平均回避可能費用概念には含まれない）長期の投資額を含める考え方を採用することにより，行為者と同等効率的な競争者に対する排除効果を適切に評価し得る費用基準を用いることが検討される必要がある。

4 「データと競争政策に関する検討会」報告書

(1) 検討の背景

近年，ＩｏＴ（Internet of Things）の普及や人工知能関連技術の高度化を背景として，「ビッグデータ」の解析で得られる知見が，既存の業界の垣根を越えた新たな革新を生むことが期待されている。データを事業活動に生かすことの重要性が高まる中で，データの利活用を促すことに資するような競争政策上の課題について検討を行うことが必要となっている。

⑵　近年の環境変化

近年，低廉なセンサーの開発や通信技術の向上，クラウド・サービスの普及等を背景として，機器，家電，工場等がインターネット等により接続されるようになりつつある。この結果，従来は利用されなかったり，又は，そもそも収集されていなかったものを含め，人間や機器の位置，活動状況など多様な，そして，大量のデータがリアルタイムに収集され，集積されるとともに，それが利用されたりするようになっている。

また，データの解析についても，ＣＰＵやメモリなどコンピュータ･リソースの性能向上，インターネットの発達等によって，人間が一定の観点を定義すれば，プログラムの作成等を行わずとも，データから事象間の相関関係等を自動的に識別する解析技術である機械学習を始めとする人工知能関連技術が急速に発達している（注１）。

このような一連の環境変化を俯瞰すれば，ＩｏＴ等によって，データの大量生成・収集・集積が技術的，経済的に容易になったこと，また，その後，人工知能関連技術の著しい発達によって，データを事業に活用できる確実性が向上し，その範囲も拡大したことという二つの大きな技術的変化が生じている。そして，様々な産業において，例えば，「製造業のサービス化」といったビジネスモデルの大きな転換が起こりつつあると考えられる。

（注１）機械学習の効果として，例えば，深層学習（ディープ・ラーニング）を使用することによって，クレジットカードの不正利用の疑いがあると判定した取引のうち，本当に不正な取引だった比率を従来の５％程度から90％程度へと大幅に引き上げることに成功したとの事例がある。あるいは，ＳＮＳへの不適切な投稿（誹謗中傷など）を自動的に振り分ける機能の追加により人の目で実際にチェックする件数について，機械学習を利用することによって従来の１％以下に減少させることができたといった事例もある。

⑶　データの利活用の現状

ア　パーソナル・データ

インターネット上で収集可能なデータ，例えば，検索履歴，ウェブサイト閲覧履歴といった個人に関連するパーソナル・データは，多数のインターネット広告事業者（注２）によって，顧客ごとにその時点での趣味，関心に連動した行動ターゲティング広告を効果的に行うため（注３），大規模に収集されるとともに（注４），ネット閲覧履歴といったデータなど，個人の識別が困難な形に加工された上で取引されているものもある。

中でも，ＳＮＳや検索エンジンなどの「無料」サービスを消費者に提供しつつ，別途，広告主から受注したインターネット広告の配信も当該消費者に行う事業者は，当該「無料」サービスやネットワーク効果を誘因として，大量の，かつ，「良質」（注５）なパーソナル・データを収集し，当該データの機械学習を通じて，個別消費者の興味関心に応じたターゲティング機能，リコメンド機能の改善に用いるとともに，「無料」サービスの機能向上に利用する場合もある。

インターネット広告市場は，我が国においても寡占化が進行しているとの指摘があるが，こういったパーソナル・データの収集・利用能力の高さもこの背景にあるもの

と考えられる。

なお，この「無料」サービスについては，利用の対価を要しないこともあり，価格競争ではなく，品質のみによる競争が行われている。

（注２）インターネット広告事業者には，メディアを保有し，かつ，ＤＭＰ（Data Management Platform）事業及びＤＳＰ（Demand Side Platform）事業（データ収集及びターゲティング）を行う事業者と後者のみを行う事業者など多様な事業者が存在する。ＤＭＰとは，自社や外部の様々なデータを一元的に管理するプラットフォームである。ＤＳＰは，広告主や広告会社が広告を出稿するためのシステムで，掲載面や価格，ターゲットなど設定した条件に合致した広告枠（広告在庫）を自動的に買い付け，広告を配信するものである。

（注３）各種ウェブページ（各種ポータルサイト，ブログ，新聞社など閲覧者が多いページ）の管理者と契約したＤＳＰがタグを有償で設置することによって，当該ウェブページを閲覧した閲覧者は，その後，どのようなウェブページを閲覧したかを当該ＤＳＰが把握することが可能となる。

（注４）近年，インターネット外の購買履歴などさらに収集対象のデータ範囲が拡大する事例がみられる（一例として，電子マネー決済サービス）。

（注５）ターゲティング広告を行うというデータの使用目的と照らして好適な性質を有すること。例えば，インターネット広告事業者（ＤＭＰ）のターゲティングに関する能力は，主として，対象者の属性（位置，性別，年収，家族構成等。範囲が広いほど能力が向上。），趣味嗜好・活動状況に関する情報の即時的な正確性（事実か推測か。推測の程度），複数の端末間の同定能力等によって左右され，「無料」サービス及びネットワーク効果によって顧客を誘引するデジタル・プラットフォームが圧倒的に「広く」「深い」データ収集能力を保有し，当該データの機械学習を通じて，ターゲティング能力の向上に結びつけることができているとの指摘がある。

イ　産業データ

機器，人体，土壌その他現実の「有体物」の状況に関する極めて多様なデータが，各種のセンサーによって，リアルタイム処理（即時にデータを処理すること）又はバッチ処理（データをまとめて処理すること）によって，事業者によって収集されつつある。

産業データは，例えば，その発生源たる機器の稼働データにおける稼働日時など当該機器の稼働の前提となるデータがなければ限定された者以外には利用価値が乏しい（状況依存性が高い）ことがある。また，データに金銭的価値を付けることが困難であったり，あるいは，データの保有者自身がデータのコントロールを継続したりしたいといった様々な事情の下，産業データの取引は活発ではない。この結果，当事者の意向に照らして必要以上にデータの「囲い込み」が行われ，データの利活用が進んでいないとの指摘がある。

このように産業データの取引は，必ずしも容易ではないこと等を背景として，複数の事業者（競争関係にある場合もない場合もある）が共同して，各種の地図など各事業者に共通する基盤的な部分について，データを収集し，利用する事例が増加している。

⑷　競争政策上又は独占禁止法上の検討に当たっての基本的な考え方

ア　データの収集，利活用が競争に及ぼす影響についての基本的な評価

データの集積・利活用は，前述のとおり，それ自体としては，競争促進的な行為で

あり，競争政策上は望ましい行為であって，独占禁止法上も問題となることはない。

しかしながら，競争者を排除しようとする行為といった不当な行為や合併を始めとする企業結合によって，データが特定の事業者に集積される一方で，それ以外の事業者にとっては入手が困難となる結果として，当該データが効率化等の上で重要な地位を占める商品の市場における競争が制限されることとなったり，あるいは，競争の観点から不当な手段を用いてデータが利活用される結果，例えば，商品の市場などデータに関連する市場において競争が制限されることとなったりする場合には，独占禁止法による規制によって，競争を維持し，回復させる必要が生じることになる。

また，独占禁止法上は直ちには問題とならない場合であっても，競争上望ましいと考えられる政策的措置はあり得，例えば，以下の指摘があった。

(ｱ)　パーソナル・データのポータビリティ

ＳＮＳなどロックイン効果が発生する可能性があるサービスは，パーソナル・データのポータビリティ（注６）が確保されないと，当該サービス市場に関する市場支配力が維持されやすくなるため，何らかの政策的対応が望ましい。

（注６）本報告書において，パーソナル・データのポータビリティとは，自らのパーソナル・データについて，本人の意思に応じて現在の管理者から別の管理者に移転できることをいう。

(ｲ)　産業データ

「データ・オーナーシップ」（注７）を巡る問題については，産業データの公正で自由な利用に資する明確なルール形成が期待されるとともに，必要に応じて，競争政策や独占禁止法の観点からの検討が更に深められることが望ましい。

（注７）一般的に，データの利用等に関する権利，特に，機器等の所有者が有する（有すべき）権利を意図した用語として用いられることが多い。

(ｳ)　公共データ等

国及び地方公共団体が保有するデータに関しては，個人情報に配慮しつつ，オープンデータを強力に推進することとされており，データを利用した競争の促進の観点からも，望ましいものと考えられる。

一方で，法定独占産業など現在又は過去において参入が規制されている又はされていた事業分野において，その地位に基づいて収集が可能となるデータ（例えば，交通系ＩＣカードの利用状況）については，プライバシー保護の観点を踏まえつつ，広く，その利活用が促進されるべきではないかなどといった指摘があった。

イ　関連市場についての考え方

一定の行為について競争減殺の観点から独占禁止法上の評価を行うに当たっては，問題となる行為の影響が及ぶ取引について，当該取引の行われる市場における競争が減殺されるか否か（又はそのおそれがあるか否か）が検討される。競争が制限されるか否かを判断するために，一定の取引の対象となる商品の範囲，取引の地域の範囲等に関して，基本的には，需要者にとっての代替性という観点から，加えて，必要に応

じて，供給者にとっての代替性という観点から，市場（一定の取引分野）が画定される。

データの収集，利活用に関連する取引については，当該データが用いられる商品の取引の市場とは別に，当該データ自体の取引の市場や，当該データが用いられる技術の取引の市場への影響について検討が必要となる場合があるものの，関連市場の画定方法は，他の商品一般と原則として異なるところはないと考えられる。すなわち，検討対象となる商品について，基本的には，需要者にとっての代替性という観点から，加えて，必要に応じて，供給者にとっての代替性という観点から，商品の範囲及び地理的範囲について市場が画定される。

なお，データを大量に集積し，活用している事業者として，いわゆるデジタル・プラットフォーム事業者が指摘される。これらの事業者が運営するプラットフォームは，いわゆる多面市場を構成し，特に，ある市場ではＳＮＳを始めとする金銭的対価を伴わない「無料」サービスが消費者等に提供される一方で，他の市場（例えば，オンライン広告市場）においては，金銭的対価を得ている場合が多い。また，「無料」サービスを巡っては，デジタル・プラットフォーム事業者と消費者等との間で金銭のやり取りが存在せず，価格競争は観察されていないが，競争者間で品質を巡る非価格競争が行われている。そして，当該競争が阻害される可能性が認められるのであれば，その競争の場を「市場」として考えることが適切な場合があり，金銭的対価を伴わない「無料」サービスの取引が行われる場を，多面市場を構成する一つの市場，すなわち，無料市場として画定することが可能と考えられる。

ウ　競争減殺効果の分析方法

データの集積・利活用に関して市場における競争が減殺されるか（又はそのおそれがあるか）否かは，他の場合と同様に，問題となる行為の内容及び態様，当該行為に係る当事者間の競争関係の有無，当事者が市場において占める地位（シェア，順位等），対象市場全体の状況（当事者の競争者の数，市場集中度及び取引される商品の特性，差別化の程度，流通経路，新規参入の難易性等）並びに制限行為においては制限を課すことについての合理的理由の有無及びデータ集積・利活用を積極的に行う意欲（投資インセンティブ）への影響を総合的に勘案し，判断することになる。

この際，ＳＮＳなど「無料」サービスを提供するデジタル・プラットフォームにおいて，プライバシーの保護水準が重要な競争手段となっている場合には，当該保護水準を商品の品質の一要素と捉え，制限行為による当該保護水準の低下に基づいて競争減殺効果を評価することもあり得るものと考えられる。

また，データの集積による競争制限効果を判断するに当たっては，異なる種類のデータを組み合わせて利用できることとなることの効果，同様のデータがより大量に集積されることによる利用価値の増加の程度，当該データの入手源の限定性といった観

点を踏まえ，新規参入者が同程度の利用価値があるデータ集積を実現することが技術的に又は経済的に可能かどうかも考慮要素となると考えられる。

この際，競争者間で，商品の性能に大きな影響を与える生データを収集する能力に関する大きな差違が生じる可能性も想定される場合には，特定の事業者へのデータへの集積は，他の事業者による新規参入又は事業活動の継続を困難なものとし，市場支配力の形成，維持，強化に資する可能性があることに留意が必要である。

⑸　データの収集，利活用に関する行為

以下では，データを巡る我が国の競争上の懸念を踏まえて，データの収集，利活用に関する行為として，本検討会で指摘のあった将来的に顕在化する可能性があると現時点で考えられる主要な論点について，データの特有の事情があるか否かを特に意識しつつ，検討する。

ア　データの収集に関する行為

前述のとおり事業者が様々なデータを収集することは，それ自体として独占禁止法上問題となることは通常ない。しかし，不当な手段でデータ収集が行われたり，データ収集が競争者間の協調行為を促進したりする等競争に悪影響を与える場合には，例外的に独占禁止法上問題となることがある。

⑺　単独の事業者による収集

a　取引先企業からのデータの収集

例えば，業務提携等を行う際，業務提携等に先立ち，秘密保持契約を締結した上で業務提携等に必要な研究開発を共同で実施することがある。この際に，共同での研究開発実施後に当事者の一方が相手方に対して共同研究開発により得られたデータや技術及び業務提携等を通じて得られるデータや技術の全てを自らに帰属させることを業務提携等の契約を締結する条件とする場合がある。

このように業務提携等の一方の当事者が他方の当事者に対して自らにデータや技術を帰属させるといった何らかの名目で一方的にデータを提供させる行為は，データに希少性が認められるときは，当該一方の当事者の関連する市場における有力な地位を強化することにつながり得る，又は当該他方の当事者の研究開発意欲を損ない，新たな技術の開発を阻害し得る場合があり，それによって，市場における競争を減殺する可能性がある。このようにして公正競争阻害性を有するときには，不公正な取引方法（拘束条件付取引）に該当すると考えられる。

また，前記のような何らかの名目で一方的にデータを提供させる行為については，当事者間の一方が優越的な地位にあることが認められる場合，その内容と実施の状況によっては，相手方に不当に不利益を与えるものであり，優越的地位の濫用（独占禁止法第２条第９項第５項ハ）に該当する場合もあると考えられる。

b　プラットフォームを運営する事業者によるデータの収集

プラットフォームを運営する事業者が当該プラットフォームを通じて提供するサービス（有料サービス，無料サービスの両方を含む。）について市場支配力を有する一方で，プラットフォーム利用者は他の類似サービスへの切替えが困難となっている場合には，仮に，当該サービスに関する取引条件がデータ収集に関して利用者にとって不利益に変更されたとしても，当該利用者は，当該サービスの利用を停止することが困難となる可能性がある。また，この結果として，当該プラットフォーム運営事業者は，公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを生じさせる，又はこのようにして収集したデータを利活用することで事業活動を行っている市場において市場支配力を形成，維持，強化することができる可能性があり，私的独占，優越的地位の濫用その他独占禁止法の適用により規制の対象とすることがあり得るのではないかとの指摘がある。

⑴ 複数の事業者による共同収集

データの共同収集については，広い範囲でのデータの収集が可能となることにより，新たな商品の開発，商品の機能向上，改善，安全性の向上，標準化によるデータの相互運用性や統一性の向上を通じた技術の普及等に資することにより競争を促進することが期待される場合もある。

しかし，共同収集するデータにより競争関係にある他の参加者が今後販売する商品の内容，価格，数量を相互に把握することが可能となり，これにより競争者間における協調的行為の促進を生じさせる場合等には，独占禁止法第３条（不当な取引制限）の問題になり得ると考えられる。

また，前記以外の場合であっても，データを重要な投入財として利用する商品の市場において，競争関係にある事業者の大部分が，各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらず，データを共同で収集するとともに，参加者それぞれにおけるデータ収集を制限し，これによって，当該商品の市場における競争を実質的に制限する場合には，独占禁止法上問題となり得ると考えられる。

イ 収集されたデータへのアクセスに関する行為

⑺ 単独の事業者によるアクセス拒絶

一般論として，事業者が誰に商品を供給するか，どのような条件で商品を供給するかは，基本的には，事業者の自由である。しかし，例外的に，特定の企業が，ある市場において，市場支配力を有しており，当該市場における事業活動を通じて収集するデータが，当該市場又は他の市場における事業活動において不可欠な役割を果たし，かつ，代替的なデータを取得することも技術的又は経済的に困難な場合であって，例えば，次の①，②のようなときには，他者によるデータへのアクセスについて，合理的な理由なく制限を設けることは，「正常な競争手段の範囲を逸脱する人為性を有する」排除又は「独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として

取引を拒絶」する行為と評価でき，一定の取引分野における競争を実質的に制限する又は公正競争阻害性を有する場合には，独占禁止法上問題となり得ると考えられる（同法第３条前段〔私的独占〕，同法第 19 条〔不公正な取引方法〕・一般指定第２項〔その他の取引拒絶〕）。

① データを利用した商品の市場における競争者を排除する目的以外には合理的な目的が想定されないにもかかわらず，正当な理由なく，従来可能であったデータへのアクセスを拒絶する場合。

② 競争者（又は顧客）に対してデータにアクセスさせる義務があると認められる場合において（注８），データを利用した商品の市場における競争者を排除することとなるにもかかわらず，正当な理由なく，当該競争者（又は顧客）に対してデータへのアクセスを拒絶する場合。

また，虚偽や法令違反を伴うような不当な行為によって収集されたデータを利用することによって，データの取引の市場又はデータを利用した商品の市場で有力な地位に立った事業者が，当該データが競争者の事業活動に不可欠であり，かつ，競争者にとっては代替的なデータの取得が技術的又は経済的に困難であるにもかかわらず，正当な理由なく，競争者によるデータへのアクセスを拒絶し，それによって，当該競争者の事業を困難とする場合も同様に独占禁止法上問題となり得ると考えられる。

（注８）個人情報保護法では，個人情報取扱事業者は，本人から，当該本人が識別される保有個人データの開示を請求されたときは，本人に対し，当該保有個人データを開示しなければならないとされている（個人情報保護法第28条）。また，契約上の義務として，例えば，管理を委託されたデータについて委託者が受託者に対して第三者によるデータへのアクセスを認めている場合や，金融機関と預金者など当事者間の契約において，取引履歴などのデータへのアクセスを認めている場合。

⑴ 共同行為によるアクセス拒絶等

シェアの合計が相当程度高い複数の事業者が共同収集したデータについて，ある特定の事業者に対し共同収集への参加を制限し，かつ，合理的な条件の下でのアクセスを認めないことは，当該第三者において他の手段を見出すことができずその事業活動が困難となり，市場から排除されるおそれがあるときには，例外的に独占禁止法上問題となる場合があると考えられる。

⑶ データへのアクセスに関連するその他の不当な行為

データへのアクセスに関連して独占禁止法上問題となり得る行為として，データの提供とその解析など他のサービスを抱き合わせで販売するといった行為や自らとのみデータの取引をすることを義務付けたり，あるいは，機械学習技術などの要素技術を有償又は無償で提供する条件として，当該提供者以外の者（産業データに係る機器の所有者を含む。）によるデータの収集や利用を制約したりするなどによりデータを不当に利用することを可能としたりするような，拘束条件付取引，排他条件付取引など様々な行為を想定し得る。

⑹　企業結合審査におけるデータに関連する考慮事項等

企業結合審査において，大量のデータを集積し，又はそのような収集経路を保有する企業が当事会社に含まれる企業結合の届出があった場合，データの希少性，代替性の有無等を踏まえつつ，次の事項等に特に注意する必要があるものと考えられる。

- 企業結合の時点では，開発中であるといった事情により最終商品が存在しないなど商品間の競争への影響が具体的に明らかでない場合であっても，当該データを利用する技術開発ないし当該データの集積それ自体について，市場支配力が形成されるおそれを判断する必要がある場合がある。
- 無料サービス等によって収集された大量のデータの解析によって，アルゴリズムで規定された商品の機能向上が短期的にもたらされている場合，ネットワーク効果による生データの収集，当該生データの機械学習を通じた商品の機能向上の循環の強化により，データを利用した商品の市場における市場支配力が形成されることとならないか注意する必要がある。
- データは，前記の研究開発活動以外にも，他の様々な商品への投入財と位置付けられる場合もある。企業結合によって，市場において重要な投入財としてのデータやその入手経路が，特定の事業者のみに集積することで，市場支配力が形成されるおそれもある。
- データはそれ自体が取引の対象となる場合があり，一定の行為が当該取引に係る競争に悪影響を及ぼす場合には，当該データを用いる商品の競争関係にかかわらず，データの取引市場も独占禁止法上の評価対象となる。

また，一般的な商品と同様に，データの供給者・需要者の企業結合の結果，当該企業結合がなければ引き続きデータの供給や関連する技術のライセンスを受けて，研究開発や商品開発を行っていた事業者にとって，データの供給等を受けることができなくなるおそれがある場合（投入物閉鎖）には，企業結合が認められるべきではない場合があると考えられる。

⑺　結語

データの利活用を通じた新たなビジネスモデルやイノベーションが広く創出され，生産性が向上していくことへの期待はとみに高まっている。今後，データの利活用を通じたイノベーションが活発に行われるようにするための鍵は，データの収集や利活用を公正かつ自由な競争環境の下で行うことができることにある。もちろん，データの利活用に関する新たなイノベーションが生まれている中で，競争法が性急に介入することは必ずしも望ましくないとの指摘もある。しかしながら，一方で，大量のデータやその解析技術等が一部の事業者に集中しつつあるとの指摘もある中で，仮に，競争が阻害されることにより消費者の利益が損なわれるおそれがある場合には，独占禁止法に基づき対応し，与えられた役割を適切に果たす必要がある。

このような考え方の下で，本検討会は議論を行い，報告書を取りまとめ，データの収集，利活用に伴う競争上の懸念の多くは，従来の独占禁止法の枠組みにより対処できることが確認された。

今後，本報告書における考え方を踏まえ，公正取引委員会における今後の政策立案及び厳正な法執行が行われることが期待される。

5　共同研究報告書及びディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターは，平成 28 年度において，前年度の共同研究について３本の共同研究報告書を公表した（第３表参照）。このほか，競争政策上の先端的な課題について，学識経験者等が，公正取引委員会の担当部局と議論しながら，執筆者の名義・責任で論考を発表するディスカッション・ペーパー２本を公表した（第４表参照）。共同研究報告書及びディスカッション・ペーパーは競争政策研究センターのウェブサイト（http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html）上に全文を掲載している。

第３表　共同研究報告書（平成28年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	28. 6. 24	「独占禁止法違反行為の端緒探知ツールとしてのスクリーニング手法に関する研究」 武田　邦宣（大阪大学大学院法学研究科教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ主任研究官） 中林　純（近畿大学経済学部准教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ主任研究官） 西脇　雅人（早稲田大学高等研究所准教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ客員研究員） 能勢　弘章（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・ＣＰＲＣ研究員） 工藤　恭嗣（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・ＣＰＲＣ研究員） 小野　香都子（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・ＣＰＲＣ研究員） 新藤　友理（元公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・ＣＰＲＣ研究員）
2	28. 6. 28	「諸外国における外航海運及び国際航空に関する競争法適用除外制度の動向と我が国への示唆」 齊藤　高広（金沢大学人間社会研究域法学系教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ客員研究員） 佐藤　英司（福島大学人文社会学群経営学類准教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ客員研究員） 多田　英明（東洋大学法学部教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ客員研究員） 洪　淳康（金城学院大学生活環境学部准教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ客員研究員） 大久保　直樹（学習院大学法学部教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ主任研究官） 和久井　理子（大阪市立大学大学院法学研究科特任教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ主任研究官） 藤井　宣明（公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長・ＣＰＲＣ研究員） 十川　雅彦（公正取引委員会事務総局審査局管理企画課・ＣＰＲＣ研究員） ロノ町　達朗（公正取引委員会事務総局経済取引局調整課・ＣＰＲＣ研究員） 工藤　恭嗣（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・ＣＰＲＣ研究員） 小野　香都子（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・ＣＰＲＣ研究員） 岩宮　啓太（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・ＣＰＲＣ研究員 川島　裕司（公正取引委員会事務総局審査局第三審査・ＣＰＲＣ研究員）

	公表年月日	タイトル・執筆者
3	28. 6.28	「企業結合審査における輸入圧力等の評価に係る事後検証」 大橋　弘（東京大学大学院経済学研究科教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ主任研究官） 中川　晶比兒（北海道大学大学院法学研究科准教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ客員研究員） 中村　豪（東京経済大学経済学部教授・平成 27 年度ＣＰＲＣ客員研究員） 品川　武（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長・ＣＰＲＣ研究員） 小俣　栄一郎（公正取引委員会事務総局経済取引局調整課・ＣＰＲＣ研究員） 瀬戸口　丈博（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・ＣＰＲＣ研究員） 工藤　恭嗣（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・ＣＰＲＣ研究員） 吉川　満（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・ＣＰＲＣ研究員） 岩宮　啓太（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・ＣＰＲＣ研究員） 川島　裕司（公正取引委員会事務総局審査局第三審査・ＣＰＲＣ研究員）

（注）執筆者の役職等は公表時点のものである。

第４表　ディスカッション・ペーパー（平成28年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	29. 3.30	「シェアリングエコノミーにおける競争政策上の論点」 吉川　満（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・ＣＰＲＣ研究員）
2	29. 3.30	「入札談合の経済学的解釈：多摩談合事件を素材にして」 岡田　羊祐（一橋大学大学院経済学研究科教授・ＣＰＲＣ所長）

（注）執筆者の役職等は公表時点のものである。

6　国際シンポジウム，公開セミナー等

(1)　国際シンポジウム

競争政策に関する国際的な交流拠点としての機能を果たすため，競争政策研究センターでは，海外の競争当局担当者や学識経験者を迎えた国際シンポジウムを開催している。

競争政策研究センターは，平成 28 年６月３日，（公財）公正取引協会との共催により，基調講演者として Michael H. Riordan コロンビア大学経済学部教授及び Patrick Rey トゥールーズ第１大学経済学部教授を，コメンテーターとして土田和博早稲田大学法学学術院教授を招へいし，「電子商取引における垂直的制限：競争政策の観点から」をテーマに国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムでは，前記２名の講演者から，アメリカ及びＥＵにおける垂直的制限に係る経済学的考え方等について報告が行われ，その後行われたパネル・ディスカッションでは，電子商取引関連事業者の垂直合併･混合合併，最恵国待遇条項（ＭＦＮ条項），データの集積等について議論が行われた。

また，平成 29 年５月 19 日，（公財）公正取引協会との共催により，基調講演者として Howard Shelanski ジョージタウン大学教授及び Bruce Lyons イースト・アングリア大学教授を，コメンテーターとして小田切宏之一橋大学名誉教授を招へいし，「グローバル経済の下での企業結合規制：これまでの軌跡と次の 10 年の課題」をテーマに国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムでは，前記２名の講演者から，企業結合規制に関する現在の課題や企業結合の影響評価の手法等について報告が行われ，その後行われたパネル・ディスカッションでは，デジタル化・ネット化が企業結合規制にもたらす影響等について議論が行われた。

（注）基調講演者等の役職等は開催時点のものである。

⑵　公開セミナー

競争政策研究センターは，一般の方々に競争政策の動向について理解を深めていただくため，平成 28 年度においては，３件の公開セミナーを開催した（第５表参照）。

第５表　公開セミナーの開催状況（平成28年度）

	開催年月日	テーマ・講演者等
1	28. 4.22	「課徴金減免制度導入後の 10 年の成果と今後の在り方」 ［講演者］ 山田昭典（公正取引委員会事務総局審査局長） 川合弘造（西村あさひ法律事務所弁護士） 和久井理子（大阪市立大学大学院法学研究科特任教授・ＣＰＲＣ主任研究官）
2	28.11.25	「中国における知的財産権濫用規制の動向」 ［講演者］ 分部悠介（IP FORWARD グループ総代表　IP FORWARD 法律特許事務所代表弁護士・弁理士 IP FORWARD China〔上海擁智商務諮詢有限公司〕董事長・総経理）
3	28.12. 2	「新たなマッチメーカー・エコノミーと競争政策」 ［講演者］ David S. Evans（グローバル・エコノミクス・グループ会長，ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン客員教授など） ［コメンテーター］ 大橋弘（東京大学大学院経済学研究科教授・ＣＰＲＣ主任研究官）

（注）講演者等の役職等は開催時点のものである。

⑶　ＣＰＲＣセミナー

競争政策研究センターは，将来の研究課題の発掘等に資するために，競争政策上の課題について有識者による講演をＣＰＲＣセミナーと題して開催している。

⑷　ＢＢＬ（Brown Bag Lunch）ミーティング

競争政策研究センターは，将来の研究課題の発掘等に資するために，競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について，有識者による講演を昼食時間等を利用してＢＢＬミーティングと題して開催している。

第７章　株式取得，合併等に関する業務

第１　概説

独占禁止法第４章は，事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第９条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有，役員兼任，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は，これらの規定に従い，企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては，必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また，公正取引委員会は，いわゆる第２次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について，当該審査結果を公表するほか，届出を受理した事案等のうち，企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については，一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し，その内容を公表している。

第２　独占禁止法第９条の規定による報告・届出

独占禁止法第９条第１項及び第２項の規定では他の国内の会社の株式を取得し，又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており，当該会社及び子会社（注）の総資産合計額が，①持株会社については6000億円，②銀行業，保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については８兆円，③一般事業会社（①及び②以外の会社）については２兆円を超える場合には，①毎事業年度終了後３か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同法第９条第４項），②当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同法第９条第７項）が義務付けられている。

平成28年度において，同法第９条第４項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は108件であり，同法第９条第７項の規定に基づく会社設立届出書の件数は２件であった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において，会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は，当該会社の子会社とみなす。

第３　銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第１項の規定では，銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の５％（保険会社は10％）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし，あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満

たした場合は，同項の規定の適用を受けない（同条第１項ただし書，第２項）。

平成28年度において，公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は２件であった。このうち，同法第11条第１項ただし書の規定に基づくものが１件，同法第11条第２項の規定に基づくものが１件であり，いずれも銀行業を営む会社に係るものであった。また，外国会社に係るものはなかった（銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は，附属資料４－１表参照）。

第４　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1　概要

(1)　一定の条件を満たす会社が，株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には，それぞれ独占禁止法第10条第２項，第15条第２項，第15条の２第２項及び第３項，第15条の３第２項又は第16条第２項の規定により，公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし，合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は，具体的には次のとおりである。

ア　株式取得の場合

国内売上高合計額が200億円を超える会社が，他の会社であって，その国内売上高と子会社（注１）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において，当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20％又は50％を超えることとなる場合（注２）

（注１）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。
（注２）ただし，あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は，届出が不要である。

イ　合併の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ　共同新設分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ　吸収分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ　共同株式移転の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ　事業譲受け等の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合
国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

(2)　平成28年度において，独占禁止法第10条第２項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は319件であった。

(3)　公正取引委員会は，企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

平成28年度に届出を受理した319件のうち，届出受理の日から独占禁止法第10条第９項（第15条第３項，第15条の２第４項，第15条の３第３項及び第16条第３項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は，排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第１次審査で終了した件数は308件，第１次審査終了前に取下げがあった件数は８件，報告等の要請を行う日から排除措置命令前の通知を行う日まで（同通知をしない場合は，排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第２次審査に移行した件数は３件であった。

平成28年度に届出を受理した319件のうち，同法第10条第８項ただし書（第15条第３項，第15条の２第４項，第15条の３第３項及び第16条第３項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき，企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は171件であった。

(4)　平成28年度において，独占禁止法第10条第１項，第15条第１項，第15条の２第１項，第15条の３第１項又は第16条第１項の規定に違反するとして，同法第17条の２第１項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。

⑸　平成28年度において，届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した件数は３件であった。

⑹　平成28年度において，産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第28条第１項の規定に基づく協議を受けた件数は３件であった。

第１表　過去３年度に受理した届出の処理状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第1次審査で終了したもの	275	281	308
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(119)	(145)	(171)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	11	8	8
第2次審査に移行したもの	3	6	3
合計	289	295	319

第２表　過去３年度における第２次審査の処理状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第2次審査で終了した件数	2	4	3
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	2	1	3
排除措置命令を行った件数	0	0	0

（注）当該年度に受理したか否かにかかわらず，当該年度において処理したものについて記載している。

2　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

平成28年度における株式取得の届出受理件数は，250件であり，前年度の届出受理件数222件に比べ増加している（対前年度比12.6％増）。

平成28年度における合併の届出受理件数は，26件であり，前年度の届出受理件数23件に比べ増加している（対前年度比13.0％増）。

平成28年度における分割の届出受理件数は，16件であり，前年度の届出受理件数17件に比べ減少している（対前年度比5.9％減）。

平成28年度における共同株式移転の届出受理件数は，３件であり，前年度の届出受理件数６件に比べ減少している（対前年度比50％減）。

平成28年度における事業譲受け等の届出受理件数は，24件であり，前年度の届出受理件数27件に比べ減少している（対前年度比11.1％減）。

平成28年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別，総資産額別，態様別，業種別及び形態別でみると，次のとおりである（第３表から第13表。企業結合の詳細な統計については，附属資料４－２以下参照）。

⑴　国内売上高合計額別

平成28年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について，それぞれ国内売上高合計額別にみると，次のとおりである。

ア　株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による株式取得が過半を占めている（第３表参照）。

イ　合併

存続会社の国内売上高合計額が500億円未満の会社による合併が過半を占めている（第５表参照）。

ウ　分割

㈦　共同新設分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

㈠　吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が5000億円未満のものが過半を占めている（第７表参照）。

エ　共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による共同株式移転が全てである（第９表参照）。

オ　事業譲受け等

譲受け会社の国内売上高合計額が5000億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第11表参照）。

⑵　総資産額別

平成28年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について，それぞれ総資産の規模別にみると，次のとおりである。

ア　株式取得

総資産額が1000億円以上の会社による株式取得が過半を占めている（第４表参照）。

イ　合併

存続会社の総資産額が1000億円以上の会社による合併が半数を占めている（第６表参照）。

ウ　分割

㈦　共同新設分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

⑷　**吸収分割**

事業を承継する会社の総資産額が10億円未満の吸収分割が過半を占めている（第８表参照）。

エ　共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち，総資産額が最も大きい会社の総資産額が100億円以上の会社を含む共同株式移転が過半を占めている（第10表参照）。

オ　事業譲受け等

事業を譲り受ける会社の総資産額が100億円以上の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第12表参照）。

⑶　態様別

平成28年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると，合併については，総数26件の全てが吸収合併であった。分割については，総数16件の全てが吸収分割であった。また，事業譲受け等については，総数24件のうち，22件が事業の譲受け（全体の91.7％），２件が事業上の固定資産の譲受け（同8.3％）であった。

⑷　業種別

平成28年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると，次のとおりである（第13表参照）。

ア　株式取得

その他を除けば，製造業が63件（全体の25.2％）と最も多く，以下，卸・小売業が37件（同14.8％），サービス業が19件（同7.6％）と続いている。

製造業の中では，機械業が29件と多くなっている。

イ　合併

製造業が15件（全体の57.7％）と最も多く，以下，その他を除けば，運輸・通信・倉庫業が２件（同7.7％）と続いている。

製造業の中では，化学・石油・石炭業が７件と多くなっている。

ウ　分割

製造業及び卸・小売業が各５件（全体の31.3％）と最も多く，以下，サービス業が３件（同18.8％）と続いている。

製造業の中では，機械業が３件，化学・石油・石炭業が２件となっている。

エ　共同株式移転

製造業，卸・小売業及び運輸・通信・倉庫業が各１件であった。

製造業の中では,その他製造業が１件となっている。

オ　事業譲受け等

製造業が13件（全体の54.2％）と最も多く，以下，卸・小売業が５件（同20.8％）と続いている。

製造業の中では，化学・石油・石炭業が６件と多くなっている。

⑸　形態別

平成28年度の企業結合の形態別（注）の件数は，次のとおりである。

なお，形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

（注）企業結合の形態の定義については，附属資料４－２⑶参照。

ア　株式取得

水平関係が147件（全体の58.8％）と最も多く，以下，垂直関係（前進）が84件（同33.6％），混合関係（地域拡大）が62件（同24.8％）と続いている。

イ　合併

水平関係が18件（全体の69.2％）と最も多く，以下，垂直関係(前進)が８件（同30.8％），垂直関係(後進)が５件（同19.2％）と続いている。

ウ　分割

共同新設分割に係る届出はなかった。

吸収分割に係る届出については，水平関係が12件（全体の75％）と最も多く，以下，混合関係（地域拡大）が７件（同43.8％），垂直関係（前進）及び垂直関係(後進)が各２件（同12.5％）と続いている。

エ　共同株式移転

水平関係が２件（全体の66.7％），混合関係（地域拡大）が１件（同33.3％）であった。

オ　事業譲受け等

水平関係が18件（全体の75％）と最も多く，以下，垂直関係（前進）が６件（同25％），垂直関係（後進）が５件（同20.8％）と続いている。

第３表　国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の国内売上高合計額 ＼ 株式取得会社の国内売上高合計額	50億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上500億円未満	22	10	1	1	2	36
500億円以上1000億円未満	23	4	2	3	0	32
1000億円以上5000億円未満	67	21	6	4	1	99
5000億円以上1兆円未満	12	9	1	3	0	25
1兆円以上5兆円未満	23	9	5	6	2	45
5兆円以上	6	2	3	2	0	13
合計	153	55	18	19	5	250

第４表　総資産額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の総資産額 ＼ 株式取得会社の総資産額	10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	合計
10億円未満	2	9	5	12	4	8	40
10億円以上50億円未満	0	1	1	3	0	1	6
50億円以上100億円未満	0	1	1	3	0	0	5
100億円以上500億円未満	2	13	9	4	3	0	31
500億円以上1000億円未満	2	12	4	3	0	1	22
1000億円以上	9	29	21	39	11	37	146
合計	15	65	41	64	18	47	250

第５表　国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の国内売上高合計額 ＼ 存続会社の国内売上高合計額	50億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上200億円未満		1	1	4	1	7
200億円以上500億円未満	3	2	1	1	1	8
500億円以上1000億円未満	0	1	0	1	2	4
1000億円以上5000億円未満	1	0	0	2	3	6
5000億円以上1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	1	1
合計	4	4	2	8	8	26

（注）３社以上の合併，すなわち消滅会社が２社以上である場合には，国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第６表　総資産額別合併届出受理件数

消滅会社の総資産額 ＼ 存続会社の総資産額	10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	合計
10億円未満	1	0	0	0	0	2	3
10億円以上50億円未満	1	1	0	0	0	0	2
50億円以上100億円未満	0	1	0	0	0	0	1
100億円以上500億円未満	1	0	0	0	1	0	2
500億円以上1000億円未満	1	0	0	3	1	0	5
1000億円以上	13	0	0	0	0	0	13
合計	17	2	0	3	2	2	26

（注）３社以上の合併，すなわち消滅会社が２社以上である場合には，総資産額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第７表　国内売上高合計額吸収分割届出受理件数

分割する会社の国内売上高合計額（又は分割対象部分に係る国内売上高）／承継する会社の国内売上高合計額	30億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上200億円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
200億円以上500億円未満	0 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
500億円以上1000億円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1000億円以上5000億円未満	1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (5)
5000億円以上1兆円未満	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
1兆円以上5兆円未満	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
5兆円以上	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
合計	2 (13)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (13)

（注）（　）外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による件数であり，（　）内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない。）。

第８表　総資産額別吸収分割届出受理件数

分割する会社の総資産額 ＼ 承継する会社の総資産額	10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	合計
10億円未満	0	4	4	2	1	2	13
10億円以上50億円未満	0	0	0	1	0	0	1
50億円以上100億円未満	0	1	0	0	0	1	2
100億円以上500億円未満	0	0	0	0	0	0	0
500億円以上1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	5	4	3	1	3	16

（注）２社以上からの吸収分割，すなわち分割する会社が２社以上である場合には，総資産額が最も多い分割する会社を基準とした。

第９表　国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2の国内売上高合計額 ＼ 株式移転会社1の国内売上高合計額	50億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上500億円未満	0	2				2
500億円以上1000億円未満	0	0	0			0
1000億円以上5000億円未満	1	0	0	0		1
5000億円以上1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	1	2	0	0	0	3

（注）共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」，その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第10表　総資産額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2の総資産額 ＼ 株式移転会社1の総資産額	10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上50億円未満	0	1	0	0	0	0	1
50億円以上100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上500億円未満	0	0	0	2	0	0	2
500億円以上1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	2	0	0	3

（注）共同株式移転をする会社のうち，総資産額が最も大きいものを「株式移転会社1」，その次に大きいものを「株式移転会社2」とした。

第11表　国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分に係る国内売上高 ＼ 譲受け会社の国内売上高合計額	30億円以上200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上500億円未満	3	2	0	0	0	5
500億円以上1000億円未満	3	1	1	0	0	5
1000億円以上5000億円未満	9	0	0	0	0	9
5000億円以上1兆円未満	2	0	0	0	0	2
1兆円以上5兆円未満	3	0	0	0	0	3
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	20	3	1	0	0	24

（注）２社以上からの事業譲受け等，すなわち譲渡会社が２社以上である場合には，譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第12表　総資産額別事業譲受け等届出受理件数

譲渡会社の総資産額 ＼ 譲受会社の総資産額	10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	合計
10億円未満	0	4	1	0	0	3	8
10億円以上50億円未満	0	0	1	0	1	0	2
50億円以上100億円未満	0	0	0	1	0	0	1
100億円以上500億円未満	0	0	3	2	0	2	7
500億円以上1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	1	1	3	0	1	6
合計	0	5	6	6	1	6	24

（注）２社以上からの事業譲受け等，すなわち譲渡会社が２社以上である場合には，総資産額が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第13表　業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	9	0	0	0	0	9
製造業	63	15	5	1	13	97
食料品	6	0	0	0	2	8
繊維	0	0	0	0	0	0
木材・木製品	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	4	0	0	0	1	5
出版・印刷	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	10	7	2	0	6	25
ゴム・皮革	1	0	0	0	0	1
窯業・土石	2	0	0	0	1	3
鉄鋼	4	1	0	0	0	5
非鉄金属	1	0	0	0	1	2
金属製品	4	1	0	0	0	5
機械	29	6	3	0	2	40
その他製造業	2	0	0	1	0	3
卸・小売業	37	1	5	1	5	49
不動産業	4	0	0	0	0	4
運輸・通信・倉庫業	16	2	0	1	0	19
サービス業	19	0	3	0	1	23
金融・保険業	12	1	0	0	0	13
電気・ガス業	1	0	1	0	1	3
その他	89	7	2	0	4	102
合　計	250	26	16	3	24	319

（注）業種は，株式取得の場合には株式を取得した会社の業種に，合併の場合には合併後の存続会社の業種に，分割の場合には国内売上高合計額が最も大きい分割する会社又は事業を承継した会社の業種に，共同株式移転の場合には新設会社の業種に，事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

第５　主要な事例

公正取引委員会は，平成28年12月に出光興産㈱による昭和シェル石油㈱の株式取得及びＪＸホールディングス㈱による東燃ゼネラル石油㈱の株式取得について，平成29年１月に新日鐵住金㈱による日新製鋼㈱の株式取得について，それぞれ審査結果を公表している。

出光興産㈱による昭和シェル石油㈱の株式取得及びＪＸホールディングス㈱による東燃ゼネラル石油㈱の株式取得は，いずれも平成27年度中に届出を受理し，かつ，第２次審査に移行したものである。新日鐵住金㈱による日新製鋼㈱の株式取得は，平成28年度中に届出を受理し，かつ，第２次審査に移行したものである。

各事例の概要等は以下のとおりである。

事例１　出光興産㈱による昭和シェル石油㈱の株式取得及びＪＸホールディングス㈱による東燃ゼネラル石油㈱の株式取得

１　本件の概要

⑴　出光興産㈱による昭和シェル石油㈱の株式取得

出光興産㈱（以下「出光」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「出光グループ」という。）及び昭和シェル石油㈱（以下「昭和シェル」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「昭和シェルグループ」という。また，出光と昭和シェルを併せて「出光統合当事会社」といい，出光グループと昭和シェルグループを併せて「出光統合グループ」という。）は，主に石油製品の製造販売を営む会社である。

出光が，昭和シェルの株式に係る議決権を20％を超えて取得すること（以下「出光統合」という。）を計画しているものである（注１，２）。

（注１）当該株式取得については，議決権の過半数を取得するものではないが，出光統合当事会社から「少数株式取得であり事業活動を一体的に行う程度は限定的である」との主張がなされていないため，出光統合当事会社が完全に一体化して事業活動を行うことを前提として審査を行っている。

（注２）出光統合当事会社は，実行予定時期は未定であるが，合併を基本方針とする経営統合を予定している。

⑵　ＪＸホールディングス㈱による東燃ゼネラル石油㈱の株式取得

ＪＸホールディングス㈱（以下「ＪＸＨＤ」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「ＪＸグループ」という。）を最終親会社とするＪＸエネルギー㈱（以下「ＪＸ」という。）及び東燃ゼネラル石油㈱（以下「東燃ゼネラル」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「東燃ゼネラルグループ」という。また，ＪＸと東燃ゼネラルを併せて「ＪＸ統合当事会社」といい，ＪＸグループと東燃ゼネラルグループを併せて「ＪＸ統合グループ」という。）は，主に石油製品の製造販売を営む会社である。

以下，出光統合当事会社，ＪＸＨＤ及びＪＸ統合当事会社を併せて「当事会社」といい，出光統合グループ及びＪＸ統合グループを併せて「当事会社グループ」という。

ＪＸＨＤが，東燃ゼネラルの株式に係る議決権を50％を超えて取得すること（以下「ＪＸ統合」という。）を計画しているものである（注３）。

関係法条は，独占禁止法第10条である。

（注３）ＪＸ統合グループは，当該株式取得と同時に，ＪＸを存続会社，東燃ゼネラルを消滅会社とする合併を行うこととしている。

２　本件審査の経緯及び審査結果の概要

⑴　本件審査の経緯

ア　出光統合

出光統合当事会社は，平成27年７月以降，出光統合が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し，当委員会は，出光統合当事会社の求めに応じて，出光統合当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後，同年12月16日に出光から，独占禁止法の規定に基づき出光統合に係る株式取得計画の届出書が提出されたため，当委員会はこれを受理し，第１次審査を開始した。当委員会は，上記届出書その他の出光統合当事会社から提出された資料を踏まえつつ，第１次審査を進めた結果，より詳細な審査が必要であると認められたことから，平成28年１月15日に出光に対し報告等の要請を行い，第２次審査を開始するとともに，同日，第２次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第２次審査において，公正取引委員会は，出光統合当事会社の求めに応じて，出光統合当事会社との間で数次にわたり会合を持ち論点等の説明及び議論を行った。また，出光から順次提出された報告等のほか，競争事業者，需要者等に対するヒアリング及び書面調査の結果等を踏まえて，出光統合が競争に与える影響について審査を進めた。

なお，出光に対する報告等の要請については，平成28年12月１日に提出された報告等をもって，全ての報告等が提出された。

イ　ＪＸ統合

ＪＸ統合当事会社は，平成27年12月以降，ＪＸ統合が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し，当委員会は，ＪＸ統合当事会社の求めに応じて，ＪＸ統合当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後，平成28年２月29日にＪＸＨＤから，独占禁止法の規定に基づきＪＸ統合に係る株式取得計画の届出書が提出されたため，当委員会はこれを受理し，第１次審査を開始した。当委員会は，上記届出書その他のＪＸ統合当事会社から提出された資料を踏まえつつ，第１次審査を進めた結果，より詳細な審査が必要であると認められたことから，同年３月30日にＪＸＨＤに対し報告等の要請を行い，第２次審査を開始するとともに，同日，第２次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第２次審査において，当委員会は，ＪＸ統合当事会社の求めに応じて，ＪＸ統合当事会社との間で数次にわたり会合を持ち論点等の説明及び議論を行った。また，ＪＸＨＤから順次提出された報告等のほか，競争事業者，需要者等に対するヒアリング及び書面調査の結果等を踏まえて，ＪＸ統合が競争に与える影響について審査を進めた。

なお，ＪＸＨＤに対する報告等の要請については，平成28年11月30日に提出された報告等をもって，全ての報告等が提出された。

⑵　審査手法

出光統合及びＪＸ統合（以下，併せて「本件両統合」という。）が同時期に行われるため，出光統合についてはＪＸ統合を踏まえて，ＪＸ統合については出光統合を踏まえて検討を行った。

⑶　審査結果の概要

公正取引委員会は，当事会社が競合又は取引関係に立つ約45の取引分野について審査を行い，そのうちプロパンガス（詳細は後記３の⑴参照），ブタンガス（同），ガソリン，灯油，軽油及びＡ重油の各元売業については当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置を前提とすれば，本件両統合が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。上記各元売業に関する審査結果は，後記３から７のとおりである。

上記各元売業以外の取引分野については，いずれも本件両統合により競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

３　プロパン元売業及びブタン元売業

⑴　概要

液化石油ガスは，プロパンガス及びブタンガス等の比較的液化しやすいガスの総称であり，主成分がプロパンのものをプロパンガス（以下，単に「プロパン」という。），主成分がブタンのものをブタンガス（以下，単に「ブタン」という。）という（以下，液化石油ガスのうちプロパン及びブタンを併せて「ＬＰガス」という。）。プロパンは主に家庭用・業務用燃料として，ブタンは主に工業用燃料として使用されている。

当事会社グループにおいては，出光が51％出資するアストモスエネルギー㈱（以下「ＡＥ」という。），ＪＸの子会社であるＥＮＥＯＳグローブ㈱（以下「ＥＧ」という。）及び㈱ジャパンガスエナジー（以下「ＪＧＥ」といい，ＥＧと併せて「ＥＧ等」という。）並びに昭和シェル及び東燃ゼネラルが各25％を出資するジクシス㈱（以下「ジクシス」という。）が，それぞれＬＰガス元売業を行っている。

したがって，本件両統合後，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社は，それぞれ複数のＬＰガス元売業者に出資することとなる。

本件両統合が行われた場合の出資関係は下図のとおりとなる。

【出資関係図】

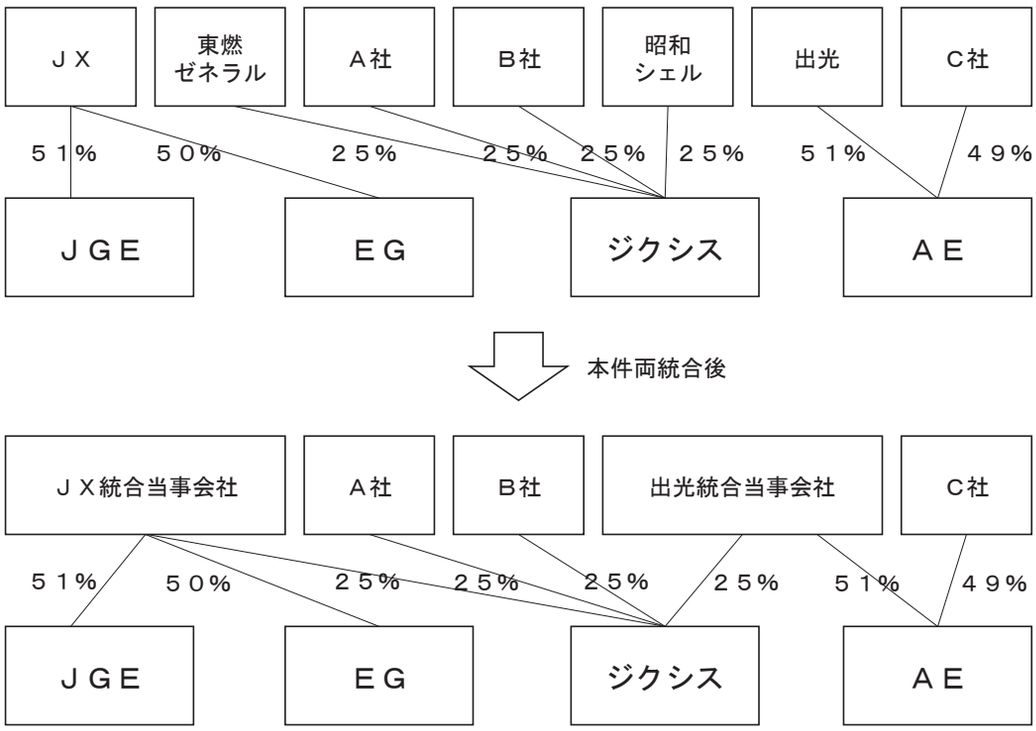

⑵　一定の取引分野

ア　商品範囲

ＬＰガスは，主成分の違いにより，プロパンとブタンに分類されるが，主な用途が異なること，沸点が異なるため物流・保管・最終需要者における使用に係る設備が異なること等から，両者間の需要の代替性は限定的であると考えられる。また，プロパンとブタンは製造設備・方法が異なることから供給の代替性は認められない。

したがって，商品範囲を「プロパン」及び「ブタン」として画定した。

イ　地理的範囲

ＬＰガスについては，元売業者と卸売業者との取引価格は，通常，一定の算出式（以下「フォーミュラ」という。）に基づいて決定され，卸売業者は，日本全国どこでもおおむね同じような価格で購入することができるものの，輸送費の観点から，輸送範囲は，おおむね製油所又は輸入基地（一次基地）が所在する地域ブロック（北海道，東北，関東，中部，近畿，中国，四国，九州及び沖縄）内であること等から，地域ブロックごとにＬＰガスの元売市場が形成されている可能性も考えられる。したがって，地理的範囲を「日本全国」及び「地域ブロック」として重層的に画定した。

⑶　競争の実質的制限についての検討

ア　結合関係及び協調的関係

ＬＰガス元売業に関しては，本件両統合により，前記⑴の出資関係図のとおり出資関係に変動が生じる結果，ジクシス，ＡＥ及びＥＧ等（以下「ＬＰガス元売４

社」という。）との間で結合関係が形成されることから，ＬＰガス元売４社間に協調的関係が生じるかが問題となる。

ジクシスの役員及び従業員（以下「役員等」という。）は，ジクシスの株主４社からの出向者のみで構成され，かつ，ジクシスに出向している役員等（以下「出向役員等」という。）は出向元の人事権に服しているため，ジクシスの利益とともに出向元の利益を図るインセンティブを持つ。そのため，本件両統合による出資関係の変動を通じて，出向役員等がジクシスと出向元である出光統合当事会社又はＪＸ統合当事会社の双方との共通の利益を図るという状況が生じることから，ＬＰガス元売４社が競争回避的な行動等の協調的行動を採るインセンティブ（以下「協調インセンティブ」という。）が生じると考えられる。

また，本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社の双方が，ジクシスに役員等を出向させること及びジクシスの株主間契約に基づき一定の拒否権を持つことから，ジクシスの事業活動全般に関与することが可能となり，共にジクシスの事業活動上の意思決定に重要な影響を及ぼし得ると考えられる。

さらに，本件両統合による出資関係の変動により，ジクシスとＡＥ，ジクシスとＥＧ等の利害が共通化すること及びＬＰガス元売４社に協調インセンティブが生じることから，ＡＥ及びＥＧ等が，相互にジクシスとの協調的行動を妨げることが期待できないと考えられる。

加えて，ＬＰガス元売業者が保有する卸売業者への販売価格等の情報は，直ちに陳腐化する情報ではないところ，出向役員等が出向元である出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社に復帰した後，ＡＥ及びＥＧ等に異動することで，かかる情報がＬＰガス元売４社で共有されるおそれがある。

以上から，ＬＰガス元売４社間で協調的関係が生じる蓋然性が高いと考えられる。

イ　協調的行動を容易にするその他の事情

ＬＰガスは，商品の同質性及び費用条件の類似性が認められる商品であること，各ＬＰガス元売業者が関連会社としてＬＰガス卸売業者を持ち，当該卸売業者が自社の関連会社たるＬＰガス元売業者及びそれ以外のＬＰガス元売業者からの複数購買を通じて他社の価格情報を入手し得ること等から，ＬＰガス元売業者が，互いの行動を高い確度で予測することが容易であり，協調的な行動に関する共通認識に至ることが容易であると考えられる。

また，ＬＰガスについては小口・定期の取引が行われているため，例えば，あるＬＰガス元売業者が卸売価格を引き下げて売上げの拡大を図るといった逸脱行為を行うことによって得られる利益が小さいため，協調的行動を採る誘因が大きいと考えられる。

さらに，小口・定期の取引が行われているため逸脱行為を監視することが一定程度可能であると考えられること及びＬＰガス元売４社には十分な供給余力があるため相互に報復することも容易であると考えられることから，協調的行動を採る誘因が大きいと考えられる。

以上から，ＬＰガス元売４社間で協調的行動が採られる蓋然性が高いと考えられ

る。

ウ　協調的行動に対する牽制力

ＬＰガス元売４社について協調的関係が生じた場合，ＬＰガス元売業における合算市場シェアは日本全国で 80%前後，地域ブロックによっては 90%を超える地域が複数存在するなど，高度に寡占的な市場が現出する。そのため，少なくともＬＰガス元売４社の合算市場シェアが 90%を超える地域ブロック又は競争事業者が単独で輸入基地等を保有しない地域ブロックのようにＬＰガス元売４社以外の競争事業者の供給余力が十分でないと考えられる地域ブロックにおいては，競争事業者からの牽制力が十分機能しないと考えられる。

また，ＬＰガスの競合品（電気，都市ガス等）による隣接市場からの競争圧力は一定程度働くものの，切替えに要するコスト及び期間を踏まえれば大幅な切替えは困難であると考えられること並びにＬＰガス元売４社の競争事業者の供給余力が十分でないと考えられる地域においては，需要者にとってＬＰガス元売４社以外の調達先の選択肢が限られることから，隣接市場及び需要者からの競争圧力はいずれも協調的行動に対する牽制力としては十分機能しないと考えられる。

エ　経済分析

⑺　概要

本件両統合において，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社がそれぞれジクシスに対して 25%を出資することになるという出資関係の変化が，各ＬＰガス元売業者のプロパンの販売価格にいかなる影響をもたらすかを分析するため，株主と企業の間の持分関係及び支配関係を考慮した上でのシミュレーション分析（注４）（以下「本分析」という。）を行った（注５）。

（注４）企業結合審査における経済分析において，需要関数等を推定し，企業結合に伴う各商品の価格上昇率等を予測する分析方法は合併シミュレーションと呼ばれるが，本件両統合においては，ＬＰガス元売４社が統合するわけではなく，出資関係に変化が生じるのみであるので，単にシミュレーション分析と呼称している。

（注５）本件両統合により出資関係に変動が生じる点は，プロパン及びブタンで共通しているところ，本分析においてはプロパンを分析対象として取り上げた。

⑴　需要モデル

本分析を行うに当たっては，需要モデルにＡＩＤＳ（Almost Ideal Demand System）モデル（注６）を簡略化したＰＣＡＩＤＳ（Proportionally-Calibrated AIDS）モデル（注７）を使用した。ＰＣＡＩＤＳモデルにおいては，各ＬＰガス元売業者の売上高シェアのほか，市場全体でみた需要の自己価格弾力性及び基準となる任意の１社の需要の自己価格弾力性を用いて，需要システムを推計することができる。

なお，市場全体でみた需要の自己価格弾力性については，操作変数法を用いて需要関数を推定することにより得た。本分析においては，基準となる任意の１社をＡＥとし，同社の需要の自己価格弾力性については，同社のプライスコストマージンの逆数として計算した。

（注６）A. Deaton and J. Muellbauer, “An Almost Ideal Demand System,” American

Economic Review, 70, 1980, pp.312－326.

（注７）R. J. Epstein and D. L. Rubinfeld, “Merger Simulation： A Simplified Approach with New Applications,” Antitrust Law Journal, 69, 2001, pp.883－919.

㈶　株主と企業の関係のシミュレーションモデルへの当てはめ

ＰＣＡＩＤＳモデルの需要システムに基づいて本分析を行うに当たっては，株主と企業の間の持分関係及び支配関係の考え方をシミュレーションモデルに組み込んだ（注８）。すなわち，ＰＣＡＩＤＳモデルの需要システムの下で，あるＬＰガス元売業者 ｊ の経営者が直面する最適化問題は以下の（Ａ）式で表されるとした（注９，10）。

$$\max_{p_j} \pi_j + \sum_{k \neq j} \zeta_{kj} \pi_k, \qquad \zeta_{kj} = \frac{\sum_{i \in \Im_j} \psi_{ij} \phi_{ik}}{\sum_{i \in \Im_j} \psi_{ij} \phi_{ij}} \cdots\cdots\cdots\cdots \text{(A)}$$

また，（Ａ）式の最適化に係る一階の条件は以下の（Ｂ）式のとおりとなる（注11）。

$$w_j + \sum_{k=1}^{J} \zeta_{kj} \left(\frac{p_k - MC_k}{p_k} w_k \eta_{kj} \right) = 0 \cdots\cdots\cdots\cdots \text{(B)}$$

そして，（Ｂ）式を用いて本件両統合後における各ＬＰガス元売業者についての最適化に係る一階の条件を求め，本件両統合前後における価格比の自然対数値に係る連立方程式として解くことにより，当該価格比の自然対数値が解として得られる。

（注８）D. P. O‘Brien and S. C. Salop, “Competitive Effects of Partial Ownership： Financial Interest and Corporate Control,” Antitrust Law Journal, 67, 2000, pp.559－614.

（注９）J. Azar, M. C. Schmalz and I. Tecu, “Anti-Competitive Effects of Common Ownership,” University of Michigan Ross School of Business Working Paper No.1235, 2015.

（注10）（Ａ）式においては，ＬＰガス元売業者 ｊ の利潤をπ_j，株主 ｉ によるＬＰガス元売業者 ｊ 株式の持分比率をϕ_{ij}，株主 ｉ がＬＰガス元売業者 ｊ の経営に対して及ぼす影響力をψ_{ij}，ＬＰガス元売業者 ｊ の全株主の集合を$\Im_j$として表している。なお，ＬＰガス元売業者 ｊ のプロパンの販売価格をp_j，需要関数をQ_j，全ＬＰガス元売業者の販売価格をまとめたベクトルを$\mathbf{p}$，プロパンの費用関数をC_j，利潤$\pi_j = p_j Q_j(\mathbf{p}) - C_j[Q_j(\mathbf{p})]$とする。

（注11）（Ｂ）式においては，ＬＰガス元売業者 ｊ の売上高シェアをw_j，ＬＰガス元売業者 ｊ のプロパンの販売価格が変化するときのＬＰガス元売業者 ｋ の需要の価格弾力性（自己又は交差価格弾力性）をη_{kj}として表している。

㈷　シミュレーション結果

前記㈶のとおり，連立方程式を解くことにより得られた本件両統合前後における価格比から，プロパンの価格変化率が計算できる。シミュレーションによって計算された価格変化率は，ＬＰガス元売業者ごとにまちまちであり，各種条件の設定値等にも左右されるが，価格変化率が最大となるＬＰガス元売業者については，２％程度から６％程度価格が上昇するという結果となった（注12）。

（注12）ただし，本分析のように企業結合審査においてシミュレーション分析を用いる際は，当該分析の結果が，一連の仮定の上に成り立っていることを認識する必要がある。したがって，本分析のシミュレーション結果は，本件両統合の効果に関する決定的な結論ではなく，定性的な調査結果を補完するものとして位置付けられる。

オ　独占禁止法上の評価

本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社は，ＬＰガス元売４社の協調的行動を通じて，プロパン元売業及びブタン元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられる。

4　ガソリン元売業

⑴　概要等

ア　概要

ガソリンは，主にガソリンエンジンの燃料に用いられ，オクタン価によって，ハイオクガソリンとレギュラーガソリンの２種類に分けられる。ガソリンは，可燃性のある危険物であり，日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）及び揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号。以下「品確法」という。）において，厳格な品質規格が定められており，当該規格に適合しないガソリンの販売は禁止されている。

イ　商流

ガソリンは，①石油元売会社から，系列特約店（注13）及び系列販売店（注14）に対し，特約店契約に基づいて，石油元売会社の商標を掲げて運営するサービスステーション（以下「ＳＳ」といい，石油元売会社の商標を掲げるＳＳを「系列ＳＳ」という。）において販売するために供給される場合（系列ルート），②系列ルート以外の流通経路で，商社等を通じて，商社系プライベートブランド（以下「ＰＢ」という。）ＳＳ，独立系ＰＢＳＳ（系列ＳＳ，商社系ＰＢＳＳ及び全農（注15）系ＰＢＳＳ以外のＳＳをいう。），全農系ＰＢＳＳ等（注16）において販売される場合（非系列ルート。以下，非系列ルートで販売されるガソリンを「非系列玉」という。），③官公庁や運送会社等の需要家に対して直接販売される場合がある。

（注13）石油元売会社から商標の使用許諾を受け，石油元売会社との間で直接ガソリンを購入する契約を締結している事業者

（注14）石油元売会社から商標の使用許諾を受けている販売店

（注15）全国農業協同組合連合会をいう。

（注16）系列ルート以外の流通経路で系列ＳＳに流入する場合がある。

⑵　一定の取引分野

ア　商品範囲

ガソリンの主な需要者である一般消費者は，基本的には自己の保有する自動車の仕様に応じてハイオクガソリンとレギュラーガソリンを使用しているが，自動車の仕様の枠を超えて双方を使用している者もいるため，ハイオクガソリンとレギュラーガソリンの間には，一定程度の需要の代替性が認められる。また，供給の代替性について，各石油元売会社は，原油を精製することによって，ハイオクガソリン及びレギュラーガソリンの双方を生産でき，かつ，需要動向に応じて双方の生産数量を調整することができるため，供給の代替性が認められる。

したがって，商品範囲を「ガソリン」として画定した。

イ　地理的範囲

各石油元売会社は，系列ＳＳを通じて全国にガソリンを供給できる仕組み・能力を有していること及び都道府県ごとの小売市況の影響を受けないフォーミュラによってガソリンの卸売価格を決定していることから，地理的範囲を「日本全国」として画定した。

⑶　競争の実質的制限についての検討

ア　単独行動による競争の実質的制限

⑺　当事会社の地位及び競争事業者の状況

ａ　市場シェア及びその順位

本件両統合により，ガソリン元売業について，出光統合当事会社の合算市場シェア・順位は約 30%・第２位，ＨＨＩの増分は約 500 となり，また，ＪＸ統合当事会社の合算市場シェア・順位は約 50%・第１位，ＨＨＩの増分は約 1,100 となり，いずれも水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成 26 年度におけるガソリン元売業の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	ＪＸ	約 35%
2	東燃ゼネラル	約 15%
3	昭和シェル	約 15%
4	出光	約 15%
5	Ｄ社	約 10%
6	Ｅ社	0－5%
	その他	0－5%
合計		100%

ｂ　競争事業者の状況

出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社は，共に十分な供給余力を有しており，相互に有力な競争事業者となると考えられる。他方，市場シェアが約 10%のＤ社については，供給余力が限定的であること，本件両統合を契機とする物流網の再編によるバーター契約（注 17）の解消などにより，物流コストが増加し，日本全国における競争力を維持することが困難になるおそれがあることから，競争圧力は限定的と考えられる。

（注17）石油元売会社間で，いずれか一方のみが製油所又は油槽所を有している地域において，同種・同量の石油製品を相互に融通する取引をいう。

⑷　輸入

ガソリンを輸入する事業者は，石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）に基づく備蓄義務（注 18）を負うため，備蓄義務の履行に要する費用（注 19）が生じるほか，石油元売会社以外の事業者は，輸入を受入れ可能な港湾（注 20）やタンク（注 21）が限られるといった物理的な障壁が存在する。

また，ヒアリングによれば，石油元売会社からの石油製品の調達依存度が高い事業者は，輸入を行うことにより石油元売会社と競合する関係に立つことから，輸入を躊躇することがあるとのことである。

さらに，石油元売会社以外の事業者が輸入するガソリンの数量と，日本国内におけるガソリン卸売価格（注 22）の関係についてインパルス反応関数分析（注23）を実施し，当該事業者の輸入数量に生じたショック（変動）が，日本国内におけるガソリン卸売価格にもたらす影響をグラフ化して検証したところ，当該事業者の輸入数量におけるショック（変動）は，日本国内におけるガソリン卸売価格に有意な影響（注 24）をもたらしていないという結果となった。

以上から，輸入圧力は働かないと考えられる。

（注18）石油精製業者等（石油精製業者，特定石油販売業者及び石油輸入業者）は，石油の急激な価格変動や戦争などによる石油需給量の変化に備えて，石油基準備蓄量以上の石油を常時保有しなければならない。

（注19）輸入した石油を貯蔵・備蓄しておくためのタンクの維持・管理等の費用

（注20）輸入時に使用されるサイズのタンカーが着桟可能である必要がある。

（注21）石油基準備蓄量を常時保有するための容量が必要となる。

（注22）石油情報センターが公表している。

（注23）推定されたベクトル自己回帰モデルを前提として，ある変数におけるショック（変動）があった場合に，他方の変数が当該ショック（変動）にどのように反応するかを検証する分析手法である。本件においては，平成22年１月から平成27年10月までの石油元売会社以外の事業者が輸入するガソリンの数量及び日本国内におけるガソリン卸売価格のデータを利用した。

（注24）有意水準は５％である。

㈦　需要者からの競争圧力

本件両統合により，ガソリンの需給ギャップが一定程度解消され，非系列玉は減少する可能性が高いものの，需給ギャップを完全に解消することは困難であるため，引き続き一定量の非系列玉が流通すると考えられる。また，ガソリンは同質的な商品であることから，価格競争になりやすく，各石油元売会社は，自社の系列ＳＳが他社の系列ＳＳに売り負けないよう，特約店からの値下げ要求にある程度応じざるを得ず，一定の価格引下げ圧力が働くと考えられる。

したがって，需要者から一定程度の競争圧力が働くと考えられる。

㈧　小括

以上のとおり，十分な供給余力を持つ有力な競争事業者が存在すること及び需要者から一定程度の競争圧力が働くことから，本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社が，単独行動によって，ガソリン元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

イ　協調的行動による競争の実質的制限

本件両統合により，①競争事業者の数が減少すること，②同質的な商品であり，販売条件について競争する余地が少ないこと，③コスト構造が類似すること，④業界紙による通知価格の掲載等により，各石油元売会社は適時に他社の通知価格の変動状況等に係る情報を入手できることから，互いの行動を高い確度で予測できるようになると考えられる事情が認められる。また，ヒアリング等によれば，競争事業

者及び需要者においても，競争が緩和され収益改善が図られることが望ましいという共通認識を持っていたことからすると，協調的な行動に関する共通認識に到達することが容易であると考えられる。

また，上記①及び④からすると，協調的行動からの逸脱監視が容易と考えられる。

さらに，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社はいずれも十分な供給余力を有しており，報復行為を容易に行うことができると考えられる一方，市場シェアが約10％のＤ社については，供給余力が限定的であること，本件両統合を契機とする物流網の再編によるバーター契約の解消などにより，物流コストが増加し，日本全国における競争力を維持することが困難になるおそれがあることから，競争圧力は限定的と考えられる。

加えて，各石油元売会社が協調的に価格を引き上げた場合，需要者は，他に十分な調達先の選択肢がなく，価格引上げを受け入れざるを得ないと考えられるため，需要者からの競争圧力は働かないと考えられる。

以上のとおり，協調的行動を採ることとなる事情が認められることから，本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社が，自社以外の競争事業者との協調的行動によって，ガソリン元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられる。

ウ　独占禁止法上の評価

本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社は，自社以外の競争事業者との協調的行動によって，ガソリン元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられる。

５　灯油元売業

⑴　概要等

ア　概要

灯油は，主に暖房器具や給湯器の燃料に用いられ，ガソリンと同様，ＪＩＳ及び品確法において，厳格な品質規格が定められており，当該規格に適合しない灯油の販売は禁止されている。

イ　商流

灯油の商流は，前記４の⑴イのガソリンの商流とおおむね同じであるが，ＳＳ以外のホームセンター，生活協同組合（以下「生協」という。），薪炭店（注 25）等の小売業者を通じて，一般消費者に販売される場合がある。

（注25）灯油，ＬＰガス，炭，薪といった燃料や米穀等の小売を行っている店をいう。

⑵　一定の取引分野

ア　商品範囲

灯油は，ＪＩＳにおいて，硫黄分の違い等により，１号（暖房器具・給油器用）と２号（石油発動機用，溶剤用，機械洗浄用）に分けて定められている。しかし，２号灯油は，需要の減退を受け，現在は製造販売されていない。

したがって，商品範囲を「灯油」として画定した。

イ　地理的範囲

灯油についても，ガソリンと同様の事情が認められることから，前記４の⑵イのとおり，地理的範囲を「日本全国」として画定した。

⑶　競争の実質的制限についての検討

ア　単独行動による競争の実質的制限

(ｱ)　当事会社の地位及び競争事業者の状況

ａ　市場シェア及びその順位

本件両統合により，灯油元売業について，出光統合当事会社の合算市場シェア・順位は約 35%・第２位，ＨＨＩの増分は約 600 となり，また，ＪＸ統合当事会社の合算市場シェア・順位は約 50%・第１位，ＨＨＩの増分は約 900 となり，いずれも水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成 26 年度における灯油元売業の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	ＪＸ	約 35%
2	出光	約 20%
3	昭和シェル	約 15%
4	東燃ゼネラル	約 15%
5	Ｆ社	約 10%
	その他	約 5%
合計		100%

ｂ　競争事業者の状況

灯油についても，ガソリンと同様の事情が認められることから，前記４の⑶ア(ｱ)ｂのとおり，有力な競争事業者は，相互に出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社の１社である。

(ｲ)　輸入

灯油についても，ガソリンと同様の事情が認められる（注 26）ことから，前記４の⑶ア(ｲ)のとおり，輸入圧力は働かないと考えられる。

（注26）経済分析はガソリンに関してのみ行っているため，経済分析結果を除く。この点は，軽油及びＡ重油についても同様である。

(ｳ)　隣接市場からの競争圧力

灯油は主に暖房器具・給湯器の燃料として使用されるところ，これらを，電気，都市ガス等を熱源とする暖房器具・給湯器に切り替えることができる。

したがって，電気，都市ガス等といった競合品による隣接市場からの競争圧力が一定程度働いていると考えられる。

(ｴ)　需要者からの競争圧力

灯油についても，前記４の(3)ア(ｳ)のガソリンと同様の事情が認められることに加え，ホームセンター，生協，薪炭店等の小売業者は，石油元売会社の商標を使用していないため，取引先の変更が比較的容易であり，一定の価格引下げ圧力が機能すると考えられる。

したがって，需要者から一定程度の競争圧力が働くと考えられる。

(ｵ)　小括

以上のとおり，十分な供給余力を持つ有力な競争事業者が存在すること並びに隣接市場及び需要者から一定程度の競争圧力が働くことから，本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社が，単独行動によって，灯油元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

イ　協調的行動による競争の実質的制限

灯油についても，前記４の(3)イのガソリンと同様の事情が認められる。

また，灯油の競合品（電気，都市ガス等）による隣接市場からの競争圧力は一定程度働くものの，切替えに要するコスト及び期間を踏まえれば直ちに大幅な切替えを行うことは困難であると考えられることから，協調的行動に対する牽制力としては十分に機能しないと考えられる。

したがって，本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社が，自社以外の競争事業者との協調的行動によって，灯油元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられる。

ウ　独占禁止法上の評価

本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社は，自社以外の競争事業者との協調的行動によって，灯油元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられる。

６　軽油元売業

(1)　概要等

ア　概要

軽油は，主にディーゼルエンジンや，船舶・艦艇用のガスタービンエンジンの燃料に用いられ，ガソリンと同様，ＪＩＳ及び品確法において，厳格な品質規格が定められており，当該規格に適合しない軽油の販売は禁止されている。

イ　商流

軽油の商流は，前記４の(1)イのガソリンの商流とおおむね同じであるが，ガソリンと比較すると，ＳＳを介さずに特約店や商社等を通じて直接運送会社等の需要家

に販売される割合が多い。また，「フリート系特約店」と呼ばれる軽油販売に力を入れる事業者の販売割合が増加している。

⑵　一定の取引分野

ア　商品範囲

軽油は，ＪＩＳにおいて，流動点の違いにより，５種類に分類され，季節により使い分けられている。したがって，各種軽油の間の需要の代替性は限定的であると考えられる。他方，供給の代替性について，各石油元売会社は，原油を精製して，全ての種類の軽油を生産しており，かつ，基材の留分及び基材と添加剤の配合を変更させることで各種軽油の生産を切り替えることができるため，各種軽油の間に供給の代替性が認められる。

したがって，商品範囲を「軽油」として画定した。

イ　地理的範囲

軽油についても，ガソリンと同様の事情が認められることから，前記４の⑵イのとおり，地理的範囲を「日本全国」として画定した。

⑶　競争の実質的制限についての検討

ア　単独行動による競争の実質的制限

⑺　当事会社の地位及び競争事業者の状況

ａ　市場シェア及びその順位

本件両統合により，軽油元売業について，出光統合当事会社の合算市場シェア・順位は約 35%・第２位，ＨＨＩの増分は約 600 となり，また，ＪＸ統合当事会社の合算市場シェア・順位は約 45%・第１位，ＨＨＩの増分は約 600 となり，いずれも水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成 26 年度における軽油元売業の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	ＪＸ	約 35%
2	出光	約 20%
3	昭和シェル	約 15%
4	Ｇ社	約 10%
5	東燃ゼネラル	約 10%
	その他	約 10%
合計		100%

ｂ　競争事業者の状況

軽油についても，ガソリンと同様の事情が認められることから，前記４の⑶ア(ｱ)ｂのとおり，有力な競争事業者は，相互に出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社の１社である。

(ｲ)　輸入

軽油についても，ガソリンと同様の事情が認められることから，前記４の⑶ア(ｲ)のとおり，輸入圧力は働かないと考えられる。

(ｳ)　需要者からの競争圧力

軽油についても，前記４の⑶ア(ｳ)のガソリンと同様の事情が認められることに加え，特約店等がＳＳを介さずに運送会社等の需要家に直接販売する場合は，ＳＳを通じた販売と異なり，販売に際して石油元売会社の商標を使用しないため，特約店等にとっては取引先の変更が比較的容易であり，一定の価格引下げ圧力が機能すると考えられる。

したがって，需要者から一定程度の競争圧力が働くと考えられる。

(ｴ)　小括

以上のとおり，十分な供給余力を持つ有力な競争事業者が存在すること及び需要者から一定程度の競争圧力が働くことから，本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社が，単独行動によって，軽油元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

イ　協調的行動による競争の実質的制限

軽油についても，ガソリンと同様の事情が認められることから，前記４の⑶イのとおり，本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社が，自社以外の競争事業者との協調的行動によって，軽油元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられる。

ウ　独占禁止法上の評価

本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社は，自社以外の競争事業者との協調的行動によって，軽油元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられる。

７　Ａ重油元売業

⑴　概要等

ア　概要

Ａ重油は，主に工業用ボイラー，ビル暖房，船舶用ディーゼルエンジン，ビニールハウス暖房等の燃料に用いられ，ガソリンと同様，ＪＩＳにおいて，厳格な品質規格が定められており，当該規格に適合しないＡ重油の販売は禁止されている。

イ　商流

Ａ重油は，①特約店，商社等を通じて販売される場合，②石油元売会社から需要家に対して直接販売される場合がある。Ａ重油は，一般家庭では使用されないため，ＳＳで一般消費者向けには販売されていない。

⑵　一定の取引分野

ア　商品範囲

重油は，ＪＩＳにおいて，動粘度によりＡ重油，Ｂ重油（注 27）及びＣ重油に分類され，さらにＡ重油は，硫黄分の違いにより１号と２号に分類される。Ａ重油及びＣ重油は，価格や品質が異なることから，需要の代替性は認められない。また，需要家は，硫黄分に応じて１号Ａ重油と２号Ａ重油を選択していることから１号Ａ重油と２号Ａ重油の間に需要の代替性は認められない。他方，供給の代替性について，１号Ａ重油と２号Ａ重油は，基材である軽油留分の割合を変更させるのみで両者の生産を容易に切り替えることができることから，１号Ａ重油と２号Ａ重油の間に供給の代替性が認められる。

したがって，商品範囲を「Ａ重油」として画定した。

（注27）ただし，現在，Ｂ重油は生産されていないため，検討対象としていない。

イ　地理的範囲

Ａ重油についても，ガソリンと同様の事情が認められることから，前記４の⑵イのとおり，地理的範囲を「日本全国」として画定した。

⑶　競争の実質的制限についての検討

ア　単独行動による競争の実質的制限

⑺　当事会社の地位及び競争事業者の状況

ａ　市場シェア及びその順位

本件両統合により，Ａ重油元売業について，出光統合当事会社の合算市場シェア・順位は約 40％・第２位，ＨＨＩの増分は約 700 となり，また，ＪＸ統合当事会社の合算市場シェア・順位は約 50％・第１位，ＨＨＩの増分は約 700 となり，いずれも水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成 26 年度におけるＡ重油元売業の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	ＪＸ	約 40％
2	出光	約 25％
3	昭和シェル	約 15％
4	Ｈ社	約 15％
5	東燃ゼネラル	約 10％
	その他	0－5％
合計		100％

ｂ　競争事業者の状況

Ａ重油についても，ガソリンと同様の事情が認められることから，前記４の⑶ア(ｱ)ｂのとおり，有力な競争事業者は，相互に出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社の１社である。

(ｲ)　輸入

Ａ重油についても，ガソリンと同様の事情が認められることから，前記４の⑶ア(ｲ)のとおり，輸入圧力は働かないと考えられる。

(ｳ)　隣接市場からの競争圧力

Ａ重油は，大部分が工場，ショッピングセンター，病院，ホテル等におけるボイラーの燃料として使用されるところ，これらは，電気，都市ガス等を熱源とするボイラーに切り替えることができる。

したがって，電気，都市ガス等といった競合品による隣接市場からの競争圧力が一定程度働いていると考えられる。

(ｴ)　需要者からの競争圧力

Ａ重油の販売においては，ＳＳを介さず，石油元売会社，特約店等から需要家に直接販売されるところ，販売に際して石油元売会社の商標を使用しないため，特約店等にとっては，取引先の変更が比較的容易であり，一定の価格引下げ圧力が機能すると考えられる。

したがって，需要者から一定程度の競争圧力が働くと考えられる。

(ｵ)　小括

以上のとおり，十分な供給余力を持つ有力な競争事業者が存在すること，隣接市場及び需要者から一定程度の競争圧力が働くことから，本件両統合により，当事会社が，単独行動によって，Ａ重油元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

イ　協調的行動による競争の実質的制限

Ａ重油についても，前記４の⑶イのガソリンと同様の事情が認められる。

また，Ａ重油の競合品（電気，都市ガス等）による隣接市場からの競争圧力は一定程度働くものの，切替えコスト・期間を踏まえると，直ちに大幅な切替えを行うことは困難であると考えられることから，協調的行動に対する牽制力としては十分に機能しないと考えられる。

したがって，本件両統合により出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社が，自社以外の競争事業者との協調的行動によって，Ａ重油元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられる。

ウ　独占禁止法上の評価

本件両統合により，出光統合当事会社及びＪＸ統合当事会社は，自社以外の競争事業者との協調的行動によって，Ａ重油元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると考えられる。

8　当事会社による問題解消措置の申出

前記３ないし７についての問題点の指摘を行ったところ，当事会社から，それぞれ次の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）の申出を受けた（注 28）。

（注28）後記８の⑴ないし⑶の措置のほか，ＪＸＨＤ及びＪＸ統合当事会社から，ＪＸが毎月実施している当月分の石油製品（主燃油）の卸価格についてのプレスリリース及びこれに係る記者会見を実施しない旨の措置の申出を受けている。

⑴　ＬＰガス元売業に関する問題解消措置

公正取引委員会が，当事会社に対し，前記３の⑴の出資関係図のとおり，出資関係が変動し，ＬＰガス元売４社の間に協調インセンティブが生じ，協調的行動を採ることにより，ＬＰガス元売業に関して競争を実質的に制限することとなる旨の問題点を指摘したところ，当事会社から，以下の措置の申出を受けた。

ア　出光統合当事会社

出光統合当事会社は，出光統合の実行日から９か月以内に，①昭和シェルが保有するジクシス株式について，出資比率を 20%に引き下げるための株式譲渡契約を締結し，当該契約締結日から３か月以内に当該株式の譲渡を実行する。

また，出光統合当事会社は，出光統合の実行日から９か月以内に，②昭和シェルからの出向者であるジクシス役員を辞任させ，以後，出向先における役員を非常勤監査役１名に限定する。

さらに，出光統合当事会社は，出光統合の実行日から，③昭和シェルが，同社からの出向役員等に対する出光統合実行日以後の人事評価に関与しない，④株主として会社法上認められる権利を超えた権利を行使しない，⑤ジクシスに対する工場生産品の供給を継続する，⑥設備の賃貸を継続する，及び⑦情報遮断措置の実施に係る措置を採る。

イ　ＪＸ統合当事会社

ＪＸ統合当事会社は，ＪＸ統合実行日から６か月以内に，①東燃ゼネラルが保有するジクシス株式全ての譲渡に係る契約を締結し，当該契約締結日から３か月以内に当該株式の譲渡を実行する。

また，ＪＸ統合当事会社は，遅くともＪＸ統合実行日から１年以内に，②ジクシスに出向している出向役員等を全員引き揚げる。

さらに，ＪＸ統合当事会社は，ＪＸ統合実行日から，③ジクシスへの出向役員等に対する人事評価に関与しない，④ジクシスに対する工場生産品の供給を継続する，⑤ジクシスに対する基地提供を継続する，及び⑥情報遮断措置の実施に係る措置を採る。

⑵　主燃油の元売業に関する問題解消措置

当事会社に対し，ガソリン，灯油，軽油及びＡ重油（以下，４商品を併せて「主燃油」という。）の各元売業において，協調的行動が採られ，輸入圧力等の競争圧力が

働かないため，競争を実質的に制限することとなる旨の問題点を指摘したところ，当事会社から以下の措置の申出を受けた。

ア　輸入促進措置（備蓄義務の肩代わり）

当事会社は，石油元売会社以外の事業者が主燃油の輸入を行った際に課せられる備蓄義務について，当事会社が自社で保有する原油又は主燃油在庫を活用し，備蓄義務を肩代わりする（以下「本件肩代わり措置」という。）。

当事会社は，油種ごとに，石油元売会社以外の事業者によって輸入される数量が内需の 10%に相当する数量になるまで備蓄義務の肩代わりを行い，本件肩代わり措置の利用者（以下「措置利用者」という。）は，タンクの維持管理に係るコストベースの本件肩代わり措置の委託料を，当事会社に支払う。また，当事会社は，本件肩代わり措置に関する情報について，本件肩代わり措置を行う部署と主燃油の販売業務を行う部署との間における情報遮断措置を実施する。

イ　輸入促進措置（不利益取扱いをしないことの確約）

当事会社は，取引先に対して，主燃油の輸入を行ったことを理由として，主燃油の販売取引において不利益を与えないことを公正取引委員会に確約し，その旨周知する。

⑶　その他の問題解消措置（競争事業者の競争力維持のための措置）

公正取引委員会が，当事会社に対し，競争事業者とのバーター取引の解消等により，競争事業者からの競争圧力が減少するおそれがある旨の問題点を指摘したところ，競争事業者の競争力を維持するため，当事会社からは現行のバーター取引の維持等に係る措置の申出を受けた。

９　問題解消措置に対する評価

⑴　ＬＰガス元売業に関する措置

ア　評価

出光統合当事会社の申し出た措置によれば，出光統合当事会社のジクシスの意思決定に及ぼす影響力が低下すること，出資比率が 20%に引き下げられることにより利害の共通化の程度が低下すること及びジクシスとＡＥとの間で競争上センシティブな情報が共有されないような措置が採られることから，出光統合後も，ジクシスとＡＥが一定程度独立した競争単位として事業活動を行うと考えられる。

また，ＪＸＨＤ及びＪＸ統合当事会社の申し出た措置によれば，ジクシスとの出資関係が解消され，出向役員等を全員引き揚げるため，ジクシスの意思決定に及ぼす影響力が無くなり，利害の共通化も解消されること及びジクシスとＥＧ等との間で競争上センシティブな情報が共有されないような措置が採られることから，ＪＸ統合後も，ジクシスとＥＧ等が独立した競争単位として事業活動を行うと考えられる。

さらに，当事会社の申し出た措置によれば，ジクシスは，本件両統合が行われる前と同等の競争力を維持することができると考えられる。

イ　経済分析

本件問題解消措置について，前記３の⑶エの本分析のモデルを用いて，当該措置が価格変化率にどのような影響を与えるのか定量的な検証を行ったところ，価格変化率は当該措置がない場合と比べ大きく下がり，ほぼ０に近いという結果となった。このことから，当該措置は，定量的にみても有効なものであると考えられる。

⑵　主燃油に関する措置（輸入促進措置）

ア　輸入促進効果

輸入促進措置が履行された場合，主燃油を輸入しようとする措置利用者の備蓄義務の負担（在庫金利，タンクの維持管理費用，タンク等の確保）及び心理的な障壁が軽減されることから，当該輸入促進措置は，輸入を促進する効果を持つものと考えられる。

イ　牽制力となる輸入数量について

輸入促進措置により，直ちに市場シェア 10%に相当する輸入が実現するとは限らないものの，当該輸入促進措置は，通常，一定程度の競争圧力として評価される水準まで輸入を促進する措置といえること及び石油元売会社が，石油元売会社以外の輸入を行う事業者の行動を高い確度で予測することは容易ではなく，当該輸入促進措置により輸入数量が増加し，又は増加し得る状況を創出すると考えられることから，石油元売会社による協調的行動が困難になると考えられる。

ウ　経済分析

ＪＸ統合当事会社からは，内需の約 10%の輸入品が，当事会社の協調的行動を牽制するのに十分であることを示す根拠として，当事会社が主燃油の卸売価格を引き上げるインセンティブがあるか否かを，臨界損失分析の枠組みを用いて分析する経済分析（注 29）が提出された。当該分析においては，主燃油の卸売価格を引き上げた場合の臨界損失を計算し，当該臨界損失が内需の約 10%，すなわち実際損失よりも小さいことを示している。かかる分析結果によれば，当事会社は主燃油の卸売価格を引き上げても利益を最大化できず，卸売価格を引き上げるインセンティブはないことになる。

したがって，当該分析結果は，内需の約 10%の輸入品が，当事会社による価格引上げを牽制するのに十分であることを示唆している。

（注29）ＪＸ統合当事会社から提出された分析は，通常，一定の取引分野の画定に係る分析として用いられる臨界損失分析を応用して，当事会社が主燃油の卸売価格を引き上げるインセンティブがあるか否かを分析するものである。一定の取引分野の画定に係る臨界損失分析においては，統合後の市場環境において仮想的独占企業が価格引上げを行ったときに，利益を最大化できる需要減少割合の上限値（臨界損失）と，価格引上げによって生ずると予想される需要量の減少分（実際損失）を比較し，実際損失が臨界損失より大きければ，価格引上げにより利益を最大化することができないこととなる。

仮想的独占企業の利潤最大化問題を想定した臨界損失は，以下の式で算定されるところ，今回の分析はこれに準じた方法で臨界損失を算定している。

$$\text{臨界損失} = \frac{\text{価格上昇率}}{\text{仮想的独占企業の価格費用マージン率} + 2 \times \text{価格上昇率}}$$

実際損失は，今回の場合，本件肩代わり措置の対象となる内需の約１０％の数量である。これは，価格の引上げ後に需要者が代替可能な数量である。

エ　小括

以上のとおり，本件問題解消措置を前提とすれば，主燃油について，協調的行動に対する十分な牽制力となり得る輸入促進効果が認められると考えられる。

⑶　競争事業者の競争力維持のための措置

本件問題解消措置が履行された場合，競争事業者は，少なくとも現在と同様の価格水準で日本全国に主燃油等を供給することができることから，その競争力を維持できるものと考えられる。

10　結論

当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば，本件両統合がプロパン，ブタン，ガソリン，灯油，軽油及びＡ重油の各元売業に関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

事例２　新日鐵住金㈱による日新製鋼㈱の株式取得

1　本件の概要

新日鐵住金㈱（以下「新日鐵住金」といい，同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「新日鐵住金グループ」という。）及び日新製鋼㈱（以下「日新製鋼」という。また，新日鐵住金と日新製鋼を併せて「当事会社」といい，新日鐵住金グループと日新製鋼及び同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を併せて「当事会社グループ」という。）は，鉄鋼製品の製造販売業等を営む会社である。

新日鐵住金が，日新製鋼の株式に係る議決権を50％を超えて取得すること（以下「本件株式取得」という。）を計画しているもの（注１）である。

関係法条は，独占禁止法第10条である。

（注１）株式公開買付け及び第三者割当増資の組合せによる。

2　本件審査の経緯及び審査結果の概要

⑴　本件審査の経緯

当事会社は，平成28年２月以降，本件株式取得が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し，当委員会は，当事会社の求めに応じて，当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後，同年５月13日に新日鐵住金から，独占禁止法の規定に基づき本件株式取得計画の届出書が提出されたため，当委員会はこれを受理し，第１次審査を開始した。当委員会は，上記届出書その他の当事会社から提出された資料を踏まえつつ，第１次審査を進めた

結果，より詳細な審査が必要であると認められたことから，同年６月10日に新日鐵住金に対し報告等の要請を行い，第２次審査を開始するとともに，同日，第２次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第２次審査において，当委員会は，当事会社の求めに応じて，当事会社との間で数次にわたり会合を持ち論点等の説明及び議論を行った。また，新日鐵住金から順次提出された報告等のほか，競争事業者，需要者等に対するヒアリング及び書面調査の結果等を踏まえて，本件株式取得が競争に与える影響について審査を進めた。

なお，新日鐵住金に対する報告等の要請については，平成28年12月27日に提出された報告等をもって，全ての報告等が提出された。

⑵　審査結果の概要

公正取引委員会は，当事会社グループが競合又は取引関係に立つ約20の取引分野について審査を行い，そのうち表面処理鋼板の一種である「溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板」及びステンレス鋼の一種である「ステンレス冷延鋼板」については，当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置を前提とすれば，本件株式取得が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。上記各鉄鋼製品に関する審査結果は，後記３及び４のとおりである。

上記各鉄鋼製品以外の取引分野については，いずれも本件株式取得により競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

３　溶融めっき鋼板

⑴　製品の概要

表面処理鋼板は，熱延鋼板（注２）又は冷延鋼板（注３）を原板として，さびを防止するなどの目的で鋼板の表面にめっき加工を施したものである。表面処理鋼板のめっき材料には，亜鉛，錫，アルミニウムなどや，これらに合金元素を添加したものなどがある。また，めっき方法としては，電気めっき槽で電気化学的にめっきする電気めっきと，溶融されためっき材料の中に鋼板を浸漬（しんし）してめっきする溶融めっきがある。

表面処理鋼板の種類は，上記のめっき方法により，「電気めっき鋼板」と「溶融めっき鋼板」に大別され，このうち溶融めっき鋼板は，めっきの成分により，「溶融亜鉛めっき鋼板」，「溶融合金化亜鉛めっき鋼板」，「溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板」，「溶融亜鉛-５％アルミニウムめっき鋼板」，「溶融55％アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板」，「塗装溶融亜鉛めっき鋼板」及び「溶融アルミニウムめっき鋼板」に分けられる。

上記のうち溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板とは，亜鉛にアルミニウム及びマグネシウムを配合し，耐食性を高め，また，鋼板の切断面にも一定の耐食性を持たせた鋼板であり，主にプレハブ住宅や太陽光発電の架台等に用いられているほか，電気機械，自動車にも使用されている。溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板の主な需要者としては，建築資材メーカー，電機メーカー，自動車メーカーが存在する。

なお，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板について，製法特許を有している国内の鉄鋼事業者は当事会社のみであり，新日鐵住金は「スーパーダイマ」，日新製鋼は「ＺＡＭ（ザム）」という製品名でそれぞれ製造販売している。

（注２）熱延鋼板とは，製銑・製鋼工程を経て製造された半製品である鋼片（スラブ）を，加熱炉で1,000℃以上に加熱し，複数の圧延機が一直線に並んだ熱間圧延機で圧延し，板厚約３ｍｍ未満まで薄くした鋼板である。

（注３）冷延鋼板とは，熱延鋼板を冷間圧延機によって常温で再圧延し，その後，加工性を高めるために焼鈍（しょうどん）（熱処理）した鋼板である。

⑵　一定の取引分野

ア　商品範囲

㈦　需要の代替性

前記⑴のとおり，溶融めっき鋼板は，めっきの成分により，溶融亜鉛めっき鋼板，溶融合金化亜鉛めっき鋼板，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板，溶融亜鉛-５％アルミニウムめっき鋼板，溶融55％アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板，塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び溶融アルミニウムめっき鋼板に分けられるところ，需要者からのヒアリング等によると，用途に応じて求められる性能が異なり，各鋼板の間の代替性はないという意見が多くみられたことから，各溶融めっき鋼板の種類間の需要の代替性は限定的と考えられる。

特に，溶融めっき鋼板のうち溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板は，需要者からのヒアリング等でも，耐食性及び加工性において，他の溶融めっき鋼板よりも優れており，代替できる鋼板はないという意見がほとんどであった。したがって，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板については，他の溶融めっき鋼板との間の需要の代替性は認められない。

また，経済分析の結果からも，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板は，単体で一定の取引分野の商品範囲を画定し得るという結果が得られた。具体的には，操作変数法を用いて同鋼板の需要関数を推定し，実際弾力性を計算した上で，臨界弾力性分析（注４）を行ったところ，臨界弾力性の絶対値は実際弾力性の絶対値を上回り，同鋼板は単体で一定の取引分野を画定し得ることが示唆された（注５）。

（注４）臨界弾力性分析とは，ある商品・役務の市場を独占する仮想的独占者が当該商品・役務の価格を５％ないし10％上昇させるとき，当該価格上昇が利益の増加につながるかどうかをもって一定の取引分野を画定する分析手法であり，理論的に導き出された利益を最大化できる需要の価格弾力性の値（臨界弾力性）と，実際の取引から導出した需要の価格弾力性の値（実際弾力性）を比較し，臨界弾力性の絶対値が実際弾力性の絶対値を上回れば，需要の価格弾力性は，価格引上げが利益になるほどに十分小さく，当該商品・役務の商品範囲・地理的範囲をもって一定の取引分野と判断するものである。

（注５）ただし，当該経済分析の結果は，利用可能なデータや分析手法の制約を受けていることから，一定の取引分野の画定に関する決定的な結論を下すものではなく，定性的な調査結果を補完するものとして位置付けられる。

㈧　供給の代替性

溶融めっき鋼板は，めっき液で満たした溶融ポットと呼ばれるめっき槽に原板を浸漬して製造するものであり，製造したいめっき鋼板の種類に合わせて溶融

ポットを切り替えることは容易であることから，各溶融めっき鋼板の種類間には供給の代替性が存在すると考えられる。

もっとも，溶融めっき鋼板のうち溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板は，当事会社が製法特許を有していることから，他の事業者は自由に製造できない。

したがって，各溶融めっき鋼板の種類間には供給の代替性が認められると考えられるものの，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板については，製法特許等の関係から，国内で製造販売しているのが当事会社のみであり，他の種類の溶融めっき鋼板との間に供給の代替性は認められない。

㈦ 小括

以上のとおり，溶融めっき鋼板については，各溶融めっき鋼板の種類間の需要の代替性が限定的と考えられる一方で，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板を除き，各溶融めっき鋼板の種類間に供給の代替性が存在すると考えられること，他方，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板については，需要の代替性及び供給の代替性が認められず，経済分析の結果からも単体で一定の取引分野を画定し得ることが示唆されたこと等から，「溶融めっき鋼板」を商品範囲として画定するとともに，「溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板」も商品範囲として重層的に画定することとした。

イ 地理的範囲

前記アで画定した各商品のうち溶融めっき鋼板について，需要者は，国内の供給者（鉄鋼事業者）と海外の供給者を差別することなく取引しているという実態にはなく，また，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板については，国内でのみ生産され，輸入品が存在しないことから，地理的範囲が海外に広がっている事情は認められない。他方，各商品については，いずれも国内での輸送に関し，輸送の難易度や輸送費用の点から制約があるわけではなく，当事会社グループ及び競争事業者は日本全国において販売を行っている。また，地域により販売価格が異なるといった事情も認められない。

したがって，「溶融めっき鋼板」及び「溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板」については，「日本全国」を地理的範囲として画定した。

⑶ 競争の実質的制限についての検討

前記⑵で画定した一定の取引分野における，競争の実質的制限についての検討を行ったところ，溶融めっき鋼板については，本件株式取得により競争を実質的に制限することとはならないと判断した。他方，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板については，本件株式取得により競争を実質的に制限することとなると認められたところ，当該検討内容は以下のとおりである。

ア　当事会社の地位及び競争状況

平成26年度における国内の溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板の取引分野における市場シェアは下表のとおりであり，本件株式取得後は当事会社で独占することとなり，水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成26年度における溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	日新製鋼	約 80%
2	新日鐵住金	約 20%
合計		100%

イ　輸入

溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板について，輸入品は存在しないことから，輸入圧力は認められない。

ウ　参入

溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板については，当事会社が特許等を保有しており，これが参入の障壁となっていることから，参入圧力は認められない。

エ　隣接市場からの競争圧力

需要者からのヒアリング結果によると，ごく一部の需要者からは，溶融めっき鋼板のうち溶融亜鉛-５％アルミニウムめっき鋼板であれば，用途によっては溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板と代替的に使用できるとの回答があったが，多くの需要者においては，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板と代替的に使用できる溶融めっき鋼板はないとのことであった。

したがって，隣接市場からの競争圧力は限定的である。

オ　需要者からの競争圧力

溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板の需要者である自動車メーカー及び電機メーカーについては，購買部門が自社の各事業部門及び取引先部品メーカーが使用する鉄鋼製品を取りまとめ，当事会社を含む各鉄鋼事業者との間で品質，価格，数量等について一括交渉して決定し，調達している（以下，このような調達方法を「集中購買」という。）。このため，自動車メーカー及び電機メーカーについては，一般的に鉄鋼事業者に対して強力な価格交渉力を有していると認められる。他方，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板については，他の種類の溶融めっき鋼板と異なり，当事会社のみが製造しており，かつ，輸入品も存在しないため，需要者は他に採り得る選択肢がなく，その価格交渉力は限定的で

ある。また，自動車メーカー及び電機メーカー以外の需要者である建築資材メーカー等にとってもこの点は同様であり，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板は，需要者にとって，他社製品又は輸入品に切り替えることが困難な製品である。

したがって，需要者からの競争圧力は限定的である。

⑷ 独占禁止法上の評価

本件株式取得により，国内の溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板市場における競争単位が一つ減少し，当事会社の合算市場シェアが100％となり，輸入圧力や参入圧力が認められないことに加えて，隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力も限定的であることから，当事会社が単独で価格等をある程度自由に左右することができる状態が現出し，本件株式取得が国内の溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。

4 ステンレス冷延鋼板

⑴ 製品の概要

「ステンレス冷延鋼板」は，当事会社グループが製造販売する鉄鋼製品のうち「ステンレス鋼」と呼ばれる鉄鋼製品の一種である。

ステンレス鋼とは，鉄の最大の弱点であるさびを防止するため，主成分の鉄（50％以上）に10.5％以上のクロムを含ませ，炭素を1.2％以下とした鉄鋼製品をいい，耐食性，耐久性，意匠性，耐火性，加工性等に優れている。ステンレス鋼は，添加される合金の成分により，クロムを含みニッケルを含まないクロム系と，クロムとニッケルを含むニッケル系に分類されることが多いところ，ニッケル系は，比較的，耐食性，加工性等に優れていることから，その用途は家庭用品，鉄道車両などと広範囲にわたっており，クロム系は，ニッケル系ほどの耐食性を発揮しないため，自動車の排気系部品，業務用厨房，建築内装など，それほど腐食環境が厳しくない用途に使用されている。

ステンレス鋼は一般的に電気炉によって生産されているところ，鉄スクラップ，銑鉄，フェロニッケル，フェロクロム，ステンレス屑等の原料を溶解するなどの工程（製鋼工程）を経て生産されたステンレス鋼を，熱間圧延機で圧延することにより製造した帯状のステンレス鋼製品を「ステンレス熱延鋼帯」といい，ステンレス熱延鋼帯を冷間圧延機によって常温でさらに圧延することにより，意匠性，加工性を向上させた帯状のステンレス鋼製品を「ステンレス冷延鋼板」という。

⑵ 一定の取引分野

ア 商品範囲

⑺ 需要の代替性

ステンレス冷延鋼板は，ステンレス熱延鋼帯を冷間圧延することにより，意匠性及び加工性を向上させた帯状のステンレス鋼製品であり，自動車，電気機械，

建築資材のほか，多様な分野で使用されている。他方，ステンレス熱延鋼帯は，「ステンレス冷延鋼板」，「ステンレス鋼管」，「ステンレス形鋼」等の製品を製造する中間部材として用いられることが多く，最終製品として使用されることは少ないことから，ステンレス冷延鋼板とステンレス熱延鋼帯との間に需要の代替性は認められない。

なお，前記(1)のとおり，ステンレス鋼はニッケル系とクロム系に分類されるところ，ニッケル系とクロム系は耐食性や加工性などが異なるものの，需要者は一般的に，費用対効果の観点から，ニッケル系とクロム系の価格の動向と製品に要求される性能とを比較考量しながら鋼種を選択し，又は切替えを行っている状況にあることから，ニッケル系とクロム系には需要の代替性が一定程度認められる。

(ｲ)　供給の代替性

前記(1)のとおり，ステンレス冷延鋼板はステンレス熱延鋼帯を冷間圧延機によって常温で圧延することにより製造される。他方，ステンレス熱延鋼帯は，製鋼工程を経て生産されたステンレス鋼を熱間圧延機によって圧延することにより製造されるものであり，それぞれ製造設備が異なることから，ステンレス冷延鋼板とステンレス熱延鋼帯の間に供給の代替性は認められない。

なお，ニッケル系とクロム系では，添加される合金の成分が異なるものの，基本的な製造工程は同一であることから，供給の代替性が認められる。

(ｳ)　小括

以上のとおり，ステンレス冷延鋼板とステンレス熱延鋼帯の間には，需要の代替性及び供給の代替性が認められない一方，ニッケル系とクロム系の間には需要の代替性及び供給の代替性が認められることから，「ステンレス冷延鋼板」を商品範囲として画定した。

イ　地理的範囲

ステンレス冷延鋼板について，当事会社は，ステンレスの製造に用いるクロムやニッケルといった合金元素が製造原価の大半を占めているところ，クロムやニッケルの価格は国際市況により決まり，ステンレス冷延鋼板自体の価格も国際市況に連動していることから，地理的範囲を「東アジア」で画定できる旨主張した。また，当事会社は，ステンレス冷延鋼板について，価格相関分析（注６）及び定常性分析（注７）を行い，東アジア地域における市場の一体性は高まっているとする経済分析結果を公正取引委員会に提出した。

しかしながら，需要者からのヒアリング等の結果によれば，ステンレス冷延鋼板の需要者は，品質や輸送面の問題から，国内の鉄鋼事業者と東アジア地域の鉄鋼事業者を差別することなく取引しているという実態にはなく，主に国内の鉄鋼事業者からステンレス冷延鋼板を調達しているという実態にあり，当事会社の主張は，需要者からのヒアリング等の結果と整合的であるとはいえなかった。また，この点を検証するため，公正取引委員会において，操作変数法を用いてステンレス冷延鋼板の需要関数を推定し，実際弾力性を計算した上で，臨界弾力性分析を行ったところ，

臨界弾力性の絶対値が実際弾力性の絶対値を上回り，地理的範囲は「日本全国」と画定されるという結果が支持された（注８）。

したがって，「日本全国」を地理的範囲として画定した。

（注６）市場画定における価格相関分析とは，分析の対象とする２つの価格について相関係数を求め，両者に高い相関関係が観測される場合，市場の一体性が強いと判断する分析手法である。ここで，相関係数は－１から１の値をとり，一方の価格が高く（低く）なる場合に，他方の価格も高く（低く）なる場合には，正の相関があるといい，相関係数が１に近いほど，両者に高い（正の）相関関係が認められる。

（注７）市場画定における定常性分析とは，分析の対象とする２つの価格の比に定常性がみられるか否かを分析し，定常性が存在する場合に市場の一体性が強いと判断する分析手法である。価格の比についての定常性とは，価格比がある時点において一定水準からかい離しても，時間の経過とともに一定水準へ復帰する性質である。

（注８）ただし，当該経済分析の結果は，利用可能なデータや分析手法の制約を受けていることから，一定の取引分野の画定に関する決定的な結論を下すものではなく，定性的な調査結果を補完するものとして位置付けられる。

⑶　競争の実質的制限についての検討

ア　当事会社の地位及び競争状況

平成26年度における国内のステンレス冷延鋼板の取引分野における市場シェアは下表のとおりであり，本件株式取得後の当事会社グループの合算市場シェア・順位は約60％・第１位，ＨＨＩの増分は約1,900となり，水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成26年度におけるステンレス冷延鋼板の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	日新製鋼	約 35％
2	新日鐵住金グループ	約 25％
3	Ａ社	約 15％
4	Ｂ社	約 10％
5	Ｃ社	0－5％
6	Ｄ社	0－5％
7	Ｅ社	0－5％
	輸入	約 10％
合計		100％

ステンレス冷延鋼板市場には，有力な競争事業者としてＡ社（市場シェア約15％）及びＢ社（市場シェア約10％）が存在するが，これらの競争事業者の供給余力は限定的である。

イ　輸入

ステンレス冷延鋼板の輸入品の市場シェアは，近年，おおむね５－10％程度で推移している。ステンレス冷延鋼板の需要者によれば，輸入品について，汎用品種であれば品質面の問題はないが，需要者が個別に求める独自の性能・品質に対応した

品種については品質面の問題等から調達が難しいとする意見や，注文可能なロット数，クレーム・返品対応などは国内品に比べてまだ問題があるとする意見がみられた。

したがって，輸入品については，今後も引き続き一定程度の市場シェアで推移していくと考えられるものの，輸入圧力は限定的である。

ウ　参入

ステンレス冷延鋼板の製造のためには，多額の設備投資が必要である。また，過去５年間においてステンレス冷延鋼板の製造へ新たに参入した事業者は見当たらず，国内の鉄鋼事業者のうちステンレス冷延鋼板の製造への参入を予定している者もない。

したがって，参入圧力は認められない。

エ　隣接市場からの競争圧力

ステンレス冷延鋼板は，用途によっては他素材との競合関係が認められる。例えば，鉄道車両，家電製品，厨房機器などでは，ステンレス冷延鋼板の代わりにアルミニウムや樹脂が用いられることがある。もっとも，これらの他素材については，ステンレス冷延鋼板より値段が高価であるなどの理由から，代替的に用いられるのは一部である。

したがって，隣接市場からの競争圧力は限定的である。

オ　需要者からの競争圧力

ステンレス冷延鋼板の需要者である自動車メーカー及び電機メーカーについては，集中購買により強力な価格交渉力を有しているが，需要者の中には，ステンレス冷延鋼板は調達する品種が多品種であるために集中購買になじまないとして，集中購買の対象としていない需要者も存在する。また，ステンレス冷延鋼板の品種によっては，需要者の製造している商品向けに独自の仕様や成分が調整されており，需要者の細かいニーズに対応するためには，こうした品種についての製造ノウハウが必要となるため，当事会社グループしか当該品種を製造していない場合があり，その場合には需要者は容易に他社製品や輸入品に切り替えることができない。

したがって，需要者からの競争圧力は限定的である。

⑷　独占禁止法上の評価

本件株式取得により，国内のステンレス冷延鋼板市場における競争単位が一つ減少し，当事会社グループの合算市場シェアが約60％となる一方，競争事業者による供給余力が必ずしも十分でないこと，参入圧力が認められないことに加えて，輸入圧力，隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力も限定的であることから，本件株式取得により，当事会社グループが単独で価格等をある程度自由に左右することができる状態が現出する。また，競争事業者の供給余力に限りがあるため，当事会社グループが値上げを行った場合に競争事業者が市場シェアを拡大する余地が限られるこ

と，さらに，参入圧力がなく，輸入圧力，隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力も限定的である状況では，本件株式取得後，当事会社グループとその競争者が協調的行動を採ることにより，価格等をある程度自由に左右することができる状態が現出し，本件株式取得が国内のステンレス冷延鋼板の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。

5　当事会社による問題解消措置の申出

前記３及び４についての問題点の指摘を行ったところ，当事会社から，それぞれ次の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）の申出を受けた。

⑴　溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板に関する問題解消措置

公正取引委員会が，当事会社に対し，本件株式取得により，当事会社が単独で価格等をある程度自由に左右することができる状態が現出し，国内の溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板の取引分野における競争を実質的に制限することとなる旨の問題点を指摘したところ，当事会社から，以下の措置の申出を受けた。

ア　特許及び製造ノウハウのライセンス

当事会社は，㈱神戸製鋼所（以下「神戸製鋼所」という。）に対し，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板に関して日新製鋼が保有する特許及び製造ノウハウをライセンス（注９）する（以下「本ライセンス」といい，本ライセンスを用いて製造した製品を「本ライセンス品」という。）。本ライセンスは期限の定めなく有効に継続する。

（注９）対象ノウハウが記載された資料類の提供のほか，日新製鋼からの技術スタッフの派遣・対象ノウハウの指導を含む。

イ　情報提供

当事会社は，神戸製鋼所に対し，本ライセンス品の受注活動に必要な情報を提供する。

ウ　ＯＥＭ供給

当事会社は，神戸製鋼所が自社生産を行うことができるようになるまでの間，できる限り速やかに有効な競争単位を創出させる観点から，同社に対し，今後２年間，年間80,000トンを上限とし，本ライセンス品のＯＥＭ供給を行う。

エ　受託めっき加工

当事会社は，神戸製鋼所に対し，ＯＥＭ供給期間終了後，同社が自社生産を行うことができるようになるまでの間（最長10年間），年間160,000トンを上限とし，本ライセンス品の受託めっき加工を行う。受託めっき加工は，神戸製鋼所が希望する場合に，神戸製鋼所が自社で製造する本ライセンス品の原板となる熱延鋼板及び冷延鋼板について，めっき加工を日新製鋼に委託し，同社がこれを受託する。

オ　対価

前記ウ及びエに係る対価については，原則として当事会社における本ライセンス品のフルコストをベースに新規参入を可能とする価格とし，前記アないしエに係る対価については，公正取引委員会の承認を得る。

カ　その他

当事会社と神戸製鋼所との間に協調的関係が生じないよう，日新製鋼は，ＯＥＭ供給や受託めっき加工を実施する際に取得した神戸製鋼所の委託に係る仕様ごとの数量等の情報を，当事会社の営業部門に共有しないなどの情報遮断措置を講じ，その内容については公正取引委員会の承認を得る。また，問題解消措置の実施状況について，当委員会へ定期報告を行う。

⑵　ステンレス冷延鋼板に関する問題解消措置

公正取引委員会が，当事会社に対し，本件株式取得により，当事会社グループが単独で価格等をある程度自由に左右することができる状態が現出すること，また，当事会社グループとその競争者が協調的行動を採ることによって，価格等をある程度自由に左右することができる状態が現出することから，国内のステンレス冷延鋼板の取引分野における競争を実質的に制限することとなる旨の問題点を指摘したところ，当事会社から，以下の措置の申出を受けた。

ア　営業情報の提供及び営業支援

日本冶金工業㈱（以下「日本冶金工業」という。）に対し，当事会社グループが現在取引している需要者のうち当事会社グループ間で競合している需要者等を中心とした需要者に係る取引を譲渡すべく，当該需要者のリスト等を提供するなどする（注10）。提供する需要者のリストは，ニッケル系ステンレス冷延鋼板について日新製鋼が保有する年間14,000トン相当（以下「対象ニッケル製品」という。）の取引及びクロム系ステンレス冷延鋼板について新日鐵住金グループが保有する年間9,000トン相当（以下「対象クロム製品」といい，対象ニッケル製品と対象クロム製品を併せて「対象ステンレス製品」という。）の取引に係るものとする。

また，当事会社の合弁会社である日本鐵板㈱（以下「日本鐵板」という。）の営業担当者を，今後６か月間，日本冶金工業又はその子会社であるナス物産㈱（以下「ナス物産」という。）が販売する対象ニッケル製品の営業支援活動（顧客情報の提供や営業先への同行等）に従事させる。

なお，当該営業情報の提供及び営業支援に当たって，対象ニッケル製品については，日新製鋼の販売部門，日本鐵板及び新日鐵住金グループと日本冶金工業との間に，対象クロム製品については，新日鐵住金グループの販売部門及び日新製鋼と日本冶金工業との間に，協調的関係が生じないよう，適切な情報遮断措置を講じ，その内容については公正取引委員会の承認を得る。

（注10）ただし，需要者のリスト等に係る情報について新日鐵住金グループと日新製鋼の間で開示

を行わないなど，当事会社グループ間で必要な情報遮断措置を講じる。

イ　技術ノウハウのライセンス

当事会社グループは，日本冶金工業に対し，当事会社グループが有する対象ステンレス製品の製品スペック及び製造に係るノウハウ（注11）をライセンスする。

（注11）対象ノウハウが記載された資料類の提供のほか，当事会社グループからの技術スタッフの派遣・対象ノウハウの指導を含む。

（注12）ＯＥＭ供給，後記エ記載の受託加工及び後記オ記載の原板供給の合計の上限を年間42,000トンとする。

（注13）ＯＥＭ供給及び後記エ記載の受託加工の合計の上限を年間27,000トンとする。

ウ　ＯＥＭ供給

当事会社グループは，日本冶金工業が供給能力を拡大するまでの間，有効な牽制力を働かせる観点から，同社又はナス物産に対し，対象ニッケル製品について，今後２年間，日新製鋼からＯＥＭ供給を行う。また，同様の観点から，対象クロム製品について，今後５年間，新日鐵住金グループからＯＥＭ供給を行う。

エ　受託加工

当事会社グループは，日本冶金工業が供給能力を拡大するまでの間，有効な牽制力を働かせる観点から，同社に対し，対象ニッケル製品について，今後５年間，日新製鋼が熱延加工又は冷延加工を受託する。また，対象クロム製品について，今後５年間，新日鐵住金グループは熱延加工又は冷延加工を受託する。

オ　原板供給

当事会社グループは，日本冶金工業に対し，必要に応じて，今後５年間，日新製鋼から対象ニッケル製品の原板となるステンレス熱延鋼帯の供給を行う。

カ　対価

前記ウないしオに係る対価については，原則として当事会社グループにおける対象ステンレス製品のフルコストをベースとし，公正取引委員会の承認を得る。

キ　その他

当事会社グループと日本冶金工業との間に協調的関係が生じないよう，当事会社グループは，ＯＥＭ供給や受託加工等を実施する際に取得した日本冶金工業の委託に係る仕様ごとの数量等の情報を，当事会社グループの営業部門に共有しないなどの情報遮断措置を講じ，その内容については公正取引委員会の承認を得る。また，問題解消措置の実施状況について，当委員会へ定期報告を行う。

６　問題解消措置に対する評価

⑴　溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板に関する措置

ア　特許及び製造ノウハウのライセンス等という措置の妥当性

溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板は，当事会社の製鉄所の一

部で，他の溶融めっき鋼板と共通の製造設備で製造されており，他の事業者が参入するに当たって必要となる製造設備について，当事会社の製造設備を分割して譲渡することは著しく困難である。加えて，鉄鋼製品の国内市場は全体として縮小傾向にあるところ，国内の溶融めっき鋼板市場に新規に参入を希望する事業者は存在せず，当事会社の事業部門の全部又は一部の譲受先が容易に出現する状況にないため，事業譲渡等の措置は困難であると考えられる。

他方，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板については，当事会社が特許及び製造ノウハウを保有していることから，これが輸入や参入の障壁となっており，これらの供与なしには，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板市場で新たな競争事業者が創出される見込みはほとんどない。このため，当事会社が有している特許及び製造ノウハウについて，既に溶融めっき鋼板の製造設備等を有している競争事業者の求めに応じて適正な条件でライセンス等することにより，当該競争事業者は，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板への参入が可能となり，当事会社に対する有効な牽制力となると考えられるため，特許及び製造ノウハウのライセンス等という措置は本件問題解消措置として適切であると考えられる。

イ　神戸製鋼所について

神戸製鋼所は，既に溶融めっき鋼板の製造設備を有しており，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板以外の溶融めっき鋼板の製造販売を行っているところ，本件問題解消措置が採られれば，神戸製鋼所が溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板市場に参入することとなる。同社が既に製造している溶融めっき鋼板を購入している顧客等に対して溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板の販売を行うことにより，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板市場において，今後２年間は最大10％程度，その後10年以内に最大20％程度の市場シェアを占める数量を販売することが可能となり，その場合には新規参入者として十分な競争力を有することとなると考えられる。

したがって，本件問題解消措置により，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板市場における新規参入者として，神戸製鋼所は適切であると考えられる。

ウ　措置内容の評価

⑺　特許及び製造ノウハウのライセンス

前記アのとおり，溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板を製造販売するためには，当事会社から特許及び製造ノウハウのライセンスを受ける必要がある。当事会社が有している特許及び製造ノウハウについて，神戸製鋼所に対しライセンスすることにより，神戸製鋼所が溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板市場に参入すれば，当事会社に対する有効な牽制力となるため，特許及び製造ノウハウのライセンスは，本件の問題解消措置として適切であると考えられる。

(ｲ) **情報提供**

当事会社が，神戸製鋼所に対し，受注活動に必要となる技術面でのノウハウといった情報を提供することは，当事会社と神戸製鋼所との間で協調的関係を生じるおそれはなく，神戸製鋼所が同製品の販売に新規参入するために必要な措置であると考えられる。

(ｳ) **ＯＥＭ供給**

当事会社が，神戸製鋼所に対し，本ライセンス品のＯＥＭ供給を行うことは，神戸製鋼所が溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板の製造ノウハウを習得等するまでの間，できる限り早期に当事会社に対する有効な牽制力を創出させるために，必要な措置と考えられる。

また，ＯＥＭ供給の期間については，原則として２年間とし，神戸製鋼所が製造ノウハウを習得等するのに必要な期間に限られており，ＯＥＭ供給の期間が長期化して当事会社と神戸製鋼所との間で協調的行動が採られるおそれを減らす観点から，適切に設定されていると考えられる。

(ｴ) **受託めっき加工**

ＯＥＭ供給から受託めっき加工に移行することは，神戸製鋼所のコスト面での競争力の強化につながるとともに，コストが当事会社と共通化する部分を減らし，競争の余地を拡大することから，適切な措置であると考えられる。

また，受託めっき加工の期間が，ＯＥＭ供給の終了後，自社生産に移行するまでの最長10年間であることについては，神戸製鋼所が新規参入者であることから，設備投資や設備改造のためにある程度の期間が必要となることはやむを得ない一方，自社生産に移行するのに必要な期間に限定されており，適切に設定されていると考えられる。

(ｵ) **その他**

当事会社と神戸製鋼所との間に，情報遮断措置を講じ，その内容について事前に公正取引委員会の承認を得ることについては，神戸製鋼所の委託に係る仕様ごとの数量等の情報が当事会社の営業部門に共有されること等による協調的関係が生じることを防止する観点から，適切であると考えられる。

また，問題解消措置の実施状況について，公正取引委員会への定期報告を行うことについても，問題解消措置の履行監視の観点から適切であると考えられる。

エ　小括

以上のとおり，当事会社の申し出た措置を前提とすれば，国内の溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板市場への神戸製鋼所の参入により，今後，最大20％程度の市場シェアを占める競争事業者が創出され，当事会社に対する有効な牽制力として機能するものと考えられる。その結果，本件株式取得により，国内の溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

(2) ステンレス冷延鋼板に関する措置

ア　競争事業者への営業情報の提供及び営業支援等という措置の妥当性

ステンレス冷延鋼板の市場環境からすると，当事会社グループの事業部門の全部又は一部の譲受先が容易に出現する状況になく，事業譲渡等の措置は困難であり，また，輸入を促進する有効な措置も見いだしにくいものと考えられる。

したがって，このような市場構造において，供給能力等に限りのあるステンレス冷延鋼板市場の既存の競争事業者へ営業情報の提供や営業支援等を行い，当該競争事業者の競争力を強化すれば，当事会社グループに対する有効な牽制力となると考えられ，本件問題解消措置として適切であると考えられる。

イ　日本冶金工業について

日本冶金工業は，電気炉を保有し，自社でステンレスの原材料から一貫してステンレス製品を製造するステンレス冷延鋼板の競争事業者である。本件問題解消措置が採られれば，日本冶金工業は，ステンレス冷延鋼板について供給能力及び販売先の拡大を図ることができ，今後５年以内に，ステンレス冷延鋼板市場において最大15％程度の市場シェアを占める数量を販売することが可能となり，その場合には有力な競争事業者として十分な競争力を有することとなると考えられる。

したがって，本件問題解消措置により，ステンレス冷延鋼板市場における競争力を強化する事業者として，日本冶金工業は適切であると考えられる。

ウ　措置内容の評価

(ｱ)　営業情報の提供及び営業支援

日本冶金工業の競争力強化にとって，ステンレス冷延鋼板の供給能力の拡大に加えて販売先の拡大が必要であり，日本冶金工業に対する営業情報の提供及び営業支援は，販売先の拡大という観点から有効な措置であると考えられる。

(ｲ)　技術ノウハウのライセンス

日本冶金工業が特定の需要者向けの製品の製造を行うために，当事会社グループが必要な技術ノウハウをライセンスすることは，日本冶金工業の販売先を拡大するために必要な措置であると考えられる。

(ｳ)　ＯＥＭ供給

日本冶金工業は，対象ステンレス製品の供給能力を拡大するための設備投資とそのための準備期間として５年程度を必要としているところ，それまでの間，当事会社グループがステンレス冷延鋼板のＯＥＭ供給を行うことは，当事会社グループに対する牽制力を働かせるために必要な措置であると考えられる。また，ＯＥＭ供給の期間は，日本冶金工業が供給能力を拡大するまでの移行期間に限られており，ＯＥＭ供給の期間が長期化して当事会社と日本冶金工業との間で協調的行動が採られるおそれを減らす観点からも，適切に設定されていると考えられる。

(ｴ)　受託加工

日本冶金工業が供給能力を拡大するまでの間，日本冶金工業が対象ステンレス製品の製鋼工程又は熱延工程まで加工したものについて，当事会社グループが熱

延加工又は冷延加工を受託する措置は，ＯＥＭ供給と比べて日本冶金工業のコスト面での競争力の強化につながるとともに，コストが当事会社と共通化する部分を減らし，競争の余地を拡大することから，適切な措置であると考えられる。また，受託加工の期間は日本冶金工業が供給能力を拡大するまでの移行期間の５年間に限られていることから，適切に設定されていると考えられる。

(オ) 原板供給

当事会社グループから対象ニッケル製品に係る原板を供給することは，日本冶金工業が供給能力を拡大するまでの期間中，製造設備の修繕又は事故に備えるために，やむを得ない措置であると考えられる。

(カ) その他

当事会社グループと日本冶金工業との間に，情報遮断措置を講じ，その内容について事前に公正取引委員会の承認を得ることについては，日本冶金工業の委託に係る仕様ごとの数量等の情報が当事会社グループの営業部門に共有されること等による協調的関係が生じることを防止する観点から，適切であると考えられる。

また，問題解消措置の実施状況について，公正取引委員会への定期報告を行うことについても，問題解消措置の履行監視の観点から適切であると考えられる。

エ 小括

以上のとおり，当事会社の申し出た措置を前提とすれば，国内のステンレス冷延鋼板市場における日本冶金工業の競争力強化により，今後，同社が最大15％程度の市場シェアを占めることができ，当事会社が単独で価格等をある程度自由に左右することに対する有効な牽制力が働くとともに，競争事業者の供給余力が増加し，積極的な販売活動が行われることにより，市場シェアの拡大の可能性が高まることから，当事会社と他の競争事業者との協調的行動を妨げる効果が生じると考えられる。その結果，本件株式取得により，国内のステンレス冷延鋼板の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

7 結論

当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば，本件株式取得が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

第８章　不公正な取引方法への取組

第１　概説

独占禁止法は，第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか，事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること，事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること，会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること，会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること，会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（第６条，第８条第５号，第10条第１項，第13条第２項，第14条，第15条第１項，第15条の２第１項第２号及び第16条第１項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は，公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）により，これまで不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち，共同の取引拒絶，差別対価，不当廉売，再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（第２条第９項第１号から第５号），新たに課徴金納付命令の対象となった（第20条の２から第20条の６）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては，前記規定に違反する事件の処理のほか，不公正な取引方法の指定に関する調査，不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動，不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また，不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第２　不当廉売に対する取組

企業の効率性によって達成した低価格で商品を供給するのではなく，採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは，独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり，公正な競争秩序に悪影響を与えるときは，不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は，以前から，不当廉売に対し，厳正かつ積極的に対処することとしている。

1　不当廉売事案への対処

(1)　処理方針

小売業における不当廉売事案については，①申告のあった事案に関しては，処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則２か月以内として迅速処理（注）することとし，繰り返し注意を受ける事業者に対しては，事案に応じて，責任者を招致した上で直接注意を行うほか，②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案で，周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては，周辺の販売業者の事業活

動への影響等について個別に調査を行い，問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

（注）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則２か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

⑵　処理の状況

平成28年度においては，酒類，石油製品，家庭用電気製品等の小売業において，不当廉売につながるおそれがあるとして合計1,155件の事案に関して注意（迅速処理によるもの）を行った（第１表参照）。

例えば，酒類について，総販売原価が十分に賄えない対価で繰り返し販売した複数の事業者の責任者に対し，直接注意した事例があった。

また，石油製品について，他の事業者に対抗し，それぞれ供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した複数の事業者の責任者に対し，直接注意した事例があった。

第１表　平成28年度における不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	420	732	1	2	1,155

2　規制基準の明確化

公正取引委員会は，昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し，その後，個別の業種（酒類，ガソリン等及び家庭用電気製品）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより，不当廉売規制の考え方を明らかにしてきた。

平成21年独占禁止法改正法により，不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い，公正取引委員会は，不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により，法運用の透明性を一層確保し，事業者の予見可能性をより向上させるため，これらのガイドラインを改定し，平成21年12月18日に公表した。

3　「酒類の公正な取引に関する基準」に係る協議

酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ること等を目的とした，「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案」が第190回国会に提出され，平成28年５月27日に成立し，同年６月３日に公布，平成29年６月１日に施行された（平成28年法律第57号）。

改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の３第１項に基づき，財務大臣は，酒類に関する公正な取引につき，酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき「公正な取引の基準」を定めることとされている。同基準については，同法第94条第１項に基づき，当委員会に協議を行うこととされており，平成29年３月，当委員会に対し「酒類の公正な取引に関する基準」について協議が行われた。当委員会は，所要の検討を行った結果，異議ない旨回答した。

第３　優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は，自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり，不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は，以前から，優越的地位の濫用行為に対し，厳正かつ効果的に対処することとしている。

1　優越的地位の濫用への対処

優越的地位の濫用に関し，公正取引委員会では，優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い，必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し（平成21年11月），調査を行っているところ，平成28年度においては，48件の注意を行った。注意の内訳（行為類型）は第２表のとおりであり，購入・利用強制が19件，協賛金等の負担の要請が22件，従業員等の派遣の要請が16件，その他経済上の利益の提供の要請が８件，返品が２件，支払遅延が４件，減額が11件，取引の対価の一方的決定が２件，その他が４件となっている（注）。

（注）独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である下請法において勧告又は指導が行われた違反行為等は，後記第９章第２ 3 違反行為類型別件数のとおりである。下請法においては，独占禁止法の優越的地位の濫用の規制とは異なり，支払遅延，買いたたき及び減額の３類型が違反類型別の実体規定違反件数の９割近くを占めている。ただし，下請法の対象は，親事業者と下請事業者との間の一定の委託取引に限られており（後記第９章第１参照），そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第２表　注意事案の行為類型一覧

（単位：件）

取引形態／行為類型	小売業者に対する納入取引	物流取引	宿泊業者に対する納入等取引	卸売業者に対する納入取引	飲食業者に対する納入等取引	その他の取引	合計
購入・利用強制	3	4	5	2	1	4	19
協賛金等の負担の要請	10	0	3	4	0	5	22
従業員等の派遣の要請	15	1	0	0	0	0	16
その他経済上の利益の提供の要請	0	0	3	0	1	4	8
返品	2	0	0	0	0	0	2
支払遅延	0	4	0	0	0	0	4
減額	2	8	1	0	0	0	11
取引の対価の一方的決定	1	0	0	0	0	1	2
その他	0	3	0	0	0	1	4
合計	33	20	12	6	2	15	88

（注）一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるので，注意件数（48件）と行為類型の内訳の合計数（88件）とは一致しない。

2　中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る実態調査等

公正取引委員会は，独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し，厳正に対処しているほか，中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について，実態調査等を実施し，普及・啓発に努めている。

⑴　ブライダルの取引に関する実態調査

公正取引委員会は，ブライダル業者と納入業者との取引を対象とする実態調査を実施し，平成29年３月22日に「ブライダルの取引に関する実態調査」を公表した（詳細は後記 5 参照）。

ブライダル業の市場規模は平成27年において約１兆4160億円と見込まれ，漸減傾向が続いている。婚姻件数は，平成27年において約64万件であり，過去10年間でおよそ11％減少している。今後も減少傾向は続き，平成37年には約58万件になることが予測されている。

納入業者から，ブライダル業者から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を一つ以上受けたと回答のあった取引は集計対象取引の37.6％に上っており，中でも，「商品・サービスの購入・利用の要請」が24.0％と最も高い割合となっていたほか，「金銭・物品の提供の要請」（16.8％）や「採算確保が困難な取引（買いたたき）」（12.3％）が他の行為類型に比べ高い割合となっていた。また，取引内容別にみると，「人材派遣」（45.8％），「引出物・ギフト」（44.5％），「花」（43.9％）の取引において優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の割合が40％を超えており，他の取引内容に比べ高くなっていた。

調査結果を踏まえ，違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から，関係事業者団体に対して，本調査結果を示すとともに，業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請することとし，ブライダル業者向けの講習会を実施することとした。

⑵　葬儀の取引に関する実態調査

公正取引委員会は，葬儀業者と納入業者との取引を対象とする実態調査を実施し，平成29年３月22日に「葬儀の取引に関する実態調査」を公表した（詳細は後記 6 参照）。

葬儀業の市場規模は平成27年において約１兆7800億円と見込まれ，漸増傾向が続いている。死亡者数は，平成26年において約127万名であり，過去10年間で23.8％増加している。今後も増加傾向は続き，平成51年には約167万名とピークを迎えることが予測されている。

納入業者から，葬儀業者から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を一つ以上受けたと回答のあった取引は集計対象取引の29.9％に上っており，中でも，「商品・サービスの購入・利用の要請」が14.9％と最も高い割合となっていたほか，「採算確保が困難な取引（買いたたき）」（11.4％）や「金銭・物品の提供の要請」（9.0％）が他の行為類型に比べ高い割合となっていた。また，取引内容別にみると，「仕出料理」（36.7％），「花」（33.6％），「返礼品・ギフト」（32.2％）の取引において優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の割合が30％を超えており，他の取引内容に比べ高くなっていた。

調査結果を踏まえ，違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から，関係事業者団体に対して，本調査結果を示すとともに，業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請することとし，葬儀業者向けの講習会を実施することとした。

⑶　荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は，荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から，平成16年３月８日，特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第１号。以下「物流特殊指定」という。）を指定し，荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成28年度においては，優越的地位の濫用行為の抑止・早期是正のため独占禁止法の運用を強化することとし，物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため，調査対象を平成27年度に比べて倍増させ、荷主30,000名及び物流事業者40,000名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果，物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた707名の荷主に対して，物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成29年３月）。

当該707名の荷主のうち，業種について回答のあった698名を業種別にみると，製造業が最も多く（340名，48.7％），卸売業（149名，21.3％），建設業（53名，7.6％）がこれに続いている。また，問題となるおそれがある行為791件を類型別にみると，代金の支払遅延が最も多く（329件，41.6％），代金の減額（165件，20.9％），割引困難な手形の交付（105件，13.3％）がこれに続いている。

3　優越的地位の濫用規制に係る講習会

公正取引委員会は，過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種，各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として，業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成28年度においては，荷主・物流事業者向けに10回の講習会を実施した。

4　優越的地位の濫用規制に係る相談・指導

⑴　優越的地位の濫用規制に係る相談

公正取引委員会では，地方事務所等を含めた全国の相談窓口において，年間を通して，優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

平成28年度においては，451件の相談に対応した。

⑵　「中小事業者のための移動相談会」の実施

公正取引委員会は，下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会事務総局の職員が出向いて，優越的地位の濫用規制や下請法についての基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成28年度においては，45か所において実施した。

⑶　コンプライアンス確立のための積極的な支援

公正取引委員会は，事業者等からの優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに，優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため，事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣している。

平成28年度においては，事業者団体等に10回講師を派遣した。

5　ブライダルの取引に関する実態調査報告書

⑴　調査の趣旨・方法

ア　調査の趣旨

公正取引委員会は，独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき，納入業者に不当に不利益を与える行為に対し厳正に対処するとともに，違反行為の未然防止に係る取組を行っている。また，この未然防止の取組の一環として，公正取引委員会は，優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る事例が見受けられる取引分野について，従前，取引の実態を把握するための調査を実施している。

ブライダルの市場では新規参入や消費者等のニーズに対応するための競争が活発に行われる一方で，ブライダル業者と取引をする事業者に対して，取引とは直接関係ない物品の購入を要請するといった行為が行われているといわれている。このような実情を踏まえ，公正取引委員会は，ブライダルの取引に関する実態調査を実施した。

イ　調査方法

ブライダル業又は葬儀業を営んでいると思われる事業者を対象として調査票3,500通を送付するとともに，当該事業者のうちブライダル業又は葬儀業を営んでいると回答した事業者（以下，それぞれ，「ブライダル業者」，「葬儀業者」という。）から報告のあった取引先納入業者（注１）を対象として調査票7,000通（注２）を送付し，書面調査を実施した（調査票の発送数及び回答者数は第３表参照）。

（注１）ブライダル業者又は葬儀業者に対して，商品の納入又はサービスの提供を行っている事業者

（注２）納入業者１名に対し複数のブライダル業者又は葬儀業者との取引について調査票を送付している場合がある。

第３表　書面調査の回答状況等

対象事業者	発送数	回答数	
ブライダル業者及び葬儀業者	3,500	1,603（45.8%）	
		うちブライダル業を営んでいるとの回答数	255
納入業者	7,000	3,456（49.4%）	
		うちブライダル業者と取引があるとの回答数	1,157

※調査対象期間：直近１事業年度（一部直近５事業年度又は直近10事業年度）

⑵　ブライダル業の概況

ア　ブライダル市場の概況

ブライダル業の市場規模は平成27年において約１兆4160億円と見込まれ，漸減傾向が続いている（第１図参照）。

婚姻件数は，平成27年において約64万件であり，過去10年間でおよそ11％減少している。今後も減少傾向は続き，平成37年には約58万件になることが予測されている（第２図参照）。

第１図　ブライダル業の市場規模（注３）

（単位：百万円）

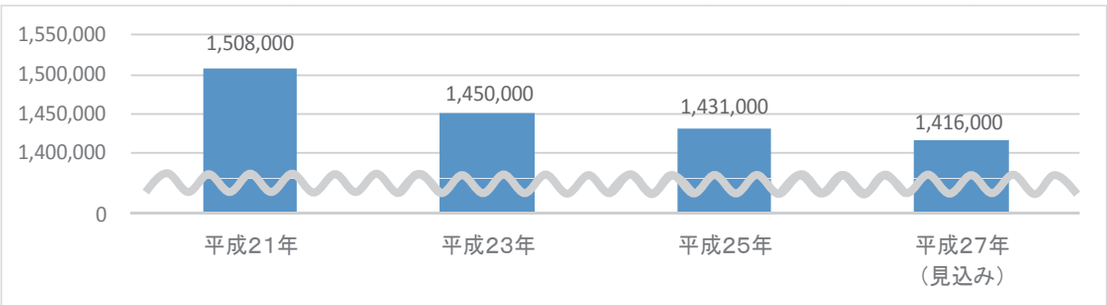

（注３）出典：株式会社矢野経済研究所「ブライダル産業年鑑 2016年版」

第２図　婚姻件数の推移・推計（注４）

（単位：件）

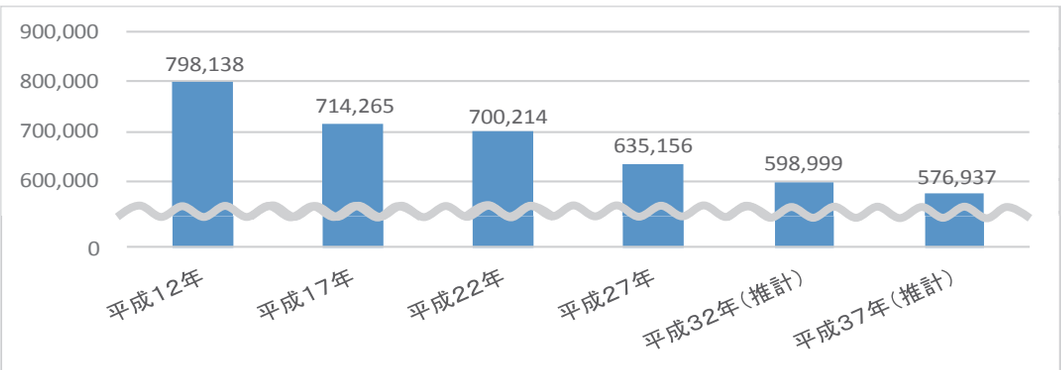

（注４）出典：厚生労働省「平成28年（2016）人口動態統計の年間推計」，株式会社リクルートマーケティングパートナーズ（リクルートブライダル総研）「婚姻組数予測」

イ　披露宴等の小規模化とブライダル市場の縮小

ブライダル業者の多くが，ブライダルの年間取扱件数及び年間売上高が減少傾向にあり，さらに，ブライダル１件当たりの売上高及び出席人数が減少傾向にあるとしており，挙式・披露宴の小規模化とともに，ブライダル業の市場規模が縮小傾向をたどっていることがうかがえる。

㈦　ブライダルの年間取扱件数及び年間売上高の増減傾向

年間取扱件数については，「減少している」との回答が76.8％，年間売上高については，「減少している」との回答が81.5％に上った（第４表参照）。

第４表　年間取扱件数の傾向及び年間売上高の傾向

年間取扱件数の傾向	回答数	割合
増加している	28	11.6%
減少している	185	76.8%
変わっていない	28	11.6%
合計	241	100.0%

年間売上高の傾向	回答数	割合
増加している	27	11.1%
減少している	198	81.5%
変わっていない	18	7.4%
合計	243	100.0%

㈠　ブライダル１件当たりの売上高及び出席人数の増減傾向

売上高については，「減少している」との回答が 69.4％，出席人数については，「減少している」との回答が 77.9％に上った（第５表参照）。

第５表　１件当たりの売上高及び出席人数の増減傾向

1件当たりの売上高の傾向	回答数	割合
増加している	36	14.9%
減少している	168	69.4%
変わっていない	38	15.7%
合計	242	100.0%

1件当たりの出席人数の傾向	回答数	割合
増加している	5	2.1%
減少している	187	77.9%
変わっていない	48	20.0%
合計	240	100.0%

ウ　ブライダル会場の多様化

ブライダル会場の形態についてみると，現状では専門式場が 30.5％，ホテルが27.2％と比較的高い割合となっているが，ブライダル会場の形態と年間取扱件数及び年間売上高の増減傾向の関係をみると，ゲストハウスやレストランといった形態で年間取扱件数及び年間売上高が増加傾向にあるとした割合が高かった（第３図及び第４図参照）。

従来型の専門式場，ホテルでの挙式・披露宴よりも，貸切で敷地内を自由に使える，自由度が高い演出ができるといった特徴を有するゲストハウス（庭園やプール等を併設した邸宅風の施設）や，比較的低価格での開催もできるなど予算面で融通が利く，アットホームな雰囲気がある，料理にこだわることができるといった特徴を有するレストランでの挙式・披露宴の人気が高まってきているものと考えられる。

第３図　ブライダル会場の形態とブライダルの年間取扱件数の増減傾向との関係

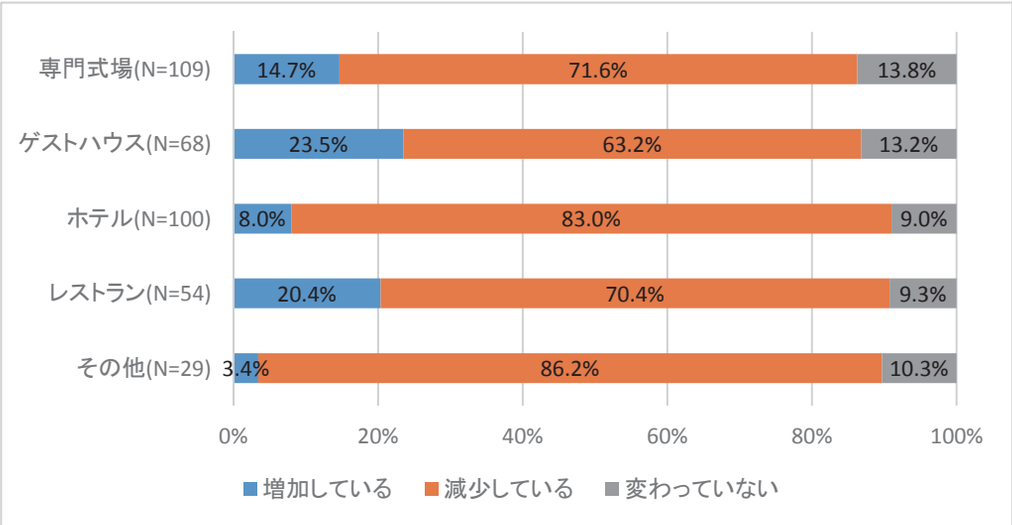

第４図　ブライダル会場の形態とブライダルの年間売上高の増減傾向との関係

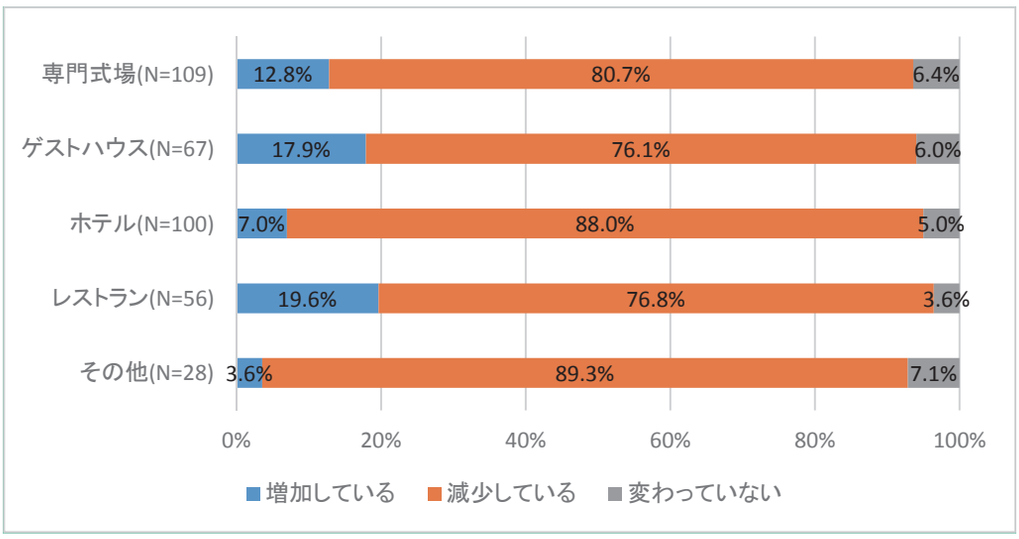

エ　異業種からの新規参入

ブライダル業者の76.1％が，直近10事業年度において自社の営業地域内に新規参入があったと回答しているように，ブライダル業界では新規参入が活発に行われている。新規参入業者については「自社の営業地域外で営業していたブライダル業者」との回答が71.6％と同業者の事業拡大によるものが最も多かったが，「異業種から参入したブライダル業者」との回答も19.9％に上った（第６表参照）。

ブライダル業の市場規模が縮小する中，新規参入が行われているが，異業種からの新規参入業者の主たる事業内容をみると，レストラン事業，貸衣装事業，ホテル事業といったブライダル業と関係の深い事業が多くなっている。

第６表　新規参入業者の主たる事業内容及びブライダル業者が兼業している事業

新規参入業者の主たる事業内容	回答数	割合
レストラン事業	20	29.9%
貸衣装事業	18	26.9%
ホテル事業	14	20.9%
その他（写真事業，不動産事業等）	15	22.4%
合計	67	100.0%

ブライダル業者が兼業している事業	回答数	割合
ホテル事業	89	24.6%
レストラン事業	87	24.0%
貸衣装事業	41	11.3%
流通事業（卸・小売）	20	5.5%
農業協同組合事業	14	3.9%
生花事業	14	3.9%
鉄道事業	9	2.5%
生活協同組合事業	1	0.3%
その他（不動産事業，旅館事業，介護事業等）	87	24.0%
合計	362	100.0%

⑶　ブライダル業者と納入業者との取引の状況

ア　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の状況（行為類型別）

納入業者から，ブライダル業者から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を一つ以上受けたと回答のあった取引は37.6%（435取引）であった（第７表参照）。また，資本金区分（注５）から下請法の適用対象となり得るのは，435取引のうち，90取引であった。

（注５）物品の製造委託，運送に係る役務提供委託等の取引については，親事業者の資本金が３億円超の場合は下請事業者の資本金が３億円以下（個人を含む。）及び親事業者の資本金が1000万円超３億円以下の場合は下請事業者の資本金が1000万円以下（個人を含む。）の場合に下請法の適用対象となる。情報成果物作成委託・役務提供委託（運送等を除く。）の取引については，親事業者の資本金が5000万円超の場合は下請事業者の資本金が5000万円以下（個人を含む。）及び親事業者の資本金が1000万円超5000万円以下の場合は下請事業者の資本金が1000万円以下（個人を含む。）の場合に下請法の適用対象となる。

第７表　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の状況（行為類型別）

行為類型	取引数	割合
商品・サービスの購入・利用の要請	278	24.0%（ 278/1,157）
金銭・物品の提供の要請	194	16.8%（ 194/1,157）
採算確保が困難な取引（買いたたき）	142	12.3%（ 142/1,157）
発注内容の変更（受領拒否を含む。）	94	8.1%（ 94/1,157）
やり直し	77	6.7%（ 77/1,157）

従業員等の派遣の要請	77	6.7%（ 77/1,157）
返品	43	5.1%（ 43/ 840）
発注内容以外の作業等	56	4.8%（ 56/1,157）
代金の減額	28	2.4%（ 28/1,157）
代金の支払遅延	22	1.9%（ 22/1,157）
合計（上記行為が一つ以上みられた取引数）	435	37.6%（ 435/1,157）

イ　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為の受入れ状況と取引年数との関係

優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受け入れた納入業者の割合は，取引年数が長いほど高い傾向にあった（第５図参照）。

第５図　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為の受入れ状況と取引年数との関係

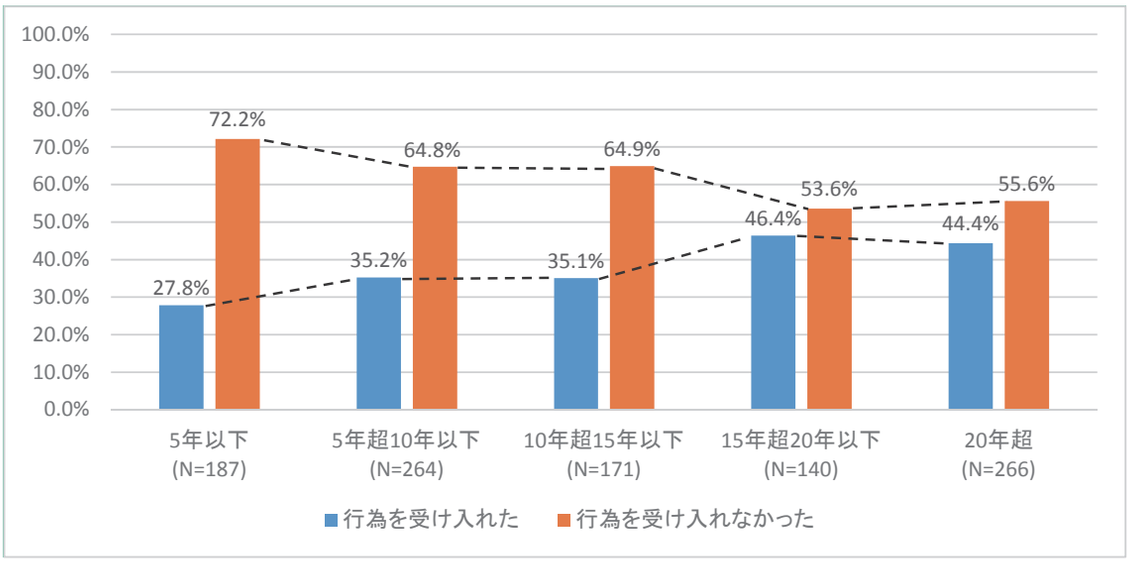

ウ　取引年数の平均値の差の分析結果（t 検定）

優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受け入れた納入業者の取引年数の平均値と受け入れなかった納入業者の取引年数の平均値の差の分析（ｔ検定）を行ったところ，双方の取引年数の平均値には有意な差が認められ，受け入れた納入業者の取引年数の平均値が長かった（第８表参照）。

第８表　取引年数の平均値の差の分析結果（t 検定）

	平均取引年数	検定結果
受け入れた	17.76	受け入れた納入業者の取引年数の平均値と受け入れなかった納入業者の取引年数の平均値との間には，統計的に有意な差がある（1%有意）。
受け入れなかった	15.23	

エ　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の状況（取引内容別）

人材派遣，引出物・ギフト，花の取引において優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の割合が40%を超えており，他の取引内容に比べ高くなっていた（第９表参照）。

第９表　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の状況（取引内容別）

取引内容	取引数	割合
人材派遣	54	45.8%（ 54/ 118）
引出物・ギフト	125	44.5%（ 125/ 281）
花	54	43.9%（ 54/ 123）
演出	29	35.4%（ 29/ 82）
ビデオ撮影・写真撮影	51	34.9%（ 51/ 146）
貸衣装	39	33.3%（ 39/ 117）
飲み物	29	29.6%（ 29/ 98）
料理	54	28.1%（ 54/ 192）
合計	435	37.6%（ 435/1,157）

オ　納入業者からの具体的回答事例

(ｱ)　商品・サービスの購入・利用の要請

ブライダル業者からイベントのチケットを購入させられている。チケットの購入に際しては，年間取引高に応じて，ブライダル業者から一方的に「お宅は○○万円買ってもらうから。」などと言われ，全く異論を差し挟む余地はなかった。

(ｲ)　金銭・物品の提供の要請

ブライダル業者から，新聞広告の協賛金の提供を要請される。当社にどのような形で利益になっているのかは分からないが，仕方なく協賛金を提供している。

(ｳ)　採算確保が困難な取引（買いたたき）

飲料を納入する複数の事業者と取引しているブライダル業者との取引の場合，納入価格は一番安く納入する事業者の金額に一律に合わせられてしまう。それぞれの

納入業者の取引数量やブライダル業者に納入するための物流費は異なるはずだが，そういったものは一切考慮されずに一番安く納入する事業者の金額での取引を要請される。もう少し納入価格を引き上げてほしいが，値上げを言い出せば，取引がなくなるのは目に見えているため，我慢するほかない。

㈾　発注内容の変更（受領拒否を含む。）

結婚式に派遣する人材は，キリスト教式においては牧師，人前式においては司会者というように式のスタイルによって異なるところ，ブライダル業者から結婚式前日にキリスト教式ではなく人前式だったなどと連絡があり，一方的に牧師の派遣をキャンセルされることがある。前日のキャンセルなので，色々な準備をしており，費用が発生しているにもかかわらず，ブライダル業者からは準備に要した費用等は支払われない。

㈿　返品

新郎新婦の名前等を入れたオリジナル商品の場合，挙式・披露宴の出席者が予定よりも少なかったことを理由に返品されても処分するしかなく，当社にとっては不利益しかないが，今後の取引への影響を考えると，返品を拒否することはできない。

⑷　取引を行う上での留意点

ア　ブライダル業者

商品・サービスの購入・利用の要請及び金銭・物品の提供の要請については，これまでも独占禁止法違反として法的措置が採られた実績のある典型的な優越的地位の濫用行為であり，また，採算確保が困難な取引（買いたたき）については，最も重要な取引条件の一つである取引価格に関するもので，他の実態調査等においても納入業者からの指摘が多い行為類型である。

違反行為の未然防止の観点から，ブライダル業者は，これらの行為類型を含め，前記⑶ア記載の違反行為類型に該当するような行為を行うことのないよう留意する必要がある。

イ　納入業者

ブライダル業者から優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る行為を受けた場合，公正取引委員会に相談する，あるいは申告するといった対応を採ることができるよう，優越的地位の濫用規制及び下請法に関する理解を深めることが重要である。

⑸　公正取引委員会の対応

本調査の結果，ブライダルに関する一部の取引において，ブライダル業者による優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る行為が行われている状況が認められた。公正取引委員会として，違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から，本調査

結果を公表するとともに，以下の対応を行うこととした。

ア(ｱ)　ブライダル業者の関係事業者団体に対して，本調査結果を示すとともに，ブライダル業者がブライダルの取引に関する問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう，改めて優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を傘下会員に周知徹底するなど，業界における取引の公正化に向けた取組を要請する。

(ｲ)　ブライダル業者を対象とする講習会を実施し，本調査結果並びに優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を説明する。

(ｳ)　ブライダル業者及び納入業者に対し，優越的地位の濫用規制及び下請法への理解を深められるよう，公正取引委員会のウェブサイト，Twitter，Facebook 等を通じ，各種講習会への参加，講習用動画の活用等を広く呼びかけていく。

イ　公正取引委員会は，今後とも，ブライダルに関する取引実態を注視し，優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに，これらの法律に違反する行為に対しては，厳正に対処していく。

6　葬儀の取引に関する実態調査報告書

(1)　調査の趣旨・方法

ア　調査の趣旨

公正取引委員会は，独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき，納入業者に不当に不利益を与える行為に対し厳正に対処するとともに，違反行為の未然防止に係る取組を行っている。また，この未然防止の取組の一環として，公正取引委員会は，優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る事例が見受けられる取引分野について，従前，取引の実態を把握するための調査を実施している。

葬儀の市場では新規参入や消費者等のニーズに対応するための競争が活発に行われる一方で，葬儀業者と取引をする事業者に対して，取引とは直接関係ない物品の購入を要請するといった行為が行われているといわれている。このような実情を踏まえ，公正取引委員会は，葬儀の取引に関する実態調査を実施した。

イ　調査方法

葬儀業又はブライダル業を営んでいると思われる事業者を対象として調査票3,500通を送付するとともに，当該事業者のうち葬儀業又はブライダル業を営んでいると回答した事業者（以下，それぞれ，「葬儀業者」，「ブライダル業者」という。）から報告のあった取引先納入業者（注１）を対象として調査票7,000通（注２）を送付し，書面調査を実施した（調査票の発送数及び回答者数は第10表参照）。

（注１）葬儀業者又はブライダル業者に対して，商品の納入又はサービスの提供を行っている事業者

（注２）納入業者１名に対し複数の葬儀業者又はブライダル業者との取引について調査票を送付している場合がある。

第10表　書面調査の回答状況等

対象事業者	発送数	回答数	
葬儀業者及び ブライダル業者	3,500	1,603（45.8%）	
		うち葬儀業を営んでいるとの回答数	696
納入業者	7,000	3,456（49.4%）	
		うち葬儀業者と取引があるとの回答数	1,451

※調査対象期間：直近１事業年度（一部直近５事業年度又は直近10事業年度）

⑵　葬儀業の概況

ア　葬儀市場の概況

葬儀業の市場規模は平成27年において約１兆7800億円と見込まれ，漸増傾向が続いている（第６図参照）。

死亡者数は，平成26年において約127万名であり，過去10年間で23.8％増加している。今後も増加傾向は続き，平成51年には約167万名と，ピークを迎えることが予測されている（第７図参照）。

第６図　葬儀業の市場規模（注３）

（単位：百万円）

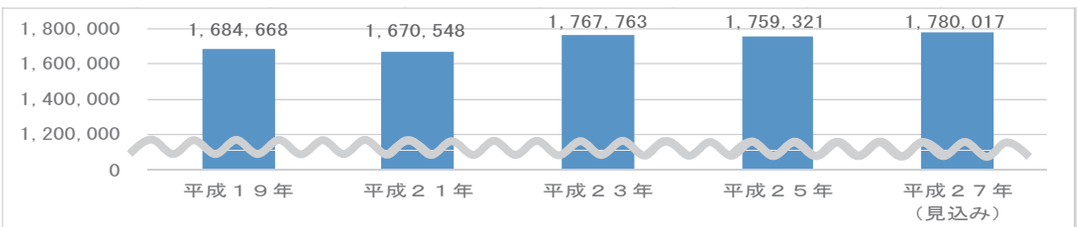

（注３）出典：株式会社矢野経済研究所「フューネラルビジネスの実態と将来展望　2015年版」

第７図　死亡者数の推移・推計（注４）

（単位：千名）

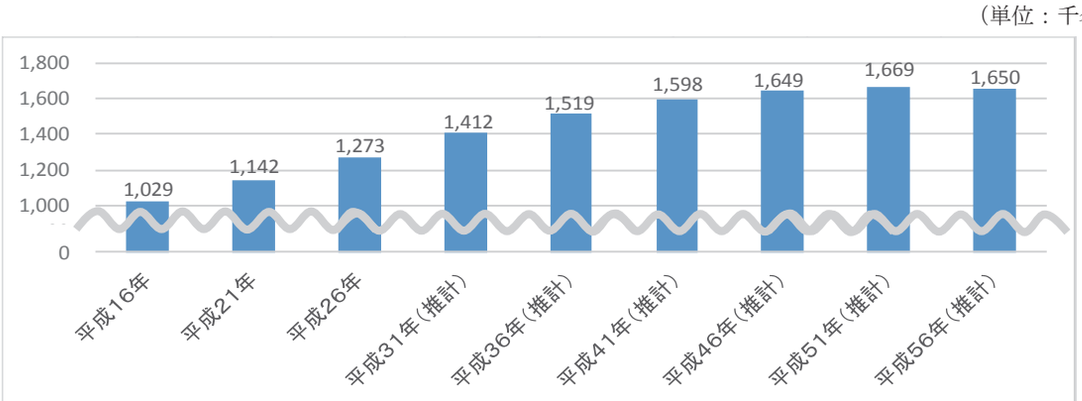

（注４）出典：厚生労働省「平成28年（2016）人口動態統計の年間推計」，国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年１月推計）」

イ　葬儀の多様化・小規模化

従来型の「一般葬」が減少傾向にある一方，「一般葬」に比べ，参列者数が少ない，葬儀日数が少ない，葬儀費用を低く抑えることができるといった特徴を有する「家族葬」，「直葬」等が増加傾向にある。葬儀の取扱件数は死亡者数の増加に応じて増加するものの，葬儀１件当たりの売上高は減少傾向をたどることが考えられる。

⑺　葬儀の年間取扱件数及び年間売上高の増減傾向

年間取扱件数については，「増加している」，「減少している」，「変わっていない」との回答がそれぞれ３分の１程度であったが，年間売上高については，「減少している」との回答が50％を占めた（第11表参照）。

第11表　年間取扱件数の傾向及び年間売上高の傾向

年間取扱件数の傾向	回答数	割合
増加している	221	34.6%
減少している	213	33.3%
変わっていない	205	32.1%
合計	639	100.0%

年間売上高の傾向	回答数	割合
増加している	172	26.9%
減少している	320	50.0%
変わっていない	148	23.1%
合計	640	100.0%

⑴　葬儀の種類別の年間取扱件数及び年間売上高の増減傾向

増加傾向にあるものとして「家族葬」との回答が年間取扱件数，年間売上高ともに 50％を超えたほか，「直葬」及び「一日葬」が比較的高い割合を占めた一方，減少傾向にあるものとしては「一般葬」との回答が年間取扱件数，年間売上高ともに70％近くに上った（第 12 表及び第 13 表参照）。

第12表　葬儀の種類別の年間取扱件数

増加傾向にある葬儀の種類	回答数	割合
家族葬	554	51.1%
直葬	284	26.2%
一日葬	185	17.1%
一般葬	58	5.4%
社葬	3	0.3%
合計	1,084	100.0%

減少傾向にある葬儀の種類	回答数	割合
一般葬	473	68.8%
社葬	167	24.3%
直葬	21	3.1%
家族葬	17	2.5%
一日葬	10	1.5%
合計	688	100.0%

第13表　葬儀の種類別の年間売上高の増減傾向

増加傾向にある葬儀の種類	回答数	割合
家族葬	524	52.2%
直葬	232	23.1%
一日葬	163	16.3%
一般葬	75	7.5%
社葬	9	0.9%
合計	1,003	100.0%

減少傾向にある葬儀の種類	回答数	割合
一般葬	475	68.3%
社葬	156	22.4%
家族葬	29	4.2%
直葬	21	3.0%
一日葬	14	2.0%
合計	695	100.0%

ウ　大手葬儀業者の事業拡大

年間取扱件数の多い葬儀業者ほど年間取扱件数が増加傾向にあるとした割合が高く，年間売上高の多い葬儀業者ほど年間売上高が増加傾向にあるとした割合が高かった。また，葬儀施設の保有数が多い葬儀業者ほど年間売上高が増加傾向にあるとした割合が高かった（第８図及び第９図参照）。

事業規模が大きい葬儀業者ほど年間取扱件数，年間売上高とも増加傾向にある。今後，大手の葬儀業者はより事業を拡大し，中小の葬儀業者との二極化が進んでいくことも考えられる。

第８図　葬儀の年間取扱件数とその増減傾向との関係

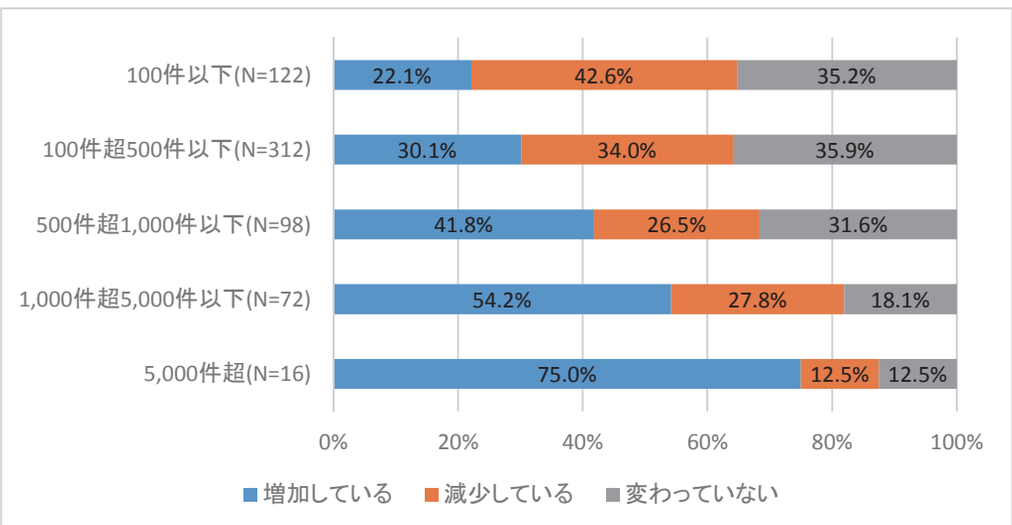

第９図　葬儀の年間売上高とその増減傾向との関係

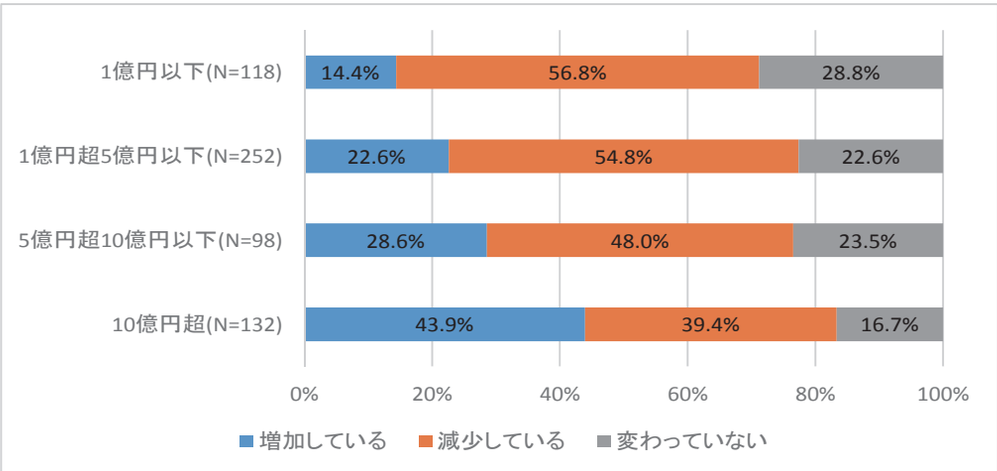

第10図　葬儀施設の保有数と年間売上高の増減傾向との関係

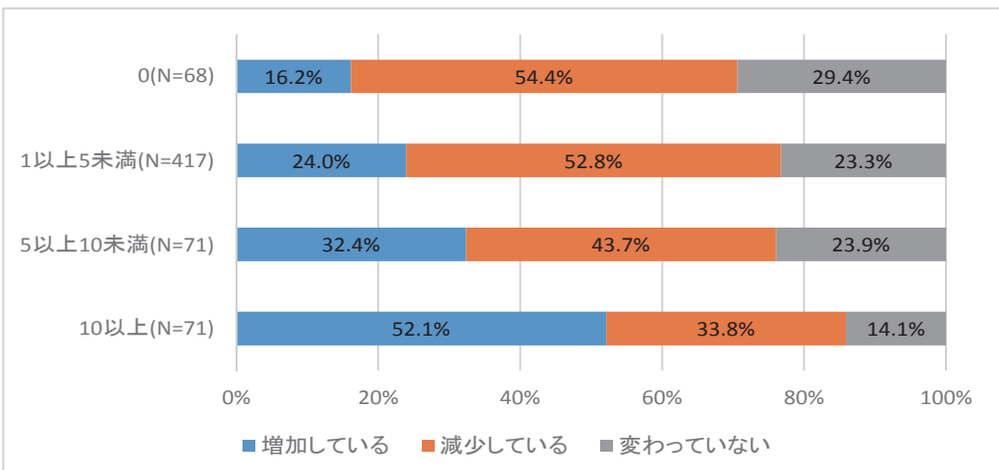

エ　異業種からの新規参入

葬儀業者の72.6％が直近10事業年度において自社の営業地域内に新規参入があったと回答しているように，葬儀業界では新規参入が活発に行われている。新規参入業者については，「自社の営業地域外で営業していた葬儀業者」との回答が54.5％を占めたが，事業多角化の一環として子会社等の活用を含め「異業種から参入した葬儀業者」との回答も24.1％に上った（第14表参照）。

異業種からの新規参入業者の主たる事業内容をみると，従前から葬儀業との兼業事業として割合が高い「農業協同組合事業」や葬儀業と関係の深い「生花事業」に加え，葬儀業との兼業事業としては，従前，比較的割合が低かった「鉄道事業」も増加している。

また，自らは葬儀業を営まず葬儀業者を紹介するサービスを営む事業者も増加している。

第14表　新規参入業者の主たる事業内容及び葬儀業者が兼業している事業

新規参入業者の主たる事業内容	回答数	割合
農業協同組合事業	34	21.4%
生花事業	21	13.2%
生活協同組合事業	20	12.6%
鉄道事業	16	10.1%
レストラン事業	12	7.5%
流通事業（卸・小売）	7	4.4%
ホテル事業	6	3.8%
貸衣装事業	1	0.6%
その他（不動産事業，建設事業，墓石事業等）	42	26.4%
合計	159	100.0%

葬儀業者が兼業している事業	回答数	割合
農業協同組合事業	230	42.5%
流通事業（卸・小売）	42	7.8%
レストラン事業	42	7.8%
貸衣装事業	36	6.7%
生花事業	33	6.1%
ホテル事業	23	4.3%
生活協同組合事業	15	2.8%
鉄道事業	1	0.2%
その他（不動産事業，運送事業，介護事業等）	119	22.0%
合計	541	100.0%

⑶　葬儀業者と納入業者との取引の状況

ア　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の状況（行為類型別）

納入業者から，葬儀業者から優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を一つ以上受けたと回答のあった取引は 29.2%（434 取引）（第 15 表参照）。また，資本金区分から下請法の適用対象となり得るのは，434 取引のうち，101 取引であった。

第15表　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の状況（行為類型別）

行為類型	取引数	割合
商品・サービスの購入・利用の要請	216	14.9%(216/1,451)
採算確保が困難な取引（買いたたき）	166	11.4%(166/1,451)
金銭・物品の提供の要請	131	9.0%(131/1,451)
発注内容の変更（受領拒否を含む。）	110	7.6%(110/1,451)
返品	71	6.4%(71/1,107)
発注内容以外の作業等	74	5.1%(74/1,451)
従業員等の派遣の要請	67	4.6%(67/1,451)
やり直し	60	4.1%(60/1,451)
代金の支払遅延	35	2.4%(35/1,451)
代金の減額	28	1.9%(28/1,451)
合計（上記行為が一つ以上みられた取引数）	434	29.9%(434/1,451)

イ　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為の受入れ状況と取引年数との関係

優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受け入れた納入業者の割合は，取引年数が長いほど高い傾向にあった（第11図参照）。

第11図　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為の受入れ状況と取引年数との関係

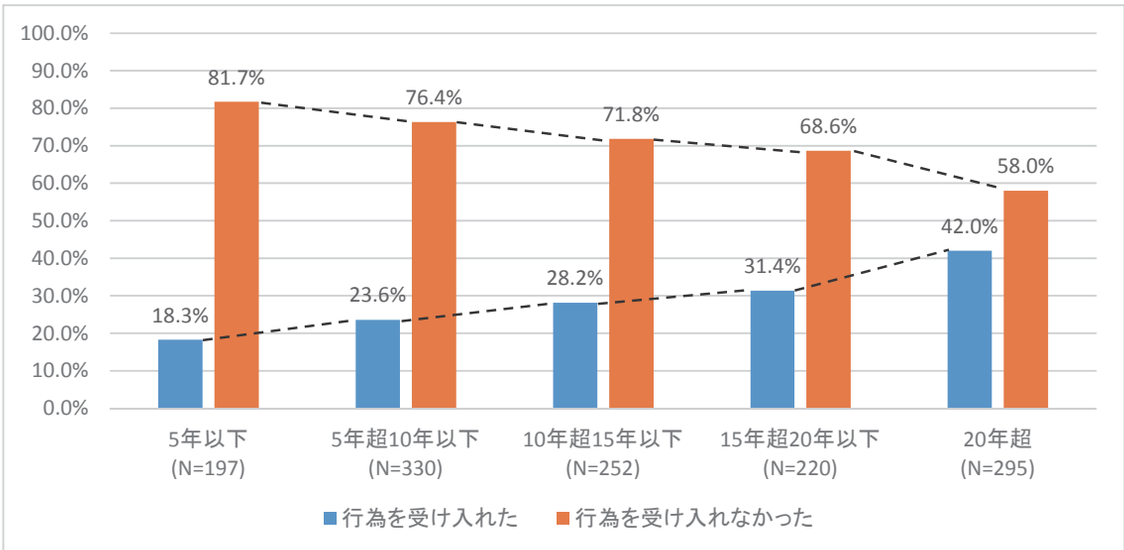

ウ　取引年数の平均値の差の分析結果（t 検定）

優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為を受け入れた納入業者の取引年数の平均値と受け入れなかった納入業者の取引年数の平均値の差の分析（ｔ検定）を行ったところ，双方の取引年数の平均値には有意な差が認められ，受け入れた納入業者の取引年数の平均値が長かった（第16表参照）。

第16表　取引年数の平均値の差の分析結果（t 検定）

	平均取引年数	検定結果
受け入れた	18.65	受け入れた納入業者の取引年数の平均値と受け入れなかった納入業者の取引年数の平均値との間には，統計的に有意な差がある（1%有意）。
受け入れなかった	14.72	

エ　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の状況（取引内容別）

仕出料理，花，返礼品・ギフトの取引において優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の割合が30%を超えており，他の取引内容に比べ高くなっていた（第17表参照）。

第17表　優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為がみられた取引の状況（取引内容別）

取引内容	取引数	割合
仕出料理	105	36.7%(105/ 286)
花	77	33.6%(77/ 229)
返礼品・ギフト	130	32.2%(130/ 404)
人材派遣	24	27.0%(24/ 89)
葬儀用品	50	26.6%(50/ 188)
湯灌・納棺	16	21.3%(16/ 75)
貸衣装	13	20.6%(13/ 63)
霊柩運送	19	16.2%(19/ 117)
合計	434	29.9%(434/1,451)

オ　納入業者からの具体的回答事例

㈠　商品・サービスの購入・利用の要請

イベントのチケットやおせち料理の購入，互助会への入会など，様々な要請がある。葬儀業者側では取引先の納入業者の購入実績や入会実績を記録しており，実績が少ないと取引を減らされるため，不要なものでも要請に応じるしかない。

㈡　採算確保が困難な取引（買いたたき）

葬儀業者が消費者向け価格として設定した価格の75%を納入価格とする契約で取引を始めたのだが，一方的に消費者向け価格として設定した価格の45%にまで下げられてしまった。当該葬儀業者に対する売上高は，当社の年間総売上高の半分以上を占めており，今後の取引を考えると仕方なく受け入れている。

㈢　金銭・物品の提供の要請

葬儀業者が主催するイベントにおけるゲームの景品として，数万円分のフラワーアレンジメントの提供の要請がある。イベントにフラワーアレンジメントを提供しても直接当社の売上げにつながることはない。無償のため，当社にとって負担になるが，今後の取引を考えると要請に応じざるを得ない。

㈣　返品

通夜・告別式の後，返礼用の海苔の一部を，自宅への弔問客用にということで，施主の自宅に届けることがある。遅い場合，３か月以上も経ってから届けた返礼用の海苔が葬儀業者を通じて返品されることがある。返品された返礼用の海苔は風味が落ち贈答用としては使用できず，処分するしかないが，葬儀業者は代金を支払ってくれない。

㈶　発注内容以外の作業等

当社が仕出料理を葬儀場に届けた際や食器を引き取りに行った際，当社に関係するごみだけでなく，葬儀業者のごみの処分までさせられる。この業界では，葬儀業者のごみを仕出料理業者が処分することが半ば当たり前のようになってしまっており，あまり疑問を持っていなかったが，よくよく考えるとおかしな話である。ただ，他の仕出料理業者も同様のことを行っているため，取引継続のことを考えると当社のみがやらないということはできない。

⑷　取引を行う上での留意点

ア　葬儀業者

商品・サービスの購入・利用の要請及び金銭・物品の提供の要請については，これまでも独占禁止法違反として法的措置が採られた実績のある典型的な優越的地位の濫用行為であり，また，採算確保が困難な取引（買いたたき）については，最も重要な取引条件の一つである取引価格に関するもので，他の実態調査等においても納入業者からの指摘が多い行為類型である。

違反行為の未然防止の観点から，葬儀業者は，これらの行為類型を含め，前記⑶ア記載の違反行為類型に該当するような行為を行うことのないよう留意する必要がある。

イ　納入業者

葬儀業者から優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る行為を受けた場合，公正取引委員会に相談する，あるいは申告するといった対応を採ることができるよう，優越的地位の濫用規制及び下請法に関する理解を深めることが重要である。

⑸　公正取引委員会の対応

本調査の結果，葬儀に関する一部の取引において，葬儀業者による優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となり得る行為が行われている状況が認められた。公正取引委員会として，違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から，本調査結果を公表するとともに，以下の対応を行うこととした。

ア㈠　葬儀業者の関係事業者団体に対して，本調査結果を示すとともに，葬儀業者が葬儀の取引に関する問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう，改めて優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を傘下会員に周知徹底するなど，業界における取引の公正化に向けた取組を要請する。

㈡　葬儀業者を対象とする講習会を実施し，本調査結果並びに優越的地位の濫用規制及び下請法の内容を説明する。

㈢　葬儀業者及び納入業者に対し，優越的地位の濫用規制及び下請法への理解を深められるよう，公正取引委員会のウェブサイト，Twitter，Facebook 等を通じ，各種講習会への参加，講習用動画の活用等を広く呼びかけていく。

イ　公正取引委員会は，今後とも，葬儀に関する取引実態を注視し，優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに，これらの法律に違反する行為に対しては，厳正に対処していく。

第９章　下請法に関する業務

第１　概説

下請法は，経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより，下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で，独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は，親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理，プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合，親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第３条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその２年間の保存（第５条）を義務付けているほか，親事業者の禁止事項として，①受領拒否（第４条第１項第１号），②下請代金の支払遅延（同項第２号），③下請代金の減額（同項第３号），④返品（同項第４号），⑤買いたたき（同項第５号），⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第６号），⑦報復措置（同項第７号），⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第２項第１号），⑨割引困難な手形の交付（同項第２号），⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第３号），⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第４号）を定めており，これらの行為が行われた場合には，公正取引委員会は，その親事業者に対し，当該行為を取りやめ，下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第７条）。

第２　違反事件の処理

下請取引においては，親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても，その取引の性格から，下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため，公正取引委員会は，中小企業庁と協力し，親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第１表及び附属資料５－１表参照）。

これらの調査の結果，違反行為が認められた親事業者に対しては，その行為を取りやめさせるほか，下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第２表及び附属資料５－２表参照）。

1　書面調査

公正取引委員会は，平成28年度において，資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者39,150名（製造委託等（注１）25,696名，役務委託等（注２）13,454名）及びその下請事業者214,500名（製造委託等151,912名，役務委託等62,588名）を対象に書面調査を実施した（第１表参照）。

（注１）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。
（注２）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第１表　書面調査の実施状況の推移

（単位：名）

区分 年度	書面調査発送件数	
	親事業者調査	下請事業者調査
28	39,150	214,500
製造委託等	25,696	151,912
役務委託等	13,454	62,588
27	39,101	214,000
製造委託等	26,559	151,499
役務委託等	12,542	62,501
26	38,982	213,690
製造委託等	25,935	152,504
役務委託等	13,047	61,186
25	38,974	214,044
製造委託等	26,217	148,332
役務委託等	12,757	65,712
24	38,781	214,042
製造委託等	23,656	146,267
役務委託等	15,125	67,775

2　違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

(1)　新規着手件数

平成28年度においては，新規に着手した下請法違反被疑事件は6,589件である。このうち，書面調査により職権探知したものは6,477件，下請事業者等からの申告によるものは112件である（第２表及び附属資料５－２表参照）。

(2)　処理件数

平成28年度においては，公正取引委員会は，6,603件の下請法違反被疑事件を処理し，このうち，6,313件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち11件について同法第７条の規定に基づき勧告を行い，いずれも公表し，6,302件について指導の措置を採るとともに，親事業者に対して，違反行為等の改善及び再発防止のために，社内研修，監査等により社内体制を整備するよう指導した（第２表，第１図及び附属資料５－２表参照）。

第２表　下請法違反被疑事件の処理状況の推移

（単位：件）

区分 / 年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
製造委託等	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
役務委託等	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
製造委託等	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
役務委託等	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
製造委託等	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
役務委託等	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256

第１図　下請法の事件処理件数の推移

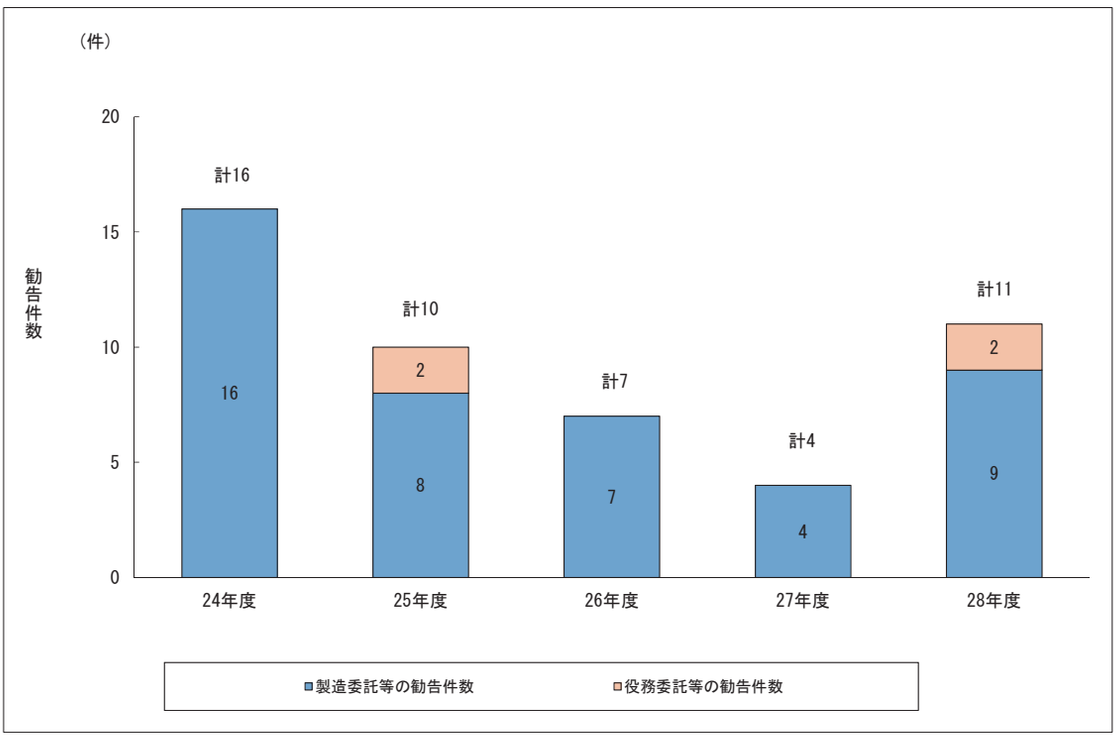

（注１）勧告を行った事件の中には，製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本図においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。
（注２）このほか，勧告に相当するような自発的な申出事案もある（後記 5 参照）。

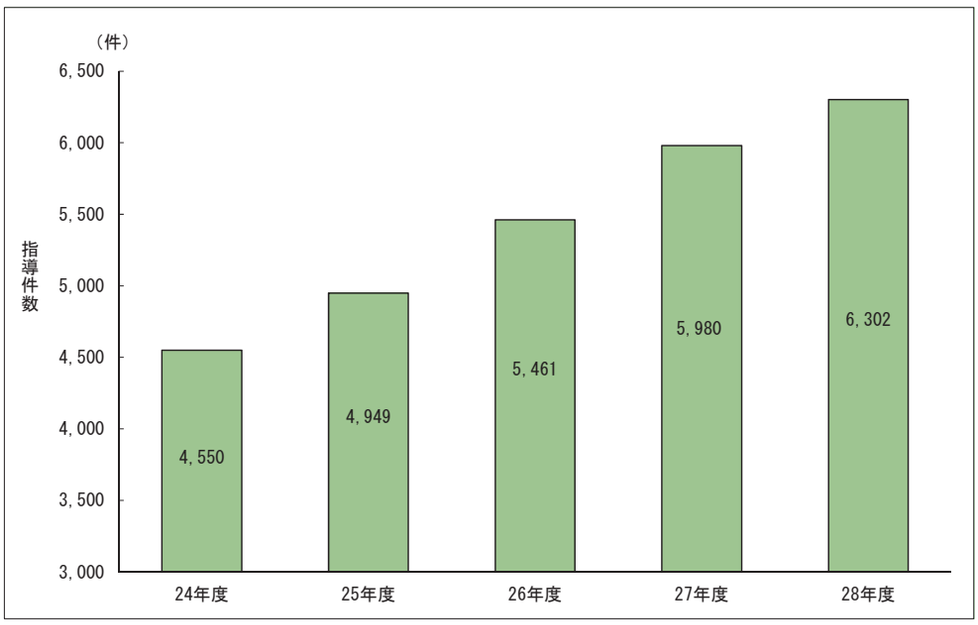

3　違反行為類型別件数

平成28年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると，手続規定違反（下請法第３条又は第５条違反）は5,435件（違反行為類型別件数の延べ合計の48.3％）である。このうち，発注時に下請代金の額，支払方法等を記載した書面を交付していない，又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第３条違反）が4,806件，下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第５条違反）が629件である。また，実体規定違反（第４条違反）は，5,815件（違反行為類型別件数の延べ合計の51.7％）となっており，このうち，下請代金の支払遅延（同条第１項第２号違反）が3,375件（実体規定違反件数の合計の58.0％），買いたたき（同項第５号違反）が1,143件（同19.7％），下請代金の減額（同項第３号違反）が489件（同8.4％）となっている（第３表及び附属資料５－３表参照）。

第３表　下請法違反行為類型別件数の推移

違反行為類型 ＼ 年度		28			27			26		
			製造委託等	役務委託等		製造委託等	役務委託等		製造委託等	役務委託等
実体規定違反	受領拒否（第4条第1項第1号違反）	34 (0.6)	30 (0.7)	4 (0.2)	19 (0.4)	17 (0.5)	2 (0.1)	32 (0.7)	29 (0.9)	3 (0.2)
	下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号違反）	3,375 (58.0)	2,184 (52.3)	1,191 (72.6)	3,131 (66.7)	2,070 (61.7)	1,061 (79.1)	2,843 (62.8)	1,880 (56.5)	963 (80.0)
	下請代金の減額（第4条第1項第3号違反）	489 (8.4)	393 (9.4)	96 (5.9)	373 (7.9)	281 (8.4)	92 (6.9)	383 (8.5)	317 (9.5)	66 (5.5)
	返品（第4条第1項第4号違反）	15 (0.3)	14 (0.3)	1 (0.1)	14 (0.3)	12 (0.4)	2 (0.1)	15 (0.3)	15 (0.5)	0 (−)
	買いたたき（第4条第1項第5号違反）	1,143 (19.7)	901 (21.6)	242 (14.8)	631 (13.4)	518 (15.4)	113 (8.4)	735 (16.2)	609 (18.3)	126 (10.5)
	購入・利用強制（第4条第1項第6号違反）	78 (1.3)	46 (1.1)	32 (2.0)	69 (1.5)	42 (1.3)	27 (2.0)	46 (1.0)	35 (1.1)	11 (0.9)
	報復措置（第4条第1項第7号違反）	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)
	有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号違反）	59 (1.0)	58 (1.4)	1 (0.1)	56 (1.2)	53 (1.6)	3 (0.2)	60 (1.3)	59 (1.8)	1 (0.1)
	割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号違反）	365 (6.3)	347 (8.3)	18 (1.1)	210 (4.5)	201 (6.0)	9 (0.7)	253 (5.6)	241 (7.2)	12 (1.0)
	不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号違反）	208 (3.6)	168 (4.0)	40 (2.4)	161 (3.4)	138 (4.1)	23 (1.7)	135 (3.0)	123 (3.7)	12 (1.0)
	不当な給付内容の変更・やり直し（第4条第2項第4号違反）	49 (0.8)	34 (0.8)	15 (0.9)	33 (0.7)	24 (0.7)	9 (0.7)	27 (0.6)	17 (0.5)	10 (0.8)
	小計	5,815 (100)	4,175 (100)	1,640 (100)	4,697 (100)	3,356 (100)	1,341 (100)	4,529 (100)	3,325 (100)	1,204 (100)
手続規定違反	発注書面不交付・不備（第3条違反）	4,806	3,555	1,251	4,507	3,294	1,213	4,067	3,020	1,047
	書類不保存等（第5条違反）	629	457	172	470	344	126	484	353	131
	虚偽報告等（第9条第1項違反）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5,435	4,012	1,423	4,977	3,638	1,339	4,551	3,373	1,178
合計		11,250	8,187	3,063	9,674	6,994	2,680	9,080	6,698	2,382

4　下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度においては，下請事業者が被った不利益について，親事業者302名から，下請事業者6,514名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額23億9931万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては，①下請代金の減額事件においては，親事業者は総額18億4452万円を下請事業者に返還し，②返品事件においては，親事業者は下請事業者から総額３億3957万円相当の商品を引き取り，③買いたたき事件においては，親事業者は総額8411万円を下請事業者に支払い，④下請代金の支払遅延事件においては，親事業者は遅延利息として総額6958万円を下請事業者に支払った（第４表及び第２図参照）。

第４表　下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数	原状回復を受けた下請事業者数	原状回復額
減額	28年度	131名	4, 060名	18億4452万円
	27年度	93名	4, 405名	7億7050万円
	26年度	108名	2, 253名	4億 499万円
	25年度	127名	3, 777名	5億4558万円
	24年度	120名	6, 540名	39億5548万円
返品	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
	26年度	3名	65名	2億2830万円
	25年度	1名	2名	21万円
	24年度	6名	124名	1億6728万円
買いたたき	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
	26年度	1名	2名	657万円
	25年度	－	－	－
	24年度	－	－	－
支払遅延	28年度	144名	2, 076名	6958万円
	27年度	124名	2, 857名	3億2691万円
	26年度	91名	1, 783名	6299万円
	25年度	110名	1, 765名	1億1107万円
	24年度	98名	2, 887名	14億7296万円
購入・利用強制	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円
	26年度	－	－	－
	25年度	－	－	－
	24年度	－	－	－
不当な経済上の利益の提供要請	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
	26年度	2名	7名	65万円
	25年度	6名	60名	1399万円
	24年度	8名	182名	1912万円
やり直し等	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
	26年度	－	－	－
	25年度	－	－	－
	24年度	－	－	－
有償支給原材料等の対価の早期決済	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
	26年度	2名	15名	0万円
	25年度	－	－	－
	24年度	－	－	－

違反行為類型	年度	原状回復を行った親事業者数	原状回復を受けた下請事業者数	原状回復額
割引困難な手形の交付	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
	26年度	1名	1名	41万円
	25年度	―	―	―
	24年度	―	―	―
受領拒否	28年度	―名	―名	―万円
	27年度	1名	4名	71万円
	26年度	1名	16名	1億6725万円
	25年度	―	―	―
	24年度	1名	88名	8608万円
合計	28年度	302名	6,514名	23億9931万円
	27年度	236名	7,760名	13億2622万円
	26年度	209名	4,142名	8億7120万円
	25年度	244名	5,604名	6億7087万円
	24年度	233名	9,821名	57億　94万円

（注１）違反行為類型ごとの返還等の金額は１万円未満を切り捨てているため，各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。また，平成26年度における有償支給原材料等の対価の早期決済については，返還金額が１万円未満のため，「0万円」としている。
（注２）親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。
（注３）該当がない場合を「―」で示した。

第２図　原状回復の状況

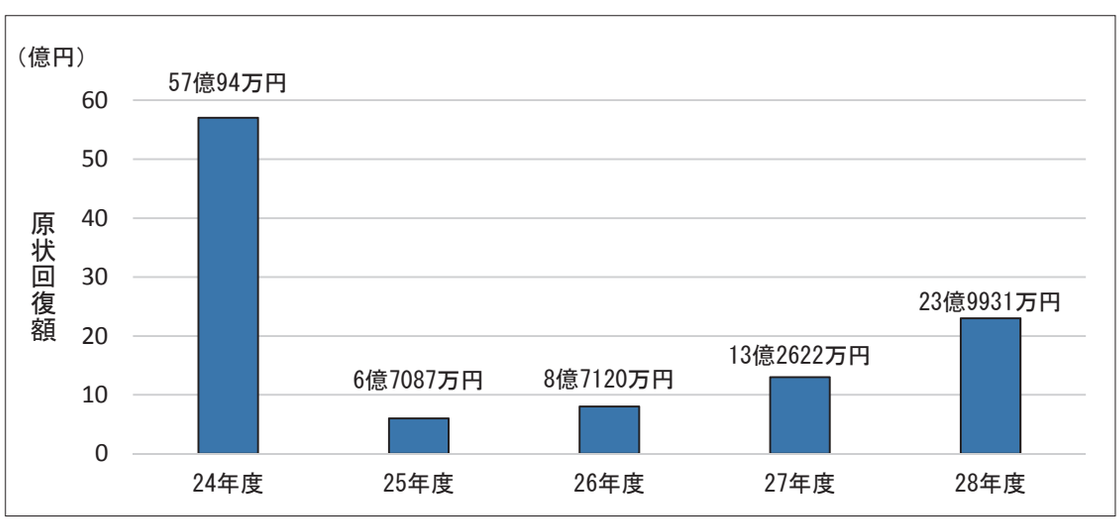

5　下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は，親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み，当委員会が調査に着手する前に，違反行為を自発的に申し出，かつ，自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については，親事業者の法令遵守を促す観点から，下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし，この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については，後記リンク先を参照）。

平成28年度においては，上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は61件であった（第５表参照）。また，同年度に処理した自発的な申出は86件であり，そのうちの10件については，違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成28年度においては，親事業者からの違反行為の自発的な申出により，下請事業者2,551名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額６億4449万円相当の原状回復が行われた（注）。

http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注）前記 4 記載の金額の内数である。

第５表　自発的な申出の件数

（単位：件）

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
3	14	47	52	61

6　勧告事件及び主な指導事件

平成28年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1)　勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
冠婚葬祭式の施行等 （28.6.14勧告）	㈱日本セレモニーは，業として消費者から請け負う結婚式の施行に係るビデオの制作及び冠婚葬祭式の施行に係る司会進行，美容着付け，音響操作等の実施を下請事業者（個人又は法人）に委託しているところ，平成26年5月から平成27年11月までの間，下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず，下請事業者に対し，上記下請取引に係る交渉等を行っている冠婚葬祭式場の支配人又は発注担当者から，おせち料理，ディナーショーチケット等の物品（以下「おせち料理等」という。）の購入を要請し，あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして，購入要請を行っていた。 下請事業者144名は，前記の要請を受け入れて，総額3302万1500円のおせち料理等を購入し，おせち料理等の購入に当たって，㈱日本セレモニーの指定する金融機関口座に購入代金を振り込むための振込手数料を負担していた。	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業 （28.8.25勧告）	㈱ファミリーマートは，消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ，下請事業者に対し，次のアからオまでの行為により，下請代金の額を減じていた。 ア　平成26年7月から平成28年6月までの間，「開店時販促費」を支払わせていた。 イ　平成26年7月から平成28年6月までの間，「カラー写真台帳制作費」を支払わせていた。 ウ　平成26年7月から平成28年6月までの間，「売価引き」を支払わせていた。 エ　下請事業者に前記アの「開店時販促費」，前記イの「カラー写真台帳制作費」又は前記ウの「売価引き」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に，振込手数料を支払わせていた。 オ　平成26年7月から平成27年9月までの間，下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に，下請代金の額から自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を差し引いていた。 減額金額は，下請事業者20名に対し，総額約6億5000万円であり，同社は勧告前に前記オの行為による減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
食料品，日用品等の卸売業 （28.9.27勧告）	㈱シジシージャパンは，小売業者等に販売する食料品，日用品等の製造を下請事業者に委託しているところ，平成24年6月から平成25年9月までの間，下請事業者に対し，次の行為を行っていた。 ①　下請代金の減額 ア　「分荷・荷捌手数料」，「販促協力金」，「配送費」及び「キャンペーン企画条件」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　「達成リベート」，「拡売条件」等を支払わせていた。 ウ　「基本条件」，「販売促進費」，「売上割戻金」等を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 エ　前記イの「達成リベート」，「拡売条件」等，前記ウの「基本条件」，「販売促進費」，「売上割戻金」等を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に，振込手数料を支払わせていた。 ②　不当な経済上の利益の提供要請 ア　創業40年に際して行う自社商品の値引販売等の費用を確保するため，「特別販促金」を提供させていた。 イ　自社商品のパッケージデザインの作成に係る費用を確保するため，「デザイン費」を提供させていた。 ウ　自社商品の値引販売の費用を確保するため，「拡販協賛金」を提供させていた。 エ　自社商品の販促費用を確保するため，「その他リベート」を提供させていた。 オ　自社活動の宣伝のために開催する展示会において試食に供する自社商品の費用を確保するため，「展示会サンプル代補填」として，金銭又は試食に供する自社商品の現品を提供させていた。 カ　前記オの試食に供する自社商品の現品を提供させた際に，その送料を支払わせていた。 キ　前記アの「特別販促金」，前記イの「デザイン費」，前記ウの「拡販協賛金」，前記エの「その他リベート」又は前記オの「展示会サンプル代補填」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に，振込手数料を支払わせていた。 減額金額は，下請事業者23名に対し，総額4716万5685円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また，提供させた金額は，下請事業者25名から，総額1748万8932円であり，同社は勧告前に提供させた分を下請事業者に返還している。	①　第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ②　第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

事業内容	違　反　行　為　等　の　概　要	関係法条
衣料品等の小売業 （通信販売業） （28.11.11勧告）	㈱ＪＦＲオンラインは，自社が消費者に販売する衣料品の製造を下請事業者に委託しているところ，下請事業者に対し，次の行為を行っていた。 ①　下請代金の減額 ア　平成26年7月から平成27年12月までの間，「買先負担額」を下請代金の額から差し引いていた。 イ　平成26年12月又は平成27年5月，「媒体製作費協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 ②　返品 下請事業者から商品を受領した後，平成26年6月から平成27年12月までの間，注文受付期間の終了を理由として，当該商品を引き取らせていた。 ③　不当な経済上の利益の提供要請 平成26年7月から平成27年12月までの間，消費者から返品された自社商品を再包装等するための費用として「商品リユース代」を提供させていた。 減額金額は，下請事業者9名に対し，総額923万944円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。また，返品した商品の下請代金相当額は，下請事業者13名に対し，総額3億3313万138円であり，同社は勧告前に返品した商品を再び引き取るなどして，その下請代金相当額等を支払っている。さらに，提供させた金額は，下請事業者13名から，総額39万132円であり，同社は勧告前に提供させた分を下請事業者に返還している。	①　第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ②　第4条第1項第4号(返品の禁止) ③　第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
自動車部品等の製造業 （28.11.16勧告）	㈱ユーシンは，自動車メーカー等から請け負うドアハンドル，キーセット，スイッチ等の部品の製造を下請事業者に委託しているところ，平成27年6月から平成28年6月までの間，下請事業者に対し，「特別費用」等を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより，下請代金の額を減じていた。 減額金額は，下請事業者41名に対し，総額1億4268万2625円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
旅行業 （28.11.25勧告）	㈱農協観光は，海外旅行をしようとしている者から請け負った海外の宿泊施設，交通機関，飲食店等の手配（予約等）を下請事業者に委託しているところ，平成27年4月から平成28年5月までの間，下請事業者に対し，次のア又はイの行為により，下請代金の額を減じていた。 ア　「奨励金」等を支払わせていた。 イ　前記アの「奨励金」等を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に，振込手数料を支払わせていた。 減額金額は，下請事業者13名に対し，総額1163万3936円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
医薬品，日用品，化粧品等の卸売業 （29.2.23勧告）	㈱ニッドは，小売業者等に販売する医薬品，日用品，化粧品等の製造を下請事業者に委託しているところ，平成26年10月から平成28年12月までの間，下請事業者に対し，次のアからウまでの行為により，下請代金の額を減じていた。 ア　「展示会協賛金」を支払わせていた。 イ　「プラスワン登録料」を支払わせていた。 ウ　前記アの「展示会協賛金」又は前記イの「プラスワン登録料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に，振込手数料を支払わせていた。 減額金額は，下請事業者28名に対し，総額約1億1557万円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
フランチャイズ・システムによる弁当等の販売事業 （29.3.2勧告）	㈱プレナスは，消費者に販売する弁当等の食材又は自社のフランチャイズ・チェーンに加盟する事業者に販売する食材の製造を下請事業者に委託しているところ，下請事業者に対し，次の行為を行っていた。 ① 下請代金の減額 ア 平成26年11月から平成28年10月までの間，「半期協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 平成26年11月から平成28年5月までの間，「ディスカウントキャンペーン協賛金」を下請代金の額から差し引いていた。 ② 返品 下請事業者から食材を受領した後，平成26年11月から平成28年8月までの間，当該食材を使用する弁当等の販売が終了したことを理由として，当該食材を引き取らせていた。 減額金額は，下請事業者6名に対し，総額3160万8872円である。また，返品した商品の下請代金相当額は，下請事業者4名に対し，総額251万9315円である。	① 第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） ② 第4条第1項第4号（返品の禁止）
化粧品，日用品，家庭用品，ペット用品等の卸売業 （29.3.7勧告）	㈱あらたは，小売業者に販売する化粧品，日用品，家庭用品，ペット用品等の製造を下請事業者に委託しているところ，平成27年9月から平成28年12月までの間，下請事業者に対し，次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 ア 「現金引」の額 イ 「基本取引条件」等の額 ウ 「無返品分担金」の額 減額金額は，下請事業者10名に対し，総額1501万6075円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
宗教用品の製造業 （29.3.16勧告）	㈱井筒授与品店は，全国の神社仏閣等に対して販売する御守，御札，縁起物等の自社オリジナル商品及び神社仏閣等から請け負った商品の製造を下請事業者に委託しているところ，平成27年8月から平成28年7月までの間，下請事業者に対し，「歩引き」を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた。 減額金額は，下請事業者40名に対し，総額1788万1006円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
内装金物の製造業 （29.3.22勧告）	アトムリビンテック㈱は，建材メーカー等に販売する又は建材メーカー等から製造を請け負うドア用金物，引出・収納用金物等の内装金物等の製造を下請事業者に委託しているところ，下請事業者に対し，次のアからエまでの行為により，下請代金の額を減じていた。 ア 平成27年6月から平成28年11月までの間，「金利相当額」を下請代金の額から差し引いていた。 イ 平成27年6月から平成28年11月までの間，「協賛金」を支払わせていた。 ウ 平成27年6月から平成28年7月までの間，「歩引き」を下請代金の額から差し引いていた。 エ 下請事業者に前記イの「協賛金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払わせた際に，振込手数料を支払わせていた。 減額金額は，下請事業者39名に対し，総額4770万3052円であり，同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

⑵　主な指導事件

違　反　行　為　等　の　概　要	関係法条
生活用品の製造を下請事業者に委託しているＡ社は，自社の倉庫に空きがなく受領体制が整わないことを理由に，あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）
酒類の容器の製造を下請事業者に委託しているＢ社は，下請事業者に対し，下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず，「毎月末日納品締切，翌々月20日支払」の支払制度を採っているため，一部の製品の下請代金については，最長20日の支払遅延が生じることとなった。	第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）
システムの開発を下請事業者に委託しているＣ社は，下請事業者との間で，下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが，自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
鋳鉄の製造及び加工を下請事業者に委託しているＤ社は，取引先から瑕疵があることを指摘されたとして，下請事業者の給付を受領してから６か月を超えた後に返品していた。	第4条第1項第4号（返品の禁止）
印刷機器の部品の加工を下請事業者に委託しているＥ社は，当該部品の量産が終了し，補給品として僅かに発注するだけになったにもかかわらず，単価を見直さなかった。	第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）
自動車の修理を下請事業者に委託しているＦ社は，下請事業者に対し，発注担当者を通じて，取引先から購入した健康食品を購入させていた。	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）
加工食品の製造を下請事業者に委託しているＧ社は，下請事業者に対し，有償で原材料を支給しているが，当該原材料の対価について，当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に，支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号（有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）
貨物の運送を下請事業者に委託しているＨ社は，下請事業者に対し，手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。	第4条第2項第2号（割引困難な手形の交付の禁止）
自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているＩ社は，下請事業者に対し，自社が所有する金型を貸与しているところ，当該自動車用部品の製造を長期間委託していないにもかかわらず，当該金型を無償で保管させていた。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
電線の加工を下請事業者に委託しているＪ社は，顧客からの依頼内容が変更されたため，下請事業者に無償でやり直しをさせた。	第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止）

第３　下請法の普及・啓発

下請法の運用に当たっては，違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより，違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から，公正取引委員会は，次のとおり各種の施策を実施し，違反行為の未然防止を図っている。

1　下請法等に係る講習会

⑴　基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ，下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成28年度においては，56回の講習会を実施した。

⑵　下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は，下請法の普及・啓発を図るため，毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め，中小企業庁と共同して，下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施している。

平成28年度においては，47都道府県63会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県32会場）で実施した。

⑶　応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ，下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として，勧告事例等の説明，事例研究等を内容とする「応用講習会」を実施している。

平成28年度においては，12回（うち３回は卸・小売業者向け）の講習会を実施した。

2　下請法に係る相談

⑴　下請法に係る相談

公正取引委員会では，地方事務所等を含めた全国の相談窓口において，年間を通して，下請法に係る相談を受け付けている。

平成28年度においては，8,751件に対応した。

⑵　中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ，全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて，下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している（下記リンク先を参照）。

平成28年度においては，45か所で実施した。

http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html

⑶　独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は，商工会議所及び商工会の協力の下，独占禁止法相談ネットワークを運営しており，独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように，全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し，相談を受け付けている。

平成28年度においては，全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ41回講師を派遣するとともに，中小事業者向けリーフレット（「１分で分かる！独禁法」）を改定し，全国の商工会議所及び商工会への配布を行った。

3　コンプライアンス確立への積極的支援

⑴　下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」の作成・公表

公正取引委員会は，下請法に係る各種講習会について，受講希望はあるものの開催日

程や開催地の都合が合わず受講できないという事業者が，手軽に下請法の説明を視聴し，親事業者と下請事業者それぞれが下請法を正しく理解することができるよう，下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を作成し，公正取引委員会のウェブサイト及び YouTube 公正取引委員会チャンネルに公開した。

⑵　事業者団体への講師派遣

公正取引委員会は，事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに，下請法の一層の普及・啓発を図るため，事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成28年度においては，事業者団体等へ46回講師を派遣した。

4　下請保護情報ネットワークの拡充

公正取引委員会は，「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年６月２日閣議決定）を踏まえ，下請取引の公正化の一層の推進を図るための対策の一環として，経済産業省とともに厚生労働省との間において平成20年12月から運用してきた下請事業者保護のための「下請保護情報ネットワーク」（通報制度）について，厚生労働省が，賃金支払や労働時間に係る労働基準関係法令の違反の背景に下請法第４条の違反行為に該当する行為又は物流特殊指定に該当する独占禁止法第19条の違反に該当する行為が存在しているおそれがある事案を把握した場合に，公正取引委員会又は経済産業省に通報する制度を整備した。

5　親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては，下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから，下請代金の支払遅延，下請代金の減額，買いたたき等の行為が行われることのないよう，公正取引委員会及び経済産業省は，親事業者及び関係事業者団体に対し，下請法の遵守の徹底等について，公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書で要請している。

平成28年度においては，親事業者約33,000名及び関係事業者団体約650団体に対し，11月25日に要請を実施した。

6　下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は，下請法等の効果的な運用に資するため，各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成28年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成28年度においては，６月以降，下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに，その概要を公表した（「平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」〔平成29年５月24日公表〕の別紙３「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見」）。

第４　中小企業等の取引条件の改善に向けた取組

1　概説

公正取引委員会では，「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年６月２日），「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年８月２日）等の閣議決定や下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議等の議論を踏まえ，中小企業等の取引条件の改善に向け，下請法・独占禁止法の運用強化に向けた取組を進めていくこととし，その取組の一環として，親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう違反行為事例の充実等を内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年12月公表。以下「下請法運用基準」という。）の改正等を行った。

2　下請法運用基準の改正

親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう，①違反行為事例を改正前の66事例から141事例へ大幅に増加，②特に留意を要する違反行為の追加，③下請法の対象となる取引例の追加並びに④違反行為事例の取引類型別の分類及び見出しの付与を内容とした下請法運用基準の改正を平成28年12月14日に行った。

3　「下請代金の支払手段について」の発出

下請代金の支払条件の改善に向け，①下請代金の支払は，できる限り現金によるものとすること，②手形等により下請代金を支払う場合には，その現金化にかかる割引料等のコストについて，下請事業者の負担とすることのないよう，これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること及び③下請代金の支払に係る手形等のサイトについては，繊維業90日以内，その他の業種120日以内とすることは当然として，段階的に短縮に努めることとし，将来的には60日以内とするよう努めることを公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名の文書をもって関係事業者団体に対して平成28年12月14日に要請した。

4　下請法運用基準改正等の普及・啓発

公正取引委員会委員長並びに経済産業大臣及び業所管大臣の連名の文書をもって，関係事業者団体（約870団体）に対して，当該団体に所属する親事業者に下請法運用基準の改正等の内容について周知徹底を図ること等を平成28年12月20日に要請した。さらに，公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書をもって，親事業者（約21万社）に対しても同様の要請を平成29年１月６日に行った。

また，下請法運用基準等の改正内容について普及・啓発を図るため，公正取引委員会が主催する下請法等の講習会において説明するとともに，事業者団体等へ講師を派遣した。

第10章　消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第１　概説

消費税転嫁対策特別措置法は，消費税率の引上げに際し，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として，平成25年６月５日に成立し，同年10月１日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は，消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており，平成26年４月１日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して，特定事業者の遵守事項として，①減額又は買いたたき（第３条第１号），②商品購入，役務利用又は利益提供の要請（第３条第２号），③本体価格での交渉の拒否（第３条第３号），④報復行為（第３条第４号）を定め，公正取引委員会は，その特定事業者に対し，これらの行為を防止し，又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第４条），また，これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には，速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第６条）。

消費税転嫁対策特別措置法は，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており，事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について，独占禁止法の適用を除外する旨を定めている（第12条）。

第２　消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1　転嫁拒否行為に関する情報収集

⑴　相談窓口における対応

公正取引委員会は，本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており，当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

平成28年度においては，444件の相談に対応した。

⑵　書面調査

公正取引委員会は，転嫁拒否行為を受けた事業者にとって，自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから，転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけではなく，書面調査を実施し，中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

平成28年度においては，中小企業庁と合同で，中小企業・小規模事業者等（売手側。約285万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。また，中小企業庁と合同で，個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。

⑶　事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は，平成28年度において，様々な業界における転嫁拒否行為に関する

情報や取引実態を把握するため，2,385名の事業者及び581の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

⑷　移動相談会

公正取引委員会は，事業者にとって，より一層相談しやすい環境を整備するため，全国各地で移動相談会を実施しており，平成28年度においては，36回実施した。

⑸　下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は，下請法の書面調査を通じて，転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し，転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には，速やかに調査を行った。

⑹　下請法との一体的な運用

公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において，下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備，受領拒否，割引困難な手形の交付等）が判明した場合には，下請法に基づき迅速かつ厳正に対処した。

2　転嫁拒否行為に対する調査・措置等

⑴　転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は，様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ，立入検査等の調査を積極的に実施し，転嫁拒否行為に対しては，指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また，重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに，特定事業者名，違反行為の概要等を公表している。

平成28年度において，６件について勧告を行い，362件について指導を行った（第１表参照）。

第１表　転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

（単位：件）

	勧告	指導
平成28年度	6（0）	362（ 20）
平成27年度	13（3）	349（ 24）
累　計	38（7）	1,751（124）

（注１）累計の数値は，平成25年10月から平成29年３月までの累計である。（　）内の件数は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第２表　勧告及び指導件数の内訳（業種別）

（単位：件）

業種	平成28年度			平成27年度			累計		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	2	54	56	2	55	57	4	182	186
製造業	0	66	66	1	66	67	1	469	470
情報通信業	1	37	38	1	43	44	3	152	155
運輸業（道路貨物運送業等）	1	14	15	0	15	15	1	118	119
卸売業	0	20	20	0	20	20	1	128	129
小売業	0	39	39	3	35	38	7	208	215
不動産業	0	19	19	4	20	24	6	63	69
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	15	15	0	20	20	0	99	99
学校教育・教育支援業	1	19	20	1	8	9	3	37	40
その他（注3）	1	79	80	1	67	68	12	295	307
合　計	6	362	368	13	349	362	38	1,751	1,789

（注２）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主たる業種により分類している。
（注３）「その他」は，医療福祉，事業サービス業，自動車整備業・機械等修理業，旅行業等である。
（注４）累計の数値は，平成25年10月から平成29年３月までの累計である。

⑵　行為類型別件数

平成28年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると，買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第３条第１号後段）が362件，減額（同法第３条第１号前段）が19件，本体価格での交渉の拒否（同法第３条第３号）が３件となっている（第３表参照）。

第３表　勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

（単位：件）

行為類型	平成28年度			平成27年度			累計		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	19	19	0	18	18	3	70	73
買いたたき	6	356	362	13	331	344	38	1,435	1,473
商品購入，役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	3	3	0	49	49
本体価格での交渉の拒否	0	3	3	0	6	6	0	248	248
合計（注5）	6	378	384	13	358	371	41	1,802	1,843

（注５）事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，第１表及び第２表に記載の件数とは一致しない。
（注６）累計の数値は，平成25年10月から平成29年３月までの累計である。

⑶　特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度においては，転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について，特定事業者293名から，特定供給事業者36,137名に対し，総額９億2957万円の原状回復が行われた。

第４表　特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	平成28年度	平成27年度	累計
原状回復を行った特定事業者数	293名	333名	854名
原状回復を受けた特定供給事業者数	36,137名	25,059名	94,290名
原状回復額	9億2957万円	6億7444万円	20億1555万円

（注７）累計の数値は，平成26年４月から平成29年３月までの累計である。

3　勧告事件及び主な指導事例

平成28年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

⑴　勧告事件

事業内容	違　反　行　為　の　概　要	関係法条
運輸業 （28.6.16勧告）	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を行う㈱Ｑ配サービスは， ア　荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 イ　事業所等の賃貸人の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
建設業 （28.8.31勧告）	住宅等の建築リフォーム工事業を行う㈱松下サービスセンター及び㈱ＡＰサービスセンターは， ア　サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。 イ　駐車場等の賃貸人等の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）
教育，学習支援業 （28.10.21勧告）	学習塾の運営等を行う㈱ＫＡＴＥＫＹＯグループは， ア　学習指導業務を委託している個人事業者に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 イ　教室施設等の賃貸人の一部に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 【本件は，中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い，処理した案件である。】	第3条第1号後段（買いたたき）
宿泊業 （29.2.22勧告）	ホテル業を行う㈱スーパーホテルは， ア　支配人業務を委託している個人事業者に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 イ　ホテル建設，税務会計等に関する指導業務等（「顧問業務」）を委託している個人事業者に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ウ　朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買いたたき）

事業内容	違　反　行　為　の　概　要	関係法条
情報通信業 （29.3.9勧告）	企業の信用調査，企業情報の提供等の事業を行う㈱帝国データバンクは，企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し，消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 【本件は，中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い，処理した案件である。】	第3条第1号後段（買いたたき）

⑵　主な指導事例

業　種	違　反　行　為　の　概　要	関係法条
製造業	Ａ社は，自社が使用する駐車場の賃貸人（特定供給事業者）に対し，あらかじめ定めた平成26年4月分の消費税込みの駐車場の賃料について，消費税率の引上げ分相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
小売業	大規模小売業者であるＢ社は，自社が運営する店舗の賃貸人（特定供給事業者）に対し，本体価格で定めた平成26年4月分の賃料について，対価を支払う際に消費税率の引上げ分相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
旅館業	Ｃ社は，産業廃棄物の処理を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，平成26年4月以降の委託料の支払について，特定供給事業者が消費税率5％で計算した請求書に基づき，消費税率の引上げ分相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
出版業	Ｄ社は，著作者及び原稿作成，校正等の業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，税込みで定めた利用許諾に対する対価（印税）及び委託代金について，平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
倉庫業	Ｅ社は，消費税率の引上げ後に同じグループ会社であるＦ社から事業を継承し，不動産賃貸業を営む事業者（特定供給事業者）から継続して倉庫等を賃借しているところ，倉庫等の賃料について，Ｆ社が平成26年4月1日の消費税率の引上げ以前に特定供給事業者に支払っていた賃料と同額に定め，消費税率の引上げ分を上乗せすることなく特定供給事業者に支払っていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
小売業	Ｇ社は，反物生地等を納入している事業者（特定供給事業者）に対し，平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく，消費税込みの対価を据え置いていた。	第3条第1号後段（買いたたき）
建設業	Ｈ社は，型枠工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し，消費税込みで工事代金を定めていたところ，平成26年4月1日以後の価格交渉の際，事業者からの本体価格（税抜価格）での交渉の申出を拒否した。	第３条第３号（本体価格での交渉の拒否）

第３　消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1　制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため，消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について，公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている。

2　届出の受付等

公正取引委員会は，本局及び全国の地方事務所等において，消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか，事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を受け付けた。

平成28年度においては，消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）11件の届出を受け付けた（転嫁カルテル及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為〔以下「表示カルテル」という。〕の届出件数は第５表，業種別届出件数は第６表参照）。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は，届出を受け付けた月ごとに取りまとめて，翌月，公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

平成28年度においては，９件の相談に対応した。

第５表　転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

（単位：件）

	転嫁カルテル	表示カルテル	合　計
平成28年度	11	0	11
平成27年度	11	0	11
累　計	187	139	326

（注１）累計の数値は，平成25年10月から平成29年３月までの累計である。

第６表　業種別届出件数

（単位：件）

	転嫁カルテル			表示カルテル		
	平成28年度	平成27年度	累計	平成28年度	平成27年度	累計
製造業	2	5	94	0	0	79
卸売業	2	3	59	0	0	49
小売業	4	2	50	0	0	45
サービス業	3	3	46	0	0	21
その他（注3）	2	6	26	0	0	10
合計	13	19	275	0	0	204

（注２）複数の業種にわたる場合の届出があるので，合計の数字は第５表に記載の届出件数と一致しない。
（注３）「その他」の業種は，運輸業，建設業等である。
（注４）累計の数値は，平成25年10月から平成29年３月までの累計である。

3　政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では，法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの（以下「政令指定組合」という。）は，当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず，転嫁カルテル及び表示カルテルをすることができることとされており（第13条第１項），公正取引委員会は，政令指定組合からの届出を受理したときは，当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている（第13条第２項）。

第４　消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として，消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1　消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

⑴　公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため，事業者及び事業者団体を対象として，当委員会主催の説明会を実施しており，平成28年度においては，36回実施した。

⑵　講師派遣

公正取引委員会は，商工会議所，商工会及び事業者団体等が開催する説明会等に，当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており，平成28年度においては，職員を73回派遣した。

2　消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

⑴　パンフレット

公正取引委員会は，消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレットを当委員会のウェブサイトに掲載しているほか，商工会議所，商工会，地方自治体等に配布した。

また，消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえ，主な違反事例について説明したパンフレットを，公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているほか，商工会議所，商工会等に配布した。

⑵　ウェブサイトの活用

公正取引委員会は，当委員会のウェブサイトに「消費税転嫁対策コーナー」を設けており，リーフレット，パンフレット等の資料，相談窓口（転嫁拒否行為等についての相談窓口）・届出窓口（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口），月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況，「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」などを掲載した。

⑶　転嫁拒否行為の未然防止に係る集中的な広報

公正取引委員会は，転嫁拒否行為が禁止されていること，転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため，平成28年11月に，①新聞広告及び②インターネット広告により，事業者向け広報を集中的に実施した。

第11章　国際関係業務

第１　独占禁止協力協定等

近年，複数の国・地域の競争法に抵触する事案，複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど，競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ，公正取引委員会は，二国間独占禁止協力協定等に基づき，関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど，外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

1　独占禁止協力協定

⑴　日米独占禁止協力協定

日本国政府は，米国政府との間で，平成11年10月７日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し，同協定は同日に発効した。同協定は，両政府の競争当局間における執行活動に係る通報，協力，調整，執行活動の要請，重要な利益の考慮等を規定している。

⑵　日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は，欧州共同体との間で，平成15年７月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し，同協定は同年８月９日に発効した。同協定は，前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお，平成28年３月15日に行われた欧州委員会競争総局との競争当局間協議において，今後，審査過程において入手した情報の交換ができるよう，同協定を改正するための交渉の準備を開始することで一致したところである。

⑶　日加独占禁止協力協定

日本国政府は，カナダ政府との間で，平成17年９月６日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し，同協定は同年10月６日に発効した。同協定は，前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

2　競争当局間の協力に関する覚書等

平成26年度に締結したブラジル経済擁護行政委員会及び韓国公正取引委員会との協力に関する覚書並びに平成27年度に締結したオーストラリア競争・消費者委員会及び中国国家発展改革委員会との協力に関する覚書等に加え，平成28年度においては，更に以下の三つの競争当局との間で覚書等を締結した。

⑴　中国商務部との協力に関する覚書

公正取引委員会は，中華人民共和国の競争当局の一つである商務部との間で，平成28年４月11日に「日本国公正取引委員会と中華人民共和国商務部との間の独占禁止協力に

関する覚書」に署名し，同覚書に基づく協力が開始された。同覚書は，両競争当局間における情報交換，年次協議，技術協力等を規定している。

⑵　ケニア競争当局との協力に関する覚書

公正取引委員会は，ケニア共和国の競争当局との間で，平成28年６月９日に「日本国公正取引委員会とケニア競争当局との間の協力に関する覚書」に署名し，同覚書に基づく協力が開始された。同覚書は，両競争当局間における情報交換，技術協力等を規定している。

⑶　モンゴル公正競争・消費者保護庁との協力に関する取決め

公正取引委員会は，モンゴル国の競争当局であるモンゴル公正競争・消費者保護庁との間で，平成29年３月15日に「日本国公正取引委員会とモンゴル公正競争・消費者保護庁との協力に関する取決め」に署名し，同取決めに基づく協力が開始された。同取決めは，両競争当局間における情報交換，定期協議，共同のプロジェクト及びプログラムの実施等を規定している。

第２　競争当局間協議

公正取引委員会は，我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。平成28年度における協議の開催状況は，第１表のとおりである。

第１表　平成28年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
米国	平成28年7月14日　ワシントンＤ．Ｃ．	連邦取引委員会 司法省反トラスト局
中国	平成28年9月13日及び14日　東京及び名古屋	中国国家発展改革委員会
韓国	平成28年12月16日　東京	韓国公正取引委員会

第３　経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して，地域貿易の強化のため，現在，多くの国が，経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。我が国は，現在，ＥＵ，中国・韓国，トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行っており，また，東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ：Regional Comprehensive Economic Partnership）の締結交渉を行っている。競争政策の観点からは，経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり，公正取引委員会は，このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した経済連携協定のうち，第２表に掲げるものには，競争に関する規定が設けられ，両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第２表　我が国が署名・締結した経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	H14.1署名 H14.11発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	H16.9署名 H17.4発効
日・マレーシア経済連携協定	H17.12署名 H18.7発効
日・フィリピン経済連携協定	H18.9署名 H20.12発効
日・チリ経済連携協定	H19.3署名 H19.9発効
日・タイ経済連携協定	H19.4署名 H19.11発効
日・インドネシア経済連携協定	H19.8署名 H20.7発効
日・ＡＳＥＡＮ包括的経済連携協定	H20.4署名（注2） 一部発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	H20.12署名 H21.10発効
日・スイス経済連携協定	H21.2署名 H21.9発効
日・インド経済連携協定	H23.2署名 H23.8発効
日・ペルー経済連携協定	H23.5署名 H24.3発効
日・オーストラリア経済連携協定	H26.7署名 H27.1発効
日・モンゴル経済連携協定	H27.2署名 H28.6発効
環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定	H28.2署名

（注１）平成19年３月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され，同年９月に発効した。競争に関する章については，実施取極において，シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。
（注２）平成20年４月に日本及び全ＡＳＥＡＮ構成国の署名が完了した。
（注３）日本とシンガポール，ラオス，ベトナム及びミャンマーとの間では平成20年12月に，ブルネイとの間では平成21年１月に，マレーシアとの間では同年２月に，タイとの間では同年６月に，カンボジアとの間では同年12月に，フィリピンとの間では平成22年７月に発効した。インドネシアとの間では未発効である。

第４　多国間関係

1　国際競争ネットワーク（ＩＣＮ：International Competition Network）

(1)　ＩＣＮの概要

ＩＣＮは，競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり，平成28年度末現在，122か国・地域から135の競争当局が参加している。このほか，国際機関，研究者，弁護士等の非政府アドバイザー（Non-Governmental Advisors：ＮＧＡ）もＩＣＮに参加している。

ＩＣＮは，主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）により，その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は，ＩＣＮの設立以来，運営委員会のメンバーとなっている。

ＩＣＮは，運営委員会の下に，テーマごとに，①カルテル作業部会，②企業結合作業部会，③単独行為作業部会，④アドボカシー作業部会及び⑤競争当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにＩＣＮの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては，電話会議，質問票の活用，各国競争当局からの書面提出等を通じて，それぞれの課題に対する検討が行われているほか，テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は，これらの活動に積極的に取り組んでおり，平成23年５月から平成26年４月までカルテル作業部会の共同議長を，平成26年４月から平成29年５月まで同作業部会サブグループ（ＳＧ１）の共同議長を務め，平成29年５月からは企業結合作業部会の共同議長を務めている。

また，ＩＣＮは，これらの作業部会の成果の報告，次年度のワークプランの策定等のため，年次総会を開催しており，平成28年度の第15回年次総会は，平成28年４月27日から同月29日にかけてシンガポールにおいて開催され，公正取引委員会からは委員及び事務総局の職員５名がスピーカー等として参加した。

平成28年度における主な会議の開催状況は，第３表のとおりである。

第３表　平成28年度におけるＩＣＮの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
Second Decade に関するラウンドテーブル	平成28年4月5日	米国・ワシントンＤ．Ｃ．
第15回年次総会	平成28年4月27日～29日	シンガポール
チーフエコノミスト向けワークショップ	平成28年9月12日及び13日	カナダ・バンクーバー
カルテルワークショップ	平成28年10月3日～5日	スペイン・マドリッド
アドボカシーワークショップ	平成28年11月3日及び4日	メキシコ・メキシコシティ
企業結合ワークショップ	平成29年2月15日及び16日	米国・ワシントンＤ．Ｃ．

⑵　各作業部会の活動状況

平成28年度における各作業部会の活動状況は，次のとおりである。

ア　カルテル作業部会

カルテル作業部会は，反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には，ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（ＳＧ１）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（ＳＧ２）が設置されている。

第15回年次総会以降，ＳＧ１においては，経験の浅い競争当局がリニエンシー制度を導入する際に有用となる「効果的かつ効率的なリニエンシープログラムのためのチェックリスト」の作成作業，また，公正取引委員会の主導の下，「カルテル事案における制裁金の設定」に関する報告書の改訂作業が行われたほか，「審査ツール及び

探知の手法」及び「情報の開示及び証拠開示手続」をテーマとした電話セミナーが実施され，公正取引委員会事務総局の職員がモデレーターやスピーカーを務めた。また，当委員会は，ＳＧ１の共同議長として，前記電話セミナーと同一のテーマにより，アジア太平洋地域に所在する競争当局向けの電話セミナーを主催した。

他方，ＳＧ２においては，公正取引委員会の主導の下，平成27年度に「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」を設立し，運用を行っているほか，反カルテル執行テンプレートの改訂作業を行った。また，ＳＧ２は，ＩＣＮに加盟する競争当局のカルテル審査担当者が実務上の問題を議論するため，年１回，カルテルワークショップを主催している。平成28年度のワークショップは，平成28年10月，スペイン・マドリッドにおいて開催され，「カルテルに対する法執行の強化」をテーマとして議論が行われ，当委員会事務総局の職員６名がスピーカー等として参加した。

イ　企業結合作業部会

企業結合作業部会は，企業結合審査の効率性を高めるとともに，その手続面及び実体面の収れんを促進し，国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第15回年次総会以降，同作業部会においては，企業結合審査に関して推奨される慣行のうち，新たに「効率性」の章の作成作業を行ったほか，「企業結合届出及び審査手続に関して推奨される慣行」のうち，「企業結合届出基準・届出対象」及び「問題解消措置」の章の改訂作業を行った。また，同作業部会は，公正取引委員会の主導の下，平成24年に「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」を設立し，運用を行っている。さらに，平成29年２月，企業結合ワークショップが米国・ワシントンＤ．Ｃ．において開催され，「企業結合審査テクニック」をテーマとして議論が行われ，当委員会事務総局の職員３名がスピーカー等として参加した。

ウ　単独行為作業部会

単独行為作業部会は，事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第15回年次総会以降，同作業部会においては，様々な単独行為の形態を分析する手法を取りまとめている「単独行為ワークブック」のうち，「単独行為の分析枠組み」の章が作成されたほか，「単独行為事案における効率性」及び「垂直的制限」をテーマとした電話セミナーを実施した。

エ　アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は，競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第15回年次総会以降，同作業部会においては，「効果的なアドボカシー戦略の策定」及び「アドボカシー活動の結果のモニタリング及び評価」をテーマとした電話セミナーを実施し，「効果的なアドボカシー戦略の策定」に関する報告書を作成したほか，「市場調査の選定及び実施における原則に関するハンドブック」の利用促進のた

めの小冊子の作成や，「一般市民向けの競争の利益の説明」に関する文書を作成した。また，同作業部会は，世界銀行との共催で，各競争当局の競争唱導の成功例に関する平成28-29年アドボカシーコンテストを開催した。さらに，平成28年11月，アドボカシーワークショップがメキシコ・メキシコシティにおいて開催され，「効果的なアドボカシー戦略の策定」をテーマとして議論が行われ，当委員会事務総局の職員２名がスピーカー等として参加した。

オ　競争当局有効性作業部会

競争当局有効性作業部会は，競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された，競争政策の実施に関する作業部会が，平成21年５月に改組されたものである。

第15回年次総会以降，同作業部会においては，競争当局の実務マニュアルのうち，新たに「競争当局によるソーシャルメディアの利用」及び「競争当局における職員研修プログラム」に関する章を作成したほか，競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するＩＣＮトレーニング・オン・デマンド・プロジェクトに関して，新たに「国際機関」，「手続の公平性」及び「競争評価」をテーマとしたビデオ教材の作成に取り組んだ。また，同作業部会は，「当局のコミュニケーション：ウェブサイト及びソーシャルメディアに関する戦略と活用」及び「競争当局における職員研修プログラム」をテーマとした電話セミナーを実施した。

2　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）・競争委員会（ＣＯＭＰ：Competition Committee）

(1)　競争委員会は，ＯＥＣＤに設けられている各種委員会の一つであり，昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され，平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は，昭和39年のＯＥＣＤ加盟以来，その活動に参加してきており，公正取引委員会は，同年10月の会合以降，これに参加してきている。競争委員会は，本会合のほか，その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け，随時会合を行っている。本会合においては，各加盟国の競争政策に関する年次報告が行われているほか，その時々の重要課題について討議が行われている。平成28年度における会議の開催状況は，後記(2)及び(3)のとおり（第４表参照）であり，当委員会からは，委員及び数名の事務総局職員が出席し，我が国の経験を紹介するなどして，議論に貢献した。

第４表　平成28年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
平成28年6月13日～同月17日	第125回本会合，第61回第2作業部会（競争と規制），第123回第3作業部会（協力と執行）
平成28年11月28日～12月2日	第126回本会合，第62回第2作業部会（競争と規制），第124回第3作業部会（協力と執行），第15回競争に関するグローバルフォーラム

（注）前記会議の開催場所は，全てフランス・パリである。

⑵　平成28年６月の第125回本会合においては，①忠誠リベートに係るラウンドテーブル討議，②確約決定に係るラウンドテーブル討議等が行われた。また，同年11月の第126回本会合においては，①ビッグデータに関するヒアリング，②価格差別に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

⑶　競争委員会に属する各作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムの平成28年度における主要な活動は，次のとおりである。

ア　第２作業部会では，平成28年６月の会合においては，法律サービス分野における破壊的技術革新に係るラウンドテーブル討議等が行われた。また，同年11月の会合においては，陸上運送に関するイノベーションと競争に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

イ　第３作業部会では，平成28年６月の会合においては，①企業結合規制における公共の利益の考慮に係るラウンドテーブル討議，②企業結合規制の枠組みにおける管轄圏の関連性に係るラウンドテーブル討議等が行われた。また，同年11月の会合においては，①地理的市場画定に係るラウンドテーブル討議，②企業結合審査において競争当局が企業結合を禁止するか条件付で認めるかの意思決定に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

ウ　競争に関するグローバルフォーラムでは，平成28年12月の会合において，①競争当局の独立性に係るラウンドテーブル討議，②競争法違反への制裁に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

3　東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は，東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は，東アジア地域における競争当局及び競争関連当局のトップ等が一堂に会し，その時々の課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより，東アジア地域における競争当局及び競争関連当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては，競争法・政策の執行に係る課題，効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは，競争当局及び競争関連当局に加え，学界，産業界等からの出席者を交えて，競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い，東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

平成28年度においては，公正取引委員会は，平成28年９月に韓国・ソウルにおいて韓国競争当局等との共催により，第12回東アジア競争政策トップ会合を開催した。

4　アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）

ＡＰＥＣにおいては，ＡＰＥＣ域内における競争政策についての理解を深め，貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として，貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ（ＣＰＤＧ）が平成８年に設置された。同グループは，平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（ＥＣ）の下部組織に移行し，平成20年には，競争政策・競争法グループ（ＣＰＬＧ）に改称した。公正取引委員会は，平成17年から平成24年12月までＣＰＬＧ（改称前においてはＣＰＤＧ）の議長を務め，平成28年１月からはＣＰＬＧの副議長を務めるなど，ＡＰＥＣにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

平成28年度において，公正取引委員会は，平成29年２月にベトナム・ニャチャンにおいて開催されたＣＰＬＧ会合において，我が国の競争法の執行等について報告を行うとともに，同時期に開催された「競争政策における経済学セミナー」において，公正取引委員会競争政策研究センター（ＣＰＲＣ）の「企業結合審査における輸入圧力等の評価に係る事後検証」をテーマに，我が国の経済分析実務について説明を行った。

5　国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）

昭和55年，ＵＮＣＴＡＤ主催による制限的商慣行国連会議において，「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに，原則と規則は，同年の第35回国連総会において，国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は，国際貿易，特に発展途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより，国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後，このような制限的商慣行についての調査研究，情報収集等を行うために，昭和56年，制限的商慣行政府間専門家会合が設置され，平成８年のＵＮＣＴＡＤ第９回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後，平成９年12月の国連総会の決議により，競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また，同会合のほか，原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が５年に１回開催されている。

平成28年度においては，平成28年10月19日から同月21日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第15回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され，公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席した。同会合においては，副議長として「競争当局と司法の関係における法的確実性の促進」及び「食品小売市場における競争政策の執行：バイヤーパワーと消費者利益」のラウンドテーブルにおいてモデレーターを務めたほか，「民間部門における競争法遵守強化」及び「競争法及び競争政策における能力向上」に関するラウンドテーブルにおいてパネリストを務めるなどした。

また，公正取引委員会は，平成28年７月からＵＮＣＴＡＤ競争消費者政策課に当委員会事務総局の職員１名を派遣するなど，海外の競争当局等に対する技術支援の分野でＵＮＣＴＡＤと協力を進めている。

第５　海外の競争当局等に対する技術支援

近年，東アジア地域等の発展途上国において，競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い，既存の競争法制を強化する動きや，新たに競争法制を導入する動きが活発化しており，これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は，独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）を通じて，これら諸国の競争当局等に対し，当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また，平成28年９月から，ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下，日・ＡＳＥＡＮ統合基金（ＪＡＩＦ）を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており，我が国における研修やＡＳＥＡＮ加盟国における現地ワークショップを開催している。

公正取引委員会による発展途上国に対する具体的な技術支援の概要は，次のとおりである。

1　ＪＩＣＡの枠組みによる技術支援

⑴　インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して，公正取引委員会は，平成28年７月から平成30年７月にかけて当委員会事務総局の職員１名をＪＩＣＡ長期専門家としてインドネシアの競争当局に派遣し，現地における技術支援を実施している。また，当委員会は，平成28年４月18日から同月21日にかけてインドネシアの競争当局の職員20名を，平成29年２月７日から同月10日にかけてインドネシアの競争当局の職員10名を，それぞれ我が国に招へいし，競争法・政策等に関する研修を実施した。さらに，平成28年８月22日から同月24日にかけてインドネシア・ジャカルタにおいて開催されたインドネシアの競争当局等向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

⑵　モンゴルに対する技術支援

モンゴルに対して，公正取引委員会は，平成28年５月24日から同月27日にかけてモンゴルの競争当局の長官，裁判官等16名を，平成29年３月14日から同月17日にかけてモンゴルの競争当局の長官，国会議員等15名を，それぞれ我が国に招へいし，競争法・政策に関する研修を実施した。さらに，平成28年11月16日から同月17日にかけてモンゴル・ウランバートルにおいて開催されたモンゴルの競争当局向け現地セミナー等に当委員会事務総局の職員を派遣した。

⑶　集団研修

公正取引委員会は，平成６年度以降，競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし，競争法・政策に関する研修を実施している。平成28年度においては，発展途上国13か国から15名の参加を得て，平成28年８月１日から同月19日にかけて実施した。

2　ＪＡＩＦを活用した技術支援

⑴　訪日研修

公正取引委員会は，平成29年１月11日から同月13日にかけてＡＳＥＡＮ加盟国の競争当局の職員等23名を我が国に招へいし，競争法・政策に関する研修を実施した。

⑵　現地ワークショップ

公正取引委員会は，平成29年３月27日から同月29日にかけてベトナム・ホーチミンにおいて開催されたベトナム現地ワークショップに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

3　その他の発展途上国に対する技術支援

公正取引委員会は，発展途上国に対する技術支援として，ＯＥＣＤ等の国際機関や外国政府等主催の東アジアやアフリカ地域における競争法・政策に関するセミナーに，当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。平成28年度においては，ＯＥＣＤ韓国政策センターが主催するワークショップ，アジア開発銀行研究所主催のワークショップ，台湾公平交易委員会が主催するセミナー等に職員を派遣した。

第６　海外調査

公正取引委員会の競争政策の企画・運営に資するため，諸外国・地域の競争政策の動向，競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。平成28年度においては，米国，ＥＵ，その他主要なＯＥＣＤ加盟諸国やアジア各国を中心として，競争当局の政策動向，競争法関係の立法活動等について調査を行い，その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

第７　海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため，報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し，英文ウェブサイトに掲載している。平成28年度においては，前年度に引き続き，英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか，外国の競争当局，弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり，海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。平成28年度においては，平成28年４月にシンガポールにおいて開催されたＥＳＳＥＣビジネススクール主催アジアの競争法及び競争政策に関する会議，同年６月に中国・香港において開催されたＡＢＡ（米国法曹協会）Antitrust in Asia フォーラム，同年10月に中国・北京において開催された中国競争政策年次フォーラム2016，平成29年３月にベルギー・ブリュッセルにおいて開催されたブリューゲル研究所主催ワークショップ，同月にドイツ・ベルリンで開催された第18回国際競争カンファレンスに，それぞれ公正取引委員会委員がスピーカーとして参加した。

また，平成28年4月に米国・ワシントンＤ．Ｃ．で開催された米国司法省反トラスト局主催カルテル執行に関する会議，同月に台湾において開催された台湾公平交易委員会主催競争法・政策国際カンファレンス，同年９月に米国・ニューヨークにおいて開催されたフォーダム大学主催国際競争カンファレンス，同年10月に東京において開催されたＡＢＡ国際法部会秋季会合，同年12月に中国・香港において開催されたアジア競争フォーラム第12回年次総会，平成29年１月に米国・ロサンゼルスにおいて開催された南カリフォルニア大学カンファレンス等に，公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。

第12章　広報・広聴等に関する業務

第１　広報・広聴

1　概要

公正取引委員会は，独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに，今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため，広く国民に情報提供を行い，国民各層からの意見，要望の把握，小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは，次のとおりである（海外向け広報については，第11章第７参照）。

2　記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

3　報道発表

公正取引委員会は，独占禁止法違反事件に対する法的措置，企業結合に係る審査結果，独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン，実態調査報告書等の内容について，幅広く報道発表を行っている。平成28年度においては，374件の報道発表を行った。

なお，特定のテーマについては，報道発表のほか政府広報を利用した広報を行っている。

4　講師派遣

事業者団体等の要請に対応して，講演会，研修会等に職員を講師として派遣し，独占禁止法等について広報を行った。

5　各委員制度等及びその運用状況

⑴　独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため，平成11年度から，独占禁止政策協力委員制度を設置し，公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い，施策の実施の参考としている。平成28年度においては，各地域の有識者150名に委員を委嘱した。

⑵　その他の制度

公正取引委員会は，独占禁止政策協力委員制度のほか，下請取引等改善協力委員制度，独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて，事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに，意見・要望等を聴取し，施策の実施の参考としている。

6　各種懇談会等の実施

⑴　独占禁止懇話会

ア　概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため，公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し，併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として，昭和43年度以降，毎年開催している。

イ　開催状況

平成28年度においては，独占禁止懇話会を３回開催した。

⑵　地方有識者との懇談会

ア　概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して，競争政策についてより一層の理解を求めるとともに，幅広く意見及び要望を把握し，今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため，昭和47年度以降，毎年，全国各地において開催している。

イ　開催状況

平成28年度においては，平成28年11月17日及び同月18日並びに12月１日及び同月２日に，全国８都市（帯広市，青森市，甲府市，金沢市，神戸市，岡山市，高松市及び佐賀市）において，公正取引委員会の最近の活動状況等について，各地の主要経済団体，消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会委員等との意見交換を行った。

このほか，全国各地区において，地方事務所長等の公正取引委員会事務総局の職員と有識者との懇談会を78回開催した。

⑶　弁護士会等に対する講演会

独占禁止法等に対する弁護士等の認知度を向上させるとともに，その相談・情報収集体制を強化することを目的として，平成23年度から本格的に行っている。

平成28年度においては，全国８都市において，公正取引委員会委員等による弁護士会等に対する講演会等を13回開催した。

7　一日公正取引委員会

⑴　概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため，独占禁止法講演会，消費税転嫁対策特別措置法説明会，下請法基礎講習会，入札談合等関与行為防止法研修会，消費者セミナー，独占禁止法教室，報道機関との懇談会，相談コーナーなどを１か所の会場で開催している。

⑵　開催状況

平成28年度においては，平成28年６月16日にさいたま市，同月23日に徳島市，同月29日に浜松市，同年10月24日に下関市，同年11月17日に神戸市，同月18日に帯広市，同年12月14日に秋田市，平成29年２月６日に宮崎市において，合計８回の一日公正取引委員会を開催した。

8　消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について，より一層の理解を深めてもらうため，対話型・参加型のイベントとして開催している。

平成28年度においては，合計77回開催した。

9　独占禁止法教室（出前授業）

中学校等における公民等の授業に職員を講師として派遣し，競争の役割等について授業を行った。また，大学（短期大学等を含む。）における独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し，競争法の目的，公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行った。

平成28年度においては，中学生向けに合計54回，高校生向けに合計33回，大学生等向けに合計109回開催した。

10　庁舎訪問学習

中学校等からの要請を受けて，公正取引委員会の庁舎において，競争の役割についての説明を行うとともに，審判廷などの職場見学に対応した。

11　広報資料の作成・配布

⑴　パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため，「知ってなっとく独占禁止法」，「知るほどなるほど下請法」等を作成し，事業者，一般消費者等に広く配布しているほか，中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し，中学校等に配布している。

⑵　広報用ＤＶＤ

独占禁止法及び下請法に関する広報用ＤＶＤを作成しており，事業者団体，消費者団体等に対してこれらの貸出しを行った。

また，独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上（http://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html）に掲載し，配信している。

⑶　ウェブサイト，メールマガジン及びソーシャルメディアによる情報発信

ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載しており，また，公正取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として，平成20年３月からメールマガジンの発行を行っている。

さらに，平成26年６月から Twitter 及び Facebook の運用を開始し，報道発表等の公正取引委員会に関連する様々な情報を発信しているほか，平成27年５月から YouTube の運用を開始し，独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を配信している。

第２　政策評価

公正取引委員会は，行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。

平成28年度においては，「企業結合の迅速かつ的確な審査」，「独占禁止法違反行為に対する厳正な対処」及び「下請法の的確な運用」の計３件の事後評価を実績評価の方法により，「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保」の事後評価を総合評価の方法により実施し，政策評価書を公表した。

第13章　景品表示法に関する業務

第１　概説

景品表示法は，平成21年９月，消費者の利益の擁護及び増進，商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い，公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い，景品表示法の目的は，「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

景品表示法は，消費者庁移管後に既に２度の法改正が行われているが，平成26年10月24日，景品表示法への課徴金制度導入を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案が第187回臨時国会に提出され，同年11月19日に成立し（平成26年法律第118号。以下「平成26年11月景品表示法改正法」という。），平成28年４月１日に施行された。

平成26年11月景品表示法改正法は，違反行為を防止するため，不当表示を行った事業者に経済的不利益を課す課徴金制度を導入するとともに，併せて一般消費者の被害回復を促進する観点から，所定の手続に沿って消費者に自主返金を行った場合に，返金相当額を課徴金額から減額する，又は返金相当額が課徴金額を上回るときは課徴金の納付を命じないことを内容とするものである。

1　景品表示法違反事件の調査

景品表示法は，不当な顧客の誘引を防止するため，景品類の提供について，必要と認められる場合に，内閣府告示（注１）により，景品類の最高額，総額，種類，提供の方法等について制限又は禁止し（同法第４条），また，商品又は役務の品質，規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（同法第５条）。これらの規定に違反する行為に対し，消費者庁長官及び都道府県知事は措置命令を行い，これを是正させることができる（同法第７条第１項）。

また，事業者が，同法第５条の規定に違反する行為（同条第３号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは，消費者庁は，当該事業者に対し，当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額に３パーセントを乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないが，当該事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるとき，又はその額が150万円未満であるときは，その納付を命ずることができない（同法第８条第１項）（注２）。

さらに，消費者庁は，同法第26条第１項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して，その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは，当該事業者に対し，その措置について必要な指導及び助言をすることができる（同法第27条）。また，消費者庁は，事業者が正当な理由がなくて同法第26条第１項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講

じていないと認めるときは，当該事業者に対し，景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるとともに（同法第28条第１項），勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは，その旨を公表することができる（同条第２項）。

公正取引委員会は，消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け，景品表示法の規定に違反する行為について必要な調査等を行っている。

（注１）消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は，経過措置により引き続き効力を有する。

（注２）平成26年11月景品表示法改正法の施行日である平成28年４月１日以後に行われた課徴金対象行為について適用される。

２　公正競争規約制度

景品表示法第31条の規定に基づき，事業者又は事業者団体は，景品類又は表示に関する事項について，公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて，不当な顧客の誘引を防止し，一般消費者による自主的かつ合理的な選択と，事業者間の公正な競争を確保するため，協定の締結又は規約の設定をすることができる。当委員会は，協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり，事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

第２　景品表示法違反事件の調査

消費者庁は，景品表示法違反事件について，違反行為者に対して措置命令を行うほか，違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成28年度において，消費者庁が措置命令を行った27件のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは６件であり，消費者庁が指導を行った138件のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは50件である（第１表及び第２表参照）。

また，平成28年度において，同法第26条第１項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して，消費者庁が行った勧告は０件であり，消費者庁が指導を行った100件のうち，公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは41件である。

第１表　平成28年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

事件	措置命令	指導	合計
景品事件	0　(0)	4　(11)	4　(11)
表示事件	6　(27)	46　(127)	52　(154)
合計	6　(27)	50　(138)	56　(165)

（注）（　）内は消費者庁が行った措置件数の総数

第２表　平成28年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	措置日（事業者名）	事件概要	違反法条
1	平成28年9月1日（㈱オークローンマーケティング）	㈱オークローンマーケティングは，同社が一般消費者に対して販売する「セラフィット」と称するフライパン（以下1において「本件商品」という。）を販売するに当たり，「ショップジャパン」と称するテレビショッピング番組において，例えば，「ダイヤモンドの次に硬いセラミックを使用」との映像及び「セラフィットはダイヤモンドの次に硬いセラミックを使用」との音声を放送し，また，「傷がつかない　コーティングが剥がれない」との映像及び「コインで擦っても傷が付かず、コーティングは剥がれません」との音声，「クギを炒めても傷がつかない！」との映像及び「たとえ大量の釘を炒めたって傷が付かない」との音声，「耐磨耗テスト50万回クリア！！」との映像及び「セラフィットは50万回擦っても傷まないことが証明されました」との音声並びに本件商品で金属製品を用いて調理する映像を放送することなどにより，あたかも，本件商品の表面処理加工に用いられている「セラミック」と称する物質はダイヤモンドの次に硬いものであり，本件商品を金属製品で50万回擦っても傷が付かないかのように示す表示をしていた。 実際には，本件商品の表面処理加工に用いられている「セラミック」と称する物質はダイヤモンドの次に硬いものであるとはいえず，本件商品を金属製品で擦った場合には50万回を大きく下回る回数で傷が付くものであった。	第5条第1号
2，3	平成28年12月21日（イズミヤ㈱及び㈱牛肉商但馬屋）	イズミヤ㈱及び㈱牛肉商但馬屋は，例えば，平成28年2月13日に，大阪府八尾市等の地域内に配布した新聞折り込みチラシにおいて，「土 13日限り」，「和牛専門店 但馬屋」，「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」，「■神戸玉津店は『兵庫産神戸牛・神戸ワインビーフ』」，「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより，あたかも，平成28年2月13日に対象商品を販売するかのように表示していたが，実際には，㈱牛肉商但馬屋は，大阪府八尾市所在のイズミヤスーパーセンター八尾店，神戸市西区所在のイズミヤスーパーセンター神戸玉津店及び奈良県北葛城郡広陵町所在のイズミヤスーパーセンター広陵店において，同日に販売するための神戸牛の仕入れは行っておらず，イズミヤ㈱及び㈱牛肉商但馬屋は，対象商品の全部について取引に応じることができないものであった。	第5条第3号（おとり広告告示）

一連番号	措置日（事業者名）	事件概要	違反法条
4	平成29年2月2日（㈱Ｘｅｎａ（ジーナ）に対する件）	㈱Ｘｅｎａは，「ＶＣソープ」と称する石鹸（以下4において「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり，平成27年2月20日頃から同年11月20日頃までの間に配布した情報誌において， ①　例えば，「※シミを『ビタミン洗顔』で洗い流しませんか？」，「長年の肌悩み、あきらめる前に！」等と記載することにより，あたかも，本件商品を使用することによって，シミを解消又は軽減することができるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が，同社に対し，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。 ②　例えば，「期間限定！2015年3／22（日）まで」，「今だけ！半額！」と記載した上で，「初回半額1個990円（税別）」と記載することにより，あたかも，当該広告に記載した期限までに本件商品を初めて購入した場合に限り，通常価格の半額で購入することができるかのように示す表示をしていたが，実際には，平成27年2月20日頃から同年12月19日までの期間において，本件商品を初めて購入した場合に通常価格の半額で購入できることとしていた。	第5条第1号及び第2号（第7条第2項適用）
5	平成29年3月8日（㈱布屋商店）	㈱布屋商店は，一般消費者に対して寝具等を販売するに当たり，同社が運営する「‘超’寝具店ヌノヤ」と称する店舗において，「ポップ」と称する店頭表示物（以下5において「ポップ」という。）又は「バーコード」と称する商品本体に貼付するシール（以下5において「バーコード」という。）に価格を記載するとともに，「割引札」と称する店頭表示物（以下5において「割引札」という。）に，「表示価格よりレジにて〇〇％割引」と記載し，ポップ又はバーコードと割引札を併せて掲示することにより，あたかも，ポップ又はバーコードに記載された価格は，当該店舗における通常の販売価格であり，当該価格から割り引いて販売するかのように表示していた。 実際には，ポップ又はバーコードに記載された価格は，同社が任意に設定したものであって，当該店舗において販売された実績のないものであった。	第5条第2号
6	平成29年3月24日（㈱エネルギア・コミュニケーションズ）	㈱エネルギア・コミュニケーションズは，「メガ・エッグ　光ネット［ホーム］」等と称する戸建住宅向け光回線インターネット接続サービスに「ギガ王」と称する複数年またがる契約に伴う割引を適用した役務等（以下6において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり，自社ウェブサイトにおいて，例えば，平成27年2月1日から同年5月31日までの間，「期間限定　今カラ割＋今カラ割プラス　今がチャンス　キャンペーン期間：平成27年2月1日（日）～平成27年5月31日（日）　月々最大800円割引」等と記載することにより，あたかも，下記の期間内において新規に本件役務の提供を申し込んだ場合に限り，2年間にわたり毎月最大で800円の割引が適用されるかのように表示していたが，実際には，平成27年2月1日から平成28年9月30日までの期間において，新規に本件役務の提供を申し込んだ場合に，2年間にわたり毎月最大で800円の割引を実施していた。 ①　平成27年2月1日から同年5月31日までの間 ②　平成27年6月1日から同年9月30日までの間 ③　平成27年10月1日から平成28年1月31日までの間 ④　平成28年2月1日から同年5月20日までの間 ⑤　平成28年5月21日から同年7月15日までの間	第5条第2号

第３　公正競争規約の認定

1　概要

平成29年３月末現在，104件（景品関係37件，表示関係67件）の公正競争規約が認定されている（附属資料６参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により，公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ，公正取引協議会等は，公正競争規約の運用上必要な事項について，公正競争規約の定めるところにより，施行規則，運用基準等を設定している。公正取引委員会は，公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても，事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行い，問題があれば指導を行っている。

2　公正競争規約の変更

平成28年度においては，景品表示法の改正に伴う変更の認定を一括して行ったマーガリン類の表示に関する公正競争規約ほか21規約の一部変更の認定（平成28年４月１日認定。平成28年公正取引委員会・消費者庁告示第１号）のほか，衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成28年６月27日認定。平成28年公正取引委員会・消費者庁告示第２号），釣竿の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成28年10月28日認定。平成28年公正取引委員会・消費者庁告示第11号），即席めんの表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成29年３月16日認定。平成29年公正取引委員会・消費者庁告示第４号）等を行った。

第14章　相談その他の業務

第１　独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者，事業者団体，一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては，文書又は口頭により回答している。また，ウェブサイトでも意見等の受付を行っている（https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=goiken）。

また，平成 12 年度から申告の処理に関する疑問，苦情等の申出を受け付けるため，官房総務課（地方事務所・支所においては総務課，沖縄総合事務局公正取引室においては総務係）に申出受付窓口を設置し，公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において，当該処理が適正であったかどうかを点検している。

第２　事業活動に関する相談状況

1　概要

公正取引委員会は，以前から，独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため，事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し，実施しようとする行為に関して，独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

2　事前相談制度

公正取引委員会は，以前から，様々な事前相談制度を実施し，事業者等からの書面による事前相談に対して書面により回答してきたが，相談制度の一層の充実を図るため，これを整備し，平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として，「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

本制度は，事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が，前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ，原則として，事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し，その内容を公表するものである。

3　独占禁止法に係る相談の概要

平成28年度において，事業者の行為に関して受け付けた相談件数は1,220件，事業者団体の行為に関して受け付けた相談件数は208件である（第１図参照）。

特徴的な内容の相談を挙げると，事業者による小売業者に対する販売価格の指示に関するもの，事業者による共同研究開発の参加者に対する成果等の競争者への供与の制限に関するもの，事業者による配送の共同化に関するものなどがある。

第１図　独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）

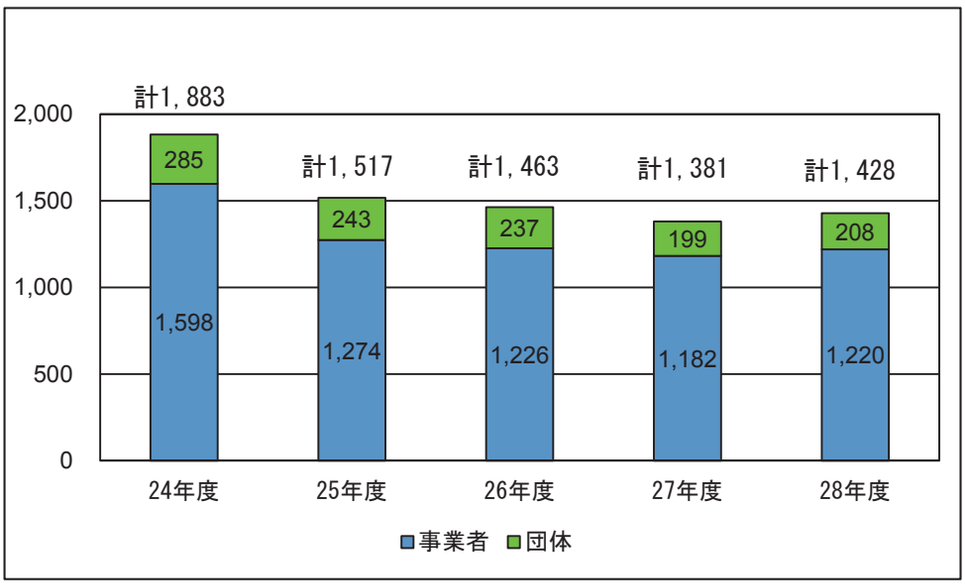

4　下請法に係る相談の概要

平成28年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は，8,751件である（第２図参照）。

この中には，例えば，下請法の適用範囲に関する相談，発注書面の記載方法に関する相談，下請代金の支払期日に関する相談等がある。

第２図　下請法に係る相談件数の推移

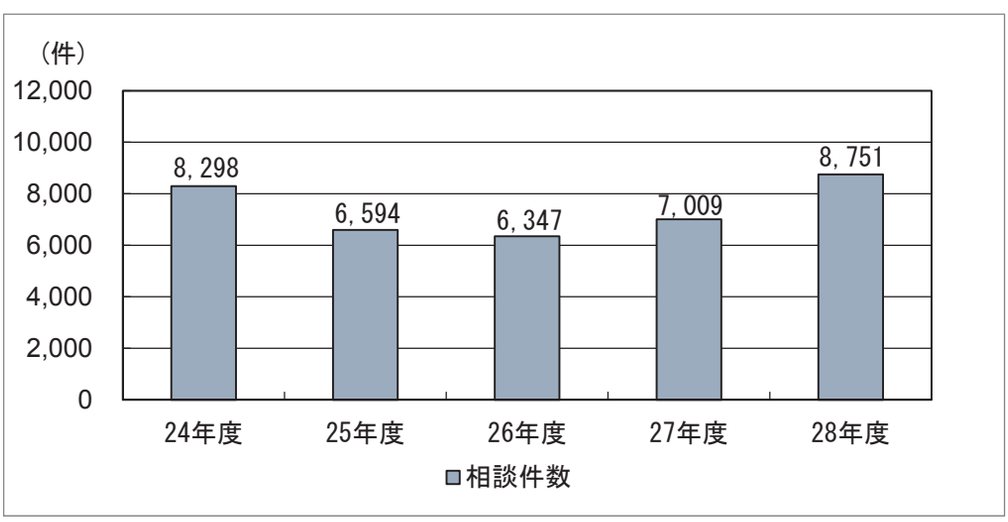

5　独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は，商工会議所及び商工会の協力の下，独占禁止法相談ネットワークを運営しており，独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように，全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を

活用し，独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また，平成28年度においては，「１分で分かる！」をコンセプトに中小事業者向けリーフレットを改定・公表し，全国の商工会議所及び商工会への配布を行い，相談業務に従事する経営指導員向けの研修会に職員を講師として派遣するなどした。

附 属 資 料

平成28年度年次報告　附属資料編の目次

1　組織・予算関係 …… 279
1－1表　公正取引委員会の構成 …… 279
1－2表　公正取引委員会の予算額（平成28年度補正後） …… 279
2　審決・訴訟関係等 …… 280
2－1表　審決一覧（平成28年度） …… 280
2－2表　手続別審決等件数推移 …… 282
2－3表　関係法条別審決件数推移 …… 286
2－4表　告発事件一覧 …… 288
2－5表　緊急停止命令一覧 …… 296
2－6表　注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類 …… 297
3　独占禁止法適用除外関係 …… 298
3－1表　独占禁止法適用除外根拠法令一覧 …… 298
3－2表　年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移 …… 299
3－3表　保険業法に基づくカルテル …… 301
3－4表　内航海運組合法に基づくカルテル …… 303
3－5表　損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル …… 303
3－6表　著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め …… 303
3－7表　海上運送法に基づくカルテル（内航） …… 303
3－8表　道路運送法に基づくカルテル …… 304
3－9表　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル …… 304
3－10表　業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数 …… 305
4　株式取得，合併等関係 …… 306
4－1表　銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧 …… 306
4－2　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4－3表から4－31表）について …… 306
4－3表　形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成28年度） …… 308
4－4表　形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成28年度） …… 309
4－5表　形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成28年度） …… 310
4－6表　形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成28年度） …… 310
4－7表　形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成28年度） …… 311
4－8表　形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成28年度） …… 312
4－9表　株式取得計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの） …… 312
4－10表　合併計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの） …… 319
4－11表　共同新設分割計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの） …… 320
4－12表　吸収分割計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの） …… 320
4－13表　共同株式移転計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの） …… 321

４－14表　事業譲受け等計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）…… 321
４－15表　総資産額別株式取得件数…… 322
４－16表　総資産額別合併件数…… 322
４－17表　総資産額別共同新設分割件数…… 322
４－18表　総資産額別吸収分割件数…… 323
４－19表　総資産額別共同株式移転件数…… 323
４－20表　総資産額別事業譲受け等件数…… 323
４－21表　合併後の総資産が300億円以上となる合併
（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）…… 324
４－22表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割
（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）…… 324
４－23表　行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割
（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）…… 325
４－24表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転
（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）…… 326
４－25表　行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等
（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）…… 326
４－26表　資本金額別株式取得件数…… 328
４－27表　資本金額別合併件数の推移…… 329
４－28表　資本金額別共同新設分割件数…… 330
４－29表　資本金額別吸収分割件数…… 331
４－30表　資本金額別共同株式移転件数…… 331
４－31表　資本金額別事業譲受け等件数の推移…… 332
5　下請法関係 …… 334
５－１表　書面調査発送件数の推移…… 334
５－２表　下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移…… 335
５－３表　下請法違反行為類型別件数の推移…… 336
6　景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（平成29年３月末現在） …… 337
7　懇話会及び研究会 …… 340
７－１　独占禁止懇話会…… 340
７－２　独占禁止法研究会…… 341
７－３　流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会…… 343
8　公正取引委員会機構図 …… 346

1　組織・予算関係

1－1表　公正取引委員会の構成

（平成28年４月１日現在）

委員長	杉本　和行
委　員	小田切宏之（注1）
委　員	幕田　英雄（注2）
委　員	山本　和史
委　員	三村　晶子

（注１）平成28年10月27日退任。後任として，平成28年11月21日，青木玲子氏が就任。
（注２）平成29年６月30日退任。後任として，平成29年７月１日，小島吉晴氏が就任。

1－2表　公正取引委員会の予算額（平成28年度補正後）

（単位：千円）

事　　項	予　算　額
（組織）公正取引委員会	10,515,969
（項）公正取引委員会	10,515,969
（事項）公正取引委員会に必要な経費	8,675,388
（事項）独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	346,818
（事項）下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	166,541
（事項）競争政策の普及啓発等に必要な経費	140,374
（事項）消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	1,186,848

2　審決・訴訟関係等

2－1表　審決一覧（平成28年度）

番号	事件番号	件　名	内　　容	関係法条	審決年月日
1 ～ 4	25 （判） 24 ～ 27	加藤化学㈱に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人が，他の事業者と共同して，異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨を合意し，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。（不当な取引制限〔価格カルテル〕） 【課徴金額に係る認定】 2億2284万円（異性化糖） 1億6552万円（水あめ・ぶどう糖） 被審人が違反行為により販売した異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の売上額を課徴金の対象として認めた。	独占禁止法66条2項（3条後段，7条の2）（注）	28.4.15 （排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決）
5 ～ 13	25 （判） 1 ～ 9	積水化成品工業㈱ほか4名に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人らが，他の事業者と共同して，ＥＰＳ工法採用工事で使用されるＥＰＳブロックについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。（不当な取引制限〔受注調整〕） 【課徴金額に係る認定】 1億3880万円（5名合計） 被審人らが違反行為により受注したＥＰＳブロックの売上額を課徴金の対象として認めた。	独占禁止法66条2項（3条後段，7条の2）	29.2.8 （排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決）

番号	事件番号	件　名	内　　容	関係法条	審決年月日
14	25 （判） 23	日本精工㈱に対する件	【課徴金額に係る認定】 56億2541万円 被審人が違反行為（不当な取引制限〔価格カルテル〕）により販売した産業機械用軸受及び自動車用軸受の売上額を課徴金の対象として認めた。	独占禁止法66条2項（7条の2〔3条後段〕）	29.3.29 （課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決）

（注）「独占禁止法」とは，平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法をいう。以下，２－１表において同じ。

２－２表　手続別審決等件数推移

(1)　平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類＼年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注4) 47 (6)	(注4) 31 (7)
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付を命ずる審決等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第９条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第10条第6項に基づく審決	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

（注１）平成25年度の審決により，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。
（注２）「分類」欄の独占禁止法第49条第２項，第65条及び第66条並びに景品表示法第９条第２項及び第10条第６項は，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。
（注３）審判審決とあるのは，過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成５年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。
（注４）（　）内の数字は，中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。
（注５）平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には，課徴金の納付を命じなかった審決が１件含まれている。
（注６）平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には，課徴金の納付を命じなかった審決が４件含まれている。
（注７）平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には，課徴金の納付を命じなかった審決が２件含まれている。
（注８）平成14年度及び平成15年度の独占禁止法第49条第２項及び景品表示法第９条第２項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
−	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注5) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	(注8) 1	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

年度 分類	18	19	20	21	22	23	24	25	計
審判審決	14	3	5	8	3	－	－	－	135
勧告審決	－	－	－	－	－	－	－	－	(注4) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	－	－	－	212
課徴金の納付を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	(注7) 7	248
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	1
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	9
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法第９条第２項に基づく審決	0	0	0	0	0	－	－	－	2
景品表示法第10条第6項に基づく審決	0	0	0	0	0	－	－	－	4
計	102	34	47	29	19	0	5	7	1,634

⑵　平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類＼年度			17（注2）	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27（注5）	28（注5）	計
独占禁止法関係	排除措置命令（審判開始）（注1）		2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	－ (－)	162 (40)
	課徴金納付命令（審判開始）（注1）		171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	－ (－)	1227 (186)
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	7	6	45
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	64
		課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令（審判開始）（注1）		28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6（注3） (0)	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	174 (17)
	排除命令に係る審決		0	0	0	0	11	－（注4）	－	－	－	－	－	－	11

（注１）（　）内の数字は，当該年度の命令件数のうち，命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。）。

（注２）平成17年度における独占禁止法関係の件数については，平成18年１月４日から同年３月31日までの期間である。

（注３）平成21年８月31日までの排除命令件数である。

（注４）平成22年８月６日，㈱ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより，景品表示法関係の審判手続は全て終結した。

（注５）審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが，同法の施行日（平成27年４月１日）前に，改正前の独占禁止法第49条第５項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は，なお従前の例により，審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は，平成27年度中に行われた命令のうち，平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。平成28年度以降，前記の事前通知は行われていない。

⑶　平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類＼年度		27	28	計
排除措置命令（訴訟提起）（注1）		7 (2)	11 (1)	18 (3)
課徴金納付命令（訴訟提起）（注1）		31 (4)	32（注2） (1)	63 (5)
第一審判決	排除措置命令に係る判決	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0
第二審判決	排除措置命令に係る判決	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0
第三審判決	排除措置命令に係る判決	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0

（注１）（　）内の数字は，当該年度の命令件数のうち，命令後に訴訟が提起されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後訴えの取下げ，請求の放棄のあったものを含む。）。平成27年度における命令の件数は，平成27年度中に行われた命令のうち，平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第１項の規定に基づく意見聴取の通知が行われたものの件数である。

（注２）課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した１名の事業者に対して，独占禁止法第63条第２項の規定に基づき，課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果，対象となった課徴金納付命令の件数である。

２－３表　関係法条別審決件数推移

法令＼年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
独占禁止法 3条前段	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3条後段	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7条の2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
19　条	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
51　条	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
66条1項	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
独占禁止法 3条前段（旧審判手続）	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
3条後段（旧審判手続）	4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3
4　条（旧審判手続）	1	1	3	9	4	7	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
5　条（旧審判手続）	3	0	1	0	0	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6　条（旧審判手続）	0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
7条の2（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0
8　条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10
10　条（旧審判手続）	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
11　条（旧審判手続）	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13　条（旧審判手続）	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
14　条（旧審判手続）	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15　条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16　条（旧審判手続）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17　条（旧審判手続）	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19　条（旧審判手続）	0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4
49　条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65　条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0
66　条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者団体法（旧審判手続）	0	0	9	20	13	8	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
景品表示法 4　条	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
景品表示法 3　条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0
4　条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0
9　条（旧審判手続）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10　条（旧審判手続）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同組合法107条（旧審判手続）	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0
審決件数（注2）	5	2	14	(注3) 59	18	(注3) 15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15

（注１）本表において「旧審判手続」とあるのは，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。
（注２）本表に掲げる数字が審決件数より多いのは，同一事件に２以上の法条を適用した場合があるからである。
（注３）昭和25年度審決のうち１件及び昭和27年度審決のうち４件は，審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	計
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	3	0	2	4	3	3	15	6	6	42
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	64
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	(注4) 7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	0	0	0	641
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	26
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32
0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	0	0	0	(注5) 244
8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	434
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	200
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	54
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 2
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	33	16	14	1757

（注４）独占禁止法66条１項に基づく審決は，審判請求を却下する審決である。
（注５）７条の２（旧審判手続）の審決件数には，課徴金の納付を命じなかった審決が７件含まれており，また，８条の３により当該条項が準用されている審決が含まれている。
（注６）独占禁止法49条（旧審判手続）及び景品表示法９条（旧審判手続）に基づく審決である。

２－４表　告発事件一覧

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
農林連絡協議会ほか21名（役員）	24.4.28	25.6.16（農林連絡協議会ほか2名を起訴）	東京高裁 26.2.27	罰金 各１万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ，購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13，第14号，第2項，第14条第1項第1号，第3項	協議会委員長，常任委員は26.3.11上告したが，前者は死亡したため，35.3.15控訴棄却，後者は36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名（役員）	24.5.21	25.11.25	東京高裁 27.5.12	免訴（講和条約による大赦のため）	解散及び清算計画書，株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法第105条，第107条，第108条，第109条，第111条，第112条	
山一証券㈱	24.11.28	26.12.28（不起訴）			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法第16条，第91条の2第6項	
㈱三愛土地ほか1名（役員）	45.4.3	45.5.26	東京高裁 46.1.29	被告会社に20万円の罰金，被告人に懲役1年（執行猶予3年），罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法第90条第3号，第95条第1項，景品表示法第4条第1号，第2号	
出光興産㈱ほか26名（法人及び15役員）	49.2.15	49.5.28	東京高裁 55.9.26 最高裁 59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金，被告人に4月から10月の懲役（執行猶予つき） 太陽石油㈱，九州石油㈱及び太陽石油㈱取締役に関する部分を破棄無罪，その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産㈱ほか11名の石油元売会社は，石油製品の販売価格を，昭和48年1月，2月，8月，10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項	日本石油㈱及び同社常務は確定 昭和石油㈱常務は死亡したため55.11.19公訴棄却 丸善石油㈱専務は57.10.21及び三菱石油㈱取締役は57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
石油連盟ほか4名（4役員）	49.2.15	49.5.28（石油連盟ほか2名を起訴，残り2名を不起訴）	東京高裁 55.9.26	被告人に違法の認識がなかったとして無罪	石油連盟は昭和47年度下期及び昭和48年度上期の会員の原油処理量を決定し実施した。	独占禁止法第8条第1項第1号，第89条第1項第2号，第95条第2項	
三井東圧化学㈱ほか22名（8社，役員15名）	3.11.6（3.12.19追加告発）	3.12.20	東京高裁 5.5.21	被告会社に600万円から800万円の罰金，被告人に懲役6月から1年（執行猶予2年）	三井東圧化学㈱ほか7社は，塩化ビニル製業務用ストレッチフィルムの販売価格を平成2年9月及び同年11月出荷分から引き上げること等を共同して決定し実施した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項	
トッパン・ムーア㈱ほか3名	5.2.24	5.2.31	東京高裁 5.12.14	被告会社に400万円の罰金	トッパン・ムーア㈱ほか3社は，社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールの受注予定者及び受注予定価格を決定し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項	
㈱日立製作所ほか26名（9社及び受注業務に従事していた17名並びに発注業務に従事していた者1名）	7.3.6（7.6.7追加告発）	7.6.15	東京高裁 8.5.31	被告会社に4000万円から6000万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役10月（執行猶予2年）日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役8月（執行猶予2年）	㈱日立製作所ほか8社は，平成5年度における日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第62条第1項	
㈱金門製作所ほか58名（25社及び受注業務に従事していた者34名）	9.2.4	9.3.31	東京高裁 9.12.24	被告会社に500万円から900万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から9月（執行猶予2年）	㈱金門製作所ほか24社は，平成6年度，平成7年度及び平成8年度の各年度における東京都発注に係る水道メーターについて，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第60条	富士水道工業㈱は10.1.6，㈱東京量水器工業所及び同社管理部長兼工場長は10.1.7それぞれ上告したが，いずれも12.9.25上告棄却

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
㈱クボタほか12名（3社及び受注業務に従事していた者10名）	11.2.4（11.3.1追加告発）	11.3.1	東京高裁 12.2.23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金，被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月（執行猶予2年）	㈱クボタほか2社は，平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鋳鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第60条	
コスモ石油㈱ほか19名（11社，個人9名）	11.10.13（11.11.9追加告発）	11.11.9	東京高裁 16.3.24	被告会社に300万円から8000万円の罰金，被告人に懲役6月から1年6月（執行猶予2年から3年）	コスモ石油㈱ほか10社は，防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する，ガソリン，軽油，灯油，重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において，各入札前に会合を開催し，前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項，刑法第60条	3社及び4名については，それぞれ16.3.31，16.4.2，16.4.5に上告したが，17.11.21上告棄却決定（17.11.26，17.11.29，17.12.20確定）
愛知時計電機㈱ほか8名（4社，個人5名）	15.7.2	15.7.23	東京高裁 16.3.26（1社，個人2名） 16.4.30（2社，個人2名） 16.5.21（1社，個人1名）	被告会社に2000万円から3000万円の罰金，被告人に懲役1年から1年2月（執行猶予3年）	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は，同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに，それぞれの所属する会社の業務に関し，東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち，口径13ミリ，同20ミリ及び同25ミリのものについて，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項（平成14年法律第47号による改正前）	

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
㈱横河ブリッジほか33名（26社，個人8名）	17.5.23（17.6.15追加告発）	17.6.15	東京高裁 18.11.10（23社，個人7名及び日本道路公団元理事1名） 19.9.21（3社，個人2名）	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金，被告人に懲役1年から2年6月（執行猶予3年から4年）	26社は，平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者23社とともに，平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者21社とともに，国土交通省関東地方整備局，東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条，第62条第1項	
㈱横河ブリッジほか12名（6社，個人4名，日本道路公団元理事1名，同副総裁1名及び同理事1名）	17.6.29（17.8.1，17.8.15追加告発）	17.8.1（6社，受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名） 17.8.15（日本道路公団副総裁1名） 17.8.19（日本道路公団理事1名）	東京高裁 19.12.7（日本道路公団理事1名） 20.7.4（日本道路公団副総裁1名）	日本道路公団理事（当時）に懲役2年（執行猶予3年），日本道路公団副総裁（当時）に懲役2年6ヶ月（執行猶予4年） ※併合罪	6社は，平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者43社とともに，平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに，日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条，第65条第1項	日本道路公団理事（当時）1名及び日本道路公団副総裁（当時）1名は，独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事（当時）については，19.12.17に上告したが，22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁（当時）については，20.7.4に上告したが，22.9.22上告棄却決定。

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
㈱クボタほか21名（11社，個人11名）	18.5.23（18.6.12追加告発）	18.6.12	大阪地裁 19.3.12（1社，個人1名） 19.3.15（1社，個人1名） 19.3.19（1社，個人1名） 19.3.22（2社，個人2名） 19.3.29（3社，個人3名） 19.4.23（2社，個人2名） 19.5.17（1社，個人1名）	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金，被告人に罰金140万円から170万円又は懲役1年4月から2年6月（執行猶予3年から4年）	11社は，市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については，独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
㈱大林組ほか9名（5社，個人5名）	19.2.28（19.3.20に追加告発）	19.3.20	名古屋地裁 19.10.15	被告会社に1億円から2億円の罰金，被告人に懲役1年6月から3年（執行猶予3年から5年）	5社は，名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について，受注予定の特別共同企業体を決定するとともに，受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上，同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については，独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
㈶林業土木コンサルタンツほか10名（4法人，個人5名，独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名）	19.5.24（19.6.13追加告発）	19.6.13	東京地裁 19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金，被告人に懲役6月から8月（執行猶予2年から3年），独立行政法人緑資源機構の元役職員であった者に懲役1年6月から2年（執行猶予3年から4年）	4法人は，地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに，独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について，独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条，第65条第1項	
日鉄住金鋼板㈱ほか8名（3社，個人6名）	20.11.11（20.12.8追加告発）	20.12.8	東京地裁 21.9.15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金，被告人に懲役10月から1年（執行猶予3年）	3社は，不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
日本精工㈱ほか9名（3社，個人7名）	24.6.14	24.6.14	東京地裁 24.12.28 （1社，個人2名） 25.2.25 （1社，個人3名） 27.2.4 （1社，個人2名，即日控訴） 東京高裁 28.3.22 （1社，個人2名，即日上告）	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金，被告人に懲役1年から1年6月（執行猶予3年）	3社等は，産業機械用軸受について，平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を，同年6月時点における被告発会社等の販売価格から，一般軸受につき8パーセントを，大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして，軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること，並びに，具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては，販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡，協議しながら行うことを各合意し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束することにより，公共の利益に反して，産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また，2社等は，自動車用軸受について，平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を，同年6月時点における被告発会社等の販売価格から，軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束することにより，公共の利益に反して，自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	

件　　名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事　件　の　概　要	関係法条	備　　考
高砂熱学工業㈱ほか15名（8社，個人8名）	26.3.4	26.3.4	東京地裁 26.9.30 （1社，個人1名） 26.10.2 （2社，個人2名） 26.10.3 （1社，個人1名） 26.10.6 （1社，個人1名） 26.11.12 （1社，個人1名） 26.11.13 （1社，個人1名） 26.11.14 （1社，個人1名）	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金，被告人に懲役1年2月から1年6月（執行猶予3年）	8社等は，平成23年10月以降に，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について，受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし，もって，8社等が共同して，前記工事の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	
㈱ＮＩＰＰＯほか20名（10社，個人11名）	28.2.29	28.2.29	東京地裁 28.9.7 （3社，個人3名） 28.9.15 （1社，個人1名） 28.10.6 （2社，個人3名） 28.10.11 （1社） 28.10.25 （個人1名） 28.10.27 （2社，個人2名） 28.11.1 （1社，個人1名）	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金，被告人に懲役1年2月から1年6月（執行猶予3年）	10社等は，平成23年7月以降に，東日本高速道路㈱東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について，受注予定者を決定すること及び当該受注予定者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記工事についてそれぞれ受注予定者を決定するなどし，もって，10社等が共同して，前記工事の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段，第89条第1項第1号，第95条第1項第1号， 刑法第60条	

２－５表　緊急停止命令一覧

件名	当委員会申立年月日	東京高裁決定年月日	東京高裁決定内容	事件の内容	関係法条	処理結果		備考
						東京高裁決定年月日	決定内容	
㈱朝日新聞社ほか153名に対する件	30.3.16 30.7.27 （停止命令の取消し）	30.4.6	申立一部容認一部却下	㈱朝日新聞社，㈱読売新聞社，㈱毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条（旧一般指定1，7）	30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅（停止命令の取消し）	
伊藤勲に対する件	30.7.4 30.12.10 （停止命令の取消し）	30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店（伊藤勲）による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条（旧一般指定6）	30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅（停止命令の取消し）	停止命令違反に対する過料（1万円）決定（30.10.12）
㈱大阪読売新聞社に対する件	30.10.5	30.11.5	申立容認	㈱大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条（旧一般指定6）			同意審決（30.12.8）
㈱北国新聞社に対する件	31.12.21	32.3.18	申立容認	㈱北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条（新聞業特殊指定3）	33.7.11	違反事実の自発的排除（停止命令の取消し）	被申立人による停止命令の執行免除の申立て（32.3.29申立棄却）
八幡製鉄㈱ほか1名に対する件	44.5.7 取下げ 44.5.30			八幡製鉄㈱及び富士製鉄㈱の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が，合併期日を延期したので取下げ
㈱中部読売新聞社に対する件	50.3.25	50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条（旧一般指定5）			同意審決（52.11.24） 被申立人は，特別抗告したが，最高裁はこれを却下（50.7.17）
㈱有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	16.6.30 取下げ 16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段，第19条（一般指定3，4）			被申立人が，申立に係る行為を取りやめたので取下げ

２－６表　注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
農業	4	その他の拘束・排他条件付取引
食料品製造業	2	優越的地位の濫用
繊維工業	2	再販売価格の拘束
木材・木製品製造業（家具を除く）	2	価格カルテル，優越的地位の濫用
化学工業	1	再販売価格の拘束
窯業・土石製品製造業	1	優越的地位の濫用
電気機械器具製造業	1	再販売価格の拘束
その他の製造業	1	その他のカルテル
ガス業	1	構成事業者の機能又は活動の制限
放送業	3	優越的地位の濫用
情報サービス業	2	優越的地位の濫用，不当廉売
映像・音声・文字情報制作業	1	優越的地位の濫用
道路旅客運送業	1	構成事業者の機能又は活動の制限
各種商品卸売業	3	再販売価格の拘束，優越的地位の濫用
繊維・衣服等卸売業	2	再販売価格の拘束
飲食料品卸売業	5	優越的地位の濫用，不当廉売
その他の卸売業	2	優越的地位の濫用
各種商品小売業	15	優越的地位の濫用，不当廉売
織物・衣服・身の回り品小売業	3	価格カルテル，優越的地位の濫用
飲食料品小売業	5	優越的地位の濫用
機械器具小売業	2	優越的地位の濫用
その他の小売業	5	優越的地位の濫用
物品賃貸業	3	優越的地位の濫用
技術サービス業（他に分類されないもの）	1	取引妨害
宿泊業	5	優越的地位の濫用
飲食店	1	優越的地位の濫用
洗濯・理容・美容・浴場業	2	不当廉売
その他の生活関連サービス業	2	優越的地位の濫用
娯楽業	4	優越的地位の濫用，その他の不公正取引
協同組合（他に分類されないもの）	2	その他のカルテル，優越的地位の濫用

（注）業種は，「日本標準産業分類」を参考にしている。

３　独占禁止法適用除外関係

３－１表　独占禁止法適用除外根拠法令一覧

⑴　独占禁止法に基づくもの（３制度）

（平成29年３月末現在）

法律名	適用除外制度の内容（根拠条項）	適用除外制度の制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

⑵　個別法に基づく適用除外（16法律・21制度）

（平成29年３月末現在）

所管官庁	法律名（法律番号）	適用除外の対象	適用除外制度の制定年次
公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）	転嫁カルテル	平成25年
		表示カルテル	平成25年
金融庁	保険業法（平成7年法律第105号）	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	基準料率の算出（自賠責・地震）	平成10年
法務省	会社更生法（平成14年法律第154号）	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法（昭和45年法律第48号）	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年

所管官庁	法律名 （法律番号）	適用除外の対象	適用除外制度の制定年次
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 （昭和32年法律第164号）	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 （昭和22年法律第132号）	農業協同組合中央会が行う一定の事業	平成11年
		農事組合法人が行う一定の事業	平成11年
経済産業省	輸出入取引法 （昭和27年法律第299号）	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 （昭和32年法律第185号）	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 （昭和24年法律第181号）	中小企業団体中央会が行う一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 （昭和24年法律第187号）	海運カルテル（内航）	昭和24年
		海運カルテル（外航）	昭和24年
	道路運送法 （昭和26年法律第183号）	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 （昭和27年法律第231号）	航空カルテル（国内）	昭和27年
		航空カルテル（国際）	昭和27年
	内航海運組合法 （昭和32年法律第162号）	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 （平成21年法律第64号）	供給輸送力削減カルテル	平成25年

３－２表　年次別・適用除外法令別カルテル件数（注１）の推移

（各年３月末現在）

	根　拠　法　令	適用業種等	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に係る共同行為	5	5	5	5

	根　拠　法　令	適用業種等	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
2	損害保険料率算出団体に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る基準料率及び自動車損害賠償責任保険に係る基準料率の算出	2	2	2	2
3	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業	0	0	0	0
		酒類販売業	0	0	0	0
		（小　計）	0	0	0	0
4	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め（注2）	8	20	10	12
5	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関係サービス業，販売業	0	0	0	0
6	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出取引	0	0	0	0
7	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業（注3）	3（1）	3（1）	3（1）	3（1）
8	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業（国内）	0	0	0	0
		航空運送事業（国際）（注4）	〔14〕	〔8〕	〔2〕	〔12〕
9	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル（内航）	5	5	5	5
		海運カルテル（外航）（注4）	〔401〕	〔212〕	〔660〕	〔457〕
10	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	1

	根　拠　法　令	適用業種等	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
11	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自動車運送事業	0	0	0	4
合　　計			28（26）	40（38）	30（28）	36（34）

（注１）件数は，公正取引委員会の同意を得，又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数である。
（注２）著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は，当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。
（注３）道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが，実施主体が同じカルテルを１件として算定した場合の数を（　）で示した。
（注４）航空法に基づく航空運送事業カルテル（国際）及び海上運送法に基づく海運カルテル（外航）に関する〔　〕内の数は，各年３月末日に終了する年度において締結，変更又は廃止の通知を受けた件数であり，外数である。

３－３表　保険業法に基づくカルテル

(1)　保険業法第101条第１項第１号に基づく共同行為

（平成29年３月末現在）

対象種目	主　体	制　限　事　項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定（注），再保険の出再割合の決定，再保険手数料率の決定，配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定，再々保険の禁止，海外再々保険の相手方，出再割合，料率その他条件及び再保険手数料率の決定，損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定，保険料率及びその他の条件の決定，元受保険及び受再保険の引受割合の決定，元受保険の共同処理（募集を含む。），再保険の共同処理，損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠責保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法，募集方法，事業方法書，普通保険約款，保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定，再保険取引に関する相手方又は数量の決定，損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし

対象種目	主　体	制　限　事　項	最初の発効日	有効期限
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定，事業方法書，普通保険約款，保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定，損害査定方法の決定，再保険取引に関する事項の決定，地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

（注）日本航空保険プールの共同行為では，保険料率の決定は明示的に行われていないが，①出再割合を100％としていること，②再保険について，会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため，保険料率＝再保険料率となり，各社保険料率が同一となっている。

⑵　保険業法第101条第１項第２号に基づく共同行為

（平成29年３月末現在）

対象種目	主　体	制　限　事　項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定，再保険の出再割合の決定，再保険手数料の決定，配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定，再々保険の禁止，再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険（対人賠償保険部分）	自動車対人賠償保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険（対人賠償，自損事故及び無保険者傷害保険部分）	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定，再保険に関する損害査定方法の決定，再保険の取引に関する相手方又は数量の決定，再保険料率の決定	平成21年4月1日	平成32年3月31日

３－４表　内航海運組合法に基づくカルテル

（平成29年３月末現在）

対　象	主　　体	内　　容	最初の発効日	有効期限
船　舶	日本内航海運組合総連合会	船腹の過剰に対処するための，保有船舶を解撤等する者に対する交付金の交付及び船舶の新規建造者からの納付金の徴収	平成10年5月15日	期限の定めなし

３－５表　損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

（平成29年３月末現在）

対　象	主　　体	内　　容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し，会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し，会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

３－６表　著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

（平成29年３月末現在）

対　象	主　　体	内　　容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する指定団体と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

３－７表　海上運送法に基づくカルテル（内航）

（平成29年３月末現在）

主　　体	航　　路	内　　容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月19日	平成30年7月5日
一般旅客定期航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月21日	平成29年5月7日
一般旅客定期航路事業者	竹原／垂水・白水	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年8月10日	平成30年7月29日
貨物定期航路事業者	大阪・神戸／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月8日	平成30年6月30日
貨物定期航路事業者	鹿児島／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月23日	平成30年7月22日

３－８表　道路運送法に基づくカルテル

（平成29年３月末現在）

主　体	路　線	内　　容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送事業者	北部支線（沖縄）	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	平成29年9月30日
一般乗合旅客自動車運送事業者	読谷線・糸満線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成29年10月7日
一般乗合旅客自動車運送事業者	名護西線・名護西空港線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成29年10月7日

３－９表　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

（平成29年３月末現在）

主　体	交　通　圏	内　　容	最初の発効日	有効期限（注）
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	長野交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成28年12月2日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	京浜交通圏（特定地域指定日：平成27年8月1日）	供給輸送力の削減等	平成28年12月16日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	秋田交通圏（特定地域指定日：平成27年6月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年1月30日	平成30年5月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	仙台市（特定地域指定日：平成27年6月1日）	供給輸送力の削減等	平成29年3月2日	平成30年5月31日

（注）特定地域の指定期間の終了日。ただし，特定地域の指定は，原則として１回に限り延長することができる。

３－10表　業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

（平成29年３月末現在）

業種等			届出件数
事業協同組合	農業，林業，漁業		0
	鉱業，採石業，砂利採取業		1
	建設業		4
	製造業	食料品，飲料・たばこ・飼料	2
		繊維	0
		木材・木製品，家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	0
		石油・石炭	0
		プラスチック	0
		ゴム製品，なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石	2
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	0
		はん用機械器具，生産用機械器具，業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路，電気機械器具，情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	1
		小計	5
	電気・ガス・熱供給・水道業		0
	情報通信業		0
	運輸業，郵便業		1
	卸売業		1
	小売業		7
	金融業，保険業		0
	不動産業，物品賃貸業		0
	サービス業		5
	その他		229
	小計		253
信用協同組合			20
合計			273

（注１）組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は，「その他」としている。
（注２）業種は，「日本標準産業分類」を参考にしている。

４　株式取得，合併等関係

４－１表　銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

⑴　独占禁止法第11条第１項ただし書の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
28. 10. 20	㈱三井住友銀行	アルメックスＰＥ㈱	投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての株式の取得に伴う議決権取得

⑵　独占禁止法第11条第２項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
29. 2. 14	㈱りそな銀行	㈱シンニッタン	自己の株式の取得に伴う議決権取得

４－２　株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（４－３表から４－31表）について

⑴　この統計資料は，平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に，公正取引委員会が受理した会社の株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出に関する諸指標を取りまとめたものである。

なお，４－９表から４－14表まで及び４－21表から４－25表までに記載した届出は，平成29年３月31日までに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第１号）第７条第５項の規定に基づく完了報告書が提出されたものである。

⑵　会社がどの業種に属するかは，株式取得においては株式取得会社の業種，合併においては合併後の存続会社の業種，共同新設分割においては分割する会社の業種，吸収分割においては事業を承継する会社の業種，共同株式移転においては新設会社の業種，事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また，事業を行っていない会社についてはその他に分類した。

⑶　各表の分類のうち，「水平」とは，当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは，当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち，「前進」とは，株式取得会社，存続会社，被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい，「後進」とは，その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは，「水平」，「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち，「地域拡大」とは，同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい，「商品拡大」とは，生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい，「純粋」とは，

前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお，形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，件数の合計は，届出件数と必ずしも一致しない。

⑷　資本金及び総資産の額は，原則として100万円未満の金額を切り捨てて集計した。

４－３表　形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成28年度）

形態 ＼ 株式取得会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前　進	後　進	地域拡大	商品拡大	純　粋	
農林・水産業							
鉱業							
建設業	4	3	1	1	2	3	9
製造業	34	22	10	14	9	10	63
食料品	2	1	1	1		2	6
繊維							
木材・木製品							
紙・パルプ	2		2		1		4
出版・印刷							
化学・石油・石炭	9	4	2	5	1		10
ゴム・皮革					1		1
窯業・土石	1	2					2
鉄鋼	1	1			2	1	4
非鉄金属						1	1
金属製品	2	3	1				4
機械	15	10	3	6	4	6	29
その他製造業	2	1	1	2			2
卸・小売業	24	13	7	9	5	8	37
不動産業	3	2	2	2	1		4
運輸･通信･倉庫業	8	4	1	3	2	4	16
サービス業	15	7	2	6	1	1	19
金融・保険業	8	4	1	5	3	1	12
電気・ガス業	1		1				1
その他	50	29	13	22	11	18	89
合計	147	84	38	62	34	45	250

（注）形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，形態別の件数の合計は，届出受理件数と必ずしも一致しない。以下同じ。

４－４表　形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成28年度）

形態 / 新設会社又は存続会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前　進	後　進	地域拡大	商品拡大	純　粋	
農林・水産業							
鉱業							
建設業							
製造業	10	7	4		2	2	15
食料品							
繊維							
木材・木製品							
紙・パルプ							
出版・印刷							
化学・石油・石炭	5	5	4			1	7
ゴム・皮革							
窯業・土石							
鉄鋼	1	1					1
非鉄金属							
金属製品	1						1
機械	3	1			2	1	6
その他製造業							
卸・小売業	1						1
不動産業							
運輸･通信･倉庫業	1					1	2
サービス業							
金融・保険業	1	1	1				1
電気・ガス業							
その他	5			2	2		7
合計	18	8	5	2	4	3	26

４－５表　形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成28年度）

該当なし

４－６表　形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成28年度）

形態 ＼ 承継する会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前進	後進	地域拡大	商品拡大	純粋	
農林・水産業							
鉱業							
建設業							
製造業	5	2	1				5
食料品							
繊維							
木材・木製品							
紙・パルプ							
出版・印刷							
化学・石油・石炭	2	1	1				2
ゴム・皮革							
窯業・土石							
鉄鋼							
非鉄金属							
金属製品							
機械	3	1					3
その他製造業							
卸・小売業	4			2		1	5
不動産業							
運輸･通信･倉庫業							
サービス業				3			3
金融・保険業							
電気・ガス業	1		1	1			1
その他	2			1			2
合計	12	2	2	7		1	16

４－７表　形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成28年度）

形態 / 新設会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前進	後進	地域拡大	商品拡大	純粋	
農林・水産業							
鉱業							
建設業							
製造業	1						1
食料品							
繊維							
木材・木製品							
紙・パルプ							
出版・印刷							
化学・石油・石炭							
ゴム・皮革							
窯業・土石							
鉄鋼							
非鉄金属							
金属製品							
機械							
その他製造業	1						1
卸・小売業				1			1
不動産業							
運輸･通信･倉庫業	1						1
サービス業							
金融・保険業							
電気・ガス業							
その他							
合計	2			1			3

４－８表　形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成28年度）

形態 / 譲受会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前　進	後　進	地域拡大	商品拡大	純　粋	
農林・水産業							
鉱　　業							
建　設　業							
製　造　業	11	1	2		1	1	13
食　料　品	2						2
繊　　維							
木材・木製品							
紙・パルプ	1						1
出版・印刷							
化学・石油・石炭	5	1				1	6
ゴム・皮革							
窯業・土石	1						1
鉄　　鋼							
非鉄金属	1						1
金属製品							
機　　械	1		2		1		2
その他製造業							
卸・小売業	5	3	3	1	1		5
不動産業							
運輸･通信･倉庫業							
サービス業						1	1
金融・保険業							
電気・ガス業	1						1
その他	1	2		2	1		4
合　計	18	6	5	3	3	2	24

４－９表　株式取得計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
26. 8. 4	Zimmer, Inc.	LVB Acquisition, Inc.
26.10.15	Abbott Established Products Holdings (Gibraltar) Limited	NEW MOON B.V.
26.10.15	Abbott Investments Luxembourg S.à r.l.	NEW MOON B.V.
26.10.15	Laboratoires Fournier S.A.S	NEW MOON B.V.

27. 3. 3	Qualcomm Global Trading Pte. Ltd.	CSR plc
27. 5. 1	テンプスタッフ㈱	㈱P&P ホールディングス
27. 5. 1	㈱KSK ホールディングス	関東運輸㈱
27. 5.13	インテグラル・パートナーズ㈱	スカイマーク㈱
27. 5.22	㈱キョウデン	㈱キョウデンプレシジョン
27. 5.29	Marc Jacobs International, LLC	マーク ジェイコブス ジャパン㈱
27. 5.29	TMC BUYOUT 6 ㈱	㈱ショクカイホールディングス
27. 7.23	Nokia Corporation	Alcatel-Lucent
27. 8.11	アイシン精機㈱	シロキ工業㈱
27. 8.12	FedEx Acquisition B.V.	TNT Express N.V.
27. 9.16	㈱ファミリーマート	㈱ココストア
27. 9.18	日本製紙㈱	特種東海製紙㈱
27. 9.18	ヒロセ㈱	太洋㈱
27. 9.28	Avago Technologies Cayman Finance Limited	Broadcom Corporation
27. 9.29	Autoliv Holding,Inc.	オートリブ日信ブレーキシステムジャパン㈱
27.10.13	Exor N.V.	PartnerRe Ltd.
27.10.23	EPS ホールディングス㈱	㈱綜合臨床ホールディングス
27.10.30	トモニホールディングス㈱	㈱大正銀行
27.11. 5	日本たばこ産業㈱	サンタフェナチュラルタバコジャパン㈱
27.11. 6	Intel Corporation	Altera Corporation
27.11. 6	Berkshire Hathaway Inc.	Precision Castparts Corp.
27.11.13	㈱ジョイックスコーポレーション	スタイル㈱
27.11.18	日研トータルソーシング㈱	アルムホールディングス㈱
27.11.19	日本出版販売㈱	ニューコ・ワン㈱
27.11.20	KDDI㈱	㈱エナリス
27.12.16	出光興産㈱	昭和シェル石油㈱
27.12.21	㈱東京 TY フィナンシャルグループ	㈱新銀行東京
27.12.24	三菱商事㈱	国際埠頭㈱
27.12.25	Western Digital Corporation	SanDisk Corporation
28. 1. 5	東テク㈱	㈱ディー・エス・テック
28. 1. 6	コスモエネルギーホールディングス㈱	丸善石油化学㈱
28. 1. 8	神鋼商事㈱	エヌアイウエル㈱
28. 1. 8	三菱商事㈱	伊藤ハム米久ホールディングス㈱
28. 1. 8	合同製鐵㈱	㈱トーカイ
28. 1.18	アルフレッサホールディングス㈱	サンノーバ㈱
28. 1.20	MHI エネルギー＆サービス㈱	ユニキャリアホールディングス㈱
28. 1.20	ニチユ三菱フォークリフト㈱	ユニキャリアホールディングス㈱

28. 1.21	㈱アイセイホールディングス	㈱アイセイ薬局
28. 1.21	リンナイ㈱	㈱ガスター
28. 1.27	シップヘルスケアホールディングス㈱	小西共和ホールディング㈱
28. 2. 1	㈱モリタ	Henry Schein Japan ㈱
28. 2. 2	Aramco Overseas Holdings Coöperatief U.A.	ARLANXEO Holding B.V.
28. 2. 2	新日鐵住金㈱	㈱サカコー
28. 2. 3	㈱新都市ライフ	㈱関西都市居住サービス
28. 2. 3	㈱新都市ライフ	新都市センター開発㈱
28. 2. 3	㈱新都市ライフ	筑波都市整備㈱
28. 2. 5	KDDI㈱	ジュピターショップチャンネル㈱
28. 2. 5	アイスリー㈱	イトキン㈱
28. 2. 5	京都微研ホールディングス合同会社	㈱微生物化学研究所
28. 2. 9	大和PIパートナーズ㈱	㈱エー･エル・シー
28. 2.12	Denali Holding Inc.	EMC Corporation
28. 2.12	三井住友ファイナンス＆リース㈱	日本ＧＥ合同会社
28. 2.17	富士通㈱	日揮情報システム㈱
28. 2.19	Veolia North America,Inc.	Kurion,Inc.
28. 2.23	Falcon Operations Sub,Inc.	Fairchild Semiconductor International,Inc.
28. 2.25	㈱オークラニッコーホテルマネジメント	㈱ホテルグランパシフィック
28. 2.25	コムシスホールディングス㈱	東京鋪装工業㈱
28. 2.25	㈱カチタス	㈱リプライス
28. 2.26	ナブテスコ㈱	ナブコシステム㈱
28. 2.26	日本通運㈱	名鉄運輸㈱
28. 3. 1	㈱イマジカ・ロボットホールディングス	㈱オー・エル・エム
28. 3. 4	近鉄グループホールディングス㈱	㈱海遊館
28. 3. 7	Nestle Skin Health S.A.	THE PROACTIV COMPANY SARL
28. 3. 8	センコー㈱	アクロストランスポート㈱
28. 3.10	㈱東芝	東芝医用ファイナンス㈱
28. 3.10	中越パルプ工業㈱	O&Cペーパーバッグホールディングス㈱
28. 3.10	王子産業資材マネジメント㈱	O&Cペーパーバッグホールディングス㈱
28. 3.11	丸文㈱	㈱ケィティーエル
28. 3.17	㈱今治西条成長事業支援ファンド	㈱田窪工業所
28. 3.22	㈱インフォサービス	㈱USEN
28. 3.22	日成ビルド工業㈱	コマツハウス㈱
28. 3.25	The Dow Chemical Company	Dow Corning Corporation
28. 3.29	東洋建設㈱	日下部建設㈱
28. 3.29	住友電工ツールネット㈱	太陽機械商事㈱

28. 3.31	ハウス食品グループ本社㈱	㈱ギャバン
28. 4. 4	Accenture Holdings B.V.	㈱アイ・エム・ジェイ
28. 4. 5	綜合警備保障㈱	㈱ウイズネット
28. 4. 6	㈱VG ホールディングス第一号	鬼怒川ゴム工業㈱
28. 4.11	㈱足利ホールディングス	㈱常陽銀行
28. 4.12	Marriott International,Inc.	Solar Merger Sub 1,Inc.
28. 4.13	SG ホールディングス㈱	㈱日立物流
28. 4.15	日本特殊陶業㈱	㈱日本エム・ディ・エム
28. 4.18	日本オーチス・エレベータ㈱	日本エレベータサービス㈱
28. 4.19	旭化成ホームズ㈱	㈱森組
28. 4.19	特種東海製紙㈱	日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社
28. 4.19	健康コーポレーション㈱	㈱パスポート
28. 4.19	㈱メタルワン	ウエアハウス工業㈱
28. 4.21	㈱メルコホールディングス	シマダヤ㈱
28. 4.25	㈱サーラコーポレーション	サーラ住宅㈱
28. 4.25	㈱サーラコーポレーション	中部瓦斯㈱
28. 4.27	ソフトバンク㈱	㈱マイクロアド
28. 4.28	サッポロホールディングス㈱	宮坂醸造㈱
28. 5. 9	美的國際控股有限公司	東芝ライフスタイル㈱
28. 5. 9	健康コーポレーション㈱	マルコ㈱
28. 5.11	TMC BUYOUT8 ㈱	㈱泉精器製作所
28. 5.11	鴻海精密工業股份有限公司	シャープ㈱
28. 5.11	Foxconn(Far East)Limited	シャープ㈱
28. 5.13	新日鐵住金㈱	日新製鋼㈱
28. 5.16	三菱地所㈱	大日本企業㈱
28. 5.17	㈱ダイヤモンドダイニング	㈱ゼットン
28. 5.25	DCM ホールディングス㈱	㈱くろがねや
28. 5.27	ランスタッド㈱	㈱キャレオホールディングス
28. 5.27	㈱トーハン	㈱八重洲ブツクセンター
28. 5.27	㈱ジュピターテレコム	大分ケーブルテレコム㈱
28. 6. 2	㈱ドンキホーテホールディングス・リテール・マネジメント	サウス・インベストメント㈱
28. 6. 2	ヤフー㈱	㈱イーブックイニシアティブジャパン
28. 6. 3	フジタ製薬ホールディングス合同会社	フジタ製薬㈱
28. 6. 8	エスディーケイ・サンライズ投資㈱	サンアロマー㈱
28. 6.16	キヤノン㈱	東芝メディカルシステムズ㈱
28. 6.16	ゴールドマン・サックス・クレディット・パートナーズ㈱	㈱イングホールディングス

28. 6.17	太平洋セメント㈱	㈱デイ・シイ
28. 6.20	㈱アクティオホールディングス	㈱共成レンテム
28. 6.21	㈱三井住友銀行	三井住友アセットマネジメント㈱
28. 6.23	㈱BAF７	㈱日東コーン・アルム
28. 6.24	㈱ADEKA	㈱クラウン
28. 6.24	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	日立キャピタル㈱
28. 6.24	㈱AP53	㈱ネットプロテクションズ
28. 6.28	㈱丸市青果	名果㈱
28. 6.29	ユアサ商事㈱	友工商事㈱
28. 6.30	㈱ジャフコ・エスアイジー№21	㈱グラフィス
28. 7. 4	エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー㈱	㈱パレモ
28. 7. 4	田中貴金属工業㈱	Metalor Technologies International SA
28. 7. 5	㈱アウトソーシング	㈱リクルートファクトリーパートナーズ
28. 7. 5	㈱バローホールディングス	㈱公正屋
28. 7.11	エア・ウォーター㈱	歯愛メディカル㈱
28. 7.12	三菱地所㈱	㈱東京流通センター
28. 7.19	サノフィ㈱	エスエス製薬㈱
28. 7.22	ソフトバンクグループ㈱	ARM Holdings plc
28. 7.26	Thermo Fisher Scientific Inc.	FEI Company
28. 7.26	SBIホールディングス㈱	日本少額短期保険㈱
28. 7.26	HVCホールディングス㈱	ハイビック㈱
28. 7.27	クオール㈱	㈱共栄堂
28. 8. 1	東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱	エース証券㈱
28. 8. 1	日産自動車㈱	三菱自動車工業㈱
28. 8. 1	㈱デンソー	㈱アドヴィックス
28. 8. 3	明治安田生命保険相互会社	明治安田システム・テクノロジー㈱
28. 8. 3	Camelot Professional ㈱	トムソン・ロイター・プロフェッショナル㈱
28. 8. 5	NAPホールディングス㈱	㈱ノバレーゼ
28. 8. 8	インテグラル・パートナーズ㈱	㈱大泉製作所
28. 8. 8	日本ハム㈱	北海道乳業㈱
28. 8.12	SEB Internationale S.A.S	Finedining Topco GmbH
28. 8.12	㈱ストライプインターナショナル	㈱アルファベットパステル
28. 8.16	㈱博報堂	D.A.コンソーシアムホールディングス㈱
28. 8.16	㈱博報堂DYメディアパートナーズ	D.A.コンソーシアムホールディングス㈱
28. 8.16	エア・ウォーター㈱	大山ハム㈱
28. 8.17	日本信号㈱	㈱てつでん

28. 8.17	アスパラントグループ㈱	㈱さが美
28. 8.17	JX エネルギー㈱	サンアロマー㈱
28. 8.23	国分グループ本社㈱	ヤシマ㈱
28. 8.25	㈱GS ユアサ	パナソニックストレージバッテリー㈱
28. 8.26	エア・ウォーター㈱	㈱プレシアホールディングス
28. 8.29	今治造船㈱	りんかい日産建設㈱
28. 8.30	有限会社ブックス・トキワ	㈱あおい書店
28. 8.30	住友三井オートサービス㈱	㈱セディナオートリース
28. 9. 7	宇部興産機械㈱	三菱重工プラスチックテクノロジー㈱
28. 9.12	Oslo Holdings㈱	アウトソーシング・インベストメント㈱
28. 9.15	ユアサクオビス㈱	浦安工業㈱
28. 9.15	文化シヤッター㈱	㈱ワイエスホールディングス
28. 9.21	日本出版販売㈱	㈱文教堂グループホールディングス
28. 9.23	㈱シノケングループ	サムシングホールディングス㈱
28. 9.23	㈱関電工	佐藤建設工業㈱
28. 9.26	㈱スギヨ	マルタ食品㈱
28. 9.27	㈱星野リゾート	GCP Hospitality Japan ㈱
28. 9.29	綿半ホールディングス㈱	㈱J マート
28. 9.30	Hewlett Packard Enterprise Company	Silicon Graphics International Corp.
28. 9.30	アドヒアレンス㈱	㈱アデランス
28.10. 4	HNA EcoTech Group Co., Ltd.	BCP (Singapore) VI Cayman Acquisition Co. Ltd.
28.10. 5	Boehringer Ingelheim Animal Health France S.A.S.	Merial S.A.S.
28.10. 7	キユーピー㈱	㈱トウ・アドキユーピー
28.10.13	東急不動産ホールディングス㈱	㈱学生情報センターグループ
28.10.13	㈱新生銀行	ニッセン・ジー・イー・クレジット㈱
28.10.18	㈱日本リテールホールディングス	㈱フジタコーポレーション
28.10.21	日本電気㈱	日本航空電子工業㈱
28.10.21	㈱アクティオ	GK ホールディングス㈱
28.10.21	AAA ホールディングス㈱	APRESIA Systems㈱
28.10.24	三菱重工フォークリフト＆エンジン・ターボホールディングス㈱	ニチユ三菱フォークリフト㈱
28.10.26	㈱加藤製作所	IHI 建機㈱
28.10.26	DCM ホールディングス㈱	㈱ケーヨー
28.10.27	楽天㈱	㈱爽快ドラッグ
28.10.28	KDDI㈱	㈱De コマース
28.10.31	エボニック　ジャパン㈱	エアープロダクツジャパン㈱
28.10.31	Analog Devices, Inc.	Linear Technology Corporation

28.10.31	アイシン精機㈱	アート金属工業㈱
28.10.31	太陽石油㈱	南西石油㈱
28.10.31	エムキャップ四号㈱	トライス㈱
28.11. 1	㈱レインズインターナショナル	㈱フレッシュネス
28.11. 2	Alpha 3 B.V.	Atotech B.V.
28.11. 4	ダイヤモンドF.C.パートナーズ㈱	浦和レッドダイヤモンズ㈱
28.11.15	日立金属㈱	㈱SHカッパープロダクツ
28.11.16	㈱カシワバラ・コーポレーション	㈱トヨダ工業
28.11.16	㈱R-ファンド５号	アプレ・ジュエラーズ㈱
28.11.17	丸紅㈱	コウノホールディングス㈱
28.11.17	Shangtex (Hong Kong) Limited	Luen Thai Holdings Limited
28.11.17	㈱エヌ・ティ・ティ・データ	シャープビジネスコンピュータソフトウェア㈱
28.11.17	㈱フジ・メディア・ホールディングス	㈱仙台放送
28.11.18	フクダ電子㈱	オムロンコーリン㈱
28.11.18	Valeo Bayen	市光工業㈱
28.11.21	伊藤忠商事㈱	㈱ビーアイメディカル（仮称）
28.11.21	TMC BUYOUT10㈱	㈱ロピア
28.11.22	大和産業㈱	赤沢食品㈱
28.11.24	㈱アインホールディングス	㈱葵調剤
28.11.25	旭化成ホームズ㈱	中央ビルト工業㈱
28.11.25	㈱飯田産業	㈱ユニバーサルホーム
28.11.25	総合メディカル㈱	㈱御代の台薬局
28.11.25	総合メディカル㈱	㈱本木薬局
28.11.28	フジパングループ本社㈱	㈱イーストボルトジャパン
28.11.29	㈱リテールパートナーズ	㈱マルキョウ
28.11.30	トヨタホーム㈱	ミサワホーム㈱
28.12. 6	三井物産㈱	パナソニックヘルスケアホールディングス㈱
28.12. 8	KDDI㈱	ビージェイホールディングス３㈱
28.12. 8	㈱滋賀銀行	しがぎんリース・キャピタル㈱
28.12. 9	RIZAPグループ㈱	㈱ジーンズメイト
28.12.12	㈱三越伊勢丹ホールディングス	SWPホールディングス㈱
28.12.13	ヒロセ㈱	日本ノーディッグテクノロジー㈱
28.12.20	住友化学㈱	住化スタイロンポリカーボネート㈱
28.12.21	Samsung Electronics America, Inc.	Harman International Industries, Incorporated
28.12.22	西部瓦斯㈱	㈱エストラスト
28.12.22	綜合警備保障㈱	㈱日立セキュリティサービス

28.12.26	㈱プレナス	宮島醤油フレーバー㈱
28.12.27	アンダーツリー㈱	㈱キコーナロード
28.12.27	国分グループ本社㈱	新潟酒販㈱
28.12.27	西日本旅客鉄道㈱	菱重プロパティーズ㈱
28.12.28	㈱ワールドホールディングス	豊栄建設㈱
28.12.28	トヨタ自動車㈱	フタバ産業㈱
28.12.28	プラス㈱	㈱キョクトウ・アソシエイツ
28.12.28	㈱ENEOS フロンティア	吉伴㈱
29. 1.10	Acceleratio Capital N.V.	GfK SE
29. 1.13	㈱フジ・メディア・ホールディングス	㈱WOWOW
29. 1.23	アジア航測㈱	三井共同建設コンサルタント㈱
29. 1.24	㈱ナチュラルホールディングス	㈱ザグザグ
29. 1.26	京成電鉄㈱	北総鉄道㈱
29. 1.27	ヤマトグループホールディングス㈱	㈱ヤマト
29. 1.27	プラス㈱	妙高コーポレーション㈱
29. 1.30	㈱KIK ホールディングス	㈱コイケ
29. 2. 7	㈱光通信	㈱インテア・ホールディングス
29. 2. 7	横浜ゴム㈱	愛知タイヤ工業㈱
29. 2.21	キヤノン㈱	東芝医用ファイナンス㈱
29. 2.22	㈱テレビ朝日ホールディングス	㈱東日本放送
29. 2.22	㈱テレビ朝日ホールディングス	㈱静岡朝日テレビ
29. 2.22	㈱テレビ朝日ホールディングス	㈱福島放送

４－10表　合併計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	存続会社	消滅会社
26. 8. 4	LVB Acquisition, Inc.	Owl Merger Sub, Inc.
27. 8.31	SMBC デリバリーサービス㈱	ディーエムセンター㈱
27.10.13	PartnerRe Ltd.	Pillar Ltd.
27.11. 6	Altera Corporation	615 Corporation
27.11. 6	Precision Castparts Corp.	NW Merger Sub Inc.
27.12.25	SanDisk Corporation	Schrader Acquisition Corporation
28. 1.13	㈱ファミリーマート	ユニーグループ・ホールディングス㈱
28. 2. 1	兼松テレコム・インベストメント㈱	㈱ダイヤモンドテレコム
28. 2.12	EMC Corporation	Universal Acquisition Co.
28. 2.19	Kurion,Inc.	Veolia Acquisition Sub,Inc.
28. 3.18	中央資材㈱	東北通産㈱, 北通産㈱
28. 4. 4	Baxalta Incorporated	BearTracks, Inc.
28. 4.12	Solar Merger Sub 1,Inc.	Mars Merger Sub,Inc.

28. 4.19	浜松鋼板加工㈱	ウエアハウス工業㈱
28. 7. 7	Quintiles Transnational Holdings Inc.	IMS Health Holdings,Inc.
28. 8.17	DIAMアセットマネジメント㈱	みずほ投信投資顧問㈱
28. 9.30	Silicon Graphics International Corp.	Satellite Acquisition Sub, Inc.
28.10.12	三井住商建材㈱	丸紅建材㈱
28.10.31	Linear Technology Corporation	Tahoe Acquisition Corp.
28.11.15	Vault Merger Sub, LLC	St. Jude Medical, Inc.
28.11.15	St. Jude Medical, Inc.	Vault Merger Sub, Inc.
28.11.21	㈱ベル・メディカルソリューションズ	ＩＭＬ㈱
28.12.21	Harman International Industries, Incorporated	Silk Delaware, Inc.

４－11表　共同新設分割計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	分割する会社
28. 2. 4	旭化成ケミカルズ㈱, 三菱化学㈱

４－12表　吸収分割計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	承継する会社	分割する会社
28. 1.15	大正薬品工業㈱	武田薬品工業㈱
28. 2.19	味の素製薬㈱	エーザイ㈱
28. 2.23	㈱スミフルジャパン	㈱スミフル
28. 4.27	㈱レッドウッド	神友商事㈱
28. 4.28	アイリスオーヤマ㈱	ローム㈱
28. 5.20	㈱サークルＫサンクス	サンクス東海㈱
28. 5.23	㈱新鮮マーケット	㈱オーケー
28. 6. 2	㈱JERA	中部電力㈱,東京電力フュエル＆パワー㈱
28. 7.13	ジャパントンネルシステムズ分割準備㈱	三菱重工メカトロシステムズ㈱
28. 7.26	㈱ジョイフルサンアルファ	㈱ジョイフルサン
28. 7.27	㈱ダイエー	仙台観光㈱
28. 9. 6	㈱埼玉遊楽	一本木企画㈱
28. 9.27	㈱ローソン山陰	㈱ポプラ
28. 9.30	㈱三社電機イースタン	㈱イースタン
28.10.21	富士観光㈱	㈱秀陽
28.11.21	エイツーヘルスケア㈱	㈱ベル・メディカルソリューションズ
28.11.30	㈱アリシア	㈱アリシア

４－13表　共同株式移転計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式移転会社
27.11.27	伊藤ハム㈱，米久㈱
28. 1.28	㈱横浜銀行，㈱東日本銀行
28. 3.10	王子製袋㈱，中部紙工㈱，中越パッケージ㈱
28. 7.11	㈱ダイユーエイト，㈱リックコーポレーション
28. 8.26	㈱AOI Pro.，㈱ティー・ワイ・オー

４－14表　事業譲受け等計画の届出一覧（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	譲受会社	譲渡会社
27. 8.11	トヨタ紡織㈱	アイシン精機㈱，シロキ工業㈱
27.12.11	㈱アドヴィックス	㈱デンソー
27.12.15	㈱フジクラ・ダイヤケーブル	三菱電線工業㈱
28. 1.29	㈱U-NEXT	アルテリア・ネットワークス㈱
28. 2. 8	ソニーセミコンダクタ㈱	㈱東芝
28. 2.19	三井金属鉱業㈱	エム・エスジンク㈱
28. 2.26	ユニキャリア㈱	UD トラックス㈱
28. 2.29	FFGS グラフィックサプライ㈱	㈱コムテックス
28. 3. 1	㈱モトーレン静岡	三盛自動車販売㈱
28. 3.28	DCM カーマ㈱	ユニー㈱
28. 6.17	㈱吉田ハム	㈱吉田ハム
28. 7.12	㈱MC アグリアライアンス	Olam International Limited，オーラム日本㈱
28. 7.15	古河電気工業㈱	㈱ビスキャス
28. 7.19	サノフィ㈱	日本ベーリンガーインゲルハイム㈱
28. 7.22	㈱EWB トーア	㈱トーア
28. 7.29	NIPPON DYNAWAVE PACKAGING CO.	Weyerhaeuser NR Company
28. 8.17	㈱フジクラ	㈱ビスキャス
28. 8.25	㈱モード・エ・ジャコモ	㈱シンエイ
28. 8.30	三菱鉛筆中部販売㈱	三菱鉛筆中部販売㈱
28. 8.30	㈱ALO	㈱プラスハート
28. 9.16	スターゼンインターナショナル㈱	東邦物産㈱
28.10.19	シャープ㈱	ユーテック㈱，㈱カメヤマテック
28.10.28	カネ美食品㈱	㈱ナガイ
28.10.31	エボニック　ジャパン㈱	エアープロダクツジャパン㈱
29. 1.17	㈱フィールライフ	㈱JFR オンライン
29. 1.25	東燃ゼネラル石油㈱	㈱スタンダード石油大阪発売所

４－15表　総資産額別株式取得件数

（単位：件，（　）は%）

年度＼総資産額	50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	計
24	42 (14.7)	5 (1.8)	43 (15.1)	25 (8.8)	170 (59.6)	285 (100.0)
25	31 (14.2)	5 (2.3)	51 (23.4)	21 (9.6)	110 (50.5)	218 (100.0)
26	56 (24.2)	8 (3.5)	45 (19.5)	19 (8.2)	103 (44.6)	231 (100.0)
27	35 (15.8)	2 (0.9)	41 (18.5)	22 (9.9)	122 (55.0)	222 (100.0)
28	46 (18.4)	5 (2.0)	31 (12.4)	22 (8.8)	146 (58.4)	250 (100.0)

（注）総資産額は，株式取得会社の総資産額である。

４－16表　総資産額別合併件数

（単位：件，（　）は%）

年度＼総資産額	10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	計
24	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (28.6)	3 (21.4)	2 (14.3)	5 (35.7)	14 (100.0)
25	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	8 (100.0)
26	2 (16.7)	2 (16.7)	1 (8.3)	3 (25.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	12 (100.0)
27	0 (0.0)	2 (8.7)	2 (8.7)	4 (17.4)	0 (0.0)	10 (43.5)	23 (100.0)
28	2 (7.7)	2 (7.7)	1 (3.8)	1 (3.8)	2 (7.7)	16 (61.5)	26 (100.0)

（注１）総資産額は，合併後における存続会社単体の総資産額である。
（注２）平成25年度において，合併後における存続会社単体の総資産額が未定のものが１件ある。
（注３）平成27年度において，合併後における存続会社単体の総資産額が未定のものが５件ある。
（注４）平成28年度において，合併後における存続会社単体の総資産額が未定のものが２件ある。

４－17表　総資産額別共同新設分割件数

（単位：件，（　）は%）

年度＼総資産額	10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	計
24	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
25	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
26	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)
27	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
28	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)	0 (−)

（注）総資産額は，新設会社単体の総資産額である。

４－18表　総資産額別吸収分割件数

（単位：件，（　）は%）

年度＼総資産額	10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	計
24	0 (0.0)	2 (14.3)	1 (7.1)	4 (28.6)	1 (7.1)	6 (42.9)	14 (100.0)
25	6 (46.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (23.1)	0 (0.0)	4 (30.8)	13 (100.0)
26	3 (15.0)	4 (20.0)	0 (0.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	8 (40.0)	20 (100.0)
27	3 (20.0)	7 (46.7)	0 (0.0)	3 (20.0)	1 (6.7)	1 (6.7)	15 (100.0)
28	0 (0.0)	5 (31.3)	4 (25.0)	3 (18.8)	1 (6.3)	3 (18.8)	16 (100.0)

（注１）総資産額は，事業を承継した会社単体の総資産額である。
（注２）平成26年度において，事業を承継した会社単体の総資産額が未定のものが１件ある。

４－19表　総資産額別共同株式移転件数

（単位：件，（　）は%）

年度＼総資産額	10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	計
24	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
25	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	3 (100.0)
26	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (42.9)	2 (28.6)	2 (28.6)	7 (100.0)
27	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	3 (50.0)	6 (100.0)
28	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	3 (100.0)

（注１）総資産額は，新設会社単体の総資産額である。
（注２）平成27年度において，新設会社単体の総資産額が未定のものが１件ある。

４－20表　総資産額別事業譲受け等件数

（単位：件，（　）は%）

年度＼総資産額	10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上	計
24	5 (16.7)	6 (20.0)	2 (6.7)	7 (23.3)	1 (3.3)	9 (30.0)	30 (100.0)
25	4 (19.0)	4 (19.0)	0 (0.0)	7 (33.3)	2 (9.5)	4 (19.0)	21 (100.0)
26	3 (15.8)	7 (36.8)	1 (5.3)	1 (5.3)	3 (15.8)	4 (21.1)	19 (100.0)
27	0 (0.0)	5 (18.5)	1 (3.7)	10 (37.0)	2 (7.4)	9 (33.3)	27 (100.0)
28	2 (8.3)	5 (20.8)	2 (8.3)	8 (33.3)	0 (0.0)	7 (29.2)	24 (100.0)

（注）総資産額は，事業等を譲り受けた会社単体の総資産額である。

４－21表　合併後の総資産が300億円以上となる合併（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
28. 1.13	㈱ファミリーマート	5697	ユニーグループ・ホールディングス㈱	6020	ユニー・ファミリーマートホールディングス㈱	11717
28. 2. 1	兼松テレコム・インベストメント㈱	0	㈱ダイヤモンドテレコム	217	㈱ダイヤモンドテレコム	300
28. 4. 4	Baxalta Incorporated	16140	BearTracks, Inc.	0	Baxalta Incorporated	16140
28. 8.17	DIAM アセットマネジメント㈱	421	みずほ投信投資顧問㈱	549	アセットマネジメント One㈱	971
28.10.12	三井住商建材㈱	695	丸紅建材㈱	421	SMB 建材㈱	1116
28.11.15	Vault Merger Sub, LLC	0	St. Jude Medical, Inc.	15756	Vault Merger Sub, LLC	15756
28.11.15	St. Jude Medical, Inc.	15756	Vault Merger Sub, Inc.	0	St. Jude Medical, Inc.	15756
28.12.21	Harman International Industries, Incorporated	865	Silk Delaware, Inc.	0	Harman International Industries, Incorporated	865

４－22表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

４－23表　行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後総資産	備考（承継内容等）
28. 2.19	味の素製薬㈱	495	エーザイ㈱	7652	508	消火器疾患領域に関連する事業の一部
28. 5.20	㈱サークル K サンクス	2646	サンクス東海㈱	30	2531	サンクス東海㈱が営業するコンビニエンスストア事業（108店舗）の営業
28. 6. 2	㈱JERA	471	中部電力㈱ 東京電力フュエル＆パワー㈱	50656 16592	4364	既存の燃料上流事業,既存の燃料調達事業,既存の海外発電・エネルギーインフラ事業,㈱常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業 既存の燃料上流事業,既存の燃料調達事業,既存の海外火力 IPP 事業,㈱常陸那珂ジェネレーションの実施する火力発電所のリプレース・新設事業
28.11.30	㈱アリシア	0	㈱アリシア	35	635	一般消費者に対するカジュアル衣料及び雑貨の販売

４－24表　行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	株式移転会社	総資産	株式移転会社	総資産	設立する会社の名称	総資産
27.11.27	伊藤ハム㈱	1713	米久㈱	598	伊藤ハム米久ホールディングス㈱	1670
28. 1.28	㈱横浜銀行	152043	㈱東日本銀行	21046	㈱コンコルディア・フィナンシャルグループ	8702
28. 8.26	㈱AOI　Pro.	227	㈱ティー・ワイ・オー	126	AOI TYO Holdings㈱	537

４－25表　行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（平成28年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後総資産	備考（譲受内容）
27. 8.11	トヨタ紡織㈱	4207	アイシン精機㈱及びシロキ工業㈱	14729及び643	4207	トヨタ自動車㈱向け車両用シート骨格機構部品事業
27.12.11	㈱アドヴィックス	1262	㈱デンソー	36385	1362	㈱デンソーの大安製作所における制御ブレーキの生産に関する固定資産（土地及び建屋を除く。），備品，ノウハウ，知財権その他関連する資産
27.12.15	㈱フジクラ・ダイヤケーブル	273	三菱電線工業㈱	544	307	産業用電線・ケーブルの販売事業
28. 2. 8	ソニーセミコンダクタ㈱	4075	㈱東芝	517	4318	譲渡会社の大分工場にある300㎜径ウェハ半導体製造ラインに係る建物，製造設備の一部及び関連するその他の資産

28. 2.19	三井金属鉱業㈱	3690	エム・エスジンク㈱	146	3690	八戸製錬㈱にて製錬を行った蒸留亜鉛を三井金属鉱業㈱から購入し，当該蒸留亜鉛を第三者に販売する事業
28. 3.28	DCMカーマ㈱	1156	ユニー㈱	5504	3506	ユニー㈱が愛知県5店舗，岐阜県1店舗，三重県1店舗，奈良県1店舗で展開するホームセンター事業
28. 7.15	古河電気工業㈱	4154	㈱ビスキャス	295	4186	市原工場，平塚工場，東京工事センター及び大阪工事センターに所在する，電力事業（地中線（66kv以上）・海底線・それらの部品の製造及び販売，以上に関連する工事の請負）に関連する棚卸資産及び固定資産等
28. 8.17	㈱フジクラ	3481	㈱ビスキャス	295	3513	①架空送電線事業（架空送電線・同部品の製造及び販売）②配電線事業（主に地中及び架空拝殿船（66kv未満）の製造及び販売）

（注）行為後の総資産が300億円以上の場合でも，当事会社のいずれかの総資産が100億円未満のものは除く。

４－26表　資本金額別株式取得件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 １億円未満	１億円以上 ５億円未満	５億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
24	25	12	10	15	8	45	25	145	285
25	23	5	3	21	5	38	19	104	218
26	45	10	7	22	7	23	20	97	231
27	31	6	6	13	5	36	19	106	222
28	32	9	8	18	6	44	16	117	250

（注）資本金は株式取得会社の資本金である。

4－27表　資本金額別合併件数の推移

資本金 / 年度	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上5000万円未満	5000万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上	計
22	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	23
23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	309
24	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	571
25	27	34	215	62	68	7	7	0	0	0	0	420
26	12	34	139	58	66	8	12	2	0	0	0	331
27	15	24	162	71	70	17	19	4	3	0	0	385
28	10	9	156	52	64	24	19	5	5	0	0	344
29	6	15	151	33	73	15	23	5	4	0	0	325
30	11	13	141	47	88	11	15	4	7	1	0	338
31	10	18	150	75	89	17	13	2	6	1	0	381
32	2	18	135	84	98	30	18	4	9	0	0	398
33	4	10	152	85	81	16	23	2	7	1	0	381
34	3	9	149	95	94	18	30	7	8	0	0	413
35	2	8	144	100	94	33	41	8	9	0	1	440
36	2	6	147	125	176	63	45	9	13	3	2	591
37	6	9	146	131	221	72	91	10	23	3	3	715
38	0	11	188	187	320	115	116	15	28	5	12	997
39	3	5	182	160	313	67	90	14	17	4	9	864
40	1	6	220	169	318	57	93	16	8	3	3	894
41	1	11	205	142	341	63	67	11	23	2	5	871
42	3	6	218	181	367	77	94	9	29	4	7	995
43	2	5	206	177	383	103	100	16	19	2	7	1,020
44	6	10	187	195	456	111	142	20	29	5	2	1,163
45	1	6	178	161	460	119	142	37	34	3	6	1,147
46	1	7	169	165	489	150	131	27	23	9	7	1,178
47	1	7	150	154	486	141	171	29	37	1	7	1,184
48	0	0	101	135	431	136	163	25	26	3	8	1,028
49	252				406	115	157	30	19	0	16	995
50	241				426	109	128	17	24	6	6	957
51	211				441	111	119	27	27	1	4	941
52	211				446	124	164	29	29	5	3	1,011
53	179				365	113	158	51	26	4	2	898
54	177				265	205	153	33	28	3	7	871
55	192				433	108	158	37	22	6	5	961
56	173				424	162	198	43	36	4	4	1,044
57	177				492	144	140	40	35	4	8	1,040
58	157				432	175	184	24	30	10	8	1,020
59	197				482	177	174	19	34	6	7	1,096
60	203				440	231	162	29	33	7	8	1,113
61	206				472	213	167	37	31	12	9	1,147
62	174				491	203	226	42	51	12	16	1,215
63	182				509	250	286	33	48	18	10	1,336
元	165				551	243	347	53	51	14	26	1,450
2	216				651	270	409	74	88	15	28	1,751
3	250				854	338	422	79	101	21	26	2,091
4	227				910	286	357	79	86	23	34	2,002
5	225				898	283	327	52	87	15	30	1,917
6	187				960	297	375	57	81	14	29	2,000
7	276				1,349	341	374	56	85	14	25	2,520
8	107				1,122	414	405	74	108	16	25	2,271
9	110				1,286	303	301	40	84	24	26	2,174
10	100				860	193	214	29	52	18	48	1,514
11	0				30	22	40	7	24	12	16	151
12	0				30	11	42	10	34	15	28	170
13	0				12	16	42	10	28	4	15	127
14	0				16	17	24	5	26	4	20	112
15	0				17	17	41	4	15	3	6	103
16	0				11	6	18	7	14	5	9	70
17	0				19	8	19	7	17	5	13	88
18	0				13	11	28	0	10	4	8	74
19	0				11	7	25	4	22	0	7	76
20	1				5	11	18	8	19	1	6	69
21	0				8	8	16	2	9	2	3	48
22	0				1	2	1	0	3	1	3	11
23	0				1	2	7	0	1	1	3	15
24	0				1	1	3	0	5	0	4	14
25	0				0	1	3	0	0	0	3	8
26	3				0	3	0	0	2	0	3	12
27	0				1	0	2	1	5	1	8	23
28	2				0	0	4	0	4	1	13	26

（注１）昭和22年度から昭和24年度前半（昭和24年６月17日以前）までは認可制の下での件数，昭和24年度後半（昭和24年６月18日以降）からは届出制の下での件数を示す。
（注２）平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年１月１日から届出対象範囲が大幅に縮減された。
（注３）資本金は合併後における存続会社の資本金である。
（注４）平成25年度において，合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが１件ある。
（注５）平成26年度において，合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが１件ある。
（注６）平成27年度において，合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが５件ある。
（注７）平成28年度において，合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが２件ある。

４－28表　資本金額別共同新設分割件数

資本金／年度	1000万円未満	1000万円以上5000万円未満	5000万円以上１億円未満	１億円以上５億円未満	５億円以上10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上	計
16	0	0	0	3	0	2	1	0	6
17	0	0	0	1	0	0	1	0	2
18	0	0	1	0	0	0	0	0	1
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	1	1	0	0	0	2
21	0	0	0	1	0	0	0	0	1
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	1	0	0	0	0	0	0	1
25	1	0	0	0	0	0	0	0	1
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	0	1	0	0	2
28	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）資本金は事業を承継した会社の資本金である。

４－29表　資本金額別吸収分割件数

資本金／年度	1000万円未満	1000万円以上5000万円未満	5000万円以上１億円未満	１億円以上５億円未満	５億円以上10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上	計
16	0	1	2	7	1	3	0	3	17
17	0	3	1	2	2	6	1	0	15
18	0	3	2	4	1	2	2	4	18
19	8	5	6	5	2	3	2	2	33
20	2	4	0	5	1	2	1	4	19
21	0	0	2	4	1	2	0	5	14
22	1	1	0	2	0	5	0	2	11
23	2	0	3	3	0	1	0	1	10
24	0	2	2	2	2	1	1	4	14
25	0	1	2	4	1	2	0	3	13
26	2	0	3	0	2	2	4	7	20
27	4	6	0	2	1	2	0	0	15
28	4	4	1	4	0	1	2	0	16

（注）資本金は事業を承継した会社の資本金である。

４－30表　資本金額別共同株式移転件数

資本金／年度	1000万円未満	1000万円以上5000万円未満	5000万円以上１億円未満	１億円以上５億円未満	５億円以上10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上	計
22	1	0	1	0	0	1	1	1	5
23	0	0	2	1	0	0	1	2	6
24	0	0	0	1	1	2	1	0	5
25	0	0	0	0	0	0	1	2	3
26	0	0	0	2	0	1	0	4	7
27	0	0	0	3	0	0	0	3	6
28	0	0	0	1	0	1	1	0	3

（注）資本金は新設会社の資本金である。

４－31表　資本金額別事業譲受け等件数の推移

資本金 / 年度	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上500万円未満	500万円以上1000万円未満	1000万円以上5000万円未満	5000万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上	計
22	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22
23	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	192
24	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	196
25	13	15	78	30	34	12	15	8	2	0	0	207
26	9	23	64	26	39	3	9	1	5	3	0	182
27	1	5	44	22	30	4	12	6	0	0	0	124
28	4	3	34	15	31	16	15	3	5	0	0	126
29	4	6	44	27	35	15	21	3	11	1	0	167
30	1	4	31	16	40	12	17	7	13	2	0	143
31	6	2	55	32	52	17	26	8	11	0	0	209
32	0	2	18	26	35	17	26	5	11	0	0	140
33	0	4	20	20	34	15	15	5	5	0	0	118
34	2	2	31	22	21	11	24	11	15	0	0	139
35	0	2	29	19	35	15	21	7	16	0	0	144
36	1	2	36	36	34	13	29	2	8	1	0	162
37	0	3	48	30	49	16	29	5	11	1	1	193
38	0	3	59	27	58	22	32	5	14	1	2	223
39	1	1	31	30	63	21	25	9	14	0	0	195
40	1	2	39	31	53	22	30	8	10	2	4	202
41	0	4	46	35	83	35	31	9	11	4	6	264
42	1	3	53	37	91	29	51	14	12	4	4	299
43	1	2	50	64	135	46	36	8	8	0	4	354
44	1	4	42	52	160	37	62	12	18	2	1	391
45	1	7	69	59	153	28	49	16	20	3	8	413
46	1	3	69	58	171	50	54	10	22	7	4	449
47	0	1	44	52	178	60	65	13	29	5	5	452
48	0	1	18	39	118	68	95	26	38	16	24	443
49	102				178	49	46	11	18	4	12	420
50	117				158	49	53	9	30	0	13	429
51	116				209	73	61	13	24	4	11	511
52	123				243	89	104	17	50	6	14	646
53	140				222	80	91	16	24	5	17	595
54	118				262	74	83	26	30	5	13	611
55	144				292	86	93	12	25	13	15	680
56	137				350	112	96	23	36	7	10	771
57	158				322	109	132	24	38	5	27	815
58	133				266	115	115	16	31	10	16	702
59	129				304	134	158	6	22	10	27	790
60	125				290	129	155	24	51	7	26	807
61	168				360	124	158	24	48	10	44	936
62	168				422	162	205	17	45	11	54	1,084
63	173				391	145	197	11	52	9	50	1,028
元	138				370	143	191	36	51	19	40	988
2	136				394	162	196	40	46	21	55	1,050
3	154				489	192	224	29	74	18	86	1,266
4	112				440	157	201	42	51	16	60	1,079
5	119				424	164	235	36	75	25	75	1,153
6	152				459	190	242	33	75	14	90	1,255
7	140				576	200	298	39	101	25	88	1,467
8	121				628	200	267	42	114	26	78	1,476
9	129				657	229	272	36	101	38	84	1,546
10	148				450	135	217	42	90	24	70	1,176
11	1				32	20	36	6	33	9	42	179
12	1				33	31	29	14	32	15	58	213
13	0				16	25	40	11	31	13	59	195
14	1				36	17	44	15	27	17	40	197
15	2				42	23	43	3	22	12	28	175
16	0				31	23	36	5	23	14	34	166
17	5				25	21	33	6	17	9	25	141
18	6				36	18	22	8	12	10	24	136
19	3				18	22	33	7	17	7	16	123
20	4				14	9	18	10	14	1	19	89
21	4				6	8	26	3	8	6	18	79
22	6				6	10	11	1	4	1	15	54
23	3				5	5	3	0	1	0	3	20
24	2				6	6	4	1	2	2	7	30
25	1				3	3	4	0	7	1	2	21
26	2				1	6	2	0	1	3	2	19
27	4				3	3	4	1	2	5	5	27
28	2				4	3	7	1	1	2	4	24

（注１）昭和22年度から昭和24年度前半（昭和24年６月17日以前）までは認可制の下での件数，昭和24年度後半（昭和24年６月18日以降）からは届出制の下での件数を示す。

（注２）平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年１月１日から届出対象範囲が大幅に縮減された。
（注３）資本金は事業等を譲り受けた会社の資本金である。

5　下請法関係

5－1表　書面調査発送件数の推移

区分 / 年度	定期調査発送件数		特別調査発送件数	
	対象親事業者数	対象下請事業者数	対象親事業者数	対象下請事業者数
	（事業所・名）	（名）	（事業所・名）	（名）
31	304			
32	723			
33	769			
34	986			
35	1,214			
36	1,514			
37	1,803			
38	1,800			
39	2,004			
40	2,554			
41	2,631			
42	5,512			
43	6,030			
44	6,684			
45	7,214			
46	8,451			
47	8,751			
48	10,039	2,915		
49	10,045	3,808		
50	12,007	4,861		
51	12,171	6,325		
52	12,315	7,247		
53	10,973	10,663		
54	12,007	11,546		
55	13,490	21,785		
56	13,668	18,091		
57	16,026	20,532		
58	16,346	23,138		
59	15,959	66,579	16,095	
60	9,574	48,031		
61	9,559	52,105		
62	10,121	59,535		
63	13,854	70,968		
元	13,537	73,320		
2	12,889	72,030		
3	12,680	71,603		
4	14,234	74,334		10,027
5	13,781	75,864		10,786
6	13,235	72,784		10,559
7	13,261	75,202		
8	13,857	70,453		
9	13,648	71,860	1,000	5,000
10	13,869	70,182	1,736	
11	14,453	70,554		
12	15,964	75,859		
13	16,417	93,483	1,673	1,003
14	17,385	99,481		
15	18,295	108,395		
16	30,932	170,517		
17	30,991	170,878		
18	29,502	162,521		
19	30,268	168,108		
20	34,181	160,230		
21	36,342	201,005		
22	38,046	210,166		
23	38,503	212,659		
24	38,781	214,042		
25	38,974	214,044		
26	38,982	213,690		
27	39,101	214,000		
28	39,150	214,500		

（注）親事業者調査は昭和59年度までは事業所ベース，昭和60年度以降は企業ベースの数字である。また，下請事業者調査は企業ベースの数字である。

５－２表　下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分／年度	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
	（事業所・名）	（名）	（名）	（事業所・名）	（名）	（事業所・名）	（事業所・名）	（事業所・名）
31	61	20	0	81	0	19	46	65
32	130	21	0	151	13	73	37	123
33	161	21	0	182	5	110	39	154
34	97	3	0	100	7	82	37	126
35	105	5	0	110	0	38	20	58
36	156	10	0	166	0	62	33	95
37	261	33	0	294	12	149	35	196
38	219	17	0	236	22	182	55	259
39	218	17	14	249	14	180	104	298
40	417	23	31	471	15	193	93	301
41	541	15	19	575	14	299	111	424
42	669	12	10	691	5	459	97	561
43	414	7	0	421	9	416	171	596
44	525	6	0	531	26	447	231	704
45	430	5	2	437	52	354	80	486
46	609	9	5	623	56	432	56	544
47	690	2	0	692	41	485	99	625
48	707	2	0	709	17	569	130	716
49	739	5	5	749	4	542	296	842
50	1,029	10	18	1,057	6	686	269	961
51	1,220	15	18	1,253	12	906	255	1,173
52	1,391	38	59	1,488	15	1,097	191	1,303
53	1,050	35	80	1,165	7	916	406	1,329
54	1,242	16	9	1,267	2	746	146	894
55	1,126	20	35	1,181	0	921	436	1,357
56	1,158	9	8	1,175	1	932	252	1,185
57	1,331	19	4	1,354	4	1,014	271	1,289
58	1,413	15	13	1,441	0	1,119	317	1,436
59	1,458	24	0	1,482	0	1,224	693	1,917
60	(3,008)	－	－	(3,039)	－	(2,243)	－	－
	1,570	31	0	1,601	0	1,512	159	1,671
61	1,426	51	0	1,477	0	1,242	155	1,397
62	1,498	52	0	1,550	0	1,273	197	1,470
63	2,112	61	0	2,173	0	1,474	85	1,559
元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	290	6,603

（注）数字は昭和 59 年度までは事業所ベースの件数，昭和 60 年度以降は企業ベースの件数である。
なお，昭和 60 年度の（　）内の数字は事業所ベースの数字である。

５－３表　下請法違反行為類型別件数の推移

（　）内は％

違反行為類型 ＼ 年度		事業所ベース												企業ベース																															
		49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	(注1) 60	(注1) 60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
実体規定	下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号違反）	243 (45.5)	283 (37.1)	358 (42.0)	386 (43.7)	251 (40.5)	172 (38.9)	217 (34.2)	189 (31.4)	196 (29.7)	212 (29.6)	233 (24.8)	321 (22.6)	230 (21.7)	163 (19.3)	160 (17.6)	200 (19.9)	469 (29.8)	393 (29.4)	236 (28.5)	310 (30.0)	363 (27.5)	270 (26.45)	227 (24.5)	226 (25.9)	269 (31.4)	226 (32.3)	234 (33.9)	230 (31.0)	335 (35.1)	307 (35.1)	392 (44.7)	751 (57.2)	1,344 (65.0)	701 (57.7)	701 (59.7)	866 (63.0)	790 (51.5)	1,281 (65.5)	1,328 (59.1)	1,250 (56.4)	1,488 (66.1)	2,843 (62.8)	3,131 (66.7)	3,375 (58.0)
	有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号違反）	38 (7.1)	35 (4.6)	19 (2.2)	24 (2.7)	56 (9.1)	16 (3.6)	40 (6.3)	38 (6.3)	96 (14.5)	77 (10.8)	74 (7.9)	20 (1.4)	13 (1.2)	25 (3.0)	15 (1.7)	37 (3.7)	55 (3.5)	92 (6.9)	60 (7.2)	86 (8.3)	85 (6.4)	61 (6.0)	40 (4.3)	40 (4.6)	58 (6.8)	34 (4.9)	36 (5.2)	45 (6.1)	36 (3.8)	51 (5.8)	51 (5.8)	37 (2.8)	62 (3.0)	43 (3.5)	29 (2.5)	15 (1.1)	42 (2.7)	20 (1.0)	45 (2.0)	56 (2.5)	44 (2.0)	60 (1.3)	56 (1.2)	59 (1.0)
	割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号違反）	235 (44.0)	438 (57.4)	465 (54.9)	445 (50.4)	287 (46.4)	240 (54.3)	359 (56.6)	297 (49.4)	306 (46.3)	302 (42.2)	355 (37.8)	681 (48.0)	553 (52.1)	352 (41.6)	311 (34.8)	424 (42.1)	778 (49.5)	617 (46.1)	375 (45.3)	417 (40.3)	412 (31.8)	284 (27.7)	254 (27.4)	235 (27.0)	205 (23.9)	218 (31.2)	191 (27.7)	203 (27.3)	225 (28.6)	210 (24.0)	184 (21.0)	144 (11.0)	190 (9.2)	170 (14.0)	147 (12.5)	221 (16.1)	300 (19.5)	224 (11.5)	280 (12.2)	246 (11.1)	208 (9.2)	253 (5.6)	210 (4.5)	365 (6.3)
	不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号違反）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	10 (0.8)	10 (0.5)	5 (0.4)	26 (2.2)	19 (1.4)	49 (3.2)	47 (2.4)	52 (2.8)	57 (2.6)	29 (1.3)	135 (3.0)	161 (3.4)	208 (3.6)
	不当な給付内容の変更・やり直し（第4条第2項第4号違反）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	47 (3.6)	90 (4.4)	57 (4.7)	48 (4.1)	26 (1.9)	22 (1.8)	38 (1.9)	68 (3.0)	50 (2.3)	45 (2.0)	27 (0.6)	33 (0.7)	49 (0.8)
	受領拒否（第4条第1項第1号違反）	18 (3.4)	7 (0.9)	5 (0.6)	26 (3.2)	25 (4.0)	14 (3.2)	18 (2.8)	0 (－)	1 (0.2)	1 (0.1)	13 (1.4)	23 (1.6)	13 (1.2)	28 (3.3)	34 (3.8)	33 (3.3)	20 (1.3)	12 (0.9)	10 (1.2)	14 (1.4)	74 (5.6)	54 (5.3)	59 (6.4)	86 (9.9)	60 (7.0)	42 (6.0)	21 (3.0)	27 (3.6)	25 (2.6)	29 (3.3)	8 (0.9)	28 (2.1)	30 (1.5)	13 (1.1)	23 (2.0)	6 (0.4)	25 (1.6)	8 (0.4)	38 (1.7)	61 (2.8)	42 (1.9)	32 (0.7)	19 (0.4)	34 (0.6)
	下請代金の減額（第4条第1項第3号違反）								73 (12.1)	55 (8.3)	116 (16.2)	201 (21.4)	277 (19.5)	188 (17.7)	157 (18.6)	198 (21.8)	160 (15.9)	153 (9.7)	130 (9.7)	67 (8.1)	89 (8.6)	165 (12.5)	177 (17.3)	165 (17.8)	123 (14.1)	121 (14.1)	97 (13.9)	132 (19.1)	135 (18.2)	168 (17.6)	137 (15.7)	134 (15.3)	142 (10.8)	211 (10.2)	134 (11.0)	112 (9.5)	97 (7.1)	107 (7.0)	176 (9.0)	189 (8.3)	284 (12.8)	228 (10.1)	383 (8.5)	373 (7.9)	489 (8.4)
	返品（第4条第1項第4号違反）								2 (0.3)	2 (0.3)	3 (0.4)	36 (3.8)	12 (0.8)	8 (0.8)	19 (2.2)	20 (2.2)	26 (2.6)	17 (1.1)	21 (1.6)	11 (1.3)	11 (1.1)	23 (1.8)	20 (2.0)	20 (2.2)	32 (3.7)	22 (2.6)	23 (3.3)	29 (4.2)	11 (1.5)	23 (2.4)	23 (2.6)	22 (2.5)	23 (1.8)	12 (0.6)	2 (0.2)	9 (0.8)	6 (0.4)	14 (0.9)	9 (0.5)	34 (1.5)	44 (2.0)	20 (0.9)	15 (0.3)	14 (0.3)	15 (0.3)
	買いたたき（第4条第1項第5号違反）								2 (0.3)	1 (0.2)	2 (0.3)	2 (0.2)	29 (2.0)	20 (1.9)	51 (6.0)	121 (13.3)	93 (9.2)	36 (2.3)	32 (2.4)	42 (5.1)	57 (5.5)	97 (7.4)	98 (9.6)	95 (10.3)	65 (7.5)	48 (5.6)	31 (4.4)	27 (3.9)	43 (5.8)	36 (3.8)	38 (4.3)	32 (3.7)	36 (2.7)	44 (2.1)	28 (2.3)	39 (3.3)	68 (4.9)	113 (7.4)	93 (4.8)	166 (7.3)	98 (4.4)	86 (3.8)	735 (16.2)	631 (13.4)	1,143 (19.7)
	購入・利用強制（第4条第1項第6号違反）								0 (－)	4 (0.6)	3 (0.4)	24 (2.6)	55 (3.9)	36 (3.4)	51 (6.0)	47 (5.2)	33 (3.3)	44 (2.8)	39 (2.9)	27 (3.3)	50 (4.8)	99 (7.5)	60 (5.9)	66 (7.1)	64 (7.3)	74 (8.6)	28 (4.0)	20 (2.9)	49 (6.6)	106 (11.1)	79 (9.0)	53 (6.1)	95 (7.2)	75 (3.6)	62 (5.1)	41 (3.5)	50 (3.6)	67 (4.4)	59 (3.0)	86 (3.8)	72 (3.2)	60 (2.7)	46 (1.0)	69 (1.5)	78 (1.3)
	報復措置（第4条第1項第7号違反）								0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	1 (0.1)	0 (－)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)	0 (－)
	小　計	534 (100.0)	763 (100.0)	847 (100.0)	883 (100.0)	619 (100.0)	442 (100.0)	634 (100.0)	601 (100.0)	661 (100.0)	716 (100.0)	938 (100.0)	1,418 (100.0)	1,061 (100.0)	846 (100.0)	907 (100.0)	1,006 (100.0)	1,573 (100.0)	1,337 (100.0)	828 (100.0)	1,034 (100.0)	1,318 (100.0)	1,024 (100.0)	926 (100.0)	871 (100.0)	857 (100.0)	699 (100.0)	690 (100.0)	743 (100.0)	854 (100.0)	874 (100.0)	876 (100.0)	1,313 (100.0)	2,068 (100.0)	1,215 (100.0)	1,175 (100.0)	1,374 (100.0)	1,535 (100.0)	1,955 (100.0)	2,286 (100.0)	2,218 (100.0)	2,250 (100.0)	4,529 (100.0)	4,697 (100.0)	5,815 (100.0)
手続規定	発注書面不交付・不備（第3条違反）	399	346	869	1,279	876	618	686	655	702	814	667	1,381	879	719	759	1,008	1,762	1,550	1,063	1,425	1,912	1,189	1,142	1,090	1,064	1,039	826	843	1,067	1,127	1,125	2,235	3,633	2,603	2,453	2,608	3,300	3,833	3,813	3,987	4,186	4,067	4,507	4,806
	書類不保存等（第5条違反）								55	87	135	114	12	10	45	71	66	88	88	87	132	172	119	129	112	135	102	134	121	167	135	142	321	645	487	553	297	384	724	715	824	939	484	470	629
	虚偽報告等（第9条第1項違反）								20	11	2	6	2	1	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小　計	399	346	869	1,279	876	618	686	730	800	951	787	1,395	890	765	831	1,077	1,850	1,638	1,150	1,557	2,084	1,308	1,271	1,202	1,199	1,141	960	964	1,234	1,262	1,267	2,556	4,278	3,090	3,006	2,905	3,684	4,557	4,528	4,811	5,125	4,551	4,977	5,435
合　計（注3）		933	1,109	1,716	2,162	1,495	1,060	1,320	1,331	1,461	1,667	1,725	2,813	1,951	1,611	1,738	2,083	3,423	2,975	1,978	2,591	3,402	2,332	2,197	2,073	2,056	1,840	1,650	1,707	2,188	2,136	2,143	3,869	6,346	4,305	4,181	4,279	5,219	6,512	6,814	7,029	7,375	9,080	9,674	11,250

（注１）数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数，昭和60年度以降は企業ベースの件数である。
　　なお，昭和60年度は，事業所ベースの件数と企業ベースの件数を併記した。
（注２）１件の勧告又は指導において複数の行為を問題としている場合があるので，違反行為類型別件数の合計欄の数字と５－２表の「措置」件数とは一致しない。
（注３）（　）内の数値は，実体規定違反全体に占める比率であり，小数点以下第２位を四捨五入したため，合計は必ずしも100.0とならない。

6　景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（平成29年３月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	はっ酵乳，乳酸菌飲料公正取引協議会	—	はっ酵乳，乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会	—	殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
4	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ，プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
5	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
6	（一社）全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
7	（一社）全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
8	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
9	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
10	食品のり公正取引協議会	—	食品のりの表示に関する公正競争規約
11	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
12	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
13	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
14	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
15	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
16	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
17	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チョコレート類の表示に関する公正競争規約
18	チョコレート利用食品公正取引協議会	—	チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
19	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
20	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
21	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
22	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
23	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	—
24	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
25	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
26	果実飲料公正取引協議会	—	・果実飲料等の表示に関する公正競争規約 ・合成レモンの表示に関する公正競争規約
27	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
29	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
30	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約
31	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
32	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
33	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
34	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
35	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
36	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
37	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
38	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
39	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
40	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
41	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
42	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
43	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しようちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留しようちゅうの表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
44	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
45	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
46	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
47	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
48	（公社）全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
49	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
50	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
51	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
52	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
53	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
55	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
56	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
57	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
58	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
59	（一社）自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
60	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
61	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
62	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
63	（一社）北海道不動産公正取引協議会		
64	東北地区不動産公正取引協議会		
65	（公社）首都圏不動産公正取引協議会		
66	北陸不動産公正取引協議会		
67	東海不動産公正取引協議会		
68	（公社）近畿地区不動産公正取引協議会		
69	中国地区不動産公正取引協議会		
70	四国地区不動産公正取引協議会		
71	（一社）九州不動産公正取引協議会		
72	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
73	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
74	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
75	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
76	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
77	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
78	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
79	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
80	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
81	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約

7　懇話会及び研究会

7－1　独占禁止懇話会

(1)　開催趣旨等

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため，公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し，併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として，昭和43年11月以来開催しているもので，平成29年６月現在，次の学界，言論界，消費者団体，産業界，中小企業団体等の有識者25名をもって開催されている。

会長	伊　藤　元　重	学習院大学国際社会科学部教授
会員	天　野　真　志	株式会社読売新聞東京本社編集局経済部長
	新　井　ちとせ	日本生活協同組合連合会副会長
	有　田　芳　子	主婦連合会会長
	依　田　高　典	京都大学大学院経済学研究科教授
	伊　藤　雄二郎	株式会社三井住友銀行副会長
	稲　垣　泰　弘	株式会社小松製作所常務執行役員経営管理部長
	及　川　　勝	全国中小企業団体中央会事務局次長
	太　田　　実	全国農業協同組合中央会常務理事
	大　高　和　雄	株式会社毎日新聞社論説委員
	川　田　順　一	ＪＸＴＧホールディングス株式会社取締役副社長執行役員
	川　濵　　昇	京都大学大学院法学研究科教授
	川　本　裕　子	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	岸　井　大太郎	法政大学法学部教授
	河　野　康　子	元一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長・共同代表
	泉　水　文　雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	高　橋　伸　子	生活経済ジャーナリスト
	土　田　和　博	早稲田大学法学学術院教授
	野　原　佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	細　田　　眞	株式会社榮太樓總本鋪代表取締役社長
	三　村　優美子	青山学院大学経営学部教授
	村　上　政　博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	由　布　節　子	弁護士
	吉　田　明　子	東洋大学経済学部教授
	ﾁｬｰﾙｽﾞ D.ﾚｲｸⅡ	アフラック　日本における代表者・会長

（役職は平成29年６月20日時点）

⑵　開催状況

回	開催年月日	議　　題
203	28. 4. 7	○　「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正について ○　「適正な電力取引についての指針」の改定について ○　「独占禁止法審査手続に関する指針」の策定について ○　学生向け広報活動（独占禁止法教室）について
204	28. 6.24	○　平成27年度における独占禁止法違反事件の処理状況 ○　平成27年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組 ○　平成27年度における主要な企業結合事例 ○　「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」について
205	28.12.22	○　携帯電話市場における競争政策上の課題について ○　介護分野に関する調査報告書について ○　課徴金減免制度導入後の10年の成果と今後の在り方
206	29. 4. 7	○　ビッグデータと競争政策について ○　流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針の見直しについて ○　「ブライダルの取引に関する実態調査報告書」及び「葬儀の取引に関する実態調査報告書」について ○　事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について
207	29. 6.15	○　独占禁止法研究会報告書について ○　平成28年度における独占禁止法違反事件の処理状況 ○　平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組

（注）平成28年４月から平成29年６月までの開催状況

７－２　独占禁止法研究会

⑴　開催趣旨等

課徴金制度が昭和52年に導入されて約40年が経過し，その間，数次の改正が行われているものの，事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており，現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため，経済・社会環境の不断の変化にも対応し得る課徴金制度の在り方について検討する必要がある。

また，諸外国において広く導入されているような，独占禁止法違反行為に対して，事業者の調査への協力・非協力の程度等を勘案して，当局の裁量により課徴金額を決定する仕組みを導入することは，事業者と公正取引委員会が協力して実態解明・事件処理を行う領域を拡大するものであり，事業者による自主的なコンプライアンスの推進にも資するものと考えられる。

加えて，経済活動のグローバル化が進展する中，我が国の課徴金制度と諸外国の制度との国際的整合性を向上させる必要があると考えられる。

公正取引委員会は，このような認識の下，課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として，各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催した。本研究会は，平成28年２月23日に初会合を開催して以来，計15回の会合を重ね，検討結果を踏まえて報告書を取りま

とめ，公正取引委員会は，平成29年４月25日にこれを公表した。

座　　長	岸　井　大太郎	法政大学法学部教授
座長代理	宇　賀　克　也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会　　員	井　手　秀　樹	慶應義塾大学名誉教授
	井　上　　隆	（一社）日本経済団体連合会常務理事
	及　川　　勝	全国中小企業団体中央会事務局次長
	大　沢　陽一郎	（株）読売新聞東京本社編集局次長
	大　竹　たかし	シティユーワ法律事務所　弁護士（オブ・カウンセル） 元東京高等裁判所部総括判事
	川　出　敏　裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒　木　麻　実	（公社）全国消費生活相談員協会関西支部副支部長
	佐　伯　仁　志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	泉　水　文　雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中　原　茂　樹	東北大学大学院法学研究科教授
	向　　宣　明	桃尾・松尾・難波法律事務所　弁護士（パートナー） 日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキンググループ事務局長
	村　上　政　博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
	柳　川　範　之	東京大学大学院経済学研究科教授
	若　林　亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

（役職は平成29年４月25日時点）

⑵　開催状況

回	開催年月日	議　　題
1	28. 2.23	○　研究会の運営について ○　課徴金制度の概要と見直しの視点について ○　研究会の進め方について
2	28. 3.18	○　大阪大学大学院　佐久間修教授（刑法）からのヒアリング ○　関西学院大学　曽和俊文教授（行政法）からのヒアリング
3	28. 4.22	○　宮川裕光弁護士（在日米国商工会議所競争政策タスクフォース委員長）からのヒアリング ○　欧州ビジネス協会からのヒアリング ○　亀岡悦子弁護士からのヒアリング
4	28. 5.20	○　多田敏明弁護士（日弁連推薦）からのヒアリング ○　日本経済団体連合会からのヒアリング ○　全国中小企業団体中央会からのヒアリング

5	28. 5.27	○　全国消費者団体連絡会からのヒアリング ○　日本労働組合総連合会からのヒアリング ○　東京大学大学院　宍戸常寿教授（憲法）からのヒアリング
6	28. 6.28	○　論点整理
7	28. 9.30	○　各論の検討 ・課徴金の算定基礎とする売上額の範囲 ・課徴金の算定基礎とする売上額の算定期間
8	28.10.28	○　各論の検討 ・課徴金の基本算定率，業種別算定率，中小企業算定率，加減算 ・調査協力インセンティブを高める制度
9	28.11.11	○　各論の検討 ・調査協力インセンティブを高める制度 ・和解制度 ・課徴金の賦課方式
10	28.11.25	○　各論の検討 ・課徴金制度の法的位置づけ ・調査妨害行為に対するペナルティー ・新制度に見合った手続保障
11	28.12.16	○　各論の検討 ・新制度に見合った手続保障 ・各論点の意見集約
12	29. 1.27	○　報告書案の検討
13	29. 2.10	○　報告書案の検討
14	29. 3. 1	○　報告書案の検討 ○　新制度全体の検証
15	29. 3.30	○　報告書案の検討

（ヒアリング対象者の役職は各会合開催日現在）

７－３　流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会

⑴　開催趣旨

平成３年に「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。）が策定されてから20数年が経過したところ，その後の我が国における流通実態の変化を踏まえ，流通実態に即した流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関して必要な検討を行うことを目的として，公正取引委員会は，各界の有識者から成る「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」を開催した。

座　長　　土　井　教　之　　関西学院大学名誉教授
イノベーション研究センター客員研究員
技術革新と寡占競争研究センター客員研究員

川　濵　　昇　　京都大学大学院法学研究科教授
滝　澤　紗矢子　　東北大学大学院法学研究科准教授
武　田　邦　宣　　大阪大学大学院法学研究科教授
中　尾　雄　一　　パナソニック㈱アプライアンス社日本地域コンシューマーマーケティング部門コンシューマーマーケティングジャパン本部法務部法務課課長
中　村　美　華　　㈱セブン＆アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサー
丸　山　正　博　　明治学院大学経済学部教授
丸　山　雅　祥　　神戸大学大学院経営学研究科教授
三　村　優美子　　青山学院大学経営学部教授
渡　邉　新　矢　　外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所　弁護士

（役職は平成29年３月23日時点）

⑵　開催状況

回	開催年月日	議　　題
1	28. 2.24	○　研究会の運営について ○　いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準等について
2	28. 3.11	○　いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準等について
3	28. 6.17	○　流通経済研究所からのヒアリング
4	28. 7. 8	○　電子情報技術産業協会からのヒアリング ○　新経済連盟からのヒアリング ○　アジアインターネット日本連盟からのヒアリング
5	28. 7.22	○　食品産業センターからのヒアリング ○　セブン＆アイ・ホールディングスからのヒアリング
6	28. 9.16	○　土田和博早稲田大学法学学術院教授からのヒアリング ○　流通・取引慣行ガイドラインの見直しに当たっての論点について
7	28.10. 7	○　最近の流通実態の変化（Ｅコマースの発展・拡大）について
8	28.10.28	○　最近の流通実態の変化（メーカーと流通業者の取引関係の実態等）について ○　ガイドラインの更なる明確化等（適法・違法性判断基準等について）
9	28.11.11	○　最近の流通実態の変化（総代理店・並行輸入品の実態等）について ○　「安売り業者への販売禁止」及び「価格に関する広告・表示の制限」の考え方
10	28.11.25	○　流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会報告書（案）について
11	28.12. 9	○　流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会報告書（案）について

12	29. 3. 23	○　流通・取引慣行ガイドラインの改正（案）について
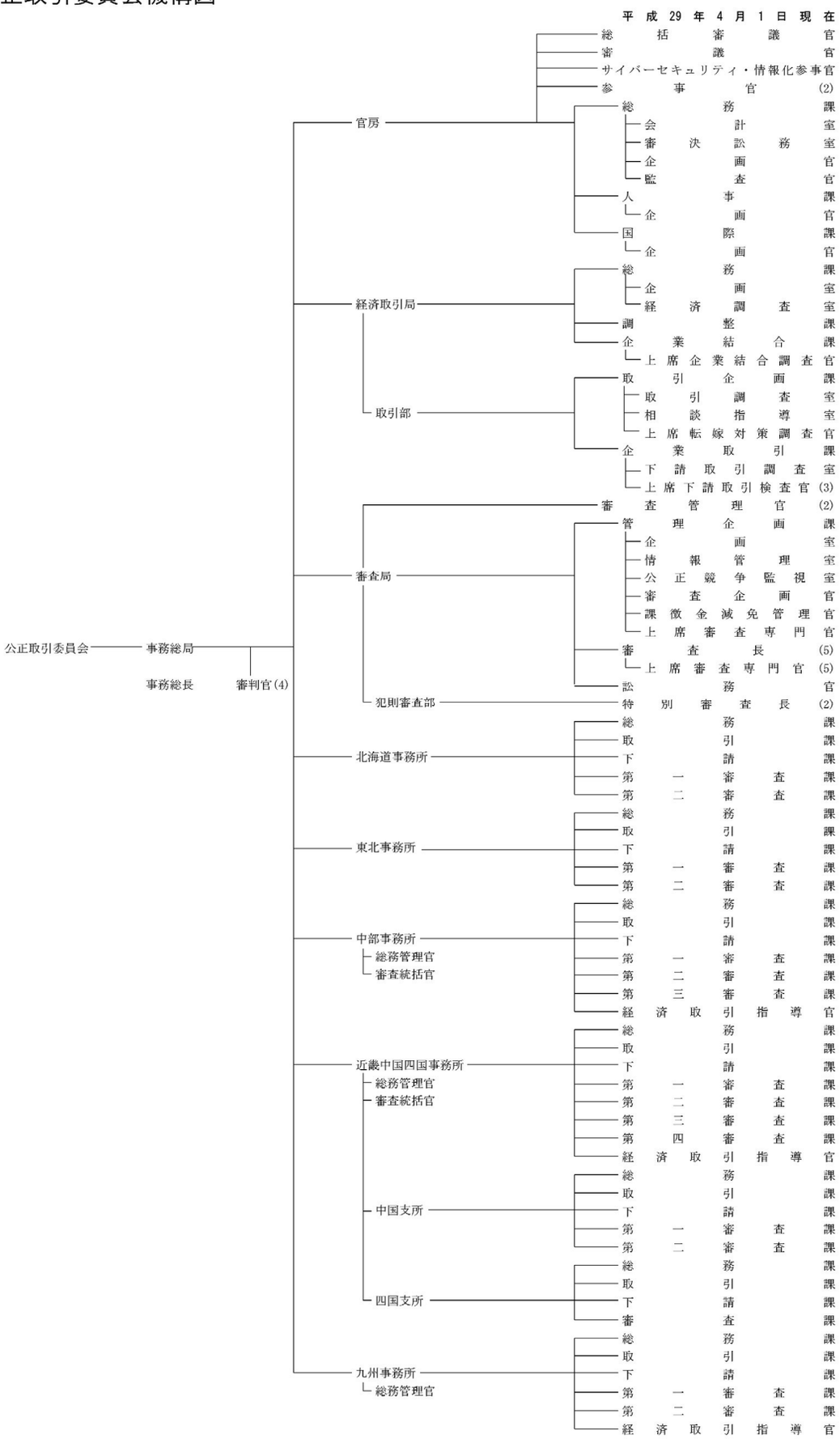
8 公正取引委員会機構図